

## ヨーロッパ研究センター設立 10 周年を祝して

南山大学学長

ハンス ユーゲン・マルクス

1991年4月、南山大学ヨーロッパ研究センターが、南山大学における4つ目の地域研究センターとして発足して今年10周年を迎えたことを、心から喜んでおります。

当初、ヨーロッパ研究センターは「日本とヨーロッパ諸国との相互理解に資することを目的とし、広く学際的視野に立ってヨーロッパに関する研究を行なう機関」であり、「特に、現代ヨーロッパ事情とその歴史的背景に研究の主眼を置く」ことを趣旨として設立され、ヨーロッパに関わる領域を研究対象とする学内外の研究者によるヨーロッパ研究の拠点を目指してきました。1995年に創刊された『南山大学ヨーロッパ研究センター報』も、以来順調に号を重ねており、そこには、このセンターにおいて着実にヨーロッパ研究の実績が積み重ねられつつあることがうかがわれます。

ところで、ミレニアムの交代という歴史的な節目を挟んだこの10年間、世界は複雑な変動を経験してきましたが、その主な震源の一つは他ならぬヨーロッパ地域であったと言ってよいでしょう。センター設立の前年に起きた、東西ドイツの統一達成、その先駆けとして、91年12月にはソ連邦が解体して独立国家共同体(CIS)が創設され、世界中を揺るがしました。この間、東西冷戦後の国際社会のなかでヨーロッパ地域の政治・経済・社会をめぐる情勢は、協調・統合と分裂・紛争という、全く相反する局面を呈しています。すなわち、欧州連合(EU)の結成と拡充、私たちの記憶にも新しい今年2002年の年頭に実施された統一通貨ユーロへの貨幣切り替え等、西ヨーロッパを主とする地域に著しいのは、欧州協調への動きです。一方、旧東欧地域では、異なる宗教・民族の間での対立・紛争が断続的に勃発し、国際情勢を左右する火薬庫の一つと目され続けています。しかし、その中でもポーランド、チェコ、ハンガリーをはじめとする6カ国が1998年3月に、ルーマニア、スロヴァキア等6カ国が2000年2月に加盟交渉を開始しており、欧州連合は確実に拡大に向かっていきます。こうした現代ヨーロッパの動きは、21世紀の世界とりわけ日本にとって、重大で密接な関わりを持っています。欧州連合の強化進展は、21世紀国際社会の中で、アメリカ、日本、そして今後めざましい飛躍が予想されるアジア諸国にとって、ヨーロッパの存在を強くアピールするものですし、また、旧東欧の紛争に対しては、その解決と安定回復に向

けて、日本の理解と協力が不可欠なものとなることでしょう。

こうして従来にも増して多岐多様にわたってゆくヨーロッパとの相互関連を、日本が、より良好な形で実現してゆくためにも、現代ヨーロッパの動向に関する研究の発展と深化をはかることは、ますます重要な課題となりつつあります。とりわけ、日本の主要都市の一つである名古屋に位置するカトリック大学である本学においては、建学の精神たるキリスト教世界観はヨーロッパ文明と深い関わりを持っており、ヨーロッパを統一的に理解するための研究成果を世に供してゆくという、このセンターの社会的役割は、今後ますます高まってくることでしょう。研究センターの今後いっそうの充実を期待いたします。

## 南山大学ヨーロッパ研究センター設立 10 周年 記念号の発行にあたって

センター長

友岡 敏明

当研究センターは、1991年4月1日に設立されました。以来、まる10年が経過いたしました。その間、最初の1年間は当センターの設立に尽力された故アルベルト・デワルト教授がセンター長事務取扱を務められ、引き続き1992年4月から1996年3月まで渡邊頼純教授、1996年4月から2000年3月までリチャード・ジップル教授が、それぞれ正規のセンター長として組織の運営と拡充に努めて来られました。

1991年といえば、丁度、ベルリンの壁の崩壊という象徴的な事件（1989年11月）とソ連邦の崩壊による冷戦構造の決定的な終焉（1991年8月）が記録された地殻変動的な激動期でした。また、この時期は、イデオロギーの分断によって覆い隠されていた大西洋からウラルまでの伝統的なヨーロッパ文化圏を復活させた時期でもありました。それがヨーロッパ研究の発展と深化の動機として自らを訴えるには、十分に魅力的でした。南山大学は、この好機を看過することなくヨーロッパ研究センターを発想し、ヨーロッパとわが国のこの地域の連絡役を買って出たわけであります。ただ、南山大学がその任を背負う覚悟を決めたには、単にヨーロッパの将来的な経済的発展の可能性に止目しただけではなく、ヨーロッパ文化圏を作り上げる際に無視し得ない作用因ないし駆動因としてのカトリック信仰があった点において（*una fides, unum imperium*）、中部地区で唯一のカトリック大学としての使命の自覚があったことを閑却すべきではありません。

省みますと、冷戦構造の崩壊とは別に進行していた動向、すなわち、ヨーロッパ文化圏が国際システムにおける政治的・経済的に有効なアクターとして発現する誘因として、足を引っ張り合うネーション・ステートの近代的システムからの脱却という理念と、当初はソ連、下っては米国と日本といった対抗スーパーステートの存在が投げかける現実的経済的刺激とが作り上げた統合的共同体への動向が、戦後50年かけて満潮を迎えたのが現在であろうと考えられます。このような地域的普遍化と個々の伝統的なネーション・ステートとの間の調和は忘れてはならない課題ですが、少なくとも欧州中央銀行体制と共通単一通貨ユーロ（1999～2002年：決済通貨からハード・カラシナーへ）の実現に窺われるような普遍化を成し遂げたわけです。そして、半世紀を

かけたヨーロッパは、1958年のEEC設立条約発効、1993年11月に発効のマーストリヒト条約(=ヨーロッパ連合(EU)条約)、1999年5月に発効のアムステルダム条約、2001年2月に調印されて各加盟国において批准手続が進みつつあるニース条約といった、共同体としての「基本的財産」(“*acquis*”)を着実に重ねつつ、これによってヨーロッパ連合の形成と冷戦崩壊後の世界がドッキングしようとする時期にさしかかっています。この推移を数字的に見れば、独仏中心に始まったEEC形成というビッグバンは、6カ国→9カ国(1980年：+英国、アイルランド、デンマーク)→10カ国(1981年：ギリシア)→12カ国(1986年：+スペイン、ポルトガル)→15カ国(1995年：+オーストリア、フィンランド、スウェーデン)と、そのいわば火焰圏を徐々に膨張させ、さらにポーランド、チェコ、スロヴァキア、ハンガリー、スロヴェニア、それにバルト3国といったヨーロッパ文化圏に復帰した諸国を内に取り込みつつあるといった構図であります。

翻って、当研究センターは、このような研究対象の進展に合わせる形で、ヨーロッパの飛躍的統合のメルクマール、マーストリヒト条約の発効を控えた1992年12月6日に、オックスフォード大学のバーナード・ラデン教授による公開講演会(演題：“European Community 1993”)を開催し、また1993年12月15日には、当センター設立を記念する公開シンポジウム(テーマ「ロシア・中東欧の変革とECの対応——その現状と課題——」)を、周到な準備の下、名古屋商工会議所大会議室で開催しました。さらに日欧関係の端緒を開いた聖フランシスコ・ザビエルの来日450年に当たる1999年12月8日には、南山大学創立50周年記念事業への協賛をも兼ねて、公開シンポジウム(テーマ：「聖フランシスコ・ザビエルと東洋世界の遭遇」)を開催いたしました。さらに、煩を避けるためにいちいち枚挙はしないまでも、本学の諸学部との共催による学内講演会やセミナーも多数開催してきたところであります。そして、研究機関の心臓部に当たる機関誌『ヨーロッパ研究センター報』も、1995年の創刊以来、継続発行を遂げてきおります。このように、当センターは、設立以来10年を閲する間、学内外へ向けたヨーロッパ研究・教育の普及に一定の寄与をしまいたと考えています。勿論、こうしたセンターの機能には、各方面からの賜ったご協力やご支援が大きな支えとなっていたことを自覚しております。ここに、誌上を借りて、そのお心添えに厚くお礼申し上げます。

当センターは、現在、経済、法、外国語の各学部所属の8名の研究員(含、センター長)を擁し、学際的視野に立ったヨーロッパ研究とその成果の普及をさらに推進していきたいと考えています。

## EU 金融構造の変化\*)

荒井好和

### 0. はじめに

欧州同盟 (EU) では 1980 年代の後半以降, 単一金融市場創設の掛け声のもとに, EU レベルと各国レベルの両面で, 国内・国際金融取引の規制緩和措置がとられてきた。こうした金融の自由化は, 当然のことながら, EU 加盟各国の金融機関・市場に強い競争圧力を加えることになる。各国の金融機関は提供する金融商品から組織の見直し・再構築にいたるまで, コストの削減と効率性の向上に努めざるを得ない。「静かな生活」を続けることは許されなくなったのである。

本稿の目的は, 80 年代から最近時に至るまでの EU の金融構造の変化を, 既存の各種のデータや文献から読みとることと, そうすることで今後の課題を探ることにある。しかし, これは容易いことではない。EU 各国は長い歴史のなかで, それぞれ固有の金融構造を育んできており, 複雑な金融制度を構築しているからである。本来ならば, 金融機関や市場の組織, 国境を越えた金融取引の形態と内容, 各国の法規制などさまざまな観点から個々の国々について立ち入った分析が必要であろう。また各国の金融構造を比較するためにはデータの充実が不可欠であるが, 整合的なデータを得ることは難しい。こうした種々の難しさから, 本稿の分析はきわめて限定的にならざるを得ないことを始めに断っておきたい。

### 1. EU の金融構造

いかなる経済も, 成長するためには, 経済内で生み出される余剰資金 (貯蓄) を生産的投資に結びつけなければならない。この貯蓄から投資へと至る資金の流れを効率的に運営する仕組み, いわば貯蓄・投資過程の制度化ないしは金融仲介過程を, 金融システムと呼ぶことにしよう。

金融システムは, 貯蓄・投資過程を円滑に進めるために, 貯蓄の動員, 不確実性への対処とリスクの管理, 異時点間の資源配分, 企業経営者のモニタリングといったさ

さまざまな機能を果たしている。しかし、これらの機能を、誰がどのようなルールのも  
とで担うかは、国によって異っている。

そこで本稿では、金融システムが果たすさまざまな機能を担う具体的な主体(組織、  
機関)・市場と、その行動を規定するルールや金融技術といった枠組み全体を金融構造  
と定義することにしよう。金融部門は、非金融部門へ各種の金融サービスを提供して  
いる銀行、保険会社、年金基金、証券市場などの特化した機関を指すものとする。定  
義上、金融構造とそこで遂行されている機能とは不可分に結びついているが、以下で  
の焦点は主として金融機関・市場の変化の過程にあり、機能に関わる諸問題は扱わな  
い。

金融構造をこのように定義するとき、ユーロ地域 (euro area)<sup>2)</sup> の金融構造はどの  
ような特徴をもっているのだろうか。しばしば、ユーロ地域は銀行中心の金融構造  
であるといわれるが、まずこの点から確かめておこう。

図表1は、銀行部門の預金・貸付残高と、資本市場の規模を示す債務証券および株  
式の発行残高それぞれの対GDP比をとったものである。参考のために、アメリカと日  
本の状況もあわせて示してある。

この図表に示されているように、ユーロ地域では、銀行貸付(103.2%)はアメリカ

図表1 ユーロ地域の金融構造  
(対GDP比, %, 1999年)

|                 | ユーロ圏  | アメリカ  | 日 本   |
|-----------------|-------|-------|-------|
| 銀行預金            | 77.8  | 55.2  | 111.7 |
| 銀行貸付<br>(貸付先別)  | 103.2 | 45.8  | 107.0 |
| 政府              | 13.5  |       |       |
| 法人企業            | 45.2  | 12.6  |       |
| 住宅貸付            | 27.8  | 24.6  |       |
| 家計              | 16.7  | 8.6   |       |
| 債務証券<br>(発行主体別) | 98.8  | 166.2 | 126.5 |
| 政府              | 54.9  | 48.4  |       |
| 銀行              | 36.4  | 46.8  |       |
| 法人企業            | 7.4   | 29.0  |       |
| 株式時価総額          | 90.2  | 179.8 | 133.7 |

(註)

(1)銀行預金と日本の数字はすべて1999年6月末時点。

(2)アメリカの債務証券(166.2%)は、政府関連企業が発行  
する証券を含む。

(資料) ECB Monthly Bulletin (2000), January p. 39,  
July p. 50.

EU 金融構造の変化 (荒井好和)

(45.8%) の 2 倍以上になっている一方で、債務証券や株式の比重はアメリカの半分程度であり日本より低い。また、債務証券のなかでは、政府部門のウェイトが高く(54.9%)、法人企業のそれが著しく低い(7.4%)。1999 年 1 月から始まった経済通貨同盟(EMU)の第 3 段階へ向けて、加盟各国は政府証券の削減をはかったものの、その水準は依然高い。

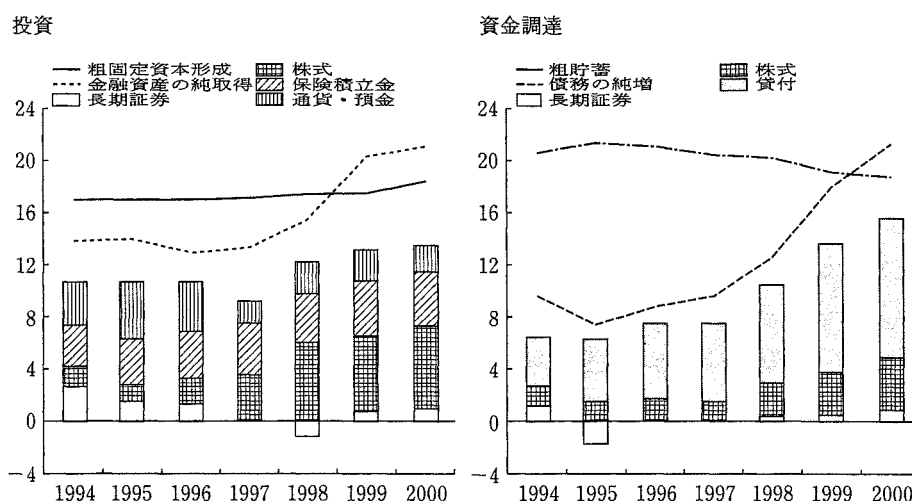
以上は、ストックからみた金融構造の特徴であるが、これをフローの側面から眺めてみよう。図表 2 は、1994 年から 2000 年までのユーロ地域の投資(資金運用)と資金調達(資金調達)の推移を同じく対 GDP 比で表したものである。

投資をみると、98 年以降、金融資産のネットの取得が急増し、その多くが株式に向かっていることがわかる。銀行預金は 2% 台で安定しているように見える。他方、資金調達の側では、95 年以降銀行貸付の増加が著しい。これは金利の低下局面で貸付需要が伸びたことと、銀行貸付市場の競争が激化したことによると思われる。株式による調達は漸次増えているものの、債券と同様に、調達に占めるウェイトは大きくない。

金融取引は景気循環に大きく作用される性質をもっているから、少ない指標からユーロ地域の金融構造の特徴を判断するには慎重でなければならないが、これらの図表からうかがう限り、ユーロ地域全体では資本市場の規模は拡大しつつあるものの、依然、銀行部門を志向する金融構造であるということが読みとれよう<sup>3)</sup>。

ところで、金融構造の変化の方向をみる場合にしばしば言及されるのが、ディスインターメディエーション(disintermediation)と呼ばれる現象である。ディスインターメディエーションは、貯蓄の吸収と投資資金の供給の両面における銀行部門のシェア

図表 2 民間非金融部門の投資と資金調達 (対 GDP 比, %)



(資料) ECB Monthly Bulletin (2002), March p. 53.

の低下として捉えられ、資金の仲介過程における銀行部門の相対的低下を表すものとして注目されてきた。

金融市場の自由化と情報通信技術の発達をもたらした金融発展は、アメリカにおいて典型的にみられるように、銀行以外の、とりわけ資本市場の取引に関わるさまざまな金融機関を現出させ、ディスインターメディエーションを促進させたといわれている<sup>4)</sup>。

しかし、ユーロ地域全体としては、銀行の比重は依然として大きい。銀行は預金の吸収と貸付供与を通じる仲介機能において引き続き中心的な役割を果しており、したがってディスインターメディエーションはそれほど進行していないといえる。ただし、それはあくまでも、アメリカと比較した相対的な意味においてである。ディスインターメディエーションをどう測るかは難しく、残念ながら、いまだ確立した測定尺度はない<sup>5)</sup>。また、ディスインターメディエーションが進行したとしても、そのことが直ちに銀行の役割と銀行収益の低下を意味するわけでもない。

このことを、傍証ではあるが一つの例で示しておこう。多くのEU加盟国では、アメリカと同様に、ディスインターメディエーションの担い手である投資信託会社、保険会社、年金基金といった機関投資家が増大してきているのは確かである。しかもこれらの金融機関の資産の増加はGDPの伸びよりも早い。なかでも、投資信託の成長はめざましい。

図表3は、1995年と1997年の二つの期間について、投資信託会社、保険・年金基金、銀行の三つの金融機関の資産規模を対GDP比で比較したものである。この表でいう各機関の相対的重要性の変化とは、三つの金融機関の資産の合計に対する各金融機関それぞれの資産の割合を、二つの期間で比べたものである。したがって、銀行資産が着実に増加していても、他の金融機関の資産が急速に増大している場合には、銀行資産の相対的シェアの変化はマイナスの値をとりうることになる。

このことに注意して図表3をみてみよう。まず、投資信託だけでなく銀行資産についても、ルクセンブルクの数字が群を抜いて高いのが目につくが、同国所在の銀行のほとんどすべてが外国銀行であることを考えれば、加盟国のなかでは特殊なケースといえよう。

資産の相対的シェアの変化をみると、三つの金融機関のなかでは、投資信託の成長が最も大きいことがわかる。なかでも、フィンランドは225.42%という高い成長を示しているが、全資産に占める投資信託の比重が小さい点を考慮すれば、むしろイタリア、スペインでの投資信託の急成長に注目すべきであろう。

図表3は、異なる金融仲介機関のあいだの相対的重要性の変化を示すものであるが、先にも述べたように、投資信託の躍進がそのまま銀行の重要性の低下を意味するわけではない。フランス、イタリア、スペインでは投資信託が保有する資産の3分の2以



EU 金融構造の変化（荒井好和）

図表 3 各種金融機関の相対的重要性

|         | 1995                |        |          | 1997                |        |          | 相対的重要性の変化 (%) |       |       |
|---------|---------------------|--------|----------|---------------------|--------|----------|---------------|-------|-------|
|         | 各機関の資産 (対 GDP 比, %) |        |          |                     |        |          | 1995-1997     |       |       |
|         | 投信                  | 保険・年金  | 銀行       | 投信                  | 保険・年金  | 銀行       | 投信            | 保険・年金 | 銀行    |
| ドイツ     | 16.33               | 32.28  | 222.95   | 24.72               | 36.99  | 255.82   | 29.62         | -2.02 | -1.86 |
| フランス    | 33.00               | 40.00  | 224.00   |                     | 45.00  | 244.60   |               |       |       |
| イタリア    | 7.20<br>(66.00)     | 17.40  | 150.00   | 18.90<br>(84.00)    | 19.40  | 155.40   | 136.89        | 0.50  | -6.61 |
| スペイン    | 17.95<br>(91.80)    | 17.80  | 182.75   | 34.93<br>(93.30)    | 21.71  | 183.23   | 77.13         | 11.04 | -8.67 |
| ルクセンブルク | 2,071.82<br>(90.00) | 44.82  | 3,604.39 | 2,770.98<br>(90.00) |        | 3,695.99 |               |       |       |
| オランダ    | 16.00<br>(52.00)    | 124.00 | 194.00   | 19.00<br>(50.00)    | 146.00 | 227.00   | 1.25          | 0.30  | -0.29 |
| ポルトガル   | 17.00<br>(99.60)    | 23.00  | 184.00   | 26.00<br>(99.60)    | 31.00  | 220.00   | 23.72         | 8.96  | -3.31 |
| フィンランド  | 0.95<br>(55.32)     | 38.42  | 122.26   | 3.05<br>(80.79)     | 42.46  | 113.35   | 225.42        | 12.45 | -5.67 |

(資料) ECB (1999). Annex2.

上は銀行勘定であるといわれている。図表の括弧内の数字は、銀行がコントロールする証券投資信託会社（UCITS：undertakings for collective investments in transferable securities）のシェアを示している<sup>6)</sup>。

ポルトガルでは、UCITS の 100% 近くが、オランダでも半分が銀行によって握られていることに注意されたい。ポルトガル、ルクセンブルク、スペイン、イタリアといった国では、銀行は投資信託業務に深く関わり、ディスインターメディエーションの一部を阻止しえている証左とみることができよう。投資信託の成長が銀行の地位の相対的低下を意味するわけではないのである<sup>7)</sup>。なお、この図表では、保険・年金基金の成長は投資信託のそれよりも低い<sup>8)</sup>が、多くの国で公的社会保障を再構築する政策が進行中であることから、これらは今後一層の成長が予想される。

以上、ユーロ地域全体においては、銀行以外の金融機関の伸張がみられるとしても、アメリカや日本と比べればいまだ銀行の比重は相対的に大きいことを確認した。そこでつぎに銀行に注目し、競争条件の激化という環境のなかで各国の銀行がどのような対応をしてくれているのか検討することにしよう。

## 2. 各国の銀行部門

### (1) ルールの変更

金融構造の中心をなす銀行の行動に影響を与える諸要因のなかで、最も重要なもの

は、金融取引のルールの変更と通信・情報技術の進歩であろう。ここではもっぱらルールの変更をとりあげることにする。

EU の場合、金融取引のルールの変更をもたらす要素は二つある。一つは、EMU を押し進め、単一金融市場を構築するという要請から出てくる EU レベルでのルールの変更である。いま一つは、それによって予想される競争条件の激化のなかで、自国の金融機関の地位確保を狙う EU 加盟国政府と銀行自身の要請から出てくる各国レベルでの対応である。

1980 年代の中頃まで、国によっては多少の違いがあるものの、欧州の銀行業は政府によって手厚く保護されてきた。銀行間の競争を制限する規制（参入規制・業務分野規制・金利規制・店舗規制など）によって市場は業態・地域別に分断され、超過利潤が保証されていた。そのような状況のなかで、単一欧州議定書（発効は 1987 年）が採択され、それに基づいて単一市場計画（SMP：Single Market Programme）がスタートすることになる。いわば SMP は、国内と国際の両面にわたって銀行業の自由化を進めるという EU レベルでの公約であった<sup>8)</sup>。

EU は、単一市場の確立と並行して、新たな規制の枠組みを構築するために一連の指令（Directives）を導入した。これらの指令は、順次、各加盟国の国内法に盛り込まれることになるが、その目的に応じて分類すれば、構造的規制とブルーデンシャル規制とに分けることができよう。

構造的規制とは、金融部門内の競争に直接影響を与えるような規制であり、たとえば最低資本金などがこれにあたる。資本移動の自由化措置も含まれよう。こうした構造的規制の多くは漸次緩和ないし撤廃される傾向にあるが、すべての規制が無くなるわけではない。これに対して、ブルーデンシャル規制はむしろ強化される方向にある。自己資本やラージ・イクスポージャー（持高リスク規制）をはじめとするいわゆるバランス・シート規制やセーフティ・ネットである預金保険など、金融市場の信認と安定性強化に資すると考えられる規制は、各国との調和をはかりつつ強化されてきている。

図表 4 は、主要な指令が各国内でいつ立法化されたかを示している。これは EU レベルのルールの変更に対する各国の対応をみるためである。このなかで、SMP の柱になっていたのは自己資本指令（I, II）と第 2 次銀行指令である。ほとんどの国が 1993 年ないし 94 年までに立法化している。これに対して、国際資本移動の自由化措置は、国ごとのばらつきが大きいことに注意されたい<sup>9)</sup>。

利子率規制の緩和は、EU レベルでの法制化はなく、その判断は各国に委ねられている。イギリスが最も早く、ドイツとオランダも 80 年代初めには金利自由化に踏み切っている。ここでも国ごとのばらつきは大きく、イギリスと自由化が遅れたアイルランド・ギリシャでは 14 年間の開きがある。これは EU が単一市場へ向かうなかで、競争

EU 金融構造の変化（荒井好和）

図表 4 各国の立法化の時期

|                       | ベルギー | デンマーク | アイルランド | フランス | ドイツ  | ギリシャ |
|-----------------------|------|-------|--------|------|------|------|
| 第 1 次銀行指令 (1977)      | 1993 | 1980  | 1989   | 1980 | 1978 | 1981 |
| 資本移動自由化指令(1988)       | 1991 | 1982  | 1985   | 1990 | 1967 | 1994 |
| 自己資本指令(I) (1989)      | 1994 | 1990  | 1991   | 1990 | 1992 | 1992 |
| 第 2 次銀行指令 (1989)      | 1994 | 1991  | 1992   | 1992 | 1992 | 1992 |
| 自己資本指令(II) (1989)     | 1994 | 1990  | 1991   | 1991 | 1992 | 1992 |
| ラージ・イクスポージャー指令 (1992) | 1994 | 1993  | 1994   | 1993 | 1995 | 1994 |
| 預金保険指令 (1994)         | 1994 |       | 1995   | 1995 | 1995 | 1995 |
| 利子率の規制緩和              | 1990 | 1988  | 1993   | 1990 | 1981 | 1993 |

|  | オランダ | イタリア | ルクセンブルク | ポルトガル | スペイン | イギリス |
|--|------|------|---------|-------|------|------|
|  | 1978 | 1985 | 1981    | 1992  | 1987 | 1979 |
|  | 1980 | 1983 | 1990    | 1992  | 1992 | 1979 |
|  | 1991 | 1993 | 1992    | 1993  | 1993 | 1992 |
|  | 1992 | 1992 | 1993    | 1992  | 1994 | 1993 |
|  | 1991 | 1993 | 1993    | 1992  | 1993 | 1992 |
|  | 1993 | 1994 | 1993    | 1992  | 1993 | 1993 |
|  | 1995 |      |         | 1995  |      | 1995 |
|  | 1981 | 1990 | 1990    | 1992  | 1992 | 1979 |

(資料) Economic Research Europe (1997) p. 12, Appendix A. 10.

に対する各国政府の政策や銀行の戦略の違いをみる上できわめて興味深い指標である。

この図表から、欧州委員会の提案とそれが加盟国内で立法化されるまでには、平均して3年程度かかっていることが解る。この期間、委員会の提案はEU理事会や議会での精査に委ねられるが、各国で立法化される段階では「不整合で、曖昧で不公平」な妥協の産物になり勝ちであると、EU当局自らが認めている<sup>10)</sup>。ここにも、利子率規制の緩和とはまた異なった意味での、ルールの変更に対する各国の利害の対立からくる対応の違いをみることができる。

(2) 銀行部門の再編成

以上の背景を念頭においたうえで、各国の銀行行動に焦点をあわせてみたい。

図表 5 は、1985 年から 1998 年までの各国の銀行数の変化をみたものである<sup>11)</sup>。まず第 1 に、各国の銀行の総数は、ルクセンブルクを除いていずれも減少している。ルクセンブルクとアイルランドの増加は、外国銀行の進出によるものである。銀行数が減少している期間は、1990 年以降のとくに 90-95 年が顕著であるが、それに留まらずに 98 年に至るまで続いている<sup>12)</sup>。

第 2 に、商業銀行は、フランス、スペイン、ベルギーでは一時増加傾向にあったものの、その後は減少に転じている。しかし、これら以外の国では、商業銀行はいずれ

図表5 銀行数の推移

|         |        | 1980  | 1985   | 1990   | 1995   | 1997   | 1998   |
|---------|--------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|
| ドイツ     | 商業銀行   |       | 245    | 338    | 331    | 322    | 323    |
|         | 貯蓄銀行   |       | 602    | 781    | 637    | 611    | 607    |
|         | 協同組合銀行 |       | 3,664  | 3,384  | 2,595  | 2,422  | 2,253  |
|         | 総銀行数   | 5,356 | 4,739  | 4,711  | 3,785  | 3,578  | 3,404  |
| フランス    | 商業銀行   |       | (358)  | (419)  | 422    | 406    | 382    |
|         | 貯蓄銀行   |       | (468)  | (186)  | 35     | 34     | 34     |
|         | 協同組合銀行 |       | (195)  | (173)  | 132    | 127    | 124    |
|         | 総銀行数   | ..    | 2,105  | 2,027  | 1,469  | 1,299  | 1,237  |
| イタリア    | 商業銀行   |       | (121)  | (136)  | 225    | 283    | 302    |
|         | 貯蓄銀行   |       | (89)   | (47)   | ..     | ..     | ..     |
|         | 協同組合銀行 |       | (841)  | (811)  | 715    | 652    | 619    |
|         | 総銀行数   | 1,156 | 1,192  | 1,156  | 970    | 935    | ..     |
| スペイン    | 商業銀行   |       | 139    | 154    | 170    | 159    | 152    |
|         | 貯蓄銀行   |       | 79     | 66     | 51     | 51     | 51     |
|         | 協同組合銀行 |       | 146    | 107    | 97     | 97     | 97     |
|         | 総銀行数   | ..    | 695    | 696    | 506    | 416    | 404    |
| ベルギー    | 商業銀行   |       | 94     | 95     | 103    | 101    | 90     |
|         | 貯蓄銀行   |       | 31     | 28     | 25     | 21     | 18     |
|         | 協同組合銀行 |       | 24     | 24     | 16     | 12     | 11     |
|         | 総銀行数   | 176   | 165    | 157    | 145    | 134    | 120    |
| アイルランド  | 商業銀行   |       | (38)   | (34)   | 44     | 48     | 50     |
|         | 貯蓄銀行   |       | (4)    | (2)    | ..     | ..     | ..     |
|         | 協同組合銀行 |       | ..     | ..     | 4      | 3      | 7      |
|         | 総銀行数   | ..    | 58     | 48     | 48     | 51     | 57     |
| ルクセンブルク | 商業銀行   |       | 106    | 155    | 193    | 188    | 182    |
|         | 貯蓄銀行   |       | ..     | ..     | ..     | ..     | 0      |
|         | 協同組合銀行 |       | (2)    | (2)    | ..     | 2      | 2      |
|         | 総銀行数   | 111   | 118    | 177    | 220    | 215    | 209    |
| オランダ    | 商業銀行   |       | 83     | 97     | 98     | 98     | 94     |
|         | 貯蓄銀行   |       | 66     | 54     | 26     | 26     | 24     |
|         | 協同組合銀行 |       | 1,877  | 878    | 547    | 481    | 444    |
|         | 総銀行数   | ..    | 2,055  | 1,058  | 721    | 650    | 606    |
| ポルトガル   | 商業銀行   |       | (23)   | (33)   | 47     | 60     | 62     |
|         | 貯蓄銀行   |       | (14)   | (10)   | 8      | 9      | 9      |
|         | 協同組合銀行 |       | (189)  | (222)  | 183    | 170    | 160    |
|         | 総銀行数   | ..    | ..     | ..     | 319    | 327    | 297    |
| イギリス    | 商業銀行   |       | (605)  | (548)  | 483    | 480    | 464    |
|         | 貯蓄銀行   |       | (167)  | (117)  | 80     | 71     | 71     |
|         | 協同組合銀行 |       | ..     | ..     | ..     | ..     | ..     |
|         | 総銀行数   | ..    | ..     | ..     | 564    | 551    | ..     |
| アメリカ    | 商業銀行   |       | 14,417 | 12,347 | 9,942  | 9,143  | 8,774  |
|         | 貯蓄銀行   |       | 3,626  | 2,815  | 2,030  | 1,780  | 1,687  |
|         | 協同組合銀行 |       | ..     | 12,860 | 11,687 | 11,238 | ..     |
|         | 総銀行数   | ..    | 18,043 | 28,022 | 23,659 | 22,161 | 10,461 |

(註) 1. ルクセンブルクの商業銀行はすべて外国銀行。

2. イギリスの貯蓄銀行は住宅金融組合。

3. アメリカの貯蓄銀行は貯蓄金融機関、協同組合銀行は信用組合。

(資料) 1. 1980年についてはECB (1999), また括弧内の数値はEconomic Research Euro (1997). pp. 68-69 による。

2. Belaisch, S. et al (2001). pp. 68-70 より作成。

も増加している。他方で、貯蓄銀行（saving banks）と協同組合銀行（cooperative banks）<sup>13)</sup>は、期間中急減している。

第3に、前述の規制枠組みの変化との関連でいえば、銀行総数が大きく減少している1990-95年の期間は、自己資本指令や第2次銀行指令が加盟国内で立法化された時期と重なっている。このことから、SMPが銀行に何らかの影響を与えたことが予想されるが、SMPの影響を過大視することは危険かもしれない。銀行が、各指令の国内法への法制化を見越した予防的な行動をとるとすれば、SMPの影響は80年代半ば以降から顕在化しているとみななければいけないからである。

80年代の後半に顕著に銀行数を減らしているのは、ルクセンブルクとオランダである。1981年には、オランダはドイツとともに金利規制を撤廃している。ドイツが1980年から85年までの間に10%以上銀行数を減らしていること、そしてまた各国の利子率規制の撤廃が90年代初期であり、90-95年に各国の銀行数が減少していることなどを照らし合わせると、SMPよりも利子率規制撤廃による競争圧力の方が強い影響を与えたかもしれない<sup>14)</sup>。

しかし、いずれにせよ、1990年以降、ユーロ地域の国々で銀行の再編成が活発におこなわれてきたことは事実である。とりわけ、貯蓄銀行と協同組合銀行の大幅な減少は、リテールの分野で合併を中心とした再編がドラステイックに進行していることを示している<sup>15)</sup>。

興味あることは、こうした再編によってリテール業務を中心とする銀行が大手商業銀行や外国銀行に飲み込まれてしまうのではなく、依然として強固な存在基盤をもっていることである。その理由はこれらの銀行の所有権構造に依る部分が大きいと思われる。たしかに、図表6にみられるように、EUの大国においては、貯蓄・協同組合銀行が預金・貸付全体に占める割合は大きく、商業銀行に匹敵するシェアを維持している。金融の再編という場合、少数の大規模銀行や外国銀行によるホール・セール部門での合併・買収（M&A）が喧伝されがちであるが、EUでは貯蓄・協同組合銀行の動向に注意が払われるべきである。

### 3. 銀行部門の集中度

さて、銀行部門の再編成によって、銀行市場はどのような影響をうけるであろうか。銀行の合併が市場に与える効果をみるために、銀行の集中度の変化を追ってみよう。

図表7は各国における上位5行の集中度である。これから興味あることがわかる。まず、大部分の国で、1990年以降、預金・貸付・総資産すべての集中度が上昇している。これを少し仔細にみれば、預金・貸付ともに、90-95年の間に比較的大きな変化のあったことがわかる。この期間中、集中度は上昇を示し、それ以降は安定している。

図表6 各銀行の市場シェア

(1998年末,%)

|           | 総資産のシェア | 預金のシェア | 貸付のシェア |
|-----------|---------|--------|--------|
| ドイツ       |         |        |        |
| 商業銀行      | 47.9    | 43.9   | 47.3   |
| 貯蓄・共同組合銀行 | 27.8    | 50.2   | 33.4   |
| その他       | 24.2    | 5.9    | 19.2   |
| フランス      |         |        |        |
| 商業銀行      | 54.1    | 38.4   | 43.5   |
| 貯蓄・共同組合銀行 | 28.4    | 60.1   | 36.5   |
| その他       | 17.5    | 1.5    | 20.0   |
| イタリア      |         |        |        |
| 商業銀行      | 81.1    | 83.2   | 85.0   |
| 貯蓄・共同組合銀行 | 13.3    | 15.7   | 13.6   |
| その他       | 5.6     | 1.1    | 1.4    |
| スペイン      |         |        |        |
| 商業銀行      | 55.7    | 48.6   | 52.7   |
| 貯蓄・共同組合銀行 | 38.7    | 48.1   | 40.2   |
| その他       | 5.6     | 3.3    | 7.1    |

(資料) Belaisch, S. et al (2001). p. 8.

この動きは資産についても基本的に変わらない。ただ、預金・貸付・資産いずれでもよいが、1980年と比較すると、ポルトガルとアイルランドを除いて、集中度はそれほど変わっているわけではない。

それでもいくつかのグループ分けができるように思われる。集中度10-30%の幅の中に、イギリス、イタリア、ルクセンブルク、ドイツが、60-90%ではオランダ、ポルトガル、ベルギーが、そしてこれらの中間帯にスペイン、アイルランド、フランスというように、三つのグループに分けられる。総じて、EUのなかの4大国の集中度が相対的に低いのが注目される。また4大国では外国銀行（支店と子会社）の市場シェアは小さく、国内資産全体に占めるシェアは5~10%程度にすぎない。

ただ、上位5行の集中度には、前にみたリテール業務を中心とする弱小銀行の間で生じている活発な組織の再編成の効果が反映されていない。そこで、この点を考慮して各国の銀行の総資産についてハーフィンダール指数をみてみると、図表8のようになっている<sup>16)</sup>。

これをみても、上位5行の場合と同様に、国ごとのばらつきは大きい。しかし、1998年以降スペイン、フランスで集中度の上昇がみられるものの、4大国が一つのグループとして低位にあることが明確にみてとれる。この結果は、これらの国々における貯蓄・協同組合銀行の存在の大きさを改めて示しているといえよう<sup>17)</sup>。

このように、1990年以降、とくに90-95年にかけてEU加盟国では銀行の合併に

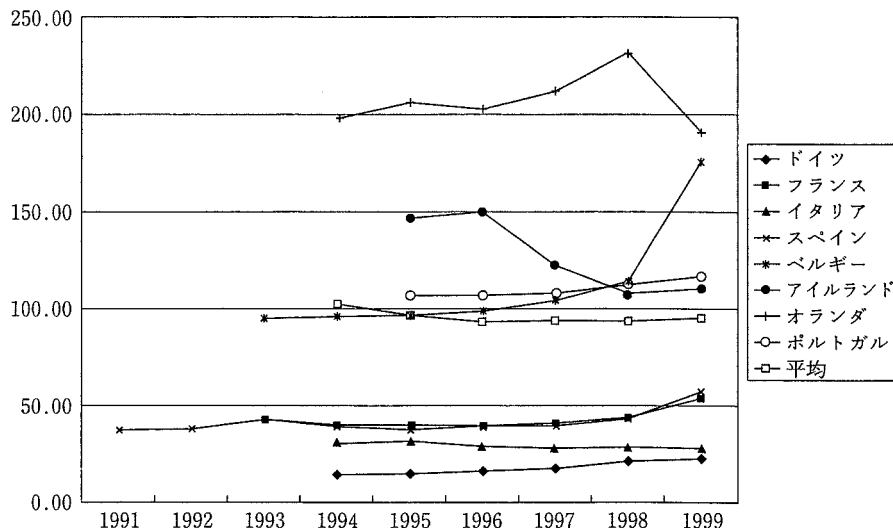
## EU 金融構造の変化（荒井好和）

図表7 銀行の集中度（上位5行）

|         | 1980  | 1985  | 1990  | 1995  | 1996  | 1997  | %変化<br>85-95 | %変化<br>95-96 | %変化<br>96-97 |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------------|--------------|--------------|
| ドイツ     |       |       |       |       |       |       |              |              |              |
| 資産      |       |       | 13.91 | 16.67 | 16.08 | 16.68 |              | -3.54        | 3.73         |
| 貸付      |       |       | 13.48 | 13.83 | 13.26 | 13.71 |              | -4.12        | 3.39         |
| 預金      |       |       | 11.57 | 12.55 | 14.02 | 14.19 |              | 11.71        | 1.21         |
| フランス    |       |       |       |       |       |       |              |              |              |
| 資産      |       | 46.00 | 42.50 | 41.30 | 41.20 | 40.30 | -10.22       | -0.24        | -2.18        |
| 貸付      |       | 48.70 | 44.70 | 46.80 | 48.60 | 48.30 | -3.90        | 3.85         | -0.62        |
| 預金      |       | 46.00 | 58.70 | 68.10 | 68.80 | 68.60 | 48.04        | 1.03         | -0.29        |
| イタリア    |       |       |       |       |       |       |              |              |              |
| 資産      |       | 20.90 | 19.10 | 26.10 | 25.40 | 24.60 | 24.88        | -2.68        | -3.15        |
| 貸付      |       | 16.60 | 15.10 | 26.30 | 26.60 | 25.90 | 58.43        | 1.14         | -2.63        |
| 預金      |       | 19.90 | 18.60 | 42.10 | 40.40 | 36.70 | 111.56       | -4.04        | -9.16        |
| スペイン    |       |       |       |       |       |       |              |              |              |
| 資産      | 40.10 | 38.10 | 34.90 | 45.55 | 44.35 | 43.60 | 19.55        | -2.63        | -1.69        |
| 貸付      | 36.70 | 35.10 | 33.40 | 43.12 | 42.54 | 42.13 | 22.85        | -1.35        | -0.96        |
| 預金      | 37.20 | 35.10 | 31.40 | 39.20 | 39.78 | 38.16 | 11.68        | 1.48         | -4.07        |
| ベルギー    |       |       |       |       |       |       |              |              |              |
| 資産      | 54.00 | 48.00 | 48.00 | 54.00 | 55.00 | 57.00 | 12.50        | 1.85         | 3.64         |
| 貸付      | 55.00 | 54.00 | 58.00 | 61.00 | 63.00 | 66.00 | 12.96        | 3.28         | 4.76         |
| 預金      | 63.00 | 62.00 | 67.00 | 62.00 | 61.00 | 64.00 | 0.00         | -1.61        | 4.92         |
| アイルランド  |       |       |       |       |       |       |              |              |              |
| 資産      | 59.10 | 47.50 | 44.20 | 44.40 | 42.20 | 40.70 | -6.53        | -4.95        | -3.55        |
| 貸付      | 44.40 | 47.70 | 42.90 | 47.50 | 46.40 | 46.80 | -0.42        | -2.32        | 0.86         |
| 預金      | 52.90 | 62.60 | 43.70 | 52.60 | 51.20 | 50.20 | -15.97       | -2.66        | -1.95        |
| ルクセンブルク |       |       |       |       |       |       |              |              |              |
| 資産      | 31.06 | 26.83 |       | 21.23 | 21.81 | 22.43 | -20.87       | 2.73         | 2.84         |
| 貸付      |       |       |       | 15.13 | 30.06 | 28.63 |              | 98.68        | -4.76        |
| 預金      |       |       |       | 22.48 | 27.76 | 28.02 |              | 23.49        | 0.94         |
| オランダ    |       |       |       |       |       |       |              |              |              |
| 資産      |       | 69.30 | 73.40 | 76.10 | 75.40 | 79.40 | 9.81         | -0.92        | 5.31         |
| 貸付      |       | 67.10 | 76.70 | 78.50 | 78.10 | 80.60 | 16.99        | -0.51        | 3.20         |
| 預金      |       | 85.00 | 79.50 | 81.90 | 81.30 | 84.20 | -3.65        | -0.73        | 3.57         |
| ポルトガル   |       |       |       |       |       |       |              |              |              |
| 資産      | 60.00 | 61.00 | 58.00 | 74.00 | 80.00 | 76.00 | 21.31        | 8.11         | -5.00        |
| 貸付      | 60.00 | 60.00 | 57.00 | 73.00 | 76.00 | 75.00 | 21.67        | 4.11         | -1.32        |
| 預金      | 62.00 | 64.00 | 62.00 | 76.00 | 81.00 | 79.00 | 18.75        | 6.58         | -2.47        |
| イギリス    |       |       |       |       |       |       |              |              |              |
| 資産      |       |       |       | 27.00 | 28.00 | 28.00 |              | 3.70         | 0.00         |
| 貸付      |       |       |       | 25.00 | 26.00 | 26.00 |              | 4.00         | 0.00         |
| 預金      |       |       |       | 25.00 | 27.00 | 26.00 |              | 8.00         | -3.70        |
| EU平均    |       |       |       |       |       |       |              |              |              |
| 資産      |       |       |       | 51.31 | 51.86 | 52.57 |              | 1.07         | 1.36         |
| 貸付      |       |       |       | 51.60 | 52.80 | 52.56 |              | 2.34         | -0.46        |
| 預金      |       |       |       | 55.05 | 55.24 | 55.31 |              | 0.35         | 0.14         |

(資料) ECB (1999). Annex 3.1-3.3.

図表8 銀行の集中度 (ハーフィンダール指数)



(資料) Corvoisier and Gropp (2001) p. 29 より作成。

よって市場構造は大きく変化してきた。すなわち銀行の再編成は、全体的にみれば、集中度を上昇させ少数の銀行による市場支配力を強化する方向で作用してきたといえる。ここまでは図表が示すとおりである。

しかし、市場支配力の強化は、銀行部門全体の効率性を向上させたのであろうか、それとも逆に、市場支配力が強まったことによって市場の競争圧力は弱まったのであろうか。この問いに対する答えは難しい。

ECB (1999) や OECD (2001) のデータをみると、この期間ほとんどすべての国で、資産に対する預貸金利の割合は、緩やかにあるいは大幅に低下している。ドイツはほとんど変化していない。他方で、非金利収入の割合はどの国も大きく伸びている。こうした傾向は、金利の低下局面で、銀行が全体として、伝統的な商業銀行業務から離れてよりリスクをとるような行動にシフトしていることを窺わせるけれども、集中度・市場支配力・競争圧力との関係に直接答えるものではないからである。集中度が上昇し競争圧力が強まったために銀行が効率性向上をはかり、その結果貸出金利が低下したと考えるができる。あるいはまた、一時的な金利低下を反映しているだけかもしれない。

集中度の上昇をどう捉えるかについては、相対立する立場がある。ひとつは、集中度の上昇はその部門の全体的な効率性を高めるという立場。いまひとつは、少数者による市場支配力が強まるために、銀行は共謀してレントを引き出す、すなわち市場の競争圧力を弱めるという立場である。

こうした問題を直接取り上げて分析しているものはそれほど多くなく、<sup>18)</sup> いまだ説



## EU 金融構造の変化（荒井好和）

得的な結果が得られているわけではない。詳細な分析を行うためには、金融商品別、業態別の集中度を測るだけでなく、加盟国の銀行の行動様式を特定化する必要がある。そのためには、国内銀行のみならず cross-border 取引を行っている外国銀行の存在を考慮すること、分断市場か統合された市場であるのかを特定化するなど、EU の銀行市場についてより多くの情報が必要である。これらの問題は、より整合的なデータが整うであろう今後の大きな課題である。

### 注

\*) 本稿は、金融システム研究会および南山大学ヨーロッパ研究センター定例研究会で発表した内容を大幅に書き直したものである。紙幅の関係上、金融構造の変化をもたらす法的側面の影響については割愛せざるを得なかった。なお、両研究会の出席者からは多くのコメントをいただいた。記して感謝したい。

- 1) 金融システムや金融構造の定義は、専門家の間でも必ずしも一致しているわけではない。機能論的アプローチに立てば、それぞれの金融機能がどの主体・組織によって遂行されるかは本質的な問題ではない。担当主体は時間とともに代わりうるということになる。これに対して、たとえば、Schmidt (1999) は、金融機関はもちろん、金融取引をおこなうすべての経済主体およびそれら主体の金融行動、企業統治、企業戦略までを金融システムのサブシステムと定義し、金融システムはサブシステムの有機的な結合から成り立っていると考える。これより、彼によれば、金融システムの変化は、その国の金融的側面だけでなく実物的側面におよぶ大きな動態的变化を意味することになる。なお、Schmidt とは異なる視点から、金融構造の変化と金融機能の関連を分析したものと Stulz (2000) を挙げておきたい。
- 2) ユーロ地域とは、ベルギー、ドイツ、スペイン、フランス、アイルランド、イタリア、ルクセンブルク、オランダ、オーストリア、ポルトガル、フィンランドの 11 か国を指す。また、2001 年 1 月以降はギリシャを含む 12 か国。
- 3) こうした特徴はしばしば、bank-dominated financial structure とか、bank-centered system といった表現で強調されている。
- 4) 銀行部門のシェア低下は、これを表面的に捉えたと、銀行業衰退論へ容易に転化する。アメリカにおいて商業銀行は、1970 年代の半ばに金融機関が保有する全資産の 45% 以上を占めていたが、90 年代半ばには 30% へと低下した。これを受けて、一部の専門家は商業銀行衰退論を主張した。しかし、この主張には、80 年代初め以降活発になっていた外国銀行による貸付が無視されていたこと、伝統的な商業銀行業務からオフ・バランス・シート取引へのシフト（貸付の証券化）が考慮されていないなどの問題点があったことが指摘されている。Danthine, Giavazzi, Vives and von Thadden (1999). pp. 25-32 参照。
- 5) アメリカと異なり、欧州についてはデータの制約もありディスインターメディエーションに関する分析は少ない。そのなかで、一例として、Schmidt, Hackethal and Tyrell (1999) を挙げ

ておこう。彼らは資金循環表から仲介比率 (intermediation ratio) と証券化比率 (securitization ratio) を導き、それらの値をドイツ、フランス、イギリスの3か国について比較している。彼らによれば、これらの諸国では、デスインターメディエーションへ向かう一般的な趨勢はなく、銀行中心の金融システムから資本市場中心の金融システムへ向かう一般的な傾向もないという。とくに、ドイツの銀行中心の金融構造はきわめて安定的であることと、フランスの金融構造が不安定であることが強調されている。金融構造が銀行中心かそれとも資本市場中心かという問題は、いわゆる金融構造の収斂問題として注目を集めてきている。ポイントとなるのは、どのような測定尺度を用いるかである。シェイバーク (2000) を参照されたい。この問題は、後述するように、単一金融市場創設へ向けてさまざまな金融規制の「収斂」を図っているEUにとっては、企業統治 (corporate governance) の在り方とも関わる重要な問題である。これについては、Stulz (2000) が詳細な議論を展開している。

- 6) UCITS は、譲渡可能証券の集合投資会社とも訳される場合がある。この法規制は、投資信託指令 (1985年12月) にはじまる。この指令は、UCITS の認可、監督、構成、投資方針などを規定すると同時に、1つの加盟国で認可される UCITS は EC 全域で販売できることを認めたものである。なおここで、譲渡可能証券 (transferable securities) とは、政府証券、会社株式、応募または交換により株式を取得する権利を与える流通可能な証券、預託証書 (DR)、連継発行される債券、指数ワラント、応募によりそれらの債券を取得する権利を与える証券など、資本市場において通常取引されている証券を意味する (投資サービス指令: 93/22/EEC) が、いわゆるオープン・エンド型ユニット・トラストの総称である。投資サービス指令については、日本証券経済研究所 (1994) を参照されたい。
- 7) いうまでもなく、図表3は各金融機関の資産の大きさを表しているのであって、それらの機関がどの程度銀行の支配下にあるかを直接に示すものではない。EU内の銀行は、後述の第2次銀行指令によってユニバーサル・バンキングが可能になり、一部の大手の銀行は bancassurance ないし allfinanz と称される金融複合体への傾斜を強めつつある。金融複合体への移行は、金融機関相互の所有関係の観点からも今後の重要な研究課題になると思われる。金融サービスの統合への動きについては、たとえば、Van den Berghe, Verweire and Carchon (1999) を参照されたい。
- 8) 単一欧州議定書では、域内市場という概念がはじめて導入され、1992年末までに、市場統合の妨げとなる域内のすべての障壁をすべて撤廃することが目指された。
- 9) 第2次銀行指令は、EUの銀行部門の規制枠組みを提示したものとして重要な意味をもつ——とくに、銀行の支店・金融商品についてホスト国の認可を必要としない単一銀行ライセンスないし相互承認の原則、他国の銀行支店はホスト国の監督・統制ではなく母国のそれにしたがうという母国統制の原則、最低必要資本・銀行の主要株主・銀行の非金融部門への参加の制限に関する監督基準の調和の重視など。指令の詳細な内容については、日本証券経済研究所 (1994) 参照。また、プレトン・ウッズ体制のもとで、資本移動の規制がいかなる意味をもっていたか、また資本移動の制約が金融構造や金融発展にいかなる影響を及ぼしたかは極めて興味深いテーマであるが、ここで取り上げる余裕はない。アイケングリーン (1999)、Rajan and Zingales (2000) を参照されたい。
- 10) European Commission (2001) p. 161. ラムファルジー委員会 (Lamfalussy Committee) の設

## EU 金融構造の変化（荒井好和）

置は、こうした事態への対応にあるとされている。

- 11) ただし、統計上の不整合のために厳密な数字ではない。あくまでも概数として理解されたい。
- 12) 実際、欧州中央銀行(ECB)によれば、ユーロ地域の銀行の総数は、1985年の11,200行以上から1999年11月には7,906行に減少しただけでなく、98年から99年にかけても5%の減少率となっている。ECB Monthly Bulletin (2000), January p. 40.
- 13) 貯蓄銀行は、総じて地域性の強い銀行で、農家や手工業者を相手に信用を供与してきた歴史をもつ。また、個人・中小企業金融もおこなう。多くの場合、自治体が保証人となっている金融機関であり、預金や資産選択、利潤の分配などに制約がある。協同組合銀行も同様に、地域金融機関であり、預金者ないし債権者による所有形態をとっている国が多い。近年の自由化で、組合員以外への金融サービスの提供も増えている。Belaisch, et al. (2001), pp. 18-21.
- 14) 規制緩和の効果を測るのはきわめて難しい。Economic Research Europe (1997) は、各種のデータ・銀行へのアンケート調査・ケーススタディなどさまざまな方法で、SMP が加盟国銀行の規模の経済、範囲の経済、M&A、X 効率性、収益性などに与えた効果を分析しているが、確定的な結果を得ているわけではない。たとえば、このレポートによれば、1992年から94年の間、すべての加盟国のすべての規模の銀行で X 非効率性の低下がみられたという。pp. 92-97 参照。しかし、X 非効率性の低下は競争圧力の増大を反映しているのではなく、循環的なものである可能性もある。
- 15) 欧州中央銀行 (ECB) によれば、貯蓄銀行と協同組合銀行との間では防衛的合併が主流であり、合併にともなってこれらの銀行が株式会社化したために商業銀行が増加したという。ECB Monthly Bulletin (1999), April pp. 45-46. しかし、再編の進行につれて、銀行部門の雇用は漸減しつつあるものの、銀行数減少の割に支店数はそれほど減っていない。再編の目的が組織の効率性の向上にあるとするならば、これは奇妙な現象といわざるを得ない。これはいわゆる過剰生産能力 (overcapacity) に関わる問題であるが、いまだ地域ごとに市場が分断されているせいかもしれない。
- 16) 図表 8 は、Corvoisier and Gropp (2001) p. 29 の表を図にプロットしたものである。ハーフィンダール指数は個々の銀行の市場シェアの相対的变化をみるため、上位行以外の銀行の影響も捉えられる利点がある。
- 17) Belaisch (2001) は、4 大国の銀行について1991年と1998年の預貸金利・ROA・営業費を示したうえで、貯蓄・協同組合銀行の収益性は、フランスとドイツでは商業銀行とほぼ同じで、イタリアとスペインでは商業銀行を上回るとしている。pp. 33-35 参照。図表 8 はこうした事実を裏書しているといえる。
- 18) たとえば、Peterson and Rajan (1995), Mojon, B. (2000), Cetorelli and Gambera (2001)。

## 参考文献

- B. アイケングリーン（高屋定美訳）（1999）.『グローバル資本と国際通貨システム』, ミネルヴァ書房。
- 日本証券経済研究所（1994）.『EUの金融・証券市場統合と通貨統合』, 日本証券経済研究所。

- M. シェイバーク (藤田隆一訳) (2000). 『現代金融システムの構造と動態』, 日本経済評論社。
- Belaisch, Agnes, Laura Kodres, Joaquim Levy and Angel Ubide (2001). “Euro-Area Banking at the Crossroads”, IMF Working Paper, WP/01/28. March.
- Cetorelli Nicola and Michele Gambera (2001). “Banking Market Structure, Financial Dependence and Growth: International Evidence from Industry Data”, *Journal of Finance*, vol. 56, no. 2.
- Claessens, Stijin, Asli Demirguc-Kunt, Harry Huizinga (2001). “How Does Foreign Entry Affect Domestic Banking Market?”, *Journal of Banking and Finance*, vol. 25, no. 5.
- Corvoisier, Sandrine and Reint Gropp (2001). “Bank Concentration and Retail Interest Rates”, European Central Bank Working Paper no. 72, July.
- Danthine, Jean-Pierre, Francesco Giavazzi, Xavier Vives and Ernst-Ludwig von Thadden (1999). *The Future of European Banking*, Centre for Economic Policy Research.
- Economic Research Europe (1997). *Credit Institutions and Banking, The Single Market Review, subseries II: The Impact on Services*, vol. 4, European Communities.
- European Central Bank (ECB) (1999). “Possible Effects of EMU on the EU Banking Systems in the medium to Long Term”, Frankfurt, February.
- European Central Bank (ECB). *Monthly Bulletin*, 各号.
- European Commission(2001). *The EU Economy 2001 Review*,
- Groupe of Ten (OECD) (2001). Report on Consolidation in the Financial Sector, OECD January.
- Mojon, B. (2000). “Financial Structure and the Interest Rate Channel of ECB Monetary Policy”, ECB Working Paper no. 40, November.
- Peterson, M. and R. Rajan (1995). “The Effect of Credit Market Competition on Lending Relationships”, *Quarterly Journal of Economics*, vol. 110, iss. 2.
- Rajan, Raghuram G. and Luigi Zingales (2000). “The Great Reversals: The Politics of Financial Development in the 20th Century”, Economics Department Working Paper no. 265, OECD.
- Schmidt, Reinhard H. (1999). “Differences between Financial Systems in European Countries: Consequences for EMU”, (<http://www.bundesbank.de/de/monastabericht/pdf/schmidt.draft.final/pdf>).
- Schmidt, Reinhard H., Andreas Hackethal and Marcel Tyrell (1999). “Disintermediation and the Role of Banks in Europe: An International Comparison”, *Journal of Financial Intermediation*, vol. 8, iss. 1-2.
- Stulz, Rene M. (2000). “Financial Structure, Corporate Finance and Economic Growth”, *International Review of Finance*, vol. 1, no. 1.
- Van den Berghe, L. A. A., K. Verweire, and S. W. M. Carchon (1999). “Convergence in the Financial Services Industry”, OECD, September.

# 現代ヨーロッパと「第3の経済システム」の模索

## ——レギュレーション理論と現代経済——

井上 泰夫

### 1. はじめに

20世紀後半、あるいはもう少し限定すれば、20世紀末から21世紀初頭に至る時期を回顧したとき、浮き彫りになるのは、「黄金の30年」に示されるような歴史的な高度成長(1945-1975)の時期から、それ以降の長期的な世紀末の景気後退、低成長の時期(1975-1990)への移行であろう。経済理論のレベルに置き直して言うならば、成長から危機へという景気循環の問題である。1960年代におけるケインズ経済学の隆盛、あるいは最近における「ニューエコノミー」の出現にもかかわらず、現代資本主義が景気循環の波動を克服していないことは事実である。「資本主義は恐慌という病気を排除した」と囁かれた瞬間からまさしく景気は大きく変動している。1970年代半ばにおける変動局面、あるいはごく最近の「IT不況」が示している通りである。

現代経済は世界的に俯瞰してみると、依然として安定的な成長軌道を見いだしていないという意味で、不安定性を内包している。それゆえ、マスメディアでは、誇張気味に恐慌の再来が話題になることがしばしばある。はたして、1930年代のような大型の恐慌が再来する可能性はあるのだろうか。現代資本主義がさまざまな不確定要因を抱えている以上、その可能性をまったく否定することは困難であろう。だが、同時に指摘すべきは、1930年代とまったく同一の危機が再来することもまたあり得ない、ということである。現代資本主義はシステムの維持のために、さまざまな安定的ネットワークをビルトインさせている。それらはいずれも1930年の恐慌による社会的教訓のうえに築かれている以上、現代資本主義は1930年代に比べて、質的変容を遂げている。

そうしたシステムの強靱性にもかかわらず、現代経済は確実に変容しつつある。以下では長期的視点に立って、変わりつつある現代経済の変化の側面を考察してみたい。検討されるのは、成長体制の変化、そして経済システムの変容である。考察の素材となっているのは、直接的に現代ヨーロッパである。「ヨーロッパ病」という表現に示されるようなフォードイズムの危機からEUの市場統合、そして通貨統合を経て現代ヨーロッパは一定の活力を取り戻している。このことは、日本の現状を考察する場合

にも、一定の比較参照基準となるであろう。いわゆるアングロ・サクソン・モデルに還元しきれないような特質が問題になるだろう。そのことは経済システムの変容について、とくに明示的に指摘できるだろう。市場と組織の間をぬうような経済システムをどう展望するかが問題となる。

## 2. 経済成長体制の変容

かつて1970年代半ばにおいて、フォーディズムによる成長の時期から低成長への移行の問題を真正面から取り上げたのは、レギュラシオン理論だった。フォーディズムの成長体制の解明、危機の内実、さらに危機からの脱出についてかなりの研究が蓄積されたのがこの時期だった。そのなかで、危機からの脱出の分析について言えば、フォーディズム的な分業による労働生産性上昇益の抽出の限界を踏まえたうえで、新しい生産編成の原理が議論されたのだった。その後の現実の展開は、こうしたレベルでのフォーディズムに代わる成長体制の模索という形相を含みつつも、問題は一層マクロ的な、全体的なレベルにまで広げられた。狭い意味での生産編成、あるいは生産システムの変容に解消できないような成長体制全体に及ぶ問題となっていったのである。こうした意味で、「ポスト・フォーディズム」の時期は現在でも続いているが、重要であるのは、呼称ではなくて、内実をどう理解するかである。単純な形での「フォーディズム」対「ポスト・フォーディズム」という二元主義的な把握ではもはや間に合わなくなっている。以下では、およそ七つの側面からこの変容を浮き彫りにしたい。

### (1) 蓄積体制の変容

フォーディズムは何よりも「大量生産/大量消費/大量廃棄」の回路によって特徴づけることができる。研究開発部門の指示にしたがって作成された生産のためのマニュアルに則って標準的な製品が生産される。それは、あくまで標準的な生産であり、欠陥品、不良品、さらには故障品が生じるのは稀ではないような生産ラインである。そのために、ミスをチェックするための検査部門、監督部門が別個必要になり、その結果、生産ラインはさらに複雑になった。こうしたフォーディズム的生産ラインは当初、すぐれた生産性上昇益を引き出すことができたが、やがて、陳腐化することによって、その効率性を低下させることになる。生産の新たな効率性の基準となったのは、「変種/変量生産」である。この生産原理が、「大量消費」そして「大量廃棄」と結びついているのが現状であろう。

「変種/変量」生産は、生産の種類、規模が頻繁に変動することを意味している。だからといって、小量生産が問題となっているのではなくて、既存の大量生産から文字通りの小量生産にいたるまで、多種多様な生産システムになっているのが現状である。

したがって、従来の大量生産も部門に応じて、強く生き残っている。

それに応じて、消費のタイプも変容している。だが、ここでも確認しておくべきであるのは、従来型の大量消費が終わりを告げているのではないことである。たしかに、環境指向の生活様式が重視されている現在、大量消費の内容も変化しつつある。循環型社会へのニーズが高まるにつれて、従来のような消費を続けている限り、次世代の生活が保障されなくなっている。とはいえ、循環型の社会の実現が急速に近づいている、と早合点するわけにもゆかないのが現状である。一定の揺り戻しを見せながら、部分的に修正された大量消費、そして部分的に循環型になった大量廃棄が始まっている。

## (2) 需要構造の変化

フォーディズムのもとで画一的な生産と消費のスタイルが浸透してゆくことは、消費社会において画一的な規準が形成、定着されることを意味していた。需要構造は、耐久消費財がつぎつぎに出現して、それらが急速に普及してゆく過程であったが、その原動力となったのは、商品の画一性であった。だが、耐久消費財の国内市場における一巡、輸出市場の争奪戦がひとたび開始すると、需要構造は急速に変化することになる。企業戦略によって製品の差別化が消費者にいわば押しつけられると同時に、消費者はこうした差別化を通して自己実現を図るようになる。そうなると、生産コストの原価から見れば微々たる製品が、ブランドの力によって、高い価値を有するようになる。こうした傾向が数多くの商品に波及することによって、「画一的生産/消費」の原理は大きく変容することになる。「需要の短期的変容/生産の絶えざる変動」にもとづく原理が、企業の新たな戦略になる。その結果、企業構造はダウンサイジング、分社化、本業の再編成、という一連の変化を引き起こすことになる。かつての大企業支配体制も部分的にせよ、揺らぎを示し始めることになる。

## (3) 消費構造の変容

大衆消費社会は依然として現代経済のキーワードであり続けているが、かつてのような消費の動態は現在では大きく変容している。大衆消費社会が浸透してゆく過程は、マスメディアの動員を伴いつつ、社会的規準が誕生、確立、波及してゆく過程と一体となっていた。消費者の誰もが商品世界のシンボル性に酔うことのできた時代だった。だが、1970年代半ば以降、こうした側面は大きく後退している。何よりも実質的な消費の伸びの水準が停滞しているからである。それはつぎに述べるように、所得の側の変化を反映している結果であると同時に、消費社会の意義を根本的に問いなおすような動きとも無関係ではない。はたして、現代経済では、あらゆる需要は市場を通じてしか実現できないのだろうか。失業率の上昇に示されるような不況のもとで、市場に

も、あるいは公共システムにも還元されないような、需要の充足の仕方も生まれている。こうした、需要の充足の多様性をどう制度化するかが今後のシステムを展望するうえで重要になるだろう。

#### (4) 豊かさの内実

所得再分配政策において労働側の攻勢が大きな果実をもたらしたことは、フォーディズム概念の中心的な含意である。果実は、労働時間の短縮、賃上げ、FRINGE BENEFITの増大、そして社会保障制度の充実と多岐にわたるが、それらを通じて、所得水準が全体的に上昇していった。社会階層間の格差がなくなるわけではなかったにせよ、大半の諸個人が所得の上昇を実感できたはずだった。これに対して、ポスト・フォーディズムでは、富裕層と低所得層との経済的格差は広がるばかりである。その結果、従来の中間層は著しく減少している。豊かな社会の中での不平等の発生は日本でも欧米諸国でも検討されている問題である。ここでも所得の標準化に代わって、社会的な強制原理となっているのは、所得の差別化の原理である。不況→解雇のリスクが存在する以上、労働市場は買い手に有利になりがちである。労働市場における力関係の逆転を受けて、ワークシェアリングなど新たな制度による対応が始まっている。

#### (5) 成長の源泉の移動

おそらく成長体制の重心はかつての製造業部門から確実に、金融、情報、サービス部門に移動している。固有の意味での製造業部門である重厚長大産業がGDP、あるいは雇用全体に占める割合は着実に減少している。第2次産業自体が2.5次産業しているのであり、生産の海外移転とともに必然的な過程になっている。それに対して、従来規制でしぼられていた金融・サービス部門では新たなビジネスチャンスが生まれている。とはいえ、そうした新たな投資機会は経営者、幹部職に実質的なメリットをもたらしうるにしても、多数の雇用機会の創出につながるわけではない。景気回復、好景気が宣言されても、新規雇用にはきわめて慎重であるのが、企業経営者の特徴である。そうすると、景気回復による所得増が実現したとしても、それは社会全員に分配されず、一部のメンバーの手にとどまるだろう。

#### (6) 福祉国家の変容

社会保障制度の充実、福祉国家の成立は20世紀資本主義の一大特徴である。福祉国家のイメージは1980年代における新自由主義の台頭によって大きく揺らぎを見せたものの、現在においても、それが完全に解体されているわけではない。自由化原理によって、政府から、市場という見えざる手への役割の交替が叫ばれたものの、社会保障制度は現代資本主義の強力なネットワークであり続けている。新自由主義との闘い



の中で問われたのは、巨大化した福祉国家の合理化であり、市場原理の導入だった。たしかに、市場原理は巨大化した年金ファンドの運用にまで及んでいる。そうなれば、従来の社会保障制度にはミニマム基準的な福祉サービスの提供にとどめて、それ以外について国民の個人的な最良に任せるといった新たなパターンが普及することになる。とはいえ、そのミニマム基準の内容をめぐる社会的、文化的な相違を背景にして、各国で大きく異なるはずである。

(7) マクロ経済回路の変容

要するに、フォーディズムからポスト・フォーディズムへとマクロ経済回路は大きく変容している（図1、2 参照）。

図1 マクロ経済回路(1)

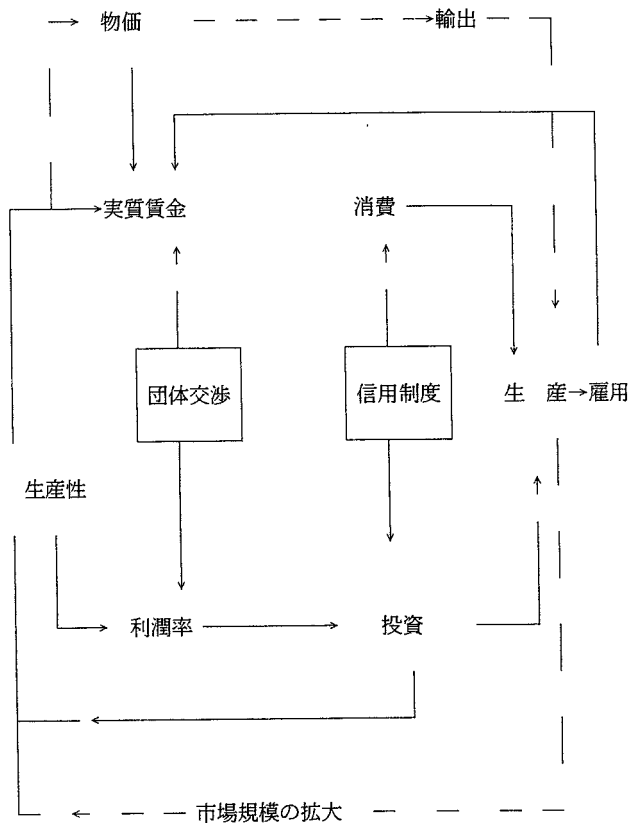
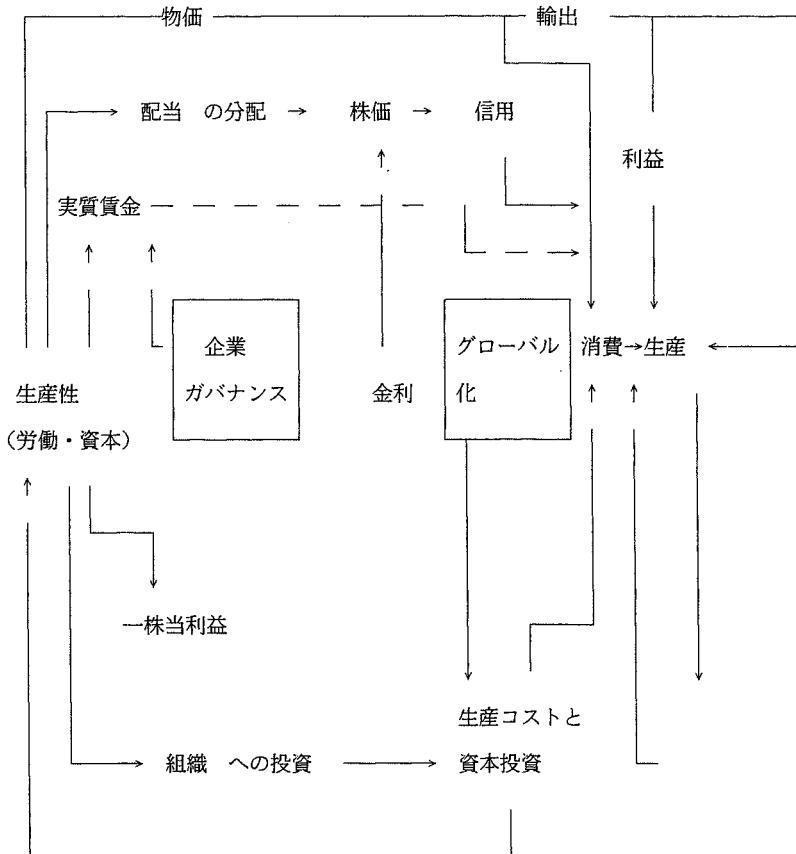


図2 マクロ経済回路(2)



注) パスカル・プティ, アンリ・ナデルとの議論にもとづいて作成 (2001/5)

図1では、団体交渉と信用制度を媒介にして、賃金上昇、消費増大、雇用増が実現していたのに対して、図2の中心にあるのは、企業ガバナンスとグローバルゼーションである。その結果、賃金、消費、雇用は回路全体の影響を受けて決定されるようなメカニズムになっている。もはやそれらはマクロ経済全体を牽引する動態的役割を担っていないのである。そして、図1は著しくインフレ許容的であるのに対して、図2は、その反対にデフレ促進型である。

### 3. 市場と政府の二項対立を超えて

以上に見たような現代資本主義における蓄積体制の変容は、他方で、市場と政府という経済システムの組織化に関わる古典的問題にも変容を引き起こしている。市場と政府、あるいは市場か政府か、は確かに戦後のフォーディズムにおいても基本的な二

表 成長体制のコントラスト

|            | フォーディズム<br>1945-75 | ポストフォーディズム<br>1975-現在 |
|------------|--------------------|-----------------------|
| 蓄積体制       | 大量生産/大量消費/大量廃棄     | 変種/変量生産               |
| 需要構造       | 画一的生産/消費           | 需要の変動/生産の変動           |
| 消費         | 大衆消費社会の浸透          | 消費の伸びの停滞              |
| 所得         | 所得水準の全体的上昇         | 格差増大                  |
| 成長の源泉      | 製造業                | 金融・情報・サービス            |
| 社会保障制度     | 福祉国家の成立            | 年金ファンドの導入             |
| 金融利害       | 生産の利害の優位           | 金融の利害の優位              |
| (インフレ/デフレ) | インフレ容認             | デフレ促進                 |

つのパラダイムであった。そして、福祉国家の成立、制度化が示しているように、表面的に見れば、フォーディズムにおいて政府の論理が市場の論理に優位して、それが1970年代末以降、市場の論理による「復讐」を受けることになる、と理解することができる。

だが、現実はまだ少し複雑であり、フォーディズムの展開の中でも、組織という、市場にも政府にも解消できない経済システムが存在した。そして、すべてを市場に任せることが決して経済合理的ではなく、企業内部の組織化が経済パフォーマンスの追求にとって決定的に重要であることがすでに指摘されていた。そして、そのことは、日本企業の1980年代における競争力の要因として、世界的に分析の注目を集めた。そこから、アメリカ型企业、日本型企业、あるいはドイツ型企业などのパターンが分析された。そして、企業モデルは単一のモデルに解消されるわけでは決してないことが、新古典派の枠組みにおいても検証された。

市場と政府の二項対立に代わる論理は、組織以外にも見いだすことができる。それは、ローカルな生活圏、再生産圏を基盤として形成されるような「第3のシステム」である。住民の生活の再生産に深く関係するような財、サービス、労働の提供は企業、あるいは地方自治体、政府だけに限定されるわけではなく、もっと自律的な性格の強いネットワークを想定することができるのではないだろうか。市場の論理を排除するのではなく活用する（競争による効率性の確保）と同時に、公共の論理をも取り込む（公共的な資金、財政補助を排除しない）ことが前提になる。こうした近隣労働の住民による自律的な組織化の発端は、ヨーロッパ、とりわけフランスにおける失業率の上昇を背景にしている。失業者の増大に対して、失業手当を支給するのが、福祉国家における対応であった。だが、失業率の持続的な上昇は次第に、社会保障制度の財政問題を深刻化させることになる。要するに、失業手当を支給することによって、国内の有効需要水準を維持することはできても、失業問題の根本的な解決にはならな

いことがわかったのである。第3のシステムは、失業手当てに見られるような公的補助金の有効利用に関わっている。同じ失業手当てを第3のシステムを指向する団体に補助金として交付して、この団体が近隣労働を組織化すると同時に、求職者に自立するために必要な職業研修の機会を与えることになれば、かつてのように失業手当てが支給されるだけで、あとに何も残らないという結果は回避できることになる。こうした形で生まれる新たな雇用は、「社会的、連帯的雇用」と呼ばれる。そして、この雇用を生み出す団体が、他の企業から区別されるのは、この団体が社会的公共性を日々の経営の中に実現させる限りにおいてである。この団体の指導者、幹部職員は決してボランティアではなく、正当な範囲内で一定の報酬を受け取ることができる。ただし、ストック・オプション、あるいはそれに類似するような高額の所得を受け取ることは禁止される。同様に、団体もまた正当な事業利潤を計上することができるが、投機的な活動、投機的利益へのアクセスは禁止される。それを除けば、こうした第3のシステムを指向する団体は、他の企業と同様に、商法、民法の適用を受けることになる。

こうした第3のシステムが模索されているのは、EU統合の進展と無関係ではない。1980年代、そして1990年代を主導したのは、市場原理にもとづくEU統合の力であった。市場統合（競争力、効率性の基準の重視）と社会統合（社会的連帯の基準の重視）を同時に実現することは困難であった。それゆえ、市場統合がまず優先されたのである。その理由は、EU統合をリードする思想が、政治の世界から経済の世界に比重を移動させたことにある。第二次世界大戦後のヨーロッパ統合を支配したのは、政治家、外交官僚たちによる大ヨーロッパ建設の思想であった。だが、そうした政治の重みは次第に低下して、その分、経済的な重みが大きな比重を占めるようになる。世界市場において日本、東アジア、そしてアメリカ合衆国の競争力にどう太刀打ちするか、という問題が焦眉になったのである。1980年代において市場統合の文脈の中で競争力増強のために、財政赤字の削減、雇用対策よりもインフレ抑制政策の優先が指向されたことは、この基本的な政策スタンスの現れであった。その結果、市場統合のレベルでグローバリゼーションの効果が発揮されたことは事実である。だが、結果的に大企業優先、大銀行、金融機関にとって多大のメリットのある大ヨーロッパが実現されても、一般の国民には「ヨーロッパ市民」であることの実感は余り感じられないというギャップを生み出したのだった。そのうえ、1990年代におけるヨーロッパの好景気にもかかわらず、失業率は大きく低下していない。

こうしたギャップを背景にして、第3の経済システムは模索されている。たしかに、ヨーロッパにおいてはアソシエーションの伝統は古くから存在する。そうした継続性を踏まえて、現代経済の中で第3のシステムをマクロ経済全体の中で統合的に把握することが現在問われているのである。

(2002/3/5)

参考文献

- 井上泰夫 「ユーロの現状と課題—レギュレーション理論の観点から」 南山大学ヨーロッパ研究センター報 第6号, 2000年3月, pp. 3-12
- 井上泰夫 「経済成長体制とエコロジー—現代ヨーロッパを中心にして」 雑誌『環境ホルモン』藤原書店, 2001年11月, pp. 206-217
- 井上泰夫 「市場と組織をぬって」 地域と協同の研究センター・研究報告書「生協における仕事のあり方と新しい生協像を考える」 2001年10月, pp. 17-28

## アメリコ・カストロの思想

### ——アンドレス・アモロスとの対話から——

木 下 登

アメリコ・カストロがマドリードで他界して今年でちょうど30年になる。その間わが国において、スペイン史研究者の記述にはカストロの歴史観についての言及はあるものの、本格的なカストロ紹介は、スペイン思想研究者、佐々木 孝氏による「アメリコ・カストロに向かって」<sup>1)</sup>と題する論文のみである。

本稿は、第一に、同氏による「A.カストロへの最初の接近の試み」の要点をたどるとともに、第二部で取り上げるアメリコ・カストロとアンドレス・アモロスの対話<sup>2)</sup>の成立の経緯とその歴史的重要性を見るものである。

アメリコ・カストロの生涯を紹介すると次のように要約できる。カストロは、1885年、ブラジルのリオ・デ・ジャネイロ州にて、スペインのグラナダ出身の両親の間に生を享けた。1904年、グラナダ大学卒業後、ソルボンヌ大学に留学。1908年に帰国すると、自由教育学院の指導者ヒネル・デ・ロス・リーオスの知遇を得た。1910年に創立された歴史学研究所ではメネンデス・ピダル所長のもとで、辞書編纂部長を務めた。1915年、マドリード大学で言語史の教授に就任。このころ、スペイン知性界のリーダーであった哲学者ホセ・オルテガ・イ・ガセットと知り合う。1936年、内戦が勃発するとアルゼンチンに亡命。翌年からアメリカの諸大学で講義を続けた。1940年から1967年にかけてはプリンストン大学で教え、多くのスペイン研究者を育てた。1963年に同大学より名誉博士の称号を受けた。1968年に帰国し、マドリードに居を構えたが、1972年に逝去した。

佐々木氏は上掲の論文の中で、1. アメリコ・カストロの作品について、2. 伝記的事実に関する若干の覚え書き、の二点について論じ、今後のカストロ研究の前提を提示した。同氏はカストロの作品として、1983年に出版されたギリエルモ・アラヤの『アメリコ・カストロの思想』にあるカストロの作品・著作目録<sup>3)</sup>を中心にして、以下の30冊をカストロの単行本として挙げている。カストロの学問的・思想的展開を示すものとしてその全体を引用しておきたい。

1 『ロベ・デ・ベガの生涯』 マドリード 1919年

- 2 『スペインにおけるスペイン語教育』 マドリード 1922年
- 3 『言語, 教育, そして文学』 マドリード 1924年
- 4 『セルバンテスの思想』 マドリード 1925年
- 5 『聖テレサならびに他のエッセイ』 マドリード 1929年
- 6 『セルバンテス』 パリ 1931年
- 7 『中世ラテンスペイン語彙集』 マドリード 1936年
- 8 『スペイン文明の意味』 プリンストン 1940年
- 9 『イベロ・アメリカ, その現在と過去』 ニューヨーク 1941年
- 10 『ラ・プラータ河流域地方の言語的特殊性ならびにその歴史の意味』 ブエノスアイレス 1941年
- 11 『やさし国カスティーリャ』 メキシコ 1944年
- 12 『歴史の中のスペイン キリスト教徒, イスラム教徒, ユダヤ教徒』 ブエノスアイレス 1948年
- 13 『スペイン的生の諸相 14—16世紀における精神主義, 救世主信仰, 個人的姿勢』 サンティアゴ(チリ) 1949年
- 14 『歴史学試論 スペイン人ならびに回教徒に見られる類比と差異』 ニューヨーク 1950年
- 15 『スペインの歴史的現実』 メキシコ 1954年
- 16 『二つのエッセイ』 メキシコ 1956年
- 17 『人物評とスペイン研究』 プリンストン 1956年
- 18 『セルバンテスに向かって』 マドリード 1957年
- 19 『スペインのサンティアゴ』 ブエノスアイレス 1958年
- 20 『スペイン人の起源, 存在, 実存』 マドリード 1959年
- 21 『葛藤の時代』 マドリード 1961年
- 22 『スペインの歴史的現実』 増補改定版 メキシコ 1962年
- 23 『文学的闘争としての「ラ・セレスティーナ」』 マドリード 1965年
- 24 『スペイン人はいかにしてスペイン人となったか』 マドリード 1965年
- 25 『セルバンテスとスペイン生粋主義』 マドリード 1966年
- 26 『外国語としての「エスパニョール」, 理由と動機』 マドリード 1970年
- 27 『いまだ知られざるスペイン』 メキシコ 1971年
- 28 『スペイン人—その歴史への案内』 バークレイ 1971年
- 29 『スペイン人の名前と素性について』 マドリード 1973年
- 30 『歴史の観念』 オハイオ 1977年

カストロの作品・著作目録に続いて, 佐々木氏は, 彼の多産な執筆活動がスペイン内戦(1936-39)以降に集中していること, そして彼には自著に絶えず加筆修正する傾

向があり、『歴史の中のスペイン キリスト教徒, イスラム教徒, ユダヤ教徒』(*España en su historia. Cristianos, moros y judíos*)<sup>4)</sup> とその発展と考えられる『スペインの歴史的現実』(*La realidad histórica de España*)<sup>5)</sup> の間にある関係はその典型であることを指摘している。二書間にある複雑な関係はさておき、方法論的観点から見れば前書が文学的であることに比して、後書は歴史の方法論をより厳密に、理論的に構築せんとの A. カストロの姿勢がいつそう明確化されたもの、としている。

つぎに、第二の点であるカストロの伝記的事実に関して、佐々木氏は次の4点を挙げている。

1. 彼が外地 (ブラジル) 生まれであること。
2. 彼が最初、メネンデス・ピダル門下の文献学者として出発したこと。
3. いつごろ彼はイスラム・ユダヤ問題に関心を寄せ始めたのか。
4. 彼の思想形成史を内戦を境に二つに峻別することは妥当か。

以上の各点について、同氏の見解を簡単に紹介しておきたい<sup>6)</sup>。1. については、遠くは16世紀のルイス・ビーベスの時代からスペイン精神史のテーマの一つとして亡命者の系譜が続いており、カストロもその中にあること。(付言すれば、いわゆる1936~1939年の亡命において多くの知識人が抱いたことに、祖国を客観的に観察し学問的な考察対象とするようになったことが挙げられる。これはカストロにおいても同じであろう。) 2. の点はカストロの研究姿勢の根幹に関わる問題であり、佐々木氏はピダルとカストロの関係を「牽引と反発が相半ばしている」と見ている。また同様の関係がカストロとオルテガの間にも指摘できるという。3. については「カストロがスペイン史を伝統的なヨーロッパ的枠組みの中で解釈することをやめ、彼独自の歴史観を形成し始めたのは、1938年である」とのアラヤの見解を紹介している。4. についてはその妥当性を肯定するだけでなく、「その問題領域を学問的な枠組みから一挙により大きな枠組み、すなわちスペイン史とカストロ自身の『生』を包み込むより大きな『生』の枠組みにまで拡大したことは是非指摘しておかなければならない」としている。

カストロはその長い生涯において、今日的セルバンテス解釈の端緒となった『セルバンテスの思想』<sup>7)</sup> (*El pensamiento de Cervantes*) や、『歴史の中のスペイン』を発展させた『スペインの歴史的現実』を始め多くの著作を物したが、それは亡命の地アメリカにおいての成果であり、本国スペインにおいてその存在が正確に把握され評価されるには長い時を要した。くしくも筆者はカストロが他界した1972年に初めてマドリードを訪れ、その後その国においてほぼ10年間を研究に費やした経験を持つが、その間、スペイン思想を専攻する者として何よりもフランコ体制下での歴史解釈の変化



と思想家や知識人に対する評価の大きな変遷にはいつも強い印象を受けた。思想家に限って言えば、かつてはウナムーノやオルテガが大学において禁書扱いを受けたことは衝撃であった。しかし国家主義的な体制の下で、とりわけ大きな影響を受けた思想家の一人がアメリコ・カストロであったと思う<sup>8)</sup>。カストロが基本的にはアメリカ合衆国に居住し研究活動を展開したことから、大学での授業ではまったく触れられないか、または彼の歴史観そのものを取り上げるというよりも、わずかにクラウディオ・サンチェス・アルボルノス<sup>9)</sup>の論敵として言及されることがあった。厳格を極めた体制は、1972年からフランコが死去する1975年にかけて年毎に緩んでいった。

本稿で取り上げるアンドレス・アモロスによる「アメリコ・カストロとの対話」<sup>10)</sup>は、1921年にオルテガが創刊したスペイン語圏屈指の学芸雑誌『西洋評論』(*Revista de Occidente*)に1970年の初頭に掲載された。カストロは1956年に亡命後初めてマドリードの地を踏んだが、最終的に帰国を果たしたのは1968年のことであった。アモロスによれば、彼はそれ以前からカストロと親交があり、ペドロ・ライン・エントラルゴからの要請でカストロについての論文集編集の手助けをしたとのことである。また彼は、文学・科学雑誌『*ÍNSULA*』の1967年と1973年のカストロ特集号にも参画している<sup>11)</sup>。

「アメリコ・カストロとの対話」が成立した経緯とカストロの印象についてアモロスは、『文化日誌』(*Diario cultural*)<sup>12)</sup>の中で次のように記している。「ある時私は彼に、『西洋評論』誌に対談記事を載せたいと伝えた。その仕事——長時間におよぶインタビューを軸とした——は二ヶ月間を要した。二人が話し、私がメモを取った。メモを整理して彼の家を持って行き、二人で読む。新たな章句が彼によって付け加えられる。そこで、私が全体を見つまとめる。文体を整え、彼の了解をとる。こんな風に一つずつ仕上げていった。もしテープレコーダーがあったとしても役に立たなかったと思う。私は、一緒に仕事ができたとの幸運を味わった。私はたくさんのことを学び、氏の思想がよりよく理解できるようになった。最終的に、二人が思った通りのものができあがった。多くの人から、その記事が有益であったとの言葉をいただいた。カストロ氏自身、これほど簡潔明瞭に彼の思想が要約されているところはこれ以外にはない、とまで言ってくれた(傍点は筆者による)。」

以下、この重要なアメリコ・カストロとアンドレス・アモロスの対話を邦訳し、アメリコ・カストロの思想を理解するための貴重な一資料としたい。

翻訳

アメリカ・カストロとの対話

アンドレス・アモロス

———絶賛か批判か、その歴史理論に対する評価は一樣ではないが、アメリカ・カストロ（1885-1972）が世界的に著名なスペイン人であることに異論はない。知識人カストロの特徴として、何よりも、彼にはさまざまな論争を引き起こす力があること、つまり、彼が踏みならされた一般的な方法とは一線を画していることがある。

カストロはドイツで実証的な学問を学んだ後、歴史学研究所とマドリード大学で言語学を教えた。スペイン内戦（1936-39）を契機とし彼の研究方向には変化が生じ、あのような結末を生み出した遠い過去の諸々の根源について考察するようになった。その時から、細かなデータの堆積よりも総体的な見方や解釈を重視して、言ってみれば哲学的な視点から、スペイン史の研究を進めた。こうした研究の成果が一連の著作であり、なかでも我々の歴史研究に極めて多くの新しい視点を開いた『スペインの歴史的現実』は際立っている。同書はその後の研究に対して広汎な可能性を秘めた真に《開かれた書物》である。カストロが開拓した様々な小道を、ファン・マリシャル、ステファン・ジルマン、セグンド・セラノ・ポンセーラ、クラウディオ・ギリエン、フランシスコ・マルケス・ピリャヌエバといった一流の研究者がいまも歩み続けている。

以上のことだけでもカストロとの対話が非常に興味深いものであることを確信させるのであるが、しかしそれだけではない。彼は何年も前から、夏にはスペインで休暇を過ごし、コスタ・ブラバで海水浴を楽しんでいる。最近、まったくの家族的な理由からマドリードに居を構えた。80歳を過ぎての彼の帰国は、わが国の文化を愛する人たちを喜ばせたに相違ない。こうした動機から、ペドロ・ライン・エントラルゴの指揮のもとでカストロ思想についての研究書が準備中であり、そこではスペインとアメリカの研究者たちが各々の分野において一般の教養人たちに彼の業績の偉大さを知らせようとしている。

こうした理由から、いまの段階でカストロと語り、読者に彼の言葉を伝えることは極めて時宜にかなったことと思える。公的な発言はしないというのが彼の規範であり、それが破られることになったのは、内戦以前からの彼と西洋評論社との間の長い関係によって、そしてまた彼の個人的な好意によってであったことを感謝を込めて明らかにしておきたい。

彼との会話はこの上なく楽しいものであった。アメリカ・カストロは健康体かつ驚くほど頭脳明晰であった。記憶は衰えを知らず、昔日のスペインや故郷グラナダについての思い出話をしては笑わせた。時折立ち上がっては本を手に取り、話の内容を跡

づける文章を見せた。彼は、いつもきちんと正装をしており、目は生き生きと楽しそうに輝いていた。

家の中はモダンでよい趣好だった。大きな書棚がいくつもあった。暖炉の上にはベンハミン・パレンシアが描いた鮮やかな色合いの野の絵が掛けられており、足元には紫陽花の鉢が置かれていた。仕事部屋には、本、タイプライター、補助机、座り心地のよさそうなソファー、メモの束、そしてフランシスコ・ヒネールやホベリャーノス、メネンデス・ピダル、バリエ=インクランやウナムーノ、そしてプリンストン大学での教え子たちの写真があった。外では、冬の陽射しにマドリッドがぼんやりと浮かんでいた。そこはヘネラリシモ大通りとベルナベウ競技場の近くだった。学生館があった《ポプラの丘》からは遠くはなかったが、歴史学研究所のイメージが思い起こさせるものとは異なり、都会的な光景が広がっていた。

カストロの家をスペインの友人やアメリカでの教え子たちが次々に訪れた。私も学生たちと訪れたことがあったが、彼らはカストロの活力と人柄に深い感銘を受けた。彼は誰とでも語り合った。時間も気力も持ち合わせており、持論に磨きをかけたり、またそれを強化する表現力のあることばや新たな論証を探したりもしていた。

アメリカ・カストロと話すことは難しいことではない。会話はすぐに活気を帯びる。話はきまってスペインについて、またスペインの文化状況やその未来についての懸念など重要なテーマに及ぶ。私はアメリカ・カストロと《彼のテーマ》について、すなわち、彼が著書の中で繰り返し扱ったテーマについて話すためにそこにいた。私は、問題を引き起こしそうな質問を避けることなく、善意の読者がしそうな——と私には思えた——質問を彼に差し向けた。時に——話の始めに彼に断っておいたように——率直と失礼が相半ばした。カストロは私の質問のすべてに答えてくれた。彼は、時々、答えを《今日》の彼にとって一番の関心事にまで広げた。そこにこの対話の歴史性がある（もちろん自慢するわけではないが、そう言っておきたい）。

私たちは何時間も真剣に語り合った。私は文書による質問表を使うこともなかったし策を凝らしたりすることもなかった。質問するというよりも、私が自分にとって面白いテーマを切り出すと、カストロがそれにのってくれた。彼は大いに語った。私はテープレコーダーを持参していなかったので、かなりの分量のメモを大急ぎでとった。だが、会話にあった新鮮さの大部分が飛んでしまったかもしれない。繰り返しになるが、以下は文字にするために時間をかけて練り上げられた声明文ではなく、真の会話のなかから出た自然な答えである。

話が始まり、私が何らかのテーマを切り出す前に、カストロは二つのことを言った。カストロ スペイン人のエネルギーには破壊的機能ではなく建設的なそれを見るべきこと。彼らには自らの現実を目を開いてもらわねばならないこと。これらは自らの過去についての正しい認識があってはじめて可能となること。

——そして、私が触れようとしたことへの返事として、

カストロ 私の問題はスペインであって、私と論争するために膨大な紙数を費やす人たちのことではないこと。

アモロス カストロ先生、よろしければ、もっとも一般的なところ、方法のこと、つまり——あなたにとって気になっている——非人間化した歴史の問題と歴史を人間化する必要性あたりから、話を始めてはいかがでしょうか。

カストロ 明らかに、歴史は断片的な出来事には還元されない。それは人が行為したことと状況が人に許したこととの結果だ。可能性と現実、創造と破壊の間にはいつも緊張関係があり、そこに人類の文明のプロセスがある。

今日、歴史を非人間化しようとする衝動が顕現している。しかし、その事実にとどまるのではなく、その原因を知ろうとすることが大切だ。歴史は今日、国家主義的またはセクト主義的な目的のために書かれている。各々の歴史が最良の歴史であるかのようにね。それは、「自分たちの歴史を隠そうとする人々」と最近ロフ・カルバーリョが診断したことに通じる。具体的には、確定しがたい部分（認識しがたいということと同じではない）を、また人間の生において数量化できないことを闇に放置する傾向があること。それにともなって数量化できないものを無理やりそうできるかのように、つまり、人間の生をコンピューターが把握できるものに還元してしまおうとしたり、人が人間的、美的、道徳的な価値と呼んできたものを完全に軽視するなどという二つの結果が生じている。最終的には、こうして歴史の厳格さがすべて失われてしまった。

アモロス 具体的な例を挙げていただけますか。

カストロ もちろんだ。ブローデルは、ユダヤ人の追放は人口爆発の結果であるとして、改宗したくなかった人たちがスペインを後にしたことやかなりの数の人が帰国することができるようにと改宗を受け入れたことを無視した。

——カストロは、ルイス・スアレス・フェルナンデスの『ユダヤ人追放に関する資料集』にある文書（p. 59）を私に見せた。そしてこう続けた。

カストロ もう一つ例を挙げよう。ピエール・ビラルは、ピレネー山脈の両側ではカタルーニャ語に違いがあることを知って驚いたが、彼はその地域にフランスがフランス文化を注いできたこと、それに反して、マドリードからはそれに類似したことがされてこなかった、という明らかな事実を自らの思考圏外に置いていた。知らず知らず若い人はフランス文明に慣れ親しみ、その価値観を身に付けた。人には、数に還元できない、その人の現実的かつ物理的な文化的環境というものがある。パリのような一つの文化の中心地や、ある具体的な個人に由来する《名声の爆発》が意味するものについて考えてみる必要がある。

アモロス マルクス的な歴史観についてはどうお考えでしょうか。

カストロ マルクス主義でない国々ですら、例えばアメリカ合衆国までもが、今日純

粹に経済学的な、つまり数量的な歴史観を受け入れている。アメリカ人は人間の数量的でない次元に対して関心を失いつつある。今日、機械が人間、つまり個別化可能な存在を支配している。そして、構造主義の方法と同様な方法が取り入れられている。目的に向かう一連の力によって、今日、人文学の研究は純然たる博学、抽象または単なる統計学に還元されてしまった。言語がまったくの形式に還元されるチョムスキーの言語学は、この方向にあるのではないか。つまり、言語とは純粹にして不可欠な手段であり、その構造的なものが言語の全体的実在となるということ。この言語学では、歴史上取るに足りない諸言語があったり、素晴らしい言語があったりすることは説明できないことから、人工的な言語の作成が可能となるのだが、それは骸骨を作るにも等しい作業と言える。繰り返すと、それは個に対して総体の勝利というものなのだ。

アモロス このことに関する若い世代の姿勢についてはどうお考えですか。

カストロ 今日、最も文化的な国々では、若者たちは「関心があるのは現在のこと、ただそれだけ」と言う。過去が現在を作っていることを若者に納得させることができなかつたのは私たちだから、多分その責任は私たちにある。今日、過去の時代におけるように、ふたたび信仰の真理が理性の真理を支配するようになった。そして空想話でもって人々を騙すために、過去の世紀が本当はどうであったかとか、歴史を通じて個別化する力が何であったかについての認識を減少させることが必要になっている。

アモロス あなたは、スペイン史解釈に何か本当に新しいものを加えたと思っておられますか。

カストロ それを言えるのは読者だけだ。例えば、ギリエルモ・アヤラがそう言うてるし、多分あなたもそう言うだろう。あなたに言いたいことは、私がマドリード大学や歴史学研究所で学んだ歴史学はスペインの問題を理解するにあたっては何の役にも立たなかつたということだ。このことに関して私には強い確信がある。教えられている歴史は多くの点で不正確だ。

例を挙げてみよう。スペイン人を意味する《español》<sup>エスパニョール</sup>という言葉は13世紀以前には存在しなかつた。以前には、様々なキリスト教国の国民をまとめるような言葉は存在しなかつた。フランスの南部でキリスト教国スペインの住民を《españols》（プロバンス地方での呼び名）と呼ぶことを習ったのは、サンティアゴへの巡礼者たちだった。そんなわけで、問題の名前は歴史的状況や人間的状況に、基本的には、当初の政治的とか経済的な動機ではなく宗教的な動機によっている。イスラーム教徒の侵入によって生じた状況こそがスペイン人という言葉の将来を決定した。当然のことだが、イタリアでもフランスでも類似したことは起きていない。

アモロス なぜ、あなたの仕事によってあれほどの議論が引き起こされたのでしょうか。

カストロ レコンキスタ以前にスペイン人が存在したという考えは間違っていること

を私が証明したとき、一つの知的かつ感情的な空白状態が生じた。「自分たちからサグントを、またヌマンシアを取ったら、何が残るだろうか」と。彼らは躍起になって、スペイン人に永遠という性格を付与しよう、スペインの住民をイベリア半島の地理と混合しよう、とした。しかし、スペイン人はスペイン人と呼ばれ始めた人たちが出現したときから現実に存在することになった。そして、このことはわが国に三つの血統が共存したという事実（人によっては否定したい事実）と不可分なのだ。彼らの意図はスペイン人を画一化することであり、滅茶苦茶なことに、スペイン人はエルチェの貴婦人像の時代に存在し始めた、と考えたいのだ。

またある人たちは、私がスペイン人を正しい歴史の中に位置づけようとしたとき、私がスペイン史の範囲を狭めようとした、とも主張した。しかし彼らは、フランスやイタリアやその他のいずれの国においても同じことだが、歴史とは人間的なものだということを忘れていた。とどのつまり、多くの人にとって、この国が長い間キリスト教徒の国である上にイスラームやユダヤ教徒の国でもあったことは一つの脅迫観念でもあり、そのことに彼らは苛立っていた。

アモロス 人は、あなたのことを想像力にたけているとか、資料の扱いに厳密さが足りないなどと言います。

カストロ 歴史を理解するためには、出来事に意味を与える必要がある。私には《生きられた事実》とか《評価された事実》という理論があり、フェラテル・モラはそれを彼の『哲学辞典』に収めている。出来事には三重の次元がある。つまり、記述可能であること、語る事が可能であること、歴史化が可能であること。出来事は価値と不可分であること、人間がそれに与えた意味またはそれが持っていると明らかにした意味と不可分なものであること。

次に、私が客観的な資料に基づいていることは明らかだ。例えば、かつては誰一人としてフェルナンド3世やカトリック両王の墓碑銘に注目した人はいなかった。私の方法のおかげで、それらの墓碑銘は歴史化が可能な次元を獲得した。カルロス5世の王室諮問院審査資料は1842年から印刷されているが、私が『葛藤の時代』の中でその資料に注意を喚起するまでは誰もその重要性に気づいていなかった。私が基づいているのは神秘的な直感でもないし想像でもない。スペイン人を血統という観点から分析するという私のやり方が煩しくて、それが彼らには不快なんだ。そこにすべてが端を発している。

アモロス あなたは、スペイン史を理解するための源泉として、文学を多用されている。

カストロ まさにその通りだ。歴史家たちには、スペインにおける民族の構成を純然たる人口の次元に還元する人がいるなど、そこに存在する基本的な事実を看過してきた。スペインにおいて問題となったのは、宗教による血統であり、階級によるもので

はなかった。三つの民族間に争いが生じたのであり、いずれもが自らの優越性を確信していた。つまり、優越性を信じた三者間の争いだったということ。スペイン人についての問題は、《私は誰か》ということ。だから1600年にスペインにおいて、《grandioso》という言葉が出現した。

複雑なスペイン民族の構造と意味からして、スペイン文学は自己意識のテーマに他の国々におけるよりもはるかに大きくしかも根本的な重要性を与えた。それらの国々では客観性がクローズアップされていた。スペインでは15世紀からもっとも重要な要素は作者であり、スペイン社会におけるその人の状況であった。このことを私は「スペイン人にある完全主義」と呼んでいるが、それは作者が置かれていた様々な条件と結びついており、文学のテーマと不可分なものなのだ。例えば、『ドン・キホーテ』の個人的主義的なトーンに気づかない人がいるとは思えない。プロローグでは作者自身がテーマだ。文学作品としての価値は人物をめぐるスペースが増すにつれて増大する。アモロス あなたが使う文体は歴史家たちが通常使うそれと比べてずっと生き生きとして情熱的だと思います。

カストロ 私には前提として敵意に満ちた環境があったので、説明と証明がしっかりした歴史を書く必要性があった。私自身、スペイン人とは私が以前に考えたようではないことに気づくにしたがって、自分の著作を改め始めた。

アモロス あなたにとってスペインとスペイン的なものの独自性とはどんな意味を持っていますか。

カストロ スペインは自らの制約と欠陥を最高度に価値ある作品へと変化させてきた。わが国はヨーロッパで恐れられ忌み嫌われもしたが尊敬されてもきた。それは、謙譲語や、様々な言語によって受け入れられしかも我々が独自の生に根付いていることを表す言葉によっても明らかだ。スペイン文学はフランス演劇の流れを変え、ロマンス主義に影響を与えた。セルバンテスが19世紀の小説を可能にしたし、ゴヤとピカソが現代絵画を変革した。

フォスラーによれば、スペイン語は《独特》であるという。スペインは政治勢力を失ったが、ヨーロッパは、オルテガ、ウナムーノ、フアン・ラモン、マチャド、ロルカたちによるスペインの新しい文学を高く評価してきた。アメリカにいるたくさんのスペイン人教授（今日では、科学を専門とする人を含めて）のことやスペインのことを研究しているアメリカ人教授のことは話題にするまでもない。スペインは、かつて私が取り上げた、いく度となく悲劇的な結末を迎えた人格主義というお荷物のせいで、文化の世界に場を占めている。

アモロス スペイン史は、《西洋の伝統》つまりヨーロッパの伝統の中で、血統に言及せずに説明することができますか。

カストロ 部分的には可能だろう。いろいろあるが、スペインでは、他のヨーロッパ

諸国よりもずっと高い割合で、教会と国家の融合ならびに融和があった。その不思議な合体はイスラームの影響によるものだと考えた歴史家がいたのだが、私はそれにユダヤ思想の要素を付け加えた。イスラームの影響がスペイン社会にしっかりと留まるためには、ユダヤの影響は根本的な要素だった。「血の純潔」ならびに教会と国家の合体を生みだした力は同じものだ。東洋的な伝統が染み込んだ国においてはじめて、ゴンゴラがフェリペ2世にそうしたように、スペイン王を《信仰者たちの最大の王》と呼ぶことができた。

スペインではこの20世紀において教会と国家の関係が平和裏に解決されてはこなかったが、そのことはわが国の歴史には解決されていない不可思議な問題が存在することを示している。つまり、教会の支配的な地位と教会に対しての怒り狂った攻撃とを説明している。

いま私が読んでいる1969年5月13日付けの『ルック』誌によれば、アル＝ファターブのゲリラたちは、イスラーム教徒とイスラエル人たちが一緒に生きられないのは両者がいずれも世俗の権力を持ち合わせていないことにある、という。「我々が力を合わせて建設しようと思う国家は世俗的なもの」だと。ここにはっきりと浮き彫りになる宗教と国家の関係があり、それがスペイン人に深くかつ悲劇的な影響を与えてきた。

そこに光が当たらない間は我々が良くなれない悪とは、スペインでは16世紀以降、知的かつ経済的な活動を侮辱するという一つの体系的な攻撃が存在してきたということだ。その結果、スペインは諸外国によって発明されたり作られたたくさんのものを輸入せざるをえなくなった。

アモロス 《中世》または《ルネッサンス》という概念はスペインに適用できますか。カストロ 中世というのはいらないと思う。というのは、中世と呼ばれるのは完全にキリスト教化され、合理的かつ科学的なラテン語の文化を指すのであり、それはここには存在したことがなかったからだ。あったのはヨーロッパの中世やライムンド・リリオの投影であって、我々が生や文化についての中世的ヴィジョンと呼ぶものの枢軸のどれ一つとしてキリスト教国カスティーリャを通過していない。キリスト教徒は軍事に修練することが余儀なくされたのであり、知的な仕事や専門的な仕事はイスラーム教徒やユダヤ教徒に委ねざるをえなかった。だから、スペインはアベラルド、聖アンセルモ、ロージャー・ペーコン、聖トマスといった人物を生み出せなかった。

ルネッサンスは思想、建築、文学など非常に異なった考えが入り混じった概念だ。サラマンカで古典作品のテキストが編纂されたことは疑いようのないこと。しかし、それは16世紀の末ごろには終わってしまった。ルネッサンス期の邸宅が存在したし、ガルシラソは書物を著した、等々。ところで、ルネッサンスが中世思想の世俗化傾向であり、近代科学の基盤設置ということであれば、スペインにはルネッサンスは無かった。スペインが造りだしたものは極めて独創的な文学形態であり、いわゆる西欧ルネッ



サンスと関連を持つものだった。

私は16世紀のイタリア、フランス、そしてスペインについて本を書くことを考えていた。1950年にパリで、ルネサンス期のヨーロッパにおける意識の危機について講義をしたが、私にとって辛いスペインの問題やら必要な援助が不足したことなどもあって本にまとめることはできなかった。

アモロス スペインの特殊性を説明するために、どうしてあなたは黄金世紀に着目するのですか。

カストロ なぜならそれは血統間の闘争が激化したときで、私が《葛藤の時代》と呼んだときであったからだ。最大の例を挙げてみよう。そうした葛藤なしにはどうやってセルバンテスを説明できるだろうか。『ドン・キホーテ』の構成において、作者は自分が直面する現実最大の焦点を当ててはいるが、彼自身、すべての問題を具現してもいる。新キリスト教徒ドン・キホーテと旧キリスト教徒サンチョを調和させた彼の芸術的手腕は、本当に絶妙だった。新しいタイプの作品上の人物を創り出すためには人間の価値についての新しい感覚が必要だった。

アモロス そのタイプの文化に由来する結果は今日にいたるまで継続していますか。

カストロ 残念ながら、ある意味ではそうだ。知的な活動や商業や工業をすべからず軽んじることについては、先にあなたに言ったことを思い出してほしい。そうした忌まわしい伝統に対して立ち向かおうという試みがスペインの20世紀を特徴づけている。なぜなら、公教育省ができたのは1903年のことだ。その時まで、スペイン人の教育は振興省の管轄だった。すこし前にABC紙で読んだのだが、スペインは外国の特許に一日あたり約400,000ドルを支払っているとか。(その数字は大きすぎるように見えたが、訂正はなかった。)もちろんそんなにすごい数でないことを願っているけれどね。血の純潔という郷土的な無教養がいまもって影響している。どの民族においても因果応報ということ。スペインは、その紛れもない偉大さによって、そして西欧文化との絆が崩壊した16世紀の幻惑によって、提起された様々な問題に直面することが必要だろう。

アモロス あなたにはユダヤ妄想があると言う人がいますが。

カストロ それは、私がひげを蓄えていたこととファシズム嫌いであったことを隠さなかったことから、1931年頃ベルリンで、ナチが勝手にでっち上げたことだ。おりしも人種的なコンプレックスは極限にまで達しており、エジプトの大臣は色が黒すぎるという通りのただ中で襲われた。私は、黒いひげを生やした外国の外交官が自由に歩ける地区があるかどうかで、わざわざ外務省まで聞きに行った。私がユダヤびいきだという話はその後スペインのファシストたちによって、また、いまではどうでもいい出来事に腹を立てたパローハによっても歓迎された。私はどんなセクトにも党にも属さなかったし、その時々正しいことまたは真実と思えることを公言したりした

ことから、メキシコ（1928年）では隠れイエズス会士の名が付けられもした。また、エドゥアルド・ダトに（1920年）、フランス語やヨーロッパの文学と文明についての教育を導入することをあの非常に田舎じみた文学部に提言したことから、フランスの手先だとも呼ばれた。

アモロス あなたの著作にはそうしたユダヤについての過度の問題意識があるのではないのでしょうか。

カストロ 今日、スペインの国家主義者たちは、わが国の文明においてユダヤ人たちが担った大きな役割を認めたがらない。ユダヤ人たちは代々の王の教育にあたり、彼等はその正統性において王室からの庇護（「王室特権」を参照）を受けたし、公的な財産の管理にもあたった。一方、イスラエルにおいては私のことを反ユダヤ主義者だと言う。身を守ろうとすることの反作用として、なんだかんだとっては相手をだめにしようとする。今日、型が決まっていない、自由な思想家というのは許されない。とりわけスペインの過去についての非常に敏感な部分に触れる人は許されない。しかし、冷静に彼等と対決しないのではその矯正も改善もありえない。

アモロス スペイン人は個人主義者でしょうか。

カストロ 私はそうは思わない。人格主義者ではあるだろう。諸々の境遇からスペイン人は、現実から離れて、ほかに逃げ道もなく、自らの魂の中に、神による救済という期待の中に逃げ込んで生きるしかなかった。帝国時代のスペイン人は自らの人格を王への尊敬の中に、来世への期待の中に、そして自分の勇気の中に集中させていた。

私は、《法は攻撃されるもので守られるものではない》という言葉はスペイン人の特質をよく表していると思う。スペイン人は一人だと感じ、自分の知力よりも氣力を頼りにする。君主制が果てる時期が到来すると、1868年に地方分立主義が現れ、そしてアナキズムに対する緩和剤として王政復古が必要となった。似たような例はいくらでもある。

いわゆる個人主義とは、法によって要求されていることに対するある種の消極的な姿勢だ。本来の《個人主義》とは、中国文明や天文学について新しい事柄の本を書くことだろう。スペインにはたくさんの金持ちはいるが、彼らは文化的には個人主義者ではない。ノーベル物理学賞を受賞したフランス人のプログリ公爵は偉大な個人主義者だった。しかしここスペインでは、科学や、社会そして政治における努力には評価が低かったし、とくに緊要なことでもなかった。いまをもってしてもそうである。スペイン人には個人主義的な行動を創り出すためのゆとりがなかった。ここではイギリス的な個人主義に類似したものは発生しなかったし、それどころか商人や《新大陸生まれの人間》が軽蔑された。かくも不思議な無関心の起源は、古くからの、ユダヤの染みのないきれいな血筋の者であるかどうかを問題とすることに求められるべきだろう。そこに、名誉というものの生活次元として、《体面》の重要性がある。私は、名誉

と体面というものの二重性は他の言語には存在しないと思う。とどのつまり、他の国々とは異なった《スペイン流の》個人主義（分離主義，受動的態度）については話が可能だ。

アモロス 今日わが国では、文化についての関心はどれくらいまで本物ですか。

カストロ 私はこの問題の歴史的ルーツについてかなり書いてきた。しかし、スペイン人は自らの文化上の不足に気づき、それを満たそうとすると、他の国民と同じではない。

——— アメリコ・カストロは本棚から一冊の本を取り出し、私に一つの文章を見せた。それはラモン・イ・カハルの『わが人生の思い出』の中のつぎの一節だった。

《私は自分の狭い範囲ではあるが、いままで本国人や外国人たちによって幾度となく繰り返されてきたこと、すなわち、科学的な知識という大きな業においてスペインはなんら貢献してこなかったという厳しい批判から祖国を守ろうと考えた。》そして、カストロは次のように言った。

カストロ だから人は仕事を始めた。きわめてスペイン人的なことだ。同様な苦悩をフェイホー、カダルソ、ホベリャノスを始め多くの人が味わった。

——— 私は、壁に掛けられたホベリャノスの凛々しい姿の写真に目をやった。そしてこう質問した。

アモロス あなたは彼らの後継者であると自認しておられますか。

カストロ きわめて控えめにではあるが、そう思っている。私は、ユダヤ人やモーロ人との共存によって強く影響をうけた自国の過去を前にして眩惑したり苛立ったりすることからスペイン人を開放したい。超人格主義者であることから、スペイン人にとっては、自分が何であり、なぜ知性に関することでは他の国の人たちほど多くの事柄を持ち合わせていないのか、ということに気づくことが急務だ。

アモロス いままさにこの時点で、文化についての危惧の念はありますか。

カストロ 経済的に力のある人たちは国立図書館の現状を前にして無関心でいるべきでない。その大きな建物がマドリードにおいて、合衆国の図書館ほどではないにしてもスイスやオランダのそれと肩を並べられるように、多額の資金で国を助けること、しかもスペインが今日持ち合わせている技術的な援助を何倍にもすることが必要だろう。私がそういうことを言うのは、不本意にも、目録には載っていても実際には存在しない本を探して国立図書館に出かけた外国人たちの労多くして無益な話を多々聞いてきたからだ。しかしながらそれは、スペイン語やポルトガル語の国々に共通した国立図書館または単に公共の図書館の一般的な問題でもある。マドリードの場合、私は1912年に国立図書館について、しかもそれが問題だと新聞に書いた。その結果、博識ではあったが近代的な図書館がどのように作られ、組織され、機能的になるのかについては何の知識も持ち合わせなかったメネンデス・ペラヨの激しい怒りをかった。同

じことが私の卓越した友人であるフランシスコ・ロドリゲス・マリンについても言える。スペインには専門的な図書館がいくつもあって、限定した読者に必要なサービスを提供している。しかし、普遍的な文化の過程を保有し反映しているような図書館は、明らかな動機から、存在したことがない。スペインでは多くの作品が未刊行のまま。たまにあるとすれば、他の文明が生み出した科学または文学の紹介だけ。国立図書館で働いている人は、いくら優れていても犠牲的精神の人であってもその数が少なすぎであり、報酬も低い。本を購入し分類する——著者別と分野別に——ための予算の少なさには苛立ちを覚えるほどだ。図書館の全体を印字されたカードにするために数百人もの職員が必要だろう。現在の目録には一世紀以上前の手書きの紙片がたくさんある。本の請求への対応は遅くてしかも不完全であるし、本の紛失や消滅に対しての保護策は無いに等しい。こうしたことのいずれもがこの体制またはあの体制のせいとされるべきものではない。なぜなら国立図書館が機能しようが潰れようが気にした人はいなかったからだ。アモロスさん、あなたが親切にそして賢く追求なさるのでこうしたことを言ったのです。

エル・エスコリアル図書館では、優れた外国の研究者たちが蔵書を利用し始めると事態が変わったが（例えば、シャルル・グロ、『エル・エスコリアル図書館のギリシア語文献の起源についての試論』）、国立図書館では事態は変わっていない。フランス軍による侵略があったとき、ポルトガル国王ファン6世がリオ・デ・ジャネイロに持って行き、幾多の貴重な書物の破壊が決定的になった。誰も書物が熱や湿気によって一つの塊と化してしまうことから守る術を知らなかったからだ。結論として、スペイン語圏の中心であるマドリッドには、世界文明についての本質的な書物が利用できる形で存在していることが必要ということだ。

アモロス スペイン内戦はどのようにあなたの歴史研究に影響しましたか。

カストロ 私にとって、プリンストンのような大学に身を置くことができ、東方関係の書物やヨーロッパの雑誌が完全に揃った本当に素晴らしい図書館を使えたことは決定的だった。私は1939年には、1936年に勃発した内戦（19世紀に起きた複数の内戦の後で）は深くて非常に古い持病の現れであると気づいていた。私はそれが何かを求め、有限な時間（というのは神だけが非創造の永遠だから）と空間のなかで、どんな要素がスペイン人の創造に関わったのかを探求した。

アモロス スペイン人の共生の可能性についてはどうお考えですか。

カストロ 近くメキシコで出版される本（ずっと以前の論文の選集）の終わりで、なすべき第一のことは、恒常的に危険状態にあることをスペイン人に警告すべきであると述べておいた。もし平和のために核エネルギー利用の必要性がそれ程にも叫ばれるのであれば、スペイン人には自らの潜在力、熱情、手に負えないエネルギーを建設的な目的に向けるようにすることが急務だ。そうしなければ、世界とスペインは、グラ

シアンが言うところの《無の洞窟》と化してしまうだろう。もしスペイン人が他者の介入から開放されたいなら、まず外国の特許で生産しないように、時間を生産的にするように(日本人はそうすることに成功した)、理解し合いそして互いに多くの間違いを許し合うために、ポケットにピストルを忍ばせることなく対話するように努めるべきである。この意味ではどんな熱弁も歓迎であり、意味のない悲劇に対する対抗策と見なされる。

アモロス あなたの著作は《可能性としてのスペイン》についてのものではありませんか。未来を志向した、ある実践的な目的によるものではありませんか。

カストロ それは絶対に違う。私は博識や理論的な目的のために書いてはいない。私は哲学者ではない。私は、不寛容の精神と抽象的で、頑固で、修辭的で大振りな人格主義がいかにもひどいところまで達したのかを分からせるためにだけ書いてきた。スペイン人は、自らの歴史意識を検査し、相互的で人間的でキリスト教的な慈悲の心を賢く使って、自分で予防接種しなければならない。だから、すべてを経済と人口学に還元したり、さらには猿ぐつわと鞭と愚かさの体制の下でこんがらがって生きることは特に問題だ。

アモロス ラテンアメリカはどのようにあなたに影響しましたか。

カストロ スペイン史の偉大さと不評という理由から、私はそのことについて真剣に自問しておくべきだった。コロラド州の南ではインディオたちが、チリの南ではグワソスたちがスペイン語を話すのを実際に見ることは実に驚きだ。そうしたことの全てがスペイン人の生の流れそのものによって生み出されたもので、《アリアンス・フランセーズ》や文化交流局などの活動によったものではない。何の障害もない、強力な文化の艦艇に対して開かれたなんと広大な可能性の海——メキシコのリオ・グランデからチリのプンタ・アレナスまでの——だっただろうか。悲しいことには、スペインの血筋という細胞と組織においては結合力のある原形質が遺伝的に欠如していることから、我々の言語の大洋には区分が、むしろひび割れが生じてしまったことだ。いかなる形であれ、この不幸だが矯正しうる愚かさに触れようものなら激しい怒りを招く。私は、アルゼンチン、ウルグアイそしてパラグアイが別々の国であって一つの連邦でないことは嘆かわしく愚かである、と《折りよく折りわるく》(聖パウロの言葉)述べたし書きもした。

アモロス テーマを大きく変えて、アメリカ合衆国の大学について話をお聞きしたい。

カストロ 私は一般的なことや抽象的な話は好まない。たくさんの大学があって、一つというわけではない。それぞれに流儀があり、独自性を備えている。教授の立場はとりわけ彼に創造力があるかどうかにかかっており、本当に必要な手段のすべてを獲得することができるかにかかっている。教授にとって一番の助けは《大学院》学生に由来し、彼らはセミナーで教授と一つのテーブルを囲んで研究を遂行する。合衆国の

大きな大学で仕事をするに慣れた者は常にその大学の図書館を懐かしがる。教授の学生のうち幾人かは望んでセミナーに出つづけ、一つの家族のようになる。私の大学、プリンストンでも事情は変わらない。私はその大学の教授であり、二年ごとに出版物についての報告を求められている。1953年に退職してからは1957年に講演を行った。1961年には合衆国に関するテーマで講義も行った。

アモロス スペインであなたの著作は十分に知られていますか。

カストロ それはあなたのほうがよくご存知だ。私には敵もいるが非常に度量の大きな友もいる。私にとってたいへん名誉なことは、ダマソ・アロンソ、フェルナンデス・ラミーレス、ヒリ・ガヤ、ラベサ、サモラ・ビセンテといった、1936年まで歴史学研究所で共に仕事をした人たちが今日、王立アカデミーの会員であることだ。1937年に合衆国に来るようにと三度目の招請があったとき、私の研究はそれまでとは異なった方向と方法をとることになった。その時から私の一番身近な教え子はアメリカ人になった。現在、幾人かはハーバード、イエール、クイーンズ・カレッジ、プリンストン、インディアナ、ヴァンダービルトそしてカリフォルニアといった大学の教授になっている。そして、彼らの研究成果がスペイン研究の意味を一新しつつけている。

アモロス マドリードにふたたび居を定めたとき、スペインはどんな印象でしたか。

カストロ 1957年からここで夏を過ごしてきたが、家族の都合とはいえ、ふたたびマドリードに住み、親しい友人たちとの長い関係をもっと活発にし、カルフォルニア、ナイアガラ、グランドキャニオン、ロッキー山脈やニューヨークの摩天楼となじむわがスペインの大地や風景と接触することは、とてもうれしいことだった。30年以上他人の国で猛烈かつ生産的に生きることは人の熱望や郷愁を複雑かつ豊かにする。若い人たちの間に私の仕事を継続しよう、その意味をさらに正確にしようという、私の著作に対する理解を見出すことは非常に勇気づけられることだった。

アモロス スペインの若い世代に対してご意見がおありですか。

カストロ 彼らが人間的事象に直面したときに、形式主義的または経済的・物質主義的な抽象に心を奪われないようにしてほしい。批判的な能力が非主体化すればするほど、そして人の豊かな判断鉞脈が貧しくなればなるほど、ますます容易に諸民族を物と言わぬ群れ、または一斉に鳴く群れに還元してしまう。独裁体制や全体主義は予期せぬ不幸として降りかかることはない。必ず前提となる長い動機づけがある。共産党の正統性は、それが起源した国においては、教会の正統性の上に無神論的に降ろされた。帝政ロシアの皇帝たちによる非市民的な専制主義は、それについて異論を唱えることも自由に自分たちの指導者を選ぶこともできない人たちを、教会とはまた別の名で抑圧しつつけた。今日、彼らは国境の向うにおいて収監されている。その反対に、多かれ少なかれ自らを治め、手作業と頭脳労働を評価し、自分たちの事物と思想を創ることに慣れた国々にとって、階級闘争は根本的な問題ではない。スカンディナヴィアやス

イスやその他の国々では無分別な殺戮や集団的な拘束衣を必要とせずに、実際、非常に深く政治体制を社会化した。すなわち、今日起きていることは以前の出来事と関係があるということ。多々、三部作《坊ちゃん気質、カオス、独裁》の三幕には、また《非現実的な選民思想、血、鎖》には、関連性があることが極めてはっきりしている。アモロスさん、もしスペイン人が、互いに憎みあい殺しあった長い時間を、あの持ち前の慢性的な無分別さの理由を熟考することに向けたとすれば、彼らの生の流れは異なっていたのではないか。あなたや私はこの状況または別の状況に対してすぐにでも適応できるプランを作らなければならない。そうでなければ黙っているようにと云われるだろう。しかし、自分たちがどういう人間であったかを無視することに固執する民族が、瞬く間に自分たちの諸問題を解決することなどどうして可能だろうか。一つの方程式は、未知数がしかるべきところに置かれていなかったり、未知数が存在しないなら、解決不能である。様々な動機と直面し、沈着さと断固たる態度が無いとすれば、若者や老人たちにとっては、どうしたら前に述べた三部作の流れから抜け出すことが可能になるのかが見えない。そんなに前のことではないが、パトリシア・ショウは、エール・オブ・ロスが1610年にスペインを訪れた後で伯父のサリスブリ卿に宛てた手紙を公刊した。《しかし本性的にスペイン人は暇なことが好きであり、仕事に従事するよりむしろ神の恩寵にすがると。私自身、少年の頃、《幸運は神様がお与えくださるので、人は考える必要がない》と言うのを聞いたことがある。しかし、知性を使わずに自己満足に浸っていたことは悲惨な結果を招いた。人を隷属させ、人を拘束衣や宗教的または政治的排他主義に押し込める傾向のものはすべて、抑圧や集団的無責任へと変化する。

若者たちの間で、今日普遍化している抽象的な図式主義に対して反動が生まれるとすればすごいことだろう。小説の原型はセルバンテスによって、演劇のそれはロペ・デ・ベガによって一新された。ヨーロッパの言語学はプロセンセの影響を受けたし、グラシアンはそのことに気づいていた。大地の新たな行方をたどったのはスペインやポルトガルの航海者たちだったし、17世紀の哲学にとってスペイン思想は重要であった。20世紀初頭のもっとも高度な詩は一人のノーベル賞受賞者によって際立ったし、生理学はラモン・イ・カハルと彼の後継者たち（デル・リオ・オルテガ、セペロ・オチョア）のおかげであることは周知の事実である。また別の意味では、人とその生についてのオルテガ・イ・ガセットの思想はその時代のヨーロッパ思想を称揚し、それと調和した。それでは、なぜ私たちはスペイン史について、18世紀のロドリゴ・ヒメネス・デ・ラダヤルカス・デ・トゥイのように考えつづけなければならないなどと思っているのだろうか。なぜ、セネカやトラヤヌスのように、またスペイン人が存在したことに何の考えも及ばなかったころのゴート族のように、スペイン人であることを単純に継続しないのだろうか。ひどい誤りから私たちはヨーロッパの歴史学の外にいる。

シャルルマーニュをフランス人と呼ぶフランスの本は存在しないし、イタリアでは学校でアウグストゥスやホラティウスをイタリア人だとは教えたりしない。若い人たちの知性にとってさらなる問題は、歴史研究の不十分さがイスラーム嫌いと反ユダヤ主義とあいまって複雑化すること。そして、イスラーム教徒やユダヤ人によって達成されたことが誤解され、隠され、評価を落としていること。また、彼らについて真実が否定されているかまたは憎まれており、スペイン史におけるユダヤ問題の栄光と破滅については語られない。1966年にバルセロナで、『ラ・セレスティーナ』が《作者未詳の》作品として出版された。匿名の編集者がその作品を作者未詳とした時代錯誤的な理由についての説明はなかった。一つの国際的な次元の作品がスペイン系ユダヤ人によって書かれたことを認めることができなかったのだ。

アモロス 私たちの対話の始めに戻りました。対話を終えるにあたって、共生について何か付け加えることはありますか。

カストロ 今まで述べてきたことのすべてが、究極的に《共生》についてのあなたの優れた質問と合致する。そこで私としてはあなたの質問に対して、《スペイン人としての在り方はたくさんあり》、《二つの》というのは正しくない、とお答えしたいと思う。私としてはこの楽しい対話を、スペインがあらゆる外国製の、マルキシズム的、ファシズム的、または混沌とした《整形外科的な道具》から解放されますように、という願いの言葉でもって終えたいと思う。私は、スペイン人たちが自国の歴史を掌握し、その過去の豊かなことや有害なことを探索し、彼らの頭脳と手の役割を最大限にすることができると信じている。そして何よりも互いに殺し合うという不実な業は絶対に無益であると確信するにいたることを信じている。

———もちろん私も共生を望むことにおいて、アメリカ・カストロに賛同する人も反対する人も同じ考えであると確信している。

## 注

- 1) 佐々木 孝 「アメリカ・カストロに向かって」『常葉学園大学研究紀要 外国語学部第一号 (1984), pp. 11-23.
- 2) Amorós, Andrés, “Conversación con Américo Castro”, en *Revista de Occidente*, tomo XXVIII (Segunda época) 1970, pp. 1-22. 邦訳は本稿 pp. 35-49 を参照。
- 3) Araya, Guillermo, *El pensamiento de Américo Castro*, pp. 308-318.
- 4) *Buenos Aires, Losada, 1948, 709 pp.*
- 5) *México, D. F., Editorial Porrúa, 1954, 684 pp.*
- 6) 佐々木 孝 「アメリカ・カストロに向かって」 pp. 20-21.
- 7) *Madrid, Hermandado, 1925, 406 pp.*
- 8) カストロの娘婿であり偉大な哲学者ハビエル・スピリとその国内亡命については以下の拙稿を



参照されたい。「スペイン思想の20世紀—ハビエル・スピリの最後の言葉をめぐって—」 *Bulletin of the Nanzan Centre for European Studies*, vol. 7, pp. 67-74.

- 9) Sánchez-Albornoz, Claudio, *España, enigma histórico*, 2 tomos, Buenos Aires, 1956. 歴史学者ドミンゲス・オルティスは近著の中で、両碩学間の論争に関する現在の一般的な解釈について触れている。特にカストロに関しては、「よどんだ水をかき回し様々な新しい視点を開いた」とその功績を総括している。Cf. Domínguez Ortiz, Antonio, *Tres milenios de la historia de España*, pp. 71-72.
- 10) アンドレス・アモロスはマドリード大学教授でその鋭い文芸批評には定評がある。
- 11) *Revista bibliográfica de ciencias y letras ÍNSULA*, núm. 245 (abril 1967) y 314-315 (enero-febrero 1973) Madrid.
- 12) Madrid, Espasa-Calpe, 1983, pp. 103-104. 拙著『吹き抜ける風』 pp. 111-126 を参照。

### 主要参考文献

- Amorós, Andrés, “Conversación con Américo Castro”, en *Revista de Occidente*, tomo XXVIII (Segunda época) 1970, pp. 1-22.
- Araya, Guillermo, *El pensamiento de Américo Castro*, Madrid, Alianza, 1983.
- Gómez-Martínez, José Luis, *Américo Castro y el origen de los españoles*, Madrid, Gredos, 1975.
- Goytisolo, Juan y otros, ‘Dossier: Américo Castro’, en *Revista de Literatura QUIMERA*, número 169 (mayo 1998), Barcelona, pp. 21-58.
- Domínguez Ortiz, Antonio, *Tres milenios de la historia de España*, Barcelona, Diario 16, 1999.
- Revista bibliográfica de ciencias y letras ÍNSULA*, Núm. 245 (abril 1967) y 314-315 (enero-febrero 1973) Madrid.
- 木下 登 『吹き抜ける風——スペインと日本、ちょっと比較文化論——』行路社 1995.
- 佐々木 孝 「アメリコ・カストロに向かって」『常葉学園大学研究紀要 外国語学部』第一号(1984), pp. 11-23.

本稿は平成11年度パッヘ研究奨励金 I-A による研究成果の一部である。

## 普遍主義と個別主義のはざままで

——男女同数法はフランス式アファーマティヴ・アクションか——

丸岡 高弘

### 【男女同数法】

2000年6月、フランスで「選挙による地位・職務への男女平等選出促進法」<sup>1)</sup> という法律が成立した。女性が選挙権を獲得したのはようやく1944年だったことからわかるように、男女の機会均等の実現は、民主主義先進国と言われるフランスにおいてさえ、さまざまな努力と改革にもかかわらず、遅々とした歩みでしか進行しなかった。とりわけ女性の政治参加は遅れ、1995年において国民議会での女性議員の比率は6パーセント程度で、これはヨーロッパ諸国の中でもっとも低い水準に属していた。こうした現状を立法措置によって一挙に解決しようとしたのがこの法律であった。

フランスの選挙制度は複雑で、各種選挙により制度が異なるが、大別して市会議員選挙などの拘束名簿比例代表制と国民議会選挙の小選挙区制にわけられる。男女同数法はまず前者に関しては政党の候補者名簿を男女（ほぼ）同数にすることを強制することで選出議員を男女同数になるよう誘導することをめざし<sup>2)</sup>、小選挙区制の場合には各政党の男女候補者格差にたいして政党助成金減額のペナルティーを課することで格差解消をめざす<sup>3)</sup>。男女同数法は、議員の数そのものではなく政党の候補者選定に拘

---

1) Loi No 200-493 du 6 juin 2000 tendant à favoriser l'égal accès des femmes et des hommes aux mandats électoraux et fonctions électives (*J. O.*, Numéro 131 du 7 juin 2000, p. 8560) この法律は「男女同数法」と呼ばれることが多いので、拙論でもこの表現をもちいる。

2) たとえばこの法律の第2条には次のように記されている。

#### 第2条

I 選挙法 L 264 条第1項に以下の二文を補足する。

「各候補者名簿において、男女各性の候補者数の格差は1より大であってはならない。各候補者名簿の名簿順において上位より数えられた各6名のグループにおいて各性の候補者の数は同数でなければならない。」

3) 男女同数法第15条でつぎのように規定されている。

#### 第15条

政治生活の財政的透明性に関する1988年3月11日の法律 (No 88-227) 第9条第1項は以下のように記される。

束を課する制度だが、比例選挙の場合なら当選圏内の候補者も同数になるよう規定しているし、また政治資金規正が厳しくなった現在、助成金が政党の政治活動に重要な役割をはたしていることを考えれば、実質的に男女を等しく議員に選出させる効果が非常に高い制度となっていると言える。

2000年5月3日に国民議会で与野党一致して採択されたこの法律は世論によって久しく待望されていたもので、それまでの数年間、各種世論調査で男女同数法のアイデアに賛成する人は常に70パーセントを超えていた。しかし、世論から強く望まれ、左右両陣営の政党に支持されたこの法律が最終的に成立するまでには紆余曲折があった。一見するとこの法律はプラグマティックなレベルでは政界における明白な男女格差の解消をめざすものだからだれも反対する人がでようとは思えない。しかし実際には男女同数法は国民主権のあり方というきわめて原理的な次元で議論をよび、女性の権利擁護を訴えるフェミニスト陣営自体さえをも二分する大論争を発生させることになったのである。

#### 【同数法にいたるまでの経緯】

同数法をめぐる論争のそもそもの発端は1982年に社会党政権によって提案されたクォーター法<sup>4)</sup>である。この法案は市議員選挙の政党候補者名簿に「同性候補が75パーセント以上をしめることを禁止」するものであった。このクォーター法が女性の政治参加を促進するためのものであることは言うまでもないが、野党議員はこの法律に強く反発し、違憲の疑いをもって憲法院に提訴をした。そして憲法院は1982年11月18日、憲法第3条や『人および市民の権利の宣言』第6条などを根拠として「市民であるという資格を有すれば、年齢・無能力・国籍のために除外されない者はすべて、同一の条件で選挙権・被選挙権を有する、また憲法的価値を持ったこれらの原則は選挙人・被選挙人をカテゴリー分けすることを禁じている」<sup>5)</sup>として、男女議員クォーター法に違憲判断をくだしたのである。この憲法院決定の結果、男女の議員数格差を立法的措置によって解消するためには憲法の改正が不可欠であることが判明する。

フランス初の女性首相クレソンの登場にも見られるように、社会党は比較的女性

---

「第9条第1項 特定の政党あるいは政治グループに関して、直近の国民議会総選挙において第9条第2項に則ってその政党ないし政治グループに属すると宣言した候補者の各性の数の格差が候補者総数の2パーセントを超える場合、第8条および第9条を適用して当該政党・グループに交付される第一類交付金の金額は候補者数全体に対する格差の半分に相当するパーセンテージ分、減額される。」

4) 正式には「市議員選出とフランス国外在住フランス人の選挙人名簿登録条件に関する選挙法およびコミューン法修正法」と呼ばれる。

5) Décision No 82-146 DC du 18 novembre 1982.

登用に積極的であったが、その社会党においてすら、既成政治家の既得権擁護のため議員の男女格差はなかなか解消しなかった。その中で特筆すべきなのは1994年のヨーロッパ議会選挙においてロカールが率いた社会党候補名簿で男女が交互に登録された点である。しかし、chabadabadaリストと揶揄されたこの選挙名簿は、社会党の劣勢が伝えられる中で、話題づくりとか女性票目当ての選挙戦術という印象を与えてしまい、社会党は惨敗してしまった。

1995年の大統領選挙で保守党候補、社会党候補ともに女性票への配慮を示し、当選したシラクは選挙期間中に公約した「男女同数監視委員会」を設置した。これはアラン・ジュベ首相直結の諮問機関という位置づけで、「社会生活のあらゆる領域における男女の不平等を調査」<sup>6)</sup>し、調査結果をもとに首相に政策提言することを使命とした。座長にはRPR所属女性議員ロズリーヌ・バッシュロが就任した。委員会は1997年1月、ジュベ首相に報告書を提出、政治における男女格差の現状を分析した上で、その解決策として、助成金によって女性登用を政党に促す方策や、憲法を改正した上で男女同数制を実現することなど複数の可能性を示唆した<sup>7)</sup>。男女同数監視委員会のこうした活動が政界における男女格差解消の議論の活発化に決定的な役割をはたすことになる。

この間、シモーヌ・ヴェイユ、エディット・クレソンなど大臣を経験した与野党の女性議員十名がエクスプレス誌に「男女同数制を要求する十人宣言」を発表し、女性に議員数の三分の一の割り当てを要求するなどして、政治における男女平等を求める世論は急速に高まった。こうした世論の高まりをうけて、保守党のジュベ首相も社会党党首ジョスパンとともに同数制に基本的に賛意を示すようになっていた。男女同数監視委員会の報告書を受領したジュベ首相はその報告書をもとに議会で討論することを約束し、憲法改正も視野にいれていることを示唆した<sup>8)</sup>。

しかしこうした議論の半ばで、シラク大統領は任期を一年残した国民議회를解散、6月に行われた国民議会選挙でジョスパン率いる社会党が勝利をおさめ、三度目の保革共存政権が発足する。ジョスパンはその選挙で女性候補を38パーセント程度採用したが、一般施政演説ではこの方向をさらにおしすすめて男女同数制実現のために憲法を改正することを宣言する<sup>9)</sup>。曖昧な態度をとっていたシラク大統領も世論に押され、必要なら憲法改正を支持すると言明する。こうして1998年6月17日に首相府と大統領府で協議された憲法改正案が閣議決定される<sup>10)</sup>。これは「選挙による職務・地位への

---

6) *Libération*, le 20 octobre 1995, page 15

7) *Libération*, 16 janvier 1997, page 12

8) *ibid.*

9) 1997年6月19日国民議会での施政演説。演説全文は *Libération*, 20 juin 1997 で読むことができる。

男女平等選出を法律によって促進する」という条項を憲法第3条に付加するという案であった。この憲法改正案で「同数」という言葉が削られたのは大統領の意志によるものとされ、また「促進する」という緩和された表現になったのも大統領との妥協のためと言われる。

政府提出の法案は国民議会の審議の過程で修正され、「促進する」は微温的と判断されて、「選挙による地位・職務への男女平等選出を実現するための条件が法律によって決定される」という文案に変更される<sup>11)</sup>。そして12月16日、この修正案が与野党を問わず出席議員の満場一致で可決される。しかしシラク大統領とジョスパン首相双方の合意の上に成立したこの憲法改正案は上院に送られた時、そこで意外な抵抗にあうことになる。上院は国民議会と異なった選挙制度によって選出されるため、保守的な議員構成になりがちで、実際、この時もRPR-UDF-DLの系列の保守党議員が多数をしめていた。上院もシラク大統領が支持する法案に反対することはないと当初は予想されていたのだが、意外にも国民議会で議決された憲法改正案に対する反発が強く、憲法3条の修正は拒否し、第4条に「選挙による職務・地位への男女平等選出を政党は促進する」という条項を付加する案を議決する<sup>12)</sup>。憲法改正案は国民議会と上院で「同一の文章」で議決された上で両院総会で決定されることになっているから、上院のこの抵抗で憲法改正手続きは頓挫するかに見えた。

国民議会で決議された憲法改正案に対する上院の反発には、実際にはさまざまな理由があった。ジョスパンが一般施政演説で訴えた「民主主義の近代化」には上院の見直しも含まれていた。地方議員などによる間接選挙で選ばれ、任期も極めて長い上院は民意を反映しにくい制度として見直しの対象となっており、このことに対する上院議員の反発はきわめて強かった。また男女同数制を口実にジョスパンが国民議会の小選挙区制を、保守党には不利な比例代表制にするのではないかという危惧を保守派議員は、ジョスパンの度重なる否定にもかかわらず、強く持っていた。こうした政治的打算や、そしておそらくはあったかもしれない保守的な議員たちの女性蔑視はここでは問題にしないとして、公式な議論は憲法改正を第3条についておこなうか、第4条についておこなうかに集中した。憲法第3条は国民主権を規定した条項であり、第4条は政党活動について述べた条項であるが、したがってこの論争は政治的権利をどこに位置づけるかという点に関する論争であった。国民すべてが政治に参加する権利をもっているのは、すべての個人が普遍的人間性を所有しているからなのか、それとも国民は異なった社会集団のよせあつめであるのか。

上院でのこの議論において保守派議員に意外な援軍が出現する。それはフェミニス

---

10) *Libération*, 18 juin 1998, page 2

11) *Libération*, 17 décembre 1998, page 11

12) *Libération*, 27 janvier 1999, page 13

トの哲学者エリザベート・バダンテールとその夫の上院議員ロベール・バダンテールであった。ロベール・バダンテールはミッテラン時代に司法大臣をつとめた社会党重鎮であるにもかかわらず、普遍主義的共和主義の立場から3条の改正に強く反対する。そしてその妻のエリザベートも上院公聴会に呼ばれ、普遍主義的フェミニストとして反対論を展開する。この上院での審議をきっかけに、これまで圧倒的な賛成派世論におされ、影のうすかった観のある反対派がル・モンド紙やエクスプレス誌で強力な反撃を開始する<sup>13)</sup>。

しかし上院の議決に対する世論の反発は強かった。女性の政界進出を阻んでいたのは女性候補採用を拒否し続けた政党ではなかったか。それなのに政党に女性採用を促すだけで問題が解決すると本気で考えることができるのか。そもそもフランスで女性の参政権が認められるのが1944年まで遅れたのは上院の抵抗があったからではなかったのか。上院のこのような態度は、上院という制度そのものの旧弊さを示しているのではないか。時代に取り残された上院は廃止すべきではないか…。

上院の議決を受け、憲法改正案は国民議会にさしもどされるが、2月16日、国民議会は12月16日の議決をもう一度採択する。世論の支持を背景に、国民議会は妥協する意図をまったくもたない。上院の敗北は明白だった。こうして世論の反発とシラク大統領の圧力におされ、上院もついに屈服し、3条に関して政府原案（「促進する」）にもどし、さらに4条の修正も残す形で妥協が決定される。こうして上院の議決、国民議会での議決を経た上で、6月28日、両院総会で最終的に憲法改正案が可決される<sup>14)</sup>。その内容は第3条の末尾に「選挙による地位・職務への男女平等選出を法によって促進する」、第4条末尾に「政党および政治団体は、法律の規定するところにしたがって、第3条最終項において述べられた原則の実現に協力する」という条項を付加するものであった。

こうした憲法改正作業を経て、1999年12月8日、閣議で同数法案が審議され、冒頭で述べた2000年6月6日の法律制定にいたる<sup>15)</sup>。

### 【普遍主義と個別主義】

こうして議員の男女比率の均等化をめざす欧米にも他に例を見ない特異な法律がフランスで成立する。そもそもフランスは共和主義的普遍主義の立場からアメリカ風の

---

13) 2月6日、ル・モンド紙に同数制支持派シルヴィアンヌ・アガサンスキーの長文の意見記事が掲載されるが、2月11日のル・モンド紙そして2月11日-17日号のエクスプレス誌にそれに反論する意見記事が多数掲載される。

14) *Libération*, 29 juin 1999, p. 14

15) *Libération*, 8 décembre 1999, p. 2

アフーマティヴ・アクションに強く反発してきた国であった。そのために原理的な平等主義原則にもかかわらず、政策としての男女格差解消策整備が大きうちおくりていたのだが、この法律はフランスをこの面で一挙に先進的な国とする結果となった。

フランス的伝統からのこのような転換はいかにして生じたのか。拙論ではこの点を男女同数法成立にむけての世論形成に大きな役割をはたしたシルヴィアンヌ・アガサンスキーの『性の政治学』<sup>16)</sup>の分析をつうじて検討したい。アガサンスキーのこの著書は普遍主義的人権思想を楯にとった同数法反対論に対して、それに対抗可能な理論を提供するものだった。

アガサンスキーの同数法主張の基礎には彼女が「男女共生 (mixité)」<sup>17)</sup>の思想と呼ぶものがある。アガサンスキーはその「男女共生」の思想をフランスにおけるフェミニズムの歴史の中に位置づけているが、アガサンスキー描くところのボーヴォワール以来のフェミニズムの歴史は移民をめぐる言説のそれとある種のパラレリズムを持っているように思われる。したがってここではまず、第二次大戦後のフランスにおける移民政策の推移をごく簡単におってみたい。要するにそれは人間に関する普遍主義と差異主義(個別主義)の間で「他者」に関する言説が揺れるということである。こうした文脈の中におくことで男女同数法の性格や意味づけもより明らかになるのではないかと期待したい。

受け入れ社会であるフランスの移民への対応は同化 (assimilation) から編入 (insertion) へ、そして統合 (intégration) へと変化したと言われる。これを縦軸に普遍主義と個別主義、横軸に異質なものへの寛容度をとった座標で図示してみると図1のようになる<sup>18)</sup>。普遍主義は、人間は本質的には同一である(同一であるべきである)、差異は存在するが、それは表面的で意味がないと考える態度である。それに対して差異主義(個別主義)は、人類にはその内部でカテゴリー化できる複数の個別的な社会グループが存在し(存在すべきであり)、それらの社会グループを区別する差異は本質的な重要性を持っていると考える。同化・編入という概念をこの図に位置づけるとすると、それらはともに横方向に幅をもった概念として示されることになるだろう。同化主義は人間が本質的に同一である(べきである)と考えるが、そうした前提にたちながらも、異質なものに対する寛容度に差異があることは、たとえば日本の戦前の朝鮮半島政策や植民地時代のフランスを想起すれば明白である。普遍主義に基づくそうした異

16) Sylviane Agacinski, *Politique des sexes*, Seuil, 1999 (1ère éd., 1998)

17) mixité というのは学校なら「男女共学」を意味する。したがってこの言葉は「混合状態」や「共同生活」を意味する。

18) この図はアンドレ・タギエフが二種類の人種主義・反人種主義を分析するために用いた図を変形したものである。Cf. P.-A. Taguieff, *La Force du préjugé: essai sur le racisme et ses doubles*, Gallimard, 1999, coll. 《Tel》, p. 38 (1ère éd. Editions La Découverte, 1987)

普遍主義と個別主義のはざままで（丸岡高弘）

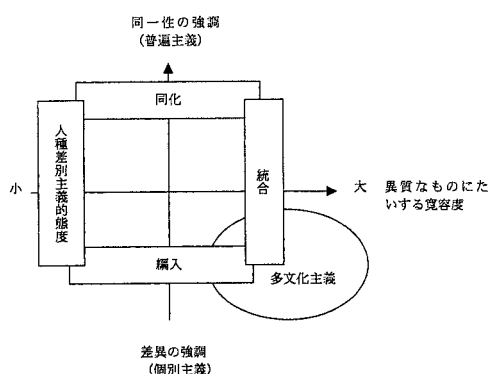


図 1

質なものに対する不寛容は排除という形をとることもあるし、暴力的な形での同化強制という形、あるいはその両方をとることもある。一方、普遍主義的でありかつ異質なものに対する寛容な態度は、人間の本質の同一性に信頼をよせるからこそ表面的相違を問題にしない。

編入という概念は差異主義的人間観に基づくが、同化主義同様、その差異の価値づけにはやはり幅がある。差異主義的な立場にたち、かつ差異を最大限に価値づけるとすると、それは差異の共存を社会の豊かさと評価する多文化主義となるが、他方、差異主義的立場に立ちながら差異あるものを排除する態度も存在しうる。その排除の方法は消去（ジェノサイド）や社会からの排除（国外退去）から社会内での隔離（アパートヘイト）まで多様でありうる。アパートヘイトのように特定の民族への差別が合法化されていなくても、実質的な差別的取り扱いがあったり、異民族間の交流がないような状況も考えられる。一つの社会内部での各民族の孤立並列的な共存は共同体主義（communautarisme）と呼ばれ、フランスでは英米で支配的な移民編入モデルであると考えられ、否定的なニュアンスをもって語られることが多い。

植民地時代、ヨーロッパは自分たちの文化の普遍的妥当性を信じ、異民族に対して不寛容なタイプの同化主義的態度をとっていた。しかし第二次大戦後、植民地主義への反省から多文化主義的編入の根拠になるような思想がうまれてくる。この転換に重要な役割をはたしたのはレヴィ=ストロースで、彼は自文化中心主義的幻想の批判を展開し、文化的価値の相対主義を主張、人種差別主義のみならず啓蒙主義的進歩思想を植民地主義的同化思想の基盤となったとして痛烈な批判を加える<sup>19)</sup>。こうした自文化中心主義批判は第三世界主義とあいまって左翼的政治思想の中にとりこまれていく。そして1981年の大統領選挙の際、社会党は「差異への権利」をそのスローガンのひとつとする。こうして移民に関しては各移民が自分の文化的出自を維持することを

19) とりわけ彼のユネスコ講演《Race et Histoire》(in *Anthropologie structurale II*, Plon, 1973)



容認・奨励するような知的雰囲気形成されていく<sup>20)</sup>。

同化、編入と対立させる形で「統合」という概念が現れてくるのは1980年代後半のことで、とりわけロカール政権時代の「統合高等審議会」の発足で定着する。統合という概念は要するに民主主義的理念の共有を前提とした上での多様性の容認・奨励と要約することができるが、これは政治的理念の共有を要請する点で同化主義と重なり、多文化主義的価値を主張する点で編入概念と重なる。編入概念が放棄され、統合という概念のもとに移民戦略が構想されるようになったについては二つの契機が存在する。その一つは1989年のイスラムのスカーフ事件に見られるような移民の側の自己の文化的アイデンティティへの閉じこもりがフランス社会を分裂させる危険を内包していると感じられ、編入概念の差異放任的態度がその原因であると考えられたこと、そして第二は、差異尊重を根拠とする極右思想の出現である。「少数派文化の支配的文化と異なる権利」に対して「支配的文化の少数派文化と異なる権利」が主張され、それが差異主義的反人種主義思想(「相違への権利」)を無効化する<sup>21)</sup>。こうして編入概念がその善意にもかかわらず移民をフランス社会に融合的に受け入れるにあたって無力であったことが認識され、新しい戦略として統合概念が提唱されるようになる。

要するに、普遍主義にもとづく同化主義から、移民政策は一旦、差異主義的編入概念へと針が大きくふれた後、両者の不都合の認識から統合概念へと針がもどる。しかし統合は同化への単純な回帰ではなく、あきらかに多文化主義的要素を編入概念がもたらした成果として内包する。統合概念は二つの要素、すなわち社会を拡散させる傾向をもった多文化主義と統一へとむかう求心力として機能する普遍主義、このふたつの力の均衡点に位置していると言えよう。しかしそれは単なる妥協ではなく、積極的な形で普遍主義の空虚さと個別主義の危険性を一挙にのりこえようとするものである。しかし普遍主義者は統合論者に対してそれが内包する個別主義的拡散の危険に大きな危機感をもちつけ、これに対して反撃を加えようとする。こうした態度は「新共和主義」と呼ばれることが多い。

ところで、フェミニズム運動に関して、移民問題に関する「同化→編入→統合」という思考の運動と同じような運動をみることができる。つまり普遍主義から個別主義へ、そして両者の矛盾の止揚とみなされる観念へという運動である。もちろんそれが本当の意味で矛盾の止揚となっているか否かは検討されるべきことがらである。

20) ミッテラン大統領時代は同時に移民排斥の極右政党「国民戦線」の伸長期でもあったのだから、この時期を多文化主義的イデオロギーが「支配的だった」時代だと言うことはできない。むしろ politically correct な言説として多文化主義があった時代と言うべきだろう。

21) タギエフの分析。cf. Taguieff, *op. cit.* Préface

### 【ボーヴォワール批判】

フェミニズムに女性の性的差異を最大限に強調するマクシマリスト的フェミニズムとそれを最小限にみつめる、あるいは性的差異は社会的には無意味なものと主張するミニマリスト的フェミニズムが存在することは周知のとおりである。後のフェミニストから時には皮肉まじりに「我らが母」と呼ばれるボーヴォワールはもちろんミニマリストで、普遍主義的フェミニストである。

ボーヴォワールの思想の中心があつた有名な「人は女に生まれず、女になるのだ」という言葉にあることは疑いがない。男女に差（男らしさ、女らしさ）があることは明白である。しかしそうした性的差異は自然に存在しているものではなく、人工的構築物である。たしかに自然に起因する身体的性的差異は存在し、そしてそこから心理的・社会的・経済的差異も波及的に生じることはあるだろう。しかしそれは決して運命ではなく、克服可能なものである。というか、自然的条件をのりこえて、改変していくことこそが人間の自由の証なのである。つまり自然的差異であるセックスと人工的構築物であるジェンダーは区別しなければならない。そしてジェンダーはセックスの必然的運命ではないのだ。

ボーヴォワールは通常、それまでのフェミニストとは対照的に性的差異の存在を正面から見つめた思想家であると評価される。ただしそれは、人工的構築物としてのジェンダーの存在を確認し、それを批判的に解体したという意味においてである。しかしアガサンスキーによれば、ボーヴォワールのこうした論理はむしろ性的差異否定の哲学と形容されるべきである。ボーヴォワールは「女性解放を性的アイデンティティの否定を出発点としてしか構想しなかった。」<sup>22)</sup> 自然、母性、女性の身体は女性を束縛するものとみなされる。ボーヴォワールは女性を「女性的なるもの」から解放しようとする。しかしそれによって同時に、男性と一緒に「女性的なるもの」一般の価値を否定する結果となる。こうして母性が拒否され、家内労働の意義が否定され、女性が社会進出することのみが価値とされる。つまり社会的労働と、生殖に代表される家庭内労働とが対比され、前者に価値ありとされ、そして女性の解放は後者からの解放によって実現されると考えられる。

後に見るようにアガサンスキーの「男女共生の思想」にとって、生殖は人間の「共生性」の原イメージを構成している。したがって労働と生殖が対立させられ後者が否定されることは非常に重大な意味をもち、当然アガサンスキーの反論はその点に集中することになる。生殖もまた自己投企である、人間の性行動はたんなる本能的行動で

---

22) Agacinski, *op. cit.*, p. 79. 以下、アガサンスキーのこの著書の引用・参照の場合、本文中に A としてページ数を明記する。

はなく、意志的行為という側面もある、子供を産むことは未来、つまり人間的投企の時間に関与することである、子供とは他者であり、したがって生殖行為は他者を産出し、他者と新しい関係を結ぶ行為である、実存哲学は近代哲学一般と同様、唯我論的傾向をもち、他者との関係を視点にいれることができない、母親と子供の関係は我と他者との関係の原型そのものである…(A, pp. 87-97)。つまり、つまりアガサンスキーにとって、こうした生殖と関わる女性としてのあり方の特殊性を否定するポーヴォワールは自然に根拠をもった女性の女性性そのものの価値を否定する点で男性中心主義の論理を踏襲する「男性中心主義的フェミニスト」なのである (A, p. 117)!

### 【普遍主義的フェミニズムと同化主義】

アガサンスキーが提示する形での普遍主義的フェミニズムと同化主義の間に類似性があることは明白であろう。

まず第一に、普遍主義の名の下に「平等」が主張される点である。人間は本質的に同一である、だから平等の権利をもつ。たしかに自然に由来する差異は存在する。しかしその差異は本質的ではなく、社会的には無意味であるとされる。

第二は自然と文化の分離である。社会的に人々が有意味であると思こんでいる差異（女性の場合ならジェンダー、移民の場合なら民族性）は人工的構築物であり文化的産物である。そうした文化がつくりだす差異に自然的根拠を見いだそうとしても不可能である。自然的差異は社会的差異と直結しない。それにもかかわらず人々は自然的差異の上に社会的差異を二重写しにみてしまい、両者を混同する。だから人種差別主義、性差別主義に対抗するためには自然と文化の混同を解きほぐし、文化的構築物を解体していかなければならない。

しかし、このように社会的差異の自然的根拠づけを否定しながら、その背後に（意味をもたないとされる）自然的差異に起因すると感じられた他者に対する劣等視や自己に対する劣等感が混入する場合がある。被植民地人もヨーロッパ人のように教育を受ける能力があると主張する人道主義者はそうした善意の「普遍主義的」思考が含意する被植民地の現地文化に対する軽侮の念に気がつくことはないし、女性も男性同様の社会的活動ができる（するべきである）と考える女性の意識に自分の身体性にたいする嫌悪の念が忍び込まないという保証もない。

しかしなによりも最大の問題点は、そうした普遍主義の主張が優勢イデオロギーの個別主義的性格を隠蔽してしまうという事実であろう。劣勢グループが優勢グループの表面的に普遍主義的であるイデオロギーを楯にとって差別の糾弾をする場合、優勢イデオロギー自体を受容してしまう結果になる。人権宣言にもかかわらず、女性の参政権が認められるのに150年かかったが、それは様々な偶発的条件のためだけだった

のか。人権宣言は実際に男性中心主義的政治構造を許容してきたのだが、そうした現実に対して人権宣言の普遍主義的ディスクールになんの責任もないと言えるのだろうか。劣勢グループは、優勢グループが提示する「普遍主義的」ディスクールに無批判に依拠するのではなく、自分の個別主義的ディスクールをそれに対置することによってその相対的性格を明らかにすることができるのではないか。そしてその上で、個別主義的ディスクール同士の対等な対話をとおして真の意味で普遍的なディスクールを構築することができるのではないか。

たとえば家事労働だが、女性をそれから解放せよ、女性を職場で男性と平等に処遇せよという主張は、現在の経済圏をそのまま容認した上で女性がそこに参入する権利を要求していることになる。そしてそうした観点からは家事労働が現在の経済圏から排除されているという事実自体の再検討はまったく視野に入っていない。家事労働が侮蔑的に評価されているのは経済圏から排除されているからであり、決してその逆ではない。一見、普遍主義的に見える主張も実は男性の観点からの個別主義的主張であり、それは家事労働を正当に評価する観点をもてなかった。だから家事労働への蔑視が発生するのである。家事労働からの女性の解放の主張は、男性的個別主義の価値のヒエラルキーをそのまま容認してしまい、労働に関して思想全体を再構築する機会をむざむざと逸する結果になる（A, pp. 107-110）。一般的に、他者の視線は常に自己を相対化する機能をはたしてきた。自己の（あるいは支配的イデオロギーの）世界観にかんする過度の普遍主義的信念は他者の視線がもたらすかもしれない豊かさを予め放棄しているに他ならない。

### 【過激フェミニズム批判】

1968年以降、新しいタイプのフェミニズムが出現する。それは男性中心主義の陥穽に陥らないために普遍主義を放棄し、女性的個別主義原理をコンプレックスなく主張する。こうしたフェミニズムの新しい潮流をアガサンスキーは「過激フェミニズム」と呼び、アメリカにその主要な潮流を見るが、フランスにおいてはエレヌ・シクスーヤリュス・イリガライがその代表者であるとする。

こうしたフェミニストの思想はきわめて独自・複雑で簡潔に要約することは容易ではないが、たとえばイリガライについて通常言われていることをまとめるとしたら次のようになるだろうか。イリガライによれば女性性とは完全なる他者性である。それはこれまでのいかなる論理的・言語的努力によっても把握できなかった。何故か。それは通常の言語が男性同性愛的世界表象の手段であるからである。身体的経験が空間・時間・価値の表象を決定する。つまり身体をとおして世界が把握され表象されるのであって、中性的な「理性」によって世界認識が行われるのではない。ところで、

男性の身体的経験と女性のそれとは完全に異なり、そして異なった身体性は共通の世界表象をもたらすことはないから両性の相互理解も不可能である。それ故、女性的世界表象が男性的言語によって沈黙させられないよう、女性は女性同士の言語使用と性体験によって自らの世界を語らせなければならない。

こうした女性の他者性の強調のなかに、他者を排除する不寛容な社会のなかでアイデンティティの危機に陥った移民社会が自己のエスニシティーのなかに頑なに閉じこもろうとする運動と同一の傾向を見ることができ、これは自然的差異の運命主義的決定論であると言えよう。つまりボーヴォワールと異なり自然的差異をのりこえ可能なものとは考えない。したがってここには、普遍主義者に言わせれば、自然と文化の（自覚的であるから混同とは言えないが）同一視がある。

アガサンスキーはこうした「過激フェミニズム」は普遍主義の欺瞞を明らかにするという成果はあったと一応の評価を示すが、しかしここでは性的差異の波及力が最大限に評価されるのみならず男女両性間の相互理解が不可能とされ、その結果、「分離主義」、「共同体主義」に陥る危険を内包していると危惧を示す（A, p. 118）。

アガサンスキーはここで「共同体主義」という移民問題が論じられるときに用いられる言葉を用いているが、この言葉は前にも述べたように、アングロ・サクソン風の各民族並列的な移民編入を指示し、フランスでは一般的に否定的な意味で使用される。アガサンスキーはこの言葉をもちいて「過激フェミニズム」の一つの帰結を批判する。マクスマリスト的フェミニズムは移民に関する「編入」原理や「相違への権利」と同様、普遍主義を装った支配的イデオロギーの個別主義を暴露し、その個別主義の個別性を明らかにするために自分たちの個別主義を対置する。そしてそれは普遍主義の欺瞞を明らかにするという貢献を確かにおこなった。しかし本来的に、個別主義に対して個別主義を対峙させるのは対話をおこなうためであるべきである。それなのに過激フェミニズムの個別主義的主張は対話の断念、拒否の口実となっている。そしてみづからの性的差異のなかにとじこもり他者を排除する結果になっている。

こうしてアガサンスキーは普遍主義的フェミニズムも差異主義的フェミニズムも否定する。というのもその両者ともが、一見対極的に見えるにもかかわらず、共通して人間の「男女共生性」(mixité)を否定する結果になっているからだ。「男女共生の思想はポスト・フェミニスト的思想となるだろう（A, p. 120）。」それは普遍主義的フェミニズムと差異主義的フェミニズム両方の思想的枠組みののりこえをめざした思想となるであろう。

### 【男女共生 (mixité) の思想】

そのためにアガサンスキーが依拠するのは生殖という概念である。「女性はありうべ

きパートナーの一人であると同時に子供の父親として男性と結びつきをもち、男性もまたありうべきパートナーの一人であると同時に子供の母親として女性と結びつきをもつ。男性・女性が性的に差異化されたものとして自己を定義するのは、共同しなければ誕生させることができないこの《第三者》との関係においてである。この従属性との関連を忘れるなら、あるいはその上に結婚や親子関係などの社会的関係を基礎づけることをしないなら、男女の差はさほど意味をもたず、個々人の性的アイデンティティはさしたる重要性をもたないものとなる。つまり父性・母性は性的差異の真に決定的な試金石なのであり、それ以外にその役割をはたすものがあるとは思えない（A., p. 162）。」アガサンスキーの思想の根底にあるのは、生殖が人類（人間性）にとって根源的要素であるという事実である。そして生殖において両性は還元不可能な差異と特有の役割をもち、それが成立するためには両者の共同が絶対に必要である。こうした意味において男女共生（mixité）は根源的である。だから男女共生が社会構成の原理になる。

ところで、セックス（身体的性差）とセクシュアリティ（性行動）に関して、性が問題にされるとき、通常は単なる事実、変更しようがなく、永遠に同一である身体的な性的差異に関心をもたず、その役割を過小評価する傾向さえある。そして文化的・社会的事象としてのセクシュアリティが常に問題になる。フーコーの『性の歴史』の「性」はもちろんセクシュアリティである。身体的な性には歴史がない。歴史をもつのはセクシュアリティのみである。これにたいしてアガサンスキーはこの事実としての身体的性差の重要性にこそ注目する。身体的性差を過小視すると同時にそののりこえをはかるボーヴォワールと異なり、この点でアガサンスキーは身体性を決定的要因とするイリガライに接近すると言えるかもしれない。

しかし、生殖において還元不可能な差異をもった存在が共同するから社会全体の構成原理も共生的でなければならないというのは身体的決定論ではないだろうか。イリガライの《異なった身体性》→《異なった世界表象》→《異なった言語》→《社会的隔離》という図式と、その論証の帰結は異なっても、身体性が社会構成を必然的に決定するという原理自体をアガサンスキーはイリガライと共有するのだろうか？

そうではない。アガサンスキーはむしろ自然的差異と文化的差異をはっきりと区別する。つまり生殖における役割分担が社会構成全体に必然的に類似的な形で展開されるなどということはないし、またそうならなければならないということもない<sup>23)</sup>。自然と文化の峻別という点ではアガサンスキーは普遍主義者とともに啓蒙哲学的伝統を共

---

23) 「性的差異は常にそして必然的に文化のなかに書きこまれている。その性的差異がどんな意味をもつかは男性と女性の実際的な関係に依存する。したがって性的差異の《本当の》性質が何であるかとか、両性の関係の《永遠の法則》が何であるかをいつの日か発見できると期待することはできない。」（*ibid.*, p.49）

有する。人間は本質のなかに閉じこもらない、存在をのりこえていく可能性がある。そして、そうした可能性があるということは、理想的には、個別的差異が意味をもたないような抽象的空間、様々な差異をもった存在が共通の言葉で語りあえる空間の存在を想定していることになる。アガサンスキーは普遍主義者であると言うべきなのだろうか。

しかし当然のことながら、両者には決定的な違いがある。抽象的普遍主義者は、自然的差異の克服によって文化的差異を解消すべきであると主張する。それに対してアガサンスキーは、自然的差異を完全に抹消することは不可能であると反論する。それにもかかわらず、人は思考のなかで自然的差異を抹消し、男性でもなく女性でもない抽象的人間を形成したと考えてしまうが、それは幻想に他ならない。そうした性的差異の抽象の結果、常に生じるのは男性モデルである。普遍的人間性とは偽装された男性性に他ならない。抽象的人間など存在しない、実際に存在するのは男性と女性である。

男性/女性は単なる社会的構築物ではない。それは「文化」であるとしても自然に、生物学的自然に根拠をもつ。性的差異の把握を困難にしているのは、まさしくそれが自然的根拠と社会的構築物としての性格を截然と分かちがたい状態で混合させているからである (A, p. 53)。文化的差異は自然的差異と無関係に存在しているわけではない。

自然的差異は絶対に解消できず、そしてそれは必然的に文化的に変容され、様々な領域で様々なヴァリエーションをもって翻訳されていく。性的差異という事実は生殖行為において機能するだけでなく、当然、権力関係や美学や経済、社会といった側面における人間のあり方として反映されていく。そうした意味で性的差異は必然的に社会の様々な構成要素、局面に遍在するものである。しかしそうした自然的差異がどのような形で社会化されるか、その社会化の様態は必然性によって支配されておらず、人間の意志によって選択可能である。つまり自然な性的差異がある社会のなかでどのような文化的な形を取るかは力関係と交渉によるのである。すなわちそれはすぐれて政治的な事柄なのである。だから「性の政治学」が必要となる (A, p. 172)。

要するに男女共生の思想とは、生殖を具体的なイメージとすればわかりやすいような、社会とは還元不可能な差異をもった両性とその差異にもかかわらず共同して形成していくものであるという意識であるとまとめることができよう。今、差異にもかかわらずと言ったが、差異はむしろ共同して社会形成をするために必須な要素、それなしに社会形成がありえない、そのような要素なのである。もちろん、その差異をどのように社会的に編成すべきであるか、自然はわれわれになにも教えてくれない。しかし差異をもった存在として自然によってうみだされ、差異をもった存在として社会から刻印されつづけた女性はいまその差異を同数制という形で編成することを主張して

いるのである。

### 【男女共生の哲学の具体化としての男女同数法】

広汎な世論の支持をうけてある政策が実現されたり法律が成立するとき、そうした政策や法律にそれぞれの人がなにを求めたかは人によって異なるに違いない。当然のことながら、男女同数法を支持する人々のあいだでも様々な考えがあった。そうした人々のなかには、1996年の時点で国民議会議員の女性比率が6パーセントというこの分野での明らかなフランスの後進性を目の前にして、ただただその是正をのみ念頭に置いた人もいた。そうした人々にとって、法案は共和主義的普遍主義に反するが、現状があまりにもひどいからそれを是正するための、そして是正されればすぐに廃止されるべき緊急避難的措置として考えられた。

しかし、アガサンスキーにとって同数制は権利上の平等原理にもかかわらずなかなか実現しない平等の実現を促進するための緊急避難的アフェーマティブ・アクションではない。そもそも平等原則（「男も女も共通して普遍的人間性をもつ、だから両性は平等である」）に依拠するとすれば、男女の議員比率格差は嘆くべきスキャンダルとなるのだろうか、とアガサンスキーは自問する（A, p. 202）。普遍主義的共和主義者は男女のカテゴリー分けを否定しながら、格差是正を要求するが、それは矛盾ではないだろうか。男も女も性的差異と無関係に人間性（人類）を代表するなら誰が選ばれてもよいはずではないだろうか。原理的な部分でカテゴリー化を否定しながら、なぜ現実評価の時にカテゴリー化をするのだろうか。つまり平等主義は同数制の主張とは直結しないのだ。したがってアガサンスキーの男女同数制の要求は、普遍主義的抽象的平等原則とは異なった原理に立脚する。「実際、男女同数制とは性的差異に関する一つの政治的解釈である。これによって性的差異は差別のための口実であることをやめ、《共有》を正当化するものとなる。（…）性的差異がヒエラルキー的に構成されることを避けようと思うなら、それに政治的意味を与えてはならないとアプリアリに主張するのではなく、それについて独創的な解決方法を考えなければならない（A, pp. 204-5）。」同数制は単なる平等原則の補完物ではない。それは性的差異の新しい政治的解釈である。抽象的人間ではなく、男性と女性が、男性・女性として、政治に参加するという選択をする。というのも抽象的人間の設定は常に性のヒエラルキー化を隠しているからである。自然的差異は厳然として存在しつづける。それは否定しても存在しつづけるが、否定することで批判の対象となることをやめ、かえって野放図な活動をするだろう。差異は通常、ヒエラルキーとして編成されてしまう。だから自然的差異が自然にヒエラルキーとなることを阻止するためには自然的差異を政治的に大胆に構成しなおさなければならない。「女性であるということが《人間であるあり方の二つの本質的



形態の一つ》であるなら——そしてわれわれがこの点に賛同するならば——われわれはまたいかなる国民も二つの様態で存在していることを認めなければならない。人類が分離した形でしか存在しないと認めたのに、国民が二通りのやり方で存在していると認めないわけにはいかない (A, p. 206)。」同数制への反対者は、同数制は国民に性別という概念をもちこむことによって、「国民」の一体性を損なう結果になると批判する。アガサンスキーはその非難を堂々とうけいれる。「同数制は事実上の不平等を解消するためのやむをえない手段で、国民という概念の一体性を損なう意図はない…」といった主張ではなく、逆に、国民の一体性という概念自体に内在する虚偽を摘発しようとするのだ。

アガサンスキーは両性の還元不可能な差異を強調する。「性的分離が存在するのだから、《単一モデル》から考えられた人類（人間性）という古い夢は捨てて、人類（人間性）は別々の——似てはいるけれども違いもある——二つのタイプから構成されていると考えなければならない。つまり男女共生的存在として人類（人間性）を考えなければならない (A, p. 50)。」人間など存在しない、存在するのは男性と女性だけである。人類という観念は抽象化によってつくられた虚構である。とすれば人間性などという虚構に依拠した平等原理自体、その上に民主主義の全体を基礎づけるにたる確固とした基盤になりえないことは当然ではないか。

それだけではない。男女共生の思想において自然に起因する差異は解消不可能なものとして提示されるばかりではなく、価値としても提示される。「性的差異が消滅したら、個人相互の差異だけでは人間が互いに対して不透明な存在になるには不十分であろう。人間はきっとあまりにもびったりと互いに調和しあってしまうだろう。そしてそのような《他者》の不在は地獄である。だから私は差異を消滅させたり、男性の生活様式と女性のそれを均一化させることを夢想している人にはくみしない。さらに言えば、男女の条件を絶対的に平等化させることさえ賛成ではないのだ。もしそれが男女の行動様式の非対称性を完全に消滅させるということを意味しているならば (A, p. 56)。」男女共生の思想は徹底した差異主義的哲学、不平等主義をも内包した差異主義的哲学なのだろうか。確かにここには普遍の人間性に基づいた平等主義がもつ簡明さ、人に不安を感じさせることのない単純さが欠けている。こうした主張は状況が変われば、完全に意味が逆転して男女差別を正当化する論理に転換しかねないと危惧する人々がいても不思議ではないだろう。

### 【バダンテール夫妻の反対論】

ここで同数制反対派のなかでもっとも活発な議論を展開したバダンテール夫妻の反対論を紹介したい。

ひとつは上院における憲法改正案審議のさなか、ル・モンド紙に掲載されたロベール・バダンテール上院議員へのインタビュー記事である。そこでバダンテール上院議員はまず、同数制は国民の自由な選択権を奪うから国民主権という民主主義の根本原理に反すると述べる。だからすべての議会が男女同数で構成されるべきであるという原則を憲法に掲げるべきではない。実質的に男女同数制を導入するとすれば、それは候補者のレベルでだけだ。したがって政党に対して候補者の数を同数にするよう促すだけで十分である。政党への勧告だけで十分ではないだろうから、憲法に政党は男女同数候補をたてるように努力すべきという条項を入れ、その上で政党助成金の分配でその方向に誘導すればよい。「しかし何故、4条ならよくて3条の改正ではいけないのか？」という記者の質問にたいしてバダンテールはこう反問する。「問題を逆にしてみましょう。何故、われわれの共和制の基礎となっている国民という概念、不可分の統一体としてみなされる国民という概念を変更しなければならないのでしょうか。」<sup>24)</sup> バダンテールは政治の世界における性の格差是正の必要性を認めながら、そしてそのためには憲法改正や助成金による政党への強制をも視野に入れながら、しかし憲法3条への改正を共和主義的伝統のなかで解釈された国民主権、普遍的人権という概念を危機におとし入れるものとしてそれに反対するのである。

ロベール・バダンテールの妻エリザベート・バダンテールも、先にも述べたとおり、この論争で非常に活発な活動をした人物である。夫人はアガサンスキーによればボーヴォワールの「現在では数少ない後継者」のひとりで、普遍主義的フェミニストだが、さらに生殖技術の進歩によって男女の生物学的な性的役割自体が消滅する可能性があることを肯定的に論じた本の著者でもある。そうした意味で「自然的差異ののりこえ」というボーヴォワールのテーマを極限までおしすすめた議論を展開していると言える。

夫人はある季刊雑誌<sup>25)</sup>のインタビューで、アガサンスキーが男性中心主義を隠蔽する概念であると批判する「市民的中立性」という概念の価値を擁護してつぎのように語る。「この市民的中立(中性)性は非常な利点をもっています。議員はきわめて多様な人間を代表することができます。これはつまり、政治的・公的行為をする際に、われわれは自分たちの個別的な性格(性や人種や宗教など)を抹消して人類(人間性)、つまり差異のむこうにあるわれわれみんなに共通なもの的高みへと自分たちを引き上げることができるということを意味しているのです。(…)この市民的中立性によってわれわれは性的・人種的その他の個別主義から脱却し、本当の意味での自律性を獲得することができるのです。」<sup>26)</sup> 市民的中立性は個別性から解放される可能性のある存

24) *Le Monde*, 15 février 1999, p. 6

25) *X-Passion, la revue des élèves de l'École polytechnique*, No 23, 1er trimestre 1999

26) *ibid.* ページ数がうっていないが、記事の2ページ目。以下、引用・参照は本文中にBと記し、

在として人間を規定する。議員は自分が属する社会グループの利害を代表するのではない。公益の代弁者であるべきである。そして代議制というのはそのようなものとして人間を考えている。つまり個別的なるものの限界をのりこえて普遍的なるものに達することができる、それが人間の価値である。

性的差異という概念を持ち込むことは共和国の原理そのものを変更させる危険がある。フェミニスト的差異主義の最終的帰結は平等という概念の根拠そのものを変質であろう。普遍的なるものを共有しているが故に平等であるという理念そのものの根拠が3条の改正で崩れてしまう(B, p. 4)。こうした事態は、それぞれの社会グループがそれぞれの共同体主義的利害を主張する断片化した社会をもたらすだろう。現在の状況はアメリカの差異主義的フェミニズムの影響をうけた北欧からフランスにもたらされた(B, p. 6)。この差異主義的フェミニズムの代表はフランスではほとんど無名だが、アメリカで評価されたイリガライである。バダンテールによれば、「アガサンスキー夫人とその《新フェミニストたち》はイリガライの名をあげずにその分析を採用している(B, p. 7)」のである。

#### 【アガサンスキーは差異主義的フェミニストか？】

アガサンスキーとイリガライの同一視はバダンテールの勇み足ないしは論争につきものの議論の単純化であろう。すでにみたようにアガサンスキーは「過激フェミニズム」の分離主義、共同体主義を批判し、その危険と対峙する形で自己のフェミニズムを定義しようとしているからである。

イリガライとの対比においてアガサンスキーの立論をまとめるとすればつぎのようになるだろう。まず、アガサンスキーが問題にしている性的差異は実体化された性的差異ではなく、関係としての差異なのであって、イリガライのように固有の身体性のもつ特殊性が主張されているわけではない。アガサンスキーは男性が着飾る社会もあれば女性が着飾る社会もあるという民俗学者の報告を引用し、こう述べる。「そうした選択をつうじて意味されているものは差異そのものである。男性とか女性がこれこれの特徴をもっているということではなく、強調され、飾られ、装われているのは差異なのである。性的差異を演出する技術が存在し、それはいくつもの形をとり、それぞれの社会にその特殊な相貌をあたえている(A, p. 55)。」だから問題は、イリガライのように男性からは理解されない女性のこれこれの特殊性ではなく、ある性は他の性に対して差異があるという事実そのものである。つまりこの差異は関係としての差異であり、そして相互補完的差異である。性的差異は他者との関係、共同性のなかでしか

---

記事内部のページ数を明記する。

意味がない差異・特殊性なのである。

第二にアガサンスキーは文化と自然の峻別という啓蒙主義的原理に敵対しない。普遍主義者の差異主義者に対する批判の一つに自然的条件への屈服ということがある。すなわち、差異主義は自然的条件に規定された存在として人間を扱い、人間が自然的条件（性、人種など）をのりこえて普遍的なるものをめざす力があることを忘れている、だからそれは孤立主義、隔離主義に陥る危険性をもっているという批判である。しかしアガサンスキーの主張はまさしく自然的差異がどんな風に社会的に編成されていくか、それを意識的に考えなければならないということである。差異に関するアガサンスキーの議論をもう一度確認すると、それはこうである。すなわち（イリガライに反して）自然的な差異それ自体はなにも意味しないが、（ボーヴォワールに反して）差異は絶対に解消されない。そして差異の存在はいずれにせよ、政治的に意味を与えられてしまい、それも多くの場合、価値のヒエラルキーとして社会的に編成されてしまう。だから、どんな風にそれが編成されるべきか、意識的な議論の対象となるべきである。それが性の政治学である。アガサンスキーのこうした主張は彼女を最も自覚的な反自然主義者として位置づけることさえ可能にするだろう。

さらに、アガサンスキーにとって性的差異は唯一の「普遍的個別性」である。肌の色や文化的差異などは偶発的要素にすぎず、あることもないこともできるし、それがないために人類のありかたそのものに根本的な変化をおよぼすということもない。それに対して性的差異はどこにでもあるという意味で普遍的であるし、生殖に必要という意味では人類に本質的である。だから性的差異にもとづいて抽象的市民ではない（男女という）個別のカテゴリーを概念として構成し、それを憲法に明記することは、民族や宗教を単位とする共同体主義とは同列におくことはできない。むしろ性という個別のカテゴリーを樹立することによって「普遍的なるものの具体的かつ差異のある内容を認識することが可能になる（A, p. 102）」だろう。

最後に、同数制によって女性は女性代表になるのではない。女性という孤立した社会グループがそのグループの利益代表を選ぶのではない。かつて女性も男性も抽象的「市民」として公共圏のなかに入ってきたが、同数制によっていまや女性は女性としてそこにはいる。そしてそれはさまざまな社会問題に新しい視点を導入することを可能にし、問題の構成のしかた自体を新しく編成しなおすことを可能にするであろう。しかしそれは共同体主義ではない。「国民全体の人間性は共生的性質をもっている。男女同数制は国民のそうした性質を代表（＝表現）させるために《国民の代表（＝表現）》全体を共生的なものにする使命をもっている（A, p. 212）。」議会が国民を代表（表現）するものならば、国民が全体として共生的存在であるのだから、議会も全体として共生的存在であるのが当然である。それが「国民の代表（＝表現）」であるということの真の意味であるはずである。同数制は女性党の考え方とは決定的に異なる。それは女

性の利害代表ではない。議会それ自身が共生的存在となることによって、本来的に共生的存在である社会を全体として代表（表現）するのである。

### 【アガサンスキーは本当に共同体主義を回避できたか？】

同数制をめぐる議論は、フランスにおいて様々な試行錯誤が始まっているにもかかわらず、共同体主義に対して非常に根強い警戒心があることをふたたび明らかにする。同数制を批判する側がそれをふりかざすだけでなく、それを主張する側もその批判を回避しようとし、さらにはそれと対峙する形で理論形成をしようとするのである。

しかしその一方で同数制の議論はフランスにおける新しい潮流の存在を明らかにするものである。移民問題に関する「統合概念」はアガサンスキーの共生の思想ときわめて親近性をもった概念である。それは普遍主義と異なり、実質的な差異の存在を容認するが、また差異主義とも異なり、差異をもった集団の隔離を否定し、差異の対話を要求する。つまり女性の政治参加という問題に限定されずいろいろな領域で、上に述べたような共同体主義に対する警戒心にもかかわらず、普遍主義の基礎の上に実質的な差異の観念を導入しようとする決意をもった思想潮流が現れはじめている。同数法の実現はそうした潮流が現実政治を変える力をもちはじめていることを示している。この点についてバダンテール夫人は先に言及した雑誌のインタビュー記事でつぎのような興味深い指摘をしている。インタビューアの「あなたは共和国の未来に不安を感じておられるようですが」という質問に肯定的に答えた後、夫人はこのように述べている。「同数制をめぐる大論争は10年来、知識人の間で、とくに左翼知識人の間でひそやかにこなわれていた論争を明るみに出したのです。それは哲学者と社会学者の間でおこなわれている論争です。社会学者は大多数が同数制の支持者なのですが、社会の観察から出発してプラグマティックと考えられる解決策を提案しますが、原則には顧慮しません。社会学者にとって原則というのは最初から疑わしいものだからです。一方、哲学者は自分たちに最善と思える原則をうち立て、それからその原則に適合するように現実を改変していこうとするのです (B, p. 6)。」アガサンスキーの主張が原則を欠いたプラグマティックな政策提言にすぎないのかどうかは議論の余地があると思われるが、神聖不可侵と思われた共和主義的な原則が揺るぎはじめているというバダンテール夫人の予感と同数制の議論がもつ問題としての射程の大きさをきわめて正確に指摘している。そして移民の場合と同様、同数制をめぐる議論は、こうした新しい潮流に対する普遍主義の側からの非常に熱心で強力な反対論の存在も明らかにしたと言える。

ところで同数制の主張はバダンテール夫人が言うように原則論を無視したプラグマティックな政策提言にすぎないのだろうか。これは非常に評価が難しい問題だが、バ

ダンテール夫人の主張はある意味では転倒している。というのも、新聞の意見記事で、複数の人々がむしろこの問題が「哲学的議論」によって混乱させられたと嘆いているからである。実際、普遍主義/個別主義、自然/文化などの議論が動員されるまでもなく、政界における性差別は自明的にスキャンダラスではないか、だからそれを改善するのは当然である、しかし憲法院の決定で具体的改善策を講じることができない、だから憲法改正をするしかない…このようにプラグマティックな次元でのみ問題が考察されるべきだと考えた人も多かったに違いない。しかし共和主義的原理の呪縛力はあまりにも大きく、そして憲法院の決定とそこから帰結した憲法改正の必要性がアガサンスキーのような思想家が理論構築をすることを強いる。そうした意味では、男女格差の問題を「プラグマティック」な手段で解決しようとしたのは憲法第4条の改正ですませようとしたバダンテール夫妻の方であり、アガサンスキーはむしろそれに対して原理的な所から新しい答えを出そうとしたのだと言える。

そしてその結果として、アガサンスキーの主張は、通常言われる所のアファーマティヴ・アクションより過激であると同時に穏健な主張になっている。過激であるというのは、アガサンスキーにとって男女同数制は、「抽象的人間は平等だが、男性が女性を排除して権利を篡奪している。だから抽象的平等を実現するための一時的方便としてアファーマティヴ・アクションをもちいる」というプラグマティックな判断の結果ではないからである。それは人間の根源的な共生的性格を代表（表現）するためには代表（表現）の共生性が必要であるという議論なのである。しかしそれは同時にきわめて穏健な主張でもある、なぜならそれは最終的に共和主義的普遍主義と対立しないからであり、そして個別的集団の利益代表をつくることを目的としないからである。同数制はクォーター制よりも過激な手段をとることで穏健な理論構成を可能にしたと言えるかもしれない。それはきわめて過激であるからこそ、他の利益代表的共同体の形成に道を開かない。同数法には「各候補者の姓、名、性、誕生日および場所、住居、職業」<sup>27)</sup>を明記するよう規定されている。候補者の「性」を明記すること、それを延長して候補者の肌の色や性的傾向を明記するような法律が想像できるだろうか。アガサンスキーの主張は国民という概念の一体性を否定するという点できわめて過激なのだが、それにもかかわらず正統な共和主義的原理に忠実であろうとする。

しかしアガサンスキーは本当に共同体主義の危険を完全に回避できたのだろうか。彼女は普遍的な差異である性にのみ個別的存在を認め、それ以外の社会グループ（人種、性的傾向、民族、宗教）には「市民」という概念とその正統性を争うことができるようなステイタスを拒否する。それによって共生の思想は共同体主義に陥る危険を回避しているのだが、しかし性的差異のみにそのような客観的な実在性を与え、それ

---

27) 同数法第2条II

以外に対しては偶有性しか認めないその根拠はなにか。それは普遍的・本質的事実としての生殖である。しかし同性愛や人工生殖の進歩が原初的な家族構成の原理としての共生という観念を危ういものにしつつあるのではないだろうか。アガサンスキーはその著書で同性愛や人工生殖の問題にも言及しているが、その態度は少々及び腰な印象を与える。人工生殖に関してはアガサンスキーはきわめて懐疑的で非人間的な実践をもたらす可能性があるものとして警戒心をもっており、この点はバダンテールときわめて対照的な立場をとっている。また、彼女はもちろん性的嗜好の多様性を正当とし、同性愛者の権利を最大限に認めようとするのだが、それにもかかわらず同性愛は少数者で、例外的事象だから社会構成のモデルにはならないとして次のように述べる。「人間は〈自然に〉《異性愛的》であると私が暗黙のうちに主張しているのだという批判があるかもしれない。わたしはそうした観点を自明なものとしていることを認める。普遍的に性化された存在である人間は〈一般的に〉異性に対する欲望に動かされ、生殖のために異性に依存する。人間はまた生殖を〈一般的に〉望む。同性にのみ関心をもつということは偶発的であり、たとえ数は多くても例外の一種にすぎない (A, p. 126)。」人工生殖や同性愛がアガサンスキーの「共生の思想」にとって非常に都合の悪い存在あることは明らかであるが、しかしこうした断言は本当に正当化されるものだろうか。

アガサンスキーは異性の結合が暗黙のうちに社会構成の原理になっている例として、同性愛カップルの養子をもつ権利に関してつぎのような議論をしている。フランスでは同性愛カップルにもある程度の法的存在を認める「市民連帯契約」(PACS) という制度が発足して以来、その延長として同性愛カップルが子供を養子にする権利を認めるかどうか議論の的となっている。アガサンスキーはそれに対して否定的なのだが、その論拠はこうである。すなわちそれは生殖という家族構成原理に反した主張である。もし家族構成原理に生殖が問題にならないとしたら、親が何人いてもかまわないはずではないか。にもかかわらず同性愛カップルでも依然として「カップルが養子をとる」ことが問題になるのであって、なぜ三人、四人の人間が養子をとることが問題にならないのか。「そうした仮定が良識に反するように思えるのは何故か」というと、それは自然に依拠しないような制度を考えることが困難だからである。家族は常に異性の両親を特権化する。というのも家族という制度は自然な親のカップルをモデルに考えられたものだからである。文化は自然に対して自由にふるまうが、しかし文化もすべての人間が男性と女性の両性から生まれるという事実自体を消し去ることはできない。(…)家族は自然法則に従うわけではないが、しかしそれはそれぞれの文化が自然に関してのもつ〈表象の仕方〉と完全に無関係ではありえない (A, pp. 152-3)。」文化は自然に対して自由にふるまうが、しかしその自由は限界づけられた自由である。だから生殖は家族制度の原モデルであり、そしてそのモデルでありつづけ

るだろう。

アガサンスキーのこのような議論はある意味では非常に説得的である。しかしアガサンスキーは時に自然の呪縛力を恣意的に拡大していないだろうか。自然的条件の運命論的解釈を回避するために彼女が定立する原理は「差異は解消されない（自然）が、それをどのように編成するかは恣意的（文化）である」ということであった。しかし家族制度の様態にまで起源（生殖）の束縛が及ぶとするのはこの原理に反するのではないだろうか。ここには存在と当為の意図せざる混同があるのではないだろうか。

ここからアガサンスキーの議論が潜在的にもつかもしれない意味に関して二つの可能性が指摘できる。その一つは男女同数制が、バダンテールが危惧するように、フランスの普遍主義の崩壊の前触れ、多文化主義さらには共同体主義のトロイの木馬となるのかもしれないということである。同性愛その他が自然的根拠をもつという可能性は完全には排除されないし、また議会が国民の多様性の代表（表現）であるとしたらさまざまな社会グループが議会に代表（表現）をもつべきであると主張する余地はあるからである。選挙リストへの性の記載はこの方向への展開の限界であると述べた。しかしそうした想像が現在の時点でいかにありえないと感じられるにしても、公文書に肌の色の記載がなされることがないと絶対に確信できるほど人間の歴史が平坦ではなかったことも事実である。

しかしアガサンスキーの思想の意味についても一つの可能性があり、そしてそこでは前衛（そして人によれば暗黒の未来の予言者）はむしろバダンテール夫人である。つまり生殖技術により性差が完全に意味を喪失する、普遍主義的フェミニストにとっては完全な平等が実現される理想の世界（しかし、人によれば反ユートピアの世界）の到来がせまっており、男女共生の思想はそうした不確定な未来に対する後ずさりの後衛の思想（そして人によれば人間的世界を防御する最後の防波堤としての思想）ということになるのかもしれない。

人権思想を確立する基礎となった普遍主義は、それを徹底することによって「人間性」という概念を突き崩し、その向こう側に突破してしまうのだろうか。そして普遍的人間性という概念に反するかに見える個別主義は人間性という概念の中に個別のカテゴリーを導入することによって、人間性という概念を結果的に擁護することになるのだろうか。普遍主義と個別主義をめぐる議論は必然的にさまざまなパラドクスを含む議論であり続けるしかない。



## EUにおける年金政策の課題

大谷津 晴 夫

### 目 次

1. ユーロ導入後の社会保障政策の展開
  - 1.1 社会保障担当の欧州委員の交代
  - 1.2 新体制の下での社会保障政策
2. 社会保障の現代化と年金改革の課題
  - 2.1 社会保障の現代化とは何か
  - 2.2 年金改革の課題とは何か
  - 2.3 社会保障委員会報告

### 1. ユーロ導入後の社会保障政策の展開

#### 1.1 社会保障担当の欧州委員の交代

1999年1月1日の通貨統合のスタート直後に発覚した欧州委員の予算不正疑惑は、3月16日にジャック・サンテール（Jacques Santer）委員長率いる欧州委員会が総辞職に追い込まれる事態にまで発展した。その後9月に新委員長に就任した前イタリア首相のロマノ・プロディ（Romano Prodi）は、欧州委員会の組織の建て直しに着手した。42あった部門数は36に削減され、第1から第24までの数字で呼ばれてきた総局（directorates-general）には、管轄する政策分野を反映させた簡潔で理解しやすい名称がつけられることになった。この組織再編により、雇用・産業関係・社会問題（Employment, Industrial Relations and Social Affairs）を担当してきた第5総局の名称は、「雇用・社会問題総局（Directorate-General for Employment and Social Affairs）」にかわった。

また、雇用・社会問題総局を指揮する欧州委員も、1999年9月の欧州委員会委員の新人事を機に交替している。7年間EUの雇用・社会政策にかかわってきたアイルランド人のポーリック・フリン（Padraig Flynn）委員が退任し、新たにギリシャ人女性のアンナ・ディアマントプル（Anna Diamantopoulou）が雇用・社会問題総局を指揮する欧州委員に就任した。事務方のトップの総局長（Director General）も、1995年

から5年間その任にあったスウェーデン人のアラン・ラルソン (Allan Larsson) が2000年6月に退任し、その後任には、ラルソンの下で1998年9月から副総局長(Deputy Director-General) を務めていたフランス人女性のオディール・カンタン (Odile Quintin) が就任した。「99年危機」とまでいわれた一連の騒動を経て、EUの社会保障政策は二人の女性に率いられる新体制の下で進められることになった。この新体制の下でのEUの年金政策の方向と課題を探ることが、本稿の課題である<sup>1)</sup>。

## 1.2 新体制の下での社会保障政策

雇用・社会問題総局の指揮がディアマントブル欧州委員とクワンタン総局長の手に移った後のEUの社会保障政策に変化があったのかどうかについては、少なくともこれまでのところ、変化は見られないといえるだろう。90年代初期に始まるEUレベルの社会保障への積極的取り組みは、数々の理事会勧告や委員会コミュニケとなって現れたが、新体制もこれらの基本文書を通して形成されてきた社会保障政策に関する基本姿勢を踏襲しているといえる。

そもそも、社会保障の分野は基本的にはEUの管轄外にあると考えていい。「雇用」編が新たに追加されるなどして、労働・社会政策の分野で相当の進歩があったとされるアムステルダム条約(1999年5月1日発効)においても、賃金、団結権、ストライキ権、ロックアウト権にかかわる事項は依然として加盟各国の専管事項に属したままである(第137条第6項)。また社会保障については第137条第3項が、労働者の所得保障(social security)と社会保障(social protection)および雇用契約の完了している労働者の保障に関するEU法令の立法については、理事会採択の際に全会一致の原則が適用されると定めている。このように、アムステルダム条約に規定があるのは、あくまでも「労働者の」社会保障についてであり、「EU市民一般の」社会保障についてではない。EU市民一般に適用されるという意味での広義の社会保障はEUの管轄外にあるといってよい<sup>2)</sup>。しかも、その労働者に限定された社会保障に関連する法案も一国の反対で否決することが可能なので、加盟各国はこの分野において事実上の拒否権をもっている。つまり社会保障は、EUが容易に踏み込むことのできない加盟国の主権に属する分野とみなされているのである。

このようにEUが社会保障の分野で共通政策を遂行する余地は条約により厳しく制限されている。唯一の例外は、EU域内を移動する労働者・自営業者とその家族の社会保障である。EU域内を移動する場合に、各国ごとに異なる社会保障制度の狭間に陥って無保障・重複加入・給付削減などの不利益を被ることのないように、EC規則が制定されている(Council Regulation (EEC) No. 1408/71, Council Regulation (EEC) No. 574/72)。しかしこのEC規則は、国ごとに分立した社会保障制度の「調和」を企図したものではなく、多様性を前提にした上での既存制度間の「調整」をめ

ざしたものにはすぎない。しかも、このEU規則は域内を移動するすべてのEU市民に適用されるわけではなく、数次の改定を経た現在でも、1) 出身国の社会保障法規の適用を受けているか受けていた労働者・自営業者、2) 公務員、3) 学生、4) 年金受給者、および5) それらの家族と遺族、に限定されている<sup>3)</sup>。

2001年2月26日に調印され、現在加盟各国で批准の手続きが進められているニース条約による改正でも、社会保障分野の立法手続きに変更はない。第137条の条文も構成上の変更が加えられているが、内容的には実質的な変更はほとんどない。ただ、EUが加盟国の活動を支え補う分野として新たに「社会保障制度の現代化」(modernization of social protection systems)が第1項(k)として追加されている点は注目される。社会保障制度の現代化は本稿のテーマであるEU年金政策に密接にかかわる論点なので、これについては次章であらためて取り上げる。

以上のように社会保障を加盟国の事実上の専管事項におく第137条の規定の背後にあるのは、「補足性の原則」(subsidiarity principle)である。この原則は、市民にできるだけ近いレベルで政策決定が行われるべきであるという考えに立っている。その意味で市民に最も遠いレベルにあるEUの共通政策が正当化されるのは、加盟国レベルにおける政策可能性と比較して効果がより高いと認められる場合に限られる。EU15ヶ国の社会保障制度はすべて同じモデルにしたがっているわけではなく、各国に特有の歴史、文化的背景、伝統、社会発展を反映して極めて多様な展開を見せている。それぞれの国民に広く受け入れられ、評価されている各国の制度を一つの共通の制度に統合する必要性はない。これがEU条約に規定されたEUと社会保障の公式関係なのである。したがって、EUの政策執行機関である欧州委員会が社会保障に関連したコミュニケを発表する際には、必ずといってよいほど、社会保障については加盟各国が責任をもっていることを確認する文言を加えている。この公式見解を額面通りに受け取れば、「EUの社会保障政策」は主題として成立しようがない。しかし、実際には欧州委員会の社会保障構想は公式見解を超えて先に進んでおり、EU統合深化のための共通社会保障政策の方向を模索しているように見える。この路線は、1985年1月から1995年1月までの10年間ECおよびEUの委員会委員長を務めたジャック・ドロール(Jacques Delors)によって敷かれた。

ドロールは、経済統合と社会統合は車の両輪であるとの考えから、欧州統合の深化にはたず社会政策・社会保障の役割を重視していた。彼が提唱した「ソーシャル・ヨーロッパ」は、社会次元の統合を重視する欧州型社会モデルを基礎においたものである。たしかに、EUが経済統合を超えて政治的な統合にまで踏み込んでいくには、社会生活基盤の統合が前提条件として欠かせないようにおもわれる。生活の安全を保障してくれるものに人は自然と帰依するはずだから、「EU市民」を名実あるものにするには、EUレベルの社会政策・社会保障政策によるEU市民の生活保障という政策構想が必要に

なる。

EUの共通社会保障政策へ向けての展開として注目されるのは、1992年に出された二つのEC理事会勧告、すなわち6月24日付の「社会保障制度における十分な生活資力と社会扶助に関する共通基準についての理事会勧告」(文献[2])と7月27日付の「社会保障の目的と政策の収斂についての理事会勧告」(文献[3])である。

6月24日付勧告で注目される点は、人間の尊厳に相応しい生活を送るのに十分なだけの資力と社会扶助を受ける権利を加盟国が人間の基本権として認め、その基本権に基づく保障水準を、加盟各国の生活水準や物価水準を斟酌して定めて実行するよう求めていることである。人間の尊厳に値する生活水準の保障が普遍的な権利とされ、ECの共通社会保障政策の足掛かりにされている。

7月27日付勧告は、社会保障制度の組織化と財政運営の責任は加盟国にあることを再確認しつつも、ECレベルの社会保障の収斂戦略を二つの観点から正当化している。第一に、各国毎に分立した社会保障制度が労働移動の障害にならないようにすることが、単一市場の完成のために必要であること。第二に、加盟国すべての社会保障制度が同じ問題に直面していることである。加盟国共通の問題として挙げられているのは、社会疎外の拡大、非定型労働に従事する周縁的労働力人口の拡大、一人暮らしおよび片親家族の増加、出生率の低下、引退人口に対する現役人口比率の低下、医療費の増大などである。この勧告で提唱された社会保障の収斂戦略は、社会保障を加盟国の専管事項としてきた立場を踏み越える要素を含んでいる点で注目に値する。

次に、加盟国の社会保障が共通して直面している問題に関して幅広い議論を喚起する目的から、委員会コミュニケ「社会保障の将来：欧州レベルの議論のための枠組み」(文献[4])が1995年末に出された。ここで議論のためのたたき台として出された論点は、年金受給者に対する現役勤労者の人口比率の低下からくる課題、社会保障を雇用に対してもっと友好的なものにする工夫、社会保障の財源調達、保健医療制度における諸変化、域内を移動する人の所得保障制度(social security schemes)の調整作業の評価、社会保障制度(social protection systems)の調整と収斂との間の関係の調査、公的年金と企業年金の両方を運営する機関と保険会社が域内市場で並行してやっていくことを可能にするための原則の調査、社会保障の長期的将来の省察である。このコミュニケでも、社会保障を欧州型社会モデルの基本的構成要素にすえる姿勢に変化はないが、人口の高齢化を踏まえて、雇用の改善と経済成長につながる社会保障の改革の必要性を強調する内容になっている。

委員会コミュニケ「社会保障の将来：欧州レベルの議論のための枠組み」は1996年を通して活発な議論を巻き起こした。各界での討議の結論や意見を基に委員会は、EUにおける社会保障制度改革のいくつかの道筋を示し各分野の機軸となる行動を見定める目的で、1997年にコミュニケ「EUにおける社会保障の現代化と改革」を発表した。

2001年2月26日に調印されたニース条約の第137条第1項(k)に加盟国の活動を支え補うEUの分野として新たに追加された「社会保障制度の現代化」は、このコミュニケのタイトルに呼応したものである。このことは、「社会保障の現代化」がEU社会保障政策の重要課題として位置づけられたことを示している。EUの年金政策は、この97年コミュニケに示された社会保障改革の問題意識を引き継いだものなので、章をあらためて社会保障の現代化と年金政策の関係について論及してみたい。

## 2. 社会保障の現代化と年金改革の課題

### 2.1 社会保障の現代化とは何か

97年の委員会コミュニケで提起され、2001年調印のニース条約でEUの新たな活動分野として認知されるにいたった「社会保障制度の現代化」とは何を意味するのか。97年コミュニケは、欧州社会モデルをおびやかしている真の脅威として巨額の財政赤字と並べて、社会保障の就業抑制効果をあげている。所得保障が労働市場への参加・復帰を妨げてしまう問題は、イギリス救貧法時代から指摘されてきた社会政策と経済効率のトレードオフ問題である。この二つの脅威は今日、社会保障の基礎的条件に生じた根本的变化によって深刻さを増しているという。この基礎的条件の変化に適合するように社会保障の仕組みを見直すこと、これが社会保障の現代化の意味である。97年コミュニケが社会保障の現代化を迫る基礎的条件の変化としてあげているのは、次の四つである。

- 1) 働く仕組みの変化：労働の性質が変化するのにもなって、雇用の流動性を促進する政策と保障を提供する政策との間に新しい相互作用が求められている。
- 2) 人口の高齢化：EUの人口の高齢化にもなって、老年人口の急速な増加が新しいニーズを創り出すとともに、年金改革のペースを急がせている。
- 3) 男女の性別役割の変化：労働生活における男女バランスの変化にもない、機会均等が社会保障に新しい問題と要求を突きつけている。
- 4) EU域内移動の促進のために加盟各国の所得保障(social security)の調整仕組みに改革が必要になっている。

これらの基礎的条件の変化に対応して社会保障を現代化するために必要な対策が以下のようにまとめられている。

- 1) 生産要素として社会保障の認識を強化する。
- 2) 社会保障と雇用の関係をもっと友好的にする。
  - ・雇用のインセンティブを高めるために税制度と社会給付制度を統合・最新化する。
  - ・生涯学習に向けての動きと歩調を合わせ、従来の失業給付制度を雇用可能保険

に発展させる。

- 賃金外労働費用を削減して、低熟練労働者の総報酬と手取収入との間の格差を縮小する。
  - 高齢労働者の雇用インセンティブならびに雇用機会を拡大する。
  - 貧困以下の社会的排斥に陥った者に対しては、社会的最低限給付と組み合わせた社会統合政策を活性化する。
- 3) 社会保障をヨーロッパ社会の人口高齢化に適合させる。
- 公的年金を持続可能にする。
  - 企業年金のための安定的環境を提供する。
  - 高齢者の介護ニーズに応える。
  - 医療制度の効率・費用対効果・質を改善する。
- 4) 社会保障を労働生活における新しい男女バランスならびに家族構造の変化に適合させる。
- 5) EU内を移動する人びとの社会保障を改善する。

この97年コミュニケを受けた99年コミュニケ「社会保障の現代化のための共同戦略」(文献[6])では、以下の四つの目的に基づいた加盟国間の協力強化のための計画策定に乗り出すこと表明された。

- 1) 働くことが報われる仕組みにし、安定した所得を提供する。
- 2) 年金を安全にし、年金制度を持続可能にする。
- 3) 効果的なセーフティネット・予防措置・包括的アプローチを重視した社会再編入を促進する。
- 4) 医療サービスの高い質と持続可能性を保障する。

## 2.2 年金改革の課題とは何か

欧州委員会が年金政策の分野でイニシアティブを見せはじめたのは、2000年10月のコミュニケ「長期的観点から見た社会保障の将来展開：安全で持続可能な年金」(文献[7])からである。これに先立ち、リスボン欧州理事会(2000年3月24-25日)は、高官クラスの社会保障調査班(High Level Working Party on Social Protection)の設置を決め<sup>4)</sup>、この調査班に対し、一方で経済政策委員会(Economic Policy Committee)が進めている研究を考慮に入れつつ<sup>5)</sup>、委員会コミュニケを基礎にして、特に年金制度の持続可能性に留意した社会保障の長期的展望について調査するよう命じていた。続くサンタマリアダフェイラ欧州理事会(2000年6月19-20日)でも再び年金制度が取り上げられ、年金の将来予測の向上および加盟各国の現在及び計画中の年金改革戦略に関する情報収集の二つの活動方針が決められ、年金制度の持続可能性に注意を向けることの重要性があらためて強調された。

## EUにおける年金政策の課題（大谷津晴夫）

2000年10月コミュニケはこれら二つの欧州理事会で採択された議長国結論を受けて作成されたものである。このコミュニケは人口高齢化が年金制度にどう改革課題を突きつけているのかを指摘し、そして最後に、加盟各国の年金改革の共通目的および指針として次の10項目を提案している。

1. 年金の妥当な水準を維持する：公的年金、企業年金そして個人年金の3本柱からなる年金システムは、老齢期における財政的自立を維持し、さらに現役期に達成した生活水準を合理的な範囲内で維持することができるようにしなければならない。
2. 世代間の公平性を確保する：人口高齢化に対処するのに必要な努力は現役世代と引退世代との間で公平に分けもたれなければならない。
3. 年金制度における連帯を強化する：低賃金あるいは不利なリスク特性を理由にして年金制度から締め出すことは許されない。年金制度は、労働市場への参加機会の乏しい人々、あるいは子供・障害者・虚弱高齢者の世話をしなければならなかった人々のために、再分配的な要素をもたなければならない。
4. 権利と義務の間のバランスを維持する：給付は個人の納付した保険料を反映したものでなければならない。特に、引退を延期した場合は給付を増額しなければならない。
5. 年金制度が男女間の平等を支援するようにする：特に、女性の労働市場への参加・再参加および地位の改善を促すようなインセンティブを強化するための調整が必要である。
6. 透明性と予測可能性を確保する：年金加入者は条件に応じてどの程度の給付を期待できるのかが明らかにされなければならない。
7. 社会の変化に対する年金制度の柔軟性を高める：年金制度は、その経済的・人口的な環境における予見可能な変化に適応することができなければならない。
8. 労働市場に対する順応性を促進する：年金制度は、職業および地理的な移動性に適応したものであるべきで、例えば、引退年齢の決定や学業期・労働期・余暇期の組織化について一定程度の個人的選択を認めるべきである。
9. 全体的な年金システムの中で各年金制度の整合性を確保する：年金の3本柱は相互に支えあうとともに、よく調整されていなければならない。
10. 健全で持続可能な財政を確保する：公的年金のための税負担が適切な水準に定められ、他の不可欠の財政支出が締め出されないように、改革を進めなければならない。

### 2.3 社会保障委員会報告

リスボン欧州理事会（2000年3月24-25日）で設置された高官クラス社会保障調査班は、サンタマリアダフェイラ欧州理事会（2000年6月19-20日）宛に最初の報告書を提出している。この報告書は、改革の多様な戦略と方法とともに年金制度の基本的な目的の概要を描いている。特にこの報告では、年金の将来についての議論が種々の年金制度に対する市民の信頼を固めるのに寄与することが強調された。

次に、高官クラス社会保障調査班は、公的年金支出に及ぼす高齢化の影響を分析した経済政策委員会の長期予測研究に基づいて、退職年金年金制度の持続可能性と質についての包括的検討を求める中間報告をニース欧州理事会（2000年12月7-9日）宛に提出した。この際に加盟各国には、欧州委員会と協力してこの問題に関する経験を交換し、また自国の戦略を提出するよう求められた。この求めに応じて加盟各国は、欧州委員会と高官クラス社会保障調査班を引き継いだ社会保障委員会が合同で準備したアンケートに回答した。2001年6月11日付の「適切で持続可能な年金：社会保障の将来展望に関する社会保障委員会報告」（文献〔8〕）は、この際の加盟各国のアンケートに対する報告を利用している。

この社会保障委員会報告の分析は、2000年10月の委員会コミュニケにおいて提示された10箇条の共通目的と原理を反映させている。報告書の巻頭のカバーノートは以下のようにその内容を要約している。

1. 年金制度が公平性と連帯性を維持し、個人と社会のニーズの変化に対応しながら、財源のしっかりした適切な所得を引退者に提供し、しかもこれが財政を不安定化させたり、将来世代に過重な負担を課したりしないようにするために何が必要なのかが報告書において検討されている。年金制度の持続可能性のためには、その長期的将来に対する市民の信頼が欠かせない。しかしこの信頼は、予測される人口高齢化に対処する能力について抱かれる現在の疑念によって損なわれてしまう可能性がある<sup>9)</sup>。年金制度がその社会的目的を達成する長期的な能力を保証するための広範囲の手段を含む包括的なアプローチのみが、年金制度に対する公的信頼を維持し強化することができる。報告書の主要な目的は、このような包括的アプローチの要素と、雇用政策、経済政策および社会保障政策が積極的に相互作用することができる方法を提示することにある。
2. 将来の人口のおよび社会的な課題に直面した年金制度の持続可能性は、財政次元の問題に還元されない。年金制度の長期的な持続可能性を保証するためには、次の3重の課題に取り組むことが必要になる。
  - ・引退者とその被扶養者に対して安全で適切な所得を提供し、全ての高齢者に対し医療および介護制度と組み合わせて文化的な生活条件を保証するという社会



的な目的を年金制度が達成する能力を守ること。

- ・ 将来の人口高齢化による財政への影響が予算の安定を脅かしたり、資源の不公平な世代間配分をもたらすことのないように、年金制度の財政的な持続可能性を維持すること。
  - ・ 社会と個人のニーズの変化に対応する年金制度の能力を高めること。このことが、労働市場の流動性の促進、雇用と社会保障における男女の機会均等、そして個人のニーズに対する年金制度の適応力の向上に寄与することになる。
3. この課題の達成のためには、最大限の透明性と予測可能性を促進し、市民の信頼が維持されるのを保証するような方法で政策が立案されることが必要である。長期の安定性は、全ての関係者を含む広範囲な社会的コンセンサスの基礎の上に年金改革が進められる場合にのみ保証される。こうしたアプローチはまたこの分野における将来のEUレベルでの協力的な交換を支えるはずである。
  4. 年金制度を持続可能にする戦略はとりわけ、問題の根源に取り組まなければならない。問題の根源とは、雇用者数と年金者数、言い換えれば保険料納付者数と年金受給者数との間の不均衡の拡大である。リスボン欧州理事会で定められたガイドラインに従って、この課題を達成する改革戦略は完全雇用の回復、とりわけ女性と高齢労働者の雇用水準の引き上げに焦点を絞った対策と統合的でなければならない。これは主に、失業との戦い、高水準の技能と雇用可能性の確保、そして女性と高齢労働者の労働市場参加条件の改善によって達成される。ストックホルム欧州理事会で合意された、男女高齢者(55歳から64歳)のEU平均の雇用率を2010年までに50%にまで高める新しい目標は、特に重要である<sup>7)</sup>。
  5. 雇用水準の引き上げには、厳しい改革を中心にした経済政策、社会政策および雇用政策が必然的ともなる。このために、特に女性と高齢雇用者の失業率の著しい引き下げと雇用率の引き上げに狙いをおいた政策の実行が必要になってくる。とりわけ女性の雇用率の引き上げのためには、家庭生活と労働生活との間の和解を容易にする方策がとられなければならない。家族支援サービスがないと、女性を労働市場にとどめることが妨げられてしまう。
  6. 高齢労働者の雇用率を引き上げなければ、リスボン欧州理事会で定められた一般的な雇用目標の達成は不可能である。これには、労働者が今まで以上に労働に長くとどまり、また経営者が高齢労働者を雇っておくようにするために、年金制度や他の課税・給付制度の改革が必要になる。また、高齢労働者の継続雇用や新規雇用に有利な条件を創出し、年齢差別の問題に取り組む必要がある。これには、法定の引退年齢が重要性を失うような、もっと弾力的な引退システムに向けた改革が含まれる。
  7. しかし、高い雇用水準が達成されても、年金に対する財政支出の対GDP比率の

かなりの上昇を防ぐのには十分でない<sup>9)</sup>。年金制度のパラメーターや構造に狙いをおいた重要な改革手段（給付水準，受給資格，年金スライド制，支給年齢，公的年金・企業年金・個人年金間の役割分担，）が加盟国によって強調されてきて，その多くは既に実行されつつある。年金改革は人口変化の財政的帰結に対処するだけではだめである。全ての高齢者に適切な年金を提供し，彼らが快適な生活水準を維持するのを可能にし，そして一定程度の再分配と連帯を保証することを通じて，社会的結束という目標にも寄与するものでなければならない。第二，第三の柱が果たす役割が広がるのに応じて，このような補足的な制度に対する規制と監督も重要性を増してくる。企業年金や個人年金へのシフトが実施あるいは計画されている場合でも，このような改革が年金制度の基本的原理や社会的目的の放棄を意味するものではないことは，当該加盟国から出された報告書が明確にしている。さらには，年金制度を抜本的に転換する構想をもっているわけではないことを指摘している。加盟国の報告書は一般的に，現行制度の改善を追及する現実的なアプローチをとっている。これは，賦課方式と積立方式，私的年金と公的年金，確定給付と確定拠出のいずれのタイプも他のタイプに対して内在的に優越しているとはいえないという，現段階の分析に基づく認識を反映している。

8. 各国の改革戦略において一本の重要な糸は，財政の総合的な運営である。高齢化による財政支出の増加に備えた計画を立てた加盟国では，多くの国が公債の削減による利点に焦点を合わせている。公債の削減は将来の利払いを低下させて，高齢化関連ニーズを満たすのに必要な財源を準備することになる。
9. 加盟国の報告書は，人口変化だけに改革の努力の標的がおかれているわけではないことを明らかにしている。むしろ，年金制度を現代化し，社会と個人のニーズの変化に適合させようとする，もっと広い努力の一部である。したがって，社会における女性の役割の変化，労働市場の流動性の拡大，個人の選択機会の拡大，家族および世帯構造の多様化などの社会的変化はすべて，程度の違いはあってもそれぞれの改革のプログラムに反映されつつある。
10. 高齢者の生活条件は年金制度からの現金支給にのみ依存しているわけではない。住宅，医療，長期介護，社会サービスにかかわる政策や，高齢者のための課税特例，特定の経済的文化的なサービスに対する価格引下げも生活の質の向上や社会編入の促進に貢献するところが大きい。
11. この報告書の研究は，適切で持続可能な年金を保証するという目的を年金制度内の調整だけで達成することは無理であることを立証している。人口高齢化の課題は，社会保障，雇用，財政の三つの政策分野における協調的で相互支援的な努力を必要としている。社会保障政策は，現役世代に過重な負担がかからない範囲で，すべての人が適切な年金を受けられるようにしなければならない。この点に

EUにおける年金政策の課題（大谷津晴夫）

関して重要な手段は、長く働こうとするインセンティブを強化することである。雇用戦略は、特に女性と高齢労働者の雇用機会を改善し、また人々がこれらの仕事に見合った技能を持てるようにしなければならない。最後に経済政策は、経済の持っている潜在成長力を全開し、それによって雇用を拡大し、さらに明日の高齢化関連ニーズに備えてもっと多くの予算財源が利用できるようにするために、今日の財政の健全性を保証しなければならない。

以上のように、2000年10月の欧州委員会コミュニケと2001年6月の社会保障委員会報告が指摘する社会保障および年金政策の最大の課題は、人口の高齢化にともなう諸問題である。これに雇用の流動化、家族の変化、男女の性別分業の変化が加わる。このような構造変化に対して委員会は、社会保障の生産力化と個人化を改革の方向として打ち出していることが読み取れる。またこの方向で、加盟各国の社会保障および年金政策の収斂を考えている節が見える。

表1 老年人口指数の推移 (%)

|             | 2000年 | 2010年 | 2020年 | 2030年 | 2040年 | 2050年 |
|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| ベルギー(B)     | 28.1  | 29.4  | 35.6  | 45.8  | 51.3  | 49.7  |
| デンマーク(DK)   | 24.1  | 27.2  | 33.7  | 39.2  | 44.5  | 41.9  |
| ドイツ(D)      | 26.0  | 32.9  | 36.3  | 46.7  | 54.7  | 53.3  |
| ギリシャ(GR)    | 28.3  | 31.6  | 35.8  | 41.7  | 51.4  | 58.7  |
| スペイン(E)     | 27.1  | 28.9  | 33.1  | 41.7  | 55.7  | 65.7  |
| フランス(F)     | 27.2  | 28.1  | 35.9  | 44.0  | 50.0  | 50.8  |
| アイルランド(IRL) | 19.4  | 19.1  | 24.5  | 30.3  | 36.0  | 44.2  |
| イタリア(I)     | 28.8  | 33.8  | 39.7  | 49.2  | 63.9  | 66.8  |
| ルクセンブルク(L)  | 23.4  | 26.2  | 31.0  | 39.8  | 45.4  | 41.8  |
| オランダ(NL)    | 21.9  | 24.6  | 32.6  | 41.5  | 48.1  | 44.9  |
| オーストリア(A)   | 25.1  | 28.8  | 32.4  | 43.6  | 54.5  | 55.0  |
| ポルトガル(P)    | 25.1  | 26.7  | 30.3  | 35.0  | 43.1  | 48.7  |
| フィンランド(FIN) | 24.5  | 27.5  | 38.9  | 46.9  | 47.4  | 48.1  |
| スウェーデン(S)   | 29.6  | 31.4  | 37.6  | 42.7  | 46.7  | 46.1  |
| イギリス(UK)    | 26.4  | 26.9  | 32.0  | 40.2  | 47.0  | 46.1  |
| EU全体        | 26.7  | 29.8  | 35.1  | 43.8  | 52.4  | 53.4  |

出所：文献 [8]

表2 年齢階級別就業率 (%)

|       | 1999年 |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |
|-------|-------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
|       | B     | DK   | D    | GR   | E    | F    | IRL  | I    | L    | NL   | A    | P    | FIN  | S    | UK   | EU全体 |
| 50-54 | 60.3  | 80.4 | 73.4 | 60.1 | 57.2 | 74.1 | 62.1 | 57.2 | 64.6 | 70.2 | 72.7 | 71.4 | 78.9 | 84.2 | 75.9 | 69.2 |
| 55-59 | 36.9  | 70.9 | 55.1 | 47.4 | 44.8 | 46.8 | 50.5 | 36.6 | 38.2 | 49.6 | 41   | 59.1 | 54.6 | 77.8 | 62.1 | 50.7 |
| 60-64 | 12.9  | 34   | 19.6 | 30.4 | 24.7 | 10.1 | 35.9 | 17.9 | 12.9 | 18.6 | 11.7 | 43.6 | 22.2 | 47.9 | 35.6 | 22.3 |
| 65-69 | 3.8   | 6.2  | 5    | 11.5 | 3.9  | 2.1  | 14.3 | 6.2  | -    | 5.2  | 4.9  | 24.8 | 4.4  | 10.7 | 11.6 | 6.5  |

出所：文献 [8]

表3 公的年金支出の対GDP比率の推移 (%)

|     | 2000年 | 2005年 | 2010年 | 2020年 | 2030年 | 2040年 | 2050年 | 最大増加率 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| B   | 9.3   | 8.7   | 9.0   | 10.4  | 12.5  | 13.0  | 12.6  | 3.7   |
| DK  | 10.2  | 11.3  | 12.7  | 14.0  | 14.7  | 13.9  | 13.2  | 4.5   |
| D   | 10.3  | 9.8   | 9.5   | 10.6  | 13.2  | 14.4  | 14.6  | 4.3   |
| GR  | 12.6  | 12.4  | 12.6  | 15.4  | 19.6  | 23.8  | 24.8  | 12.2  |
| E   | 9.4   | 9.2   | 9.3   | 10.2  | 12.9  | 16.3  | 17.7  | 8.3   |
| F   | 12.1  | 12.2  | 13.1  | 15.0  | 16.0  | 15.8  | -     | 3.9   |
| IRL | 4.6   | 4.5   | 5.0   | 6.7   | 7.6   | 8.3   | 9.0   | 4.4   |
| I   | 14.2  | 14.1  | 14.3  | 14.9  | 15.9  | 15.7  | 13.9  | 1.7   |
| L   | 7.4   | 7.4   | 7.5   | 8.2   | 9.2   | 9.5   | 9.3   | 2.1   |
| NL  | 7.9   | 8.3   | 9.1   | 11.1  | 13.1  | 14.1  | 13.6  | 6.2   |
| A   | 14.5  | 14.4  | 14.8  | 15.7  | 17.6  | 17.0  | 15.1  | 3.1   |
| P   | 9.8   | 10.8  | 12.0  | 14.4  | 16.0  | 15.8  | 14.2  | 6.2   |
| FIN | 11.3  | 10.9  | 11.6  | 14.0  | 15.7  | 16.0  | 16.0  | 4.7   |
| S   | 9.0   | 8.8   | 9.2   | 10.2  | 10.7  | 10.7  | 10.0  | 1.7   |
| UK  | 5.1   | 4.9   | 4.7   | 4.4   | 4.7   | 4.4   | 3.9   | 0.0   |

出所：文献 [8]

### 注

- 1) 前任者フリンの指揮の下で展開された90年代のEUの社会保障政策の動向については文献 [1] で紹介しておいた。
- 2) 「EU市民一般の」社会保障の権利を制定する動きとして注目されるのは、EU基本権憲章の制定である。1999年6月ケルンで開催された欧州理事会でEU基本権憲章の制定方針が採択され、続いて同年10月フィンランドのTampereで開催された欧州理事会で起草団が構成された。この起草団が1年弱かけて作成した草案が、一連の承認手続きを経て、2000年12月ニースで開催された欧州理事会において正式に「EU基本権憲章」(the Charter of Fundamental Rights of the

## EUにおける年金政策の課題（大谷津晴夫）

European Union)として宣言された。

1989年のいわゆる「社会憲章」(the Community Charter of the Fundamental Social Rights of Workers)の対象が「労働者」に限定されていたのに対し、EU基本権憲章はEU市民の基本権を定めている。社会保障については、「所得保障 (social security) および社会扶助 (social assistance)」の見出しのついた第34条において規定されている。

- 3) 文献 [11] を参照。
- 4) この高官クラス社会保障作業班の仕事は、2000年6月29日の理事会決定に基づいて設置された社会保障委員会 (Social Protection Committee) に引き継がれた。因みに、この委員会は理事会の下にある。
- 5) 経済政策委員会はこの研究結果を、2000年11月6日付けで理事会宛に「人口の高齢化が公的年金制度に及ぼす影響についての中間報告」(文献 [10]) として提出している。因みに、経済政策委員会も理事会の下にある。
- 6) 加盟各国の老年人口指数の推移推計については、表1を参照。
- 7) 加盟各国の年齢階級別就業率の現状については、表2を参照。
- 8) 加盟各国の公的年金支出の対GDP比率の推移推計については、表3を参照。

## 参考文献

- [1] 大谷津晴夫「EUの社会保障政策」『南山経済研究』第14巻第1・2号, 1994年9月
- [2] Council Recommendation of 24 June 1992 on common criteria concerning sufficient resources and social assistance in social protection systems (92/441/EEC).
- [3] Council Recommendation of 27 July 1992 on the convergence of social protection objectives and policies (92/442/EEC).
- [4] Commission Communication: The Future of Social Protection: A Framework for a European Debate (COM (95) 466final), 31 October 1995.
- [5] Commission Communication: Modernising and Improving Social Protection in the European Union (COM (97) 102), 12 March 1997.
- [6] Commission Communication: A Concerted Strategy for Modernising Social Protection (COM (99) 347final), 14. July 1999
- [7] Commission Communication: The Future Evolution of Social Protection from a Long-Term Point of View: Safe and Sustainable Pensions (Com (2000) 622final), 11 October 2000.
- [8] Adequate and Sustainable Pensions: A report by the Social Protection Committee on the future evolution of social protection, 11 June 2001.
- [9] Commission Communication: Supporting national strategies for safe and sustainable pensions through an integrated approach (COM (2001) 362final), 3 July 2001.
- [10] Economic Policy Committee: Progress report to the Ecofin Council on the Impact of ageing populations on public pension systems, 6 November 2000.
- [11] European Commission, The Community provisions on social security. Your rights when moving within the European Union, 2000.

## 外国人のみた明治日本の近代化と欧化

——お雇い式部官オットマール・フォン・モール

(Ottmar von Mohl) の場合——

リチャード・ジップル

### ABSTRACT

After the Meiji Restoration, one of the priorities of the new government was the modernization of the country along Western lines in order to allow Japan to take its place in the international community dominated at that time by the Western world. To this end the government sent Japanese students to Europe and the United States, and hired thousands of foreign experts to aid in the modernization of Japanese institutions such as the military, government administration, the legal system, commerce, and education.

Among the experts hired by the Meiji government was Ottmar von Mohl (1846-1922), a German career diplomat, who served as adviser and master of ceremonies to the Imperial Court for two years from 1887 to 1889. His wife served a similar capacity as adviser on matters relating to the Empress and ladies at court. Mohl published an account of his work in Japan in 1904 under the title *Am japanischen Hofe*. Mohl contributed to the reorganization of the Imperial Court in three ways: helping to translate handbooks on European court etiquette into Japanese, explaining the conventions of European etiquette to court officials, and offering his suggestions for the reorganization of the court.

But Mohl's account is not merely a matter of fact description of his job as adviser. Rather these memoirs give insights into some of the problems encountered in the course of modernization in the Meiji Era. Mohl writes about a clash between Japanese and European cultures in such areas as the equal ranking of the Japanese emperor and empress in official settings and the difference in moral and legal thinking in regards to succession to the throne. Furthermore, Mohl often criticized the modernization program as too radical and hasty, and leading to the loss of precious aspects of Japanese culture. For example, he argued in vain for the retention of traditional Japanese costume at court, after Ito Hirobumi and the government had decided to adopt Western dress. He was more successful in preserving traditional court music for official functions. He pointed with pride at the program of traditional court music that was performed at the ceremonies marking the promulgation of the Constitution and inauguration of the new Imperial Diet. In this way, Mohl's sensitivity to and appreciation of Japanese culture stands in contrast not only to the views of some of the more enthusiastic Japanese advocates of modernization, but also to the views of most contemporary Western observers of Japan who considered the adoption of European ways in Japan as a

matter of course.

## I はじめに

明治維新後、日本政府の基本方針の一つは日本の近代化であった。欧米列強の圧力によって開国となり、不平等条約を強いられた日本にとっては欧米並みの国家体制を作り、同等の立場から条約の修正が一つの大きな課題であったからである。明治政府は経済・軍事発展を図って様々な面で西洋の制度、技術、知識を導入する政策を決めた。具体的に、軍制、教育、法律、行政の制度の改革、そして、鉄道、郵便、産業、鉱山業などの設備の導入が行われた。また、この近代化政策を進めるために留学生が外国へ派遣され、外国人顧問や専門家——いわゆる「お雇い外国人」——が日本へ招聘された。この「お雇い外国人」は全部で25カ国から3000人ほどいたと言われている。外国人顧問の大半は工業、技術部門で活躍しており、半分ぐらいはイギリス人であった。お雇いの全体の人数は正確にはっきりしないが、H. J. ヨーンズによると、ドイツから来日した279人のお雇いは、イギリスの1034人、フランスの401人、アメリカの351人に次いで4位であった<sup>1)</sup>。このお雇いの中に、医学ではベルツ (Erwin v. Bälz) 法律ではレースラー (Hermann Rösler) 軍制ではメッケル (Jacob Meckel) という言う有名なドイツ人もいた<sup>2)</sup>。

この論文では、1887年4月から1889年3月までの2年間明治宮廷の式部官として日本へ招聘されたオットマール・フォン・モール (Ottmar von Mohl, 1846-1922) の活動について考えてみたい。モールは明治日本の宮中制度改革の顧問として、宮内省や政府の当局者にヨーロッパの宮廷と国家の制度の実情を説明し、日本の宮廷のあり方について意見を述べるのが主な役割であった。2年間の日本滞在の経験をまとめたモールの回想録 *Am japanischen Hofe*<sup>3)</sup> 『ドイツ貴族の明治宮廷記』(1905年出版) に見られるモールが見た明治日本を紹介しながら、日本の近代化もしくは欧化に関するモールの見解を考察していきたいと思う。この回想録の序文で、モールはこの本を書き記した目的は二つのことにありと指摘している。すなわち、第一に日本の欧化 (Europäisierung Japans) の究明に資するためである。第二には、アジアの大国となって、隣国のロシアと戦争に巻き込まれ、世界の注目を集めている日本についての理解を深めるためである<sup>4)</sup>。近代化が激しい速さで進んでいた明治日本はドイツ人のお雇い外国人の目にどのように映っていたのだろうか。一言で言えば、モールは日本の近代化には二面性があったと見ていた。すなわち、日本の近代化は絶対必要ではあったが、ペースがあまり速すぎる結果、日本の独特のものが失われてしまいつつあることを残念に思っていたからである。まずモールの生い立ちと経歴を紹介してから、モールからみた明治日本の欧化の問題について考えていきたいと思う。

## II モールから見た明治日本の欧化について

### 1. モールの生い立ちと経歴について

L・セシルが指摘しているように、帝政ドイツの外交官への道は理論的にはドイツ帝国の25歳以上の男性すべてに開かれていたが、実際には貴族出身や家柄のよい人で、有力な知人と法律学を中心とした学歴をもっていた人が圧倒的に多かった<sup>5)</sup>。その意味では、モールの経歴は、帝政ドイツの外交官として代表的なものであったといえる。モールは、1846年1月17日に南西ドイツのヴュルテンベルク王国のテュービンゲンで生まれた。父ローベルト・フォン・モール（Robert von Mohl）は20年間テュービンゲン大学で Staatswissenschaften（国家学）の教授をしていたが、ヴュルテンベルク領邦議会に立候補したので政府と対立して教授職を辞めることになり、その後しばらくの間ヴュルテンベルク議会の議員やテュービンゲンの市議員として活躍していた。1847年に父ローベルトはハイデルベルク大学の教授となり、家族はテュービンゲンを去って、バーデン大公国のハイデルベルクへ移住することになった。父ローベルトは数年バーデン第一身分制議会のハイデルベルクの代表を努め、1861年にフランクフルトにあるドイツ連邦議会のバーデン代表になると、家族は今度はフランクフルトに移住した。オットマールはフランクフルトでギムナジウムに通い、1864年にバーデンのカルスルーエでギムナジウム卒業試験に合格し、1864年からボン大学とハイデルベルク大学、ミュンヘン大学で法律学を学び、1867年に父がバイエルン王国（ミュンヘン）駐在バーデン大使になると、オットマールはミュンヘン大学に移籍した<sup>6)</sup>。

そのころ、モールはその後の経歴に大きな影響を与えた数人の人々に会った。たとえば、1867年終わりがちから1868年のはじめ頃イギリス軍医であった叔父（母の弟）がモール家を訪問した際、オットマールはインド、中国、クリミア半島の戦争等の話を聞いて、外国への憧れを感じるようになった。そして、1866年のプロイセンとオーストリアとの間の戦争の結果成立した北ドイツ連邦（Norddeutscher Bund）で設置されたばかりの領事制度の領事に応募することに決めた。また、父を通してミュンヘンの外交官や政治家をはじめ上流階級の人たちと交際することができた。特に、知人となったバイエルン王国（ミュンヘン）駐在北ドイツ連邦大使フォン・ヴェルテルン男爵（Freiherr von Werthern）に多くの外交官や政治家に紹介してもらおうという恩恵に浴した<sup>7)</sup>。

モールは1868年11月末ハイデルベルク大学で法学博士試験に合格した後、しばらくの間バーデンのコンスタンツとカルスルーエなどの裁判所で法律研修生となったが、その後の経歴にもう一つ決定的な影響を与えたものは、1870年夏に勃発した譜仏戦争であった。モールは1870年7月バイエルン王国ミュンヘン駐在バーデン大使館の研修生の応募に申請した。任命を受けたばかりのモールは、戦争が始まるとフォン・



ヴェルテルン男爵の紹介を通して、プロイセン大使館の外交官補(Attaché)となった。これによって、モールの約50年間の外交官としての生涯が始まった。モールは戦後、1871年9月に米国ニューヨーク駐在ドイツ帝国総領事館一等書記官(Kanzler)、1873年4月にシンガポール駐在ドイツ領事に任命されたが、まもなく1873年秋、ドイツ皇后兼プロイセン王妃の枢密顧問秘書(Kabinettssekretär)に任命され、ドイツへ帰国することになった。ここで6年の間、モールが後に日本で生かすことができた宮廷生活や礼儀作法について豊かな経験を得た。モールは1879年1月17日に東プロイセンのポナリエンのフォン・デア・グレーベン伯爵家終身ワンダ(Gräfin Wanda von der Groeben)と結婚した。結婚後、モールは1879年3月から1885年7月まで米国オハイオ州シンシナティに新しく設置されドイツ領事館の初代領事となった。1885年7月にロシアのSt. Petersburg駐在ドイツ領事に任命され、再び転勤となった。そして、1886年春、日本外務次官で元ベルリン駐在日本公使青木周蔵と東京駐在ドイツ公使フォン・ホルレーベン(von Holleben)の紹介で日本の宮廷のお雇いへの依頼を受けた。モールは日本の仕事の参考になるだろうと考えて、1887年1月にロシアの宮廷に紹介してもらい、1887年2月末ベルリン駐在日本公使館と正式の契約を結ぶこととなった。モールはまた同じころプロイセン式部官に任命された<sup>8)</sup>。

1887年4月29日に横浜に到着したモール夫妻は2年間の契約が切れた後、1889年4月3日に横浜を出発し、1889年7月1日に帰国した。その後、ドイツ帝国外務省の第一人事部(Personalabteilung I)で正枢密顧問官に就任した。担当分野は宮廷・儀礼などであったが、外務省だけではなく、在ベルリン外交団、上流社会からも礼儀・作法についての権威として認められ、よく助言を求められ相談に乗ったこともあり、ロシア皇帝ニコライ2世の戴冠式の際、列席者の「高位順序問題」のためにペテルスブルクに派遣されたこともあった。モールの最後の任務は正式には1897年から1917年まで努めていたエジプト公債委員会(Dette Publique)へのドイツ帝国代表であったが、事実上1914年のエジプトによる戦争布告までであった。「南西ドイツ出身の人で、北ドイツ連邦—1871年からドイツ帝国—の最初の外交官としてドイツ帝国の終わりまでずっと外交官を務めた」<sup>9)</sup>ことを誇りにしていたオットマール・フォン・モールは1922年に死去した。約50年間の外交官としての生涯を描く自分の日記に基づいた回想録*Fünzig Jahre Reichsdienst. Lebenserrinerungen*(帝国外交官としての50年間の回想録)は1921年に出版され、前述の通り日本での活躍についての回想録*Am japanischen Hofe*はそれに先立って1905年に出版された。

## 2. 宮中顧問官(式部官)としての活動

1887年4月29日に横浜に到着したモール夫妻は1889年4月3日に横浜から帰国するまで、2年間日本に滞在した。明治宮廷における宮中顧問官(式部官)としての

活動はどんなものであったのだろうか。まず、モールの仕事の内容を見てみよう。モールがその回想録の中で述べているように、1886年春日本外務次官青木周蔵子爵と東京駐在ドイツ公使 v. Holleben の紹介で顧問官への招聘の依頼がドイツ外務省にきた時にモールは驚いた。しかし、日本政府側の顧問官への招聘の三つの条件から見れば、モールが相応しい候補であったことがわかる。その条件は次の通りである。①ヨーロッパの宮廷の実情に通じているヨーロッパ人の顧問、式部官として、日本宮廷の事情を見て改革に協力してもらうことができること。②宮内省夫人の代表として活動できるほど、宮廷事情に詳しい婦人と結婚していること。③侍従の位階を持っていること。前述したように、モールは1873年から1879年までドイツ皇后兼プロイセン王妃の枢密顧問秘書を務めた経験があったし、フォン・デア・グレーベン伯爵家出身であった妻ワンダはプロイセンのフリードリヒ・カール王子ご夫妻の王女たちの宮廷女官であったので、オットマール・フォン・モールとその妻ワンダは第一、第二の条件を満たして、モールの位階は正式に言えば、Kammerjunker（少年侍従）ではあったが、契約が結ばれてから、Kammerherr（侍従）に昇進した。また、モールのところへ依頼がきたのは、モールがドイツ宮廷での行事等で、当時ベルリン駐在日本公使青木周蔵と知り合っていたこともあったからだと考えられる（*Am jap. Hofe*, 2）。

宮中顧問としてモールの仕事の内容は具体的にはどんなものであったのだろうか。一般的に言えば、モールの役目は主に三つの仕事から成っていた。すなわち、①ヨーロッパの宮廷の制度慣例集、ハンドブックなどを翻訳すること。②宮内省や政府の当局者に、ヨーロッパの宮廷と国家の制度の実情を説明すること。③日本の宮廷のあり方について自分の意見を述べることであった。

このことからわかるように、宮中顧問・式部官としてのモールの仕事は、明治天皇の顧問というよりも、宮内省や政府の顧問であったと言った方が正しい。というのは、天皇との直接的な関係は余りなくて、公式の謁見に限られていたからである。実は外国人が天皇の近くにいることはまず好ましくないとされていたので、宮廷の制度、慣習などについてのモールの提案や報告は、宮内大臣や廷臣の仲介を経てはじめて天皇の所に伝達されることになっていた（*Am jap. Hofe*, 44）。そして、モールが使っていた執務室は、皇居の庭園に面した小さい部屋であって、宮内省の事務室からずいぶん離れていた。モールの存在がまるで天皇と皇后の住居から隠されていたかのようなものであった（*Am jap. Hofe*, 53）。

前述したように、モールが招聘された目的の一つはヨーロッパの宮廷の実情に基づいて日本の宮廷の改革に協力することであったので、モールの公式の仕事の大部分はドイツの宮廷の儀式書、慣例集の和訳への協力であった。具体的にモールが英語で説明したことを、宮内相の個人秘書を務めていた長崎式部官が日本人の協力者として仮に邦訳した。この訳文は後でさらに編集されて、宮内省によって一つの書物にまとめ

られ、明治天皇がご覧になることになっていた<sup>10)</sup>。宮内省が特に関心をもっていたのは、服喪規定と勲章着用だったそうである (*Am jap. Hofe*, 54)。

モールのもう一つの仕事は具体的な問題について報告をすることであった。報告内容は、例えば次のような問題を扱っていた。まず、宮廷における王族の親族法の問題であったが、外国宮廷の組織、軍部参謀院と文民枢密顧問それぞれの所管事項の関係についての説明であった。それから、宮内省の式部官、会計検査院、内閣に対する関係はどうなっていたのか、また、宮廷における上級官僚の名称や業務についての説明であった。モールはさらに、国王・王妃・王室の構成員の宮廷内の組織、宮廷女官、侍女、召使の地位と機能、王子・皇女の教育、長子相続権、王族の年金交付、身分の平等、などについて説明するように依頼され、それを報告書にまとめた。これらは日本語に訳された上で、天皇に伝達された。

それから宮内省が興味を持っていたのは、王族の財産権の問題であったが、モールは天皇の御料地の国への委託、天皇の皇室費、皇后の所得の規定、それから、親王や内親王の皇室信託への関与、一時的な宮中財政部、宮中会計部、内部（お手もと）金管理部について報告し、宮中の会計をプロイセンの模範に従って、日本の会計検査院によって監督させること等を勧めた。一般的には宮廷の組織をヨーロッパの模範に従って改革するように勧めたが、ヨーロッパの宮廷で普通であったいわゆる無給名誉職の存在は日本人にとって特にわかりにくかったと言っている。そして、最後にモールが意見を求められたのは国内法、憲法上の問題、すなわち、枢密院の組織、やドイツの貴族院あるいは第一議員の構成についてであった (*Am jap. Hofe*, 57-59)。

しかし、モールの顧問としての役割は外国書物の翻訳や慣習と制度の説明に留まらず、外国王族等の来訪の際の応接・宴会における給仕と召使の訓練や教育のような具体的な問題にまで及んだ。たとえば、1887年5月ヘッセンのフリドリッヒ・ヴィルヘルム方伯 (Landgraf Friedrich Wilhelm) の来訪の際、その昼食会はヨーロッパの習慣から見れば長すぎ、そして、宴会の給仕係りは余りよくなかったと思ったモールは、洋式宮中宴会の問題点を翌日報告書にまとめた。その内容の報告は後で伊藤博文宮内相を通して天皇に渡された。また、モールはヘッセンの方伯の宴会で給仕の教育が必要と気づいたので、東京で亡くなった東京駐在ロシア公使のベルギー人執事デヴェッテ (Dewette) を雇って、毎週2回、宮廷の給仕係を訓練させることにした (*Am jap. Hofe*, S. 63)。しかし、訓練の成果はしばらくの間あまり見られなかったことも事実である。同年の7月、ロシアのアレキサンドル・ミハエロビッチ大公 (Alexander Michailowitsch) の来日の際の宴会の給仕もまだまだよくなかったので、モールは召使の実践教育にさらに力を入れることにした (*Am jap. Hofe*, p. 72)。その他に、モールのもう一つの大きな仕事は新宮廷の完成と明治憲法発布・帝国議会開始の記念式典における祝賀会等の企画であった。これについては、後で詳しく述べることにする。

### 3. 日本の近代化におけるヨーロッパ文化と日本文化の衝突

今まで述べてきたように、モールの役割の一つは宮内庁の顧問や明治宮廷の式部官として、日本にヨーロッパの宮廷の習慣や慣行を紹介し、導入することであった。そこで、モールは何回もヨーロッパ文化と日本文化との対立の問題にぶつかった。もちろん、ヨーロッパの文化といっても、礼儀・作法においては欧州の諸国々の間に多少の相違があるが、ここでいうヨーロッパと日本との文化の違いはもっと基本的な価値観やものの考え方の相違であるということは注目に値する。モールによると、天皇と皇后の平等の問題は特に難しかったそうである。それはヨーロッパでは常識のようなことであるにも拘らず、天皇と皇后が公式に平等であるということは日本ではまずあり得ないことであったからである。こういうわけで、明治天皇両陛下が公の所に一緒に出ることを避けていたので、天皇が皇后と同じ宮廷馬車に乗るようになったということは、欧風の習慣への大きな譲歩であったとモールは考えた。そして天皇が西洋の習慣に従って皇后に腕を与えるようになるためには、時々首相や宮内省の介入が必要であった。このようなことで日本の古来の習慣とヨーロッパの作法が衝突したが、モールにとって、これは和式と洋式がいかに真っ向から対立しているかの例のひとつであった(*Am jap. Hofe*, 49)。あるいは、天皇と外国王族や外交団との交際の問題もあった。欧州では、君主が外交団を迎える際、一人一人に言葉をかけて挨拶するのが普通であるが、日本では天皇が人に個人的な挨拶をする習慣がなかったので、天皇の挨拶がないことを不満に感じたヨーロッパ人もいた。

しかし、ヨーロッパの文化と日本文化の対立で、もう一つの大きな問題があった。それは宮廷で使われる衣装の問題である。この「衣装問題」についてモールと伊藤博文との意見の対立があった。モールは、伊藤博文を日本の近代化で最も多く貢献した人物として誉めており、伊藤博文との関係はいつも友好的であったと述べているが、一方伊藤博文はモールよりもずっと急進的な考え方をもっており、多くの古い習慣、しきたり、制度を廃止しようとしたので、モールと意見が対立していた(*Am jap. Hofe*, S. 22)。というのは、モールは日本の宮廷で伝統的な和風衣装を着用した方がいいと考えていたのに対して、伊藤博文は洋風の衣装にすべきだと主張していたからである。伊藤博文にとって衣装の問題は政治的な問題であって、日本人が西洋風の服装を使わなければ、欧米列強に対等の相手として扱われないと考えていた。たとえば、約30年間日本に滞在し、東京医科大学教授、後に宮内省侍医を務めたドイツ人医者ベルツ(Erwin von Bälz, 1849-1913)は伊藤博文について次の興味深い逸話を日記の中で述べている。宮中の公式の場面で伊藤博文とベルツが話していたところで、ベルツが当時流行っていた洋服の女性用のコルセットは日本人の女性の身体に合わないと医学の観点から説明しようとしたら、伊藤博文はベルツの説明は正しいが、日本人の女性が和服を着用している限り、西洋人には人形や骨董品としてしか認めてもらえない、と

反論したということである<sup>11)</sup>。

実は、宮中の祝宴における和風衣装の廃止は、モールが日本に赴任する前にすでに決定されていたが、モールはいくつかの理由で伝統的な衣装の着用を保存すべきだと主張した。まず、和風の衣装は日本の歴史の一部であって、愛すべき習慣であったからである。そして、美しい和風の衣装の代わりに、俗悪なヨーロッパ風の衣装が導入されていることは宮廷に相応しくないと感じたからである。そして、皮肉にもヨーロッパでは昔の衣装が多く宮廷で採用されているのに、日本では伝統的なものを捨てようとしている、とモールは指摘した。しかし、伊藤博文にとって、衣装の問題は、政治的な問題であった。伊藤博文の考え方では、まずヨーロッパ人と同じ振る舞い、同じ姿を見せないと、同等の扱いをされない。後に日本が平等に扱われるようになったとき、伝統的な衣装を再導入してもよいが、今はそうは行かないというのが伊藤博文の立場であった。それに対して、モールはロシア、ルーマニア、ハンガリーなどの宮廷で伝統的な衣装が使われているのだから、日本で使ってもよいのではないかと考えていた。そして、モールの見るところでは、伊藤博文の性急的な近代化政策は国民の間に反感を引き起こして、内閣改造のきっかけとさえなった(*Am jap. Hofe*, 121-124)。

文化の違いでもう一つ問題になっていたのは、親族法の問題であった。これは結婚や相続権についてのヨーロッパの考え方と日本の考え方の衝突であったとも言える。日本の皇室の親族法では、天皇と側室との間にできた子供は皇位継承権があるとみなされていたが、これはヨーロッパ人にとって驚くべきことであった。というのはヨーロッパのキリスト教的倫理観からみれば、結婚以外のすべての性的関係は不品行とされており、その関係で生まれた子供は嫡出とみなされていないので、法律上では王位継承権を含めて相続権が認められない。そして、ヨーロッパ人のキリスト教的考え方を知っていた日本人は日本の親族法を恥ずかしく思って、ヨーロッパ人に対して側室や親族法については話そうとしはしない。しかし、モールにとって、日本の法律がヨーロッパのそれと異なるのは当然なことであって、恥ずかしいことでは決してないと考えていた。しかしこの点においては、モールは19世紀末ドイツで東アジアの事情についての権威として一般的に知られていたマックス・フォン・ブランド (*Max v. Brandt*, 1835-1920) と意見が異なっていた。1860年代の初め頃から1875年代半ばごろ日本駐在ドイツ領事および公使を務めたブランドは、売春が盛んであった日本では道徳や家庭生活は1868年の明治維新までは世界の他の地域よりもレベルが低かったと批判して、日本人の道徳が最近よくなったのは西洋文化の影響によるものであると主張した<sup>12)</sup>。

また、明治宮廷にヨーロッパ風の侍従武官府 (*Flügeladjutant, maison militaire*) の設置の問題の背景にも日本文化と西洋文化の衝突があると言えるだろう。それは、

ヨーロッパの宮廷には侍従武官府の設置は当然のことであったが、日本では、軍人は天皇の御座所、宮中の奥にはなじまないという伝統的な考え方があったからである。モールによれば、古くから天皇には宗教上の役割もあったので、宮廷は宗教的な雰囲気があった。従って宮廷には神道関係の廷臣がたくさんいたが、侍従武官がいない。これは日本の帝政の特徴である、とモールは見ていた（*Am jap. Hofe*, 144）。

いままで述べてきたことから、日本の近代化に対するモールの態度には、ある意味では二面性があったということが言えると思う。言い換えれば、明治宮廷の改革の顧問として日本の近代化に貢献していた彼には二つの気持ちが対立していたようである。モールは一方では、日本の発展のために外国との交流によって近代化を進めなければならぬという必要性を認めた。しかし他方では、近代化の結果、日本文化がなくなるのを惜しんでいた。このようにして、洋風の文化や制度の導入によって昔の日本の魅力がなくなるのが残念だと考えた彼は、数千年間の長い歴史をもつ風俗習慣や美しい伝統的な芸術を保護したいという気持ちになったのである。

実は、明治天皇は政治的な必要性に強いられ、近代化を余儀なくされているのであり、実は本心では近代化にはそれほど積極的ではないと言うのがモールの意見であった。たとえば宮廷の生活を見ていると、宮廷の奥の和式の部分と表の洋式の部分との違いが見られると指摘した。すなわち、天皇と皇后の住居は全部和式であり、表の部分だけ、たとえば客儀室、国内や外国の来客を応接する部屋は洋風になっていた。しかし、それだけではなく、近代化に対してそれほど積極的ではなかったから、天皇と皇后が生活の表の部分で洋服を召され、要員が洋風の制服を着用して、食器も洋風になっていると言っても、食器や陶器、クリスタル等は質があまりよくなかったことをモールは批判した。この西洋風の品物は宮廷に相応しくなかったので、洋風の宮廷に相応しくなるように、プロイセンの王国の宮廷を模範にしていくつかの改革を導入しようとした（*Am jap. Hofe*, 35-36, 39）。

日本の近代化に対して明治天皇は積極的ではなかったが、天皇の両親であった孝明天皇と皇太后はもっと消極的であった、とモールは指摘している。孝明天皇と皇太后は日本風の習慣しか知らない、近代的なものに興味が無かった。そして、明治天皇は政治的な必要性から強いられ、もともと宗教的な首長であった天皇職を少しずつヨーロッパ風の立憲君主に変えていくことになった。宮中は保守的な性格を帯びていたし、天皇も改革を根本的に嫌っていたので、改革は必ずしもうまくいったとは限らない。モールによれば、改革によって宮廷の外面がヨーロッパ風に変わっていく中で、宮中の奥ではますます日本的なものへの愛着が強くなる一方であった。そして、改革をあまり好まない天皇は心を痛め、つらかったらうとモールは推測していた（*Am jap. Hofe*, 37-44）。

しかし、ある意味ではこの消極性にはよいところもあったとモールは考えていた。

というのは、明治天皇や宮廷の消極的な態度で、改革の導入において、あまりにも熱心すぎて、極端な改革を望んでいた一部の官僚の性急なやりすぎを食い止めることができたからである (Hofe, S. 40)。

前述したように、モールが顧問として招聘された一つの条件は、その妻が宮内省夫人の代表として活動することができるということであった。それで、モールが天皇の顧問として活躍していたと同様に、その妻ワンダは皇后の顧問としての役割を果たしていた。モールの仕事と平行して、妻ワンダは週一回皇后と謁見し、ヨーロッパの事情と宮廷の慣習と礼儀作法などについて説明したり、報告したりした (*Am jap. Hofe*, 71, 126)。そして、天皇との謁見は少なかったのに対して、モール夫妻が皇后と交際することは少なくなかった。モールによると、皇后は人柄がよくて、ヨーロッパの王妃と同じような姿勢をもっていた。そして、思いやりのある人であったと尊敬していた。もちろん、日本の王妃たちは婦人一般もそうであったように、公の場所に姿を見せることはほとんどなかった。明治維新になってからはじめて、宮廷の近代化や改革運動が進められることにつれて公の場で、外交官や一般のひとと交際することになったのである。

日本の伝統に従って皇后は公の場に出ることがなくて、公の役目もなかったのに、宮内省が特に興味を持っていたのは、欧州の皇后や女王、王妃たちはいったい何をしているのかということであった。そこで、病院の創設や維持、教育の奨励で活躍していたプロイセン王国王妃兼ドイツ皇后アウグスタ (Augusta) が模範となった。明治皇后はアウグスタ皇妃の模範に倣って、国民教育への関与や病人の看護の奨励を心にかけて、日本外交団と日本を来訪するヨーロッパの王侯たちの応接などにも積極的に携わるようになったのである (*Am jap. Hofe*, 45)。

#### 4. モールの日本観

モールの日本滞在は2年間だけで比較的短かったが、その間日本の文化を知るようになり、日本の高度な文化や芸術などを尊敬するようになった (*Am jap. Hofe*, 30-31)。彼は特に日本は歴史が深く、日本の文化が高度なものであることを尊重した。そして日本の美しい美術作品、陶器、絹織り物を鑑賞するようになり、高く評価した。モールの考えでは、日本の美術はヨーロッパのそれに決して劣らず、江戸時代の日本芸術のヨーロッパのロココ様式への影響と現代日本芸術のヨーロッパの芸術への影響を認め、高く評価した。また、興味深いことにモールは日本の建築の優秀性を賞賛した。彼によれば、日本の木造の建物は地震に強くて、隙間とあそびがあるので、地震が起こっても建物は揺れるが、倒壊しない。それに対して、洋風のレンガ造り・石造りの建物は地震ですぐ倒壊してしまうのである。もちろん、木造の建物は火事になりやすいという不利なところがあることは否定できないが、それでもヨーロッパ風のレ

ンガ造り、石造りの建物よりも地震に強いという点では、より安全であるという風にモールは考えていた（Hofe, S. 17）。

また、モールは日本の気候が健康的でよいと評価していた。彼によれば、日本の気候はヨーロッパ人にとって健康的だけではなく、日本のきれいな山や海の景色も気分転換にととても良いと考えていた。モール自身は好んで旅行や遠足をしたが、回想録には京都、奈良、箱根、日光への旅を詳細に描写している。特に1877年7月23日から8月末までの京都への旅行についての記述にはかなりのスペースを割いた。医学が比較的に進んでいない19世紀末、旅行や遠足は気分転換や健康回復のためにかかなり大きな役割を果たしていたことは事実である。そんなわけで、蒸し暑い日本の夏に慣れていないヨーロッパ人としてはもちろん、公式の仕事がきついモールにとって旅行や遠足で気分転換をして体力を保ち、日本の長期滞在が可能となったということはとても重要であった（*Am jap. Hofe*, 73, 115）。

## 5. 日本の近代化と欧化

明治日本で推し進められていた近代化では、ヨーロッパ列強の諸制度やヨーロッパの文化が模範となっていることは、モールにとって当然のことであったが、ヨーロッパの諸国の中で他の国よりもドイツが日本の近代化の手本と模範としてはより適切であった。このことは明治天皇をはじめ伊藤博文と日本の政治家たちもみな認めていた、とモールは誇りをもって述べている（*Am jap. Hofe*, S. 13）。

実際には日本の近代化においてドイツが及ぼした影響はかなりの程度のものであった。そのなかで、モールは特に日本駐在ドイツ公使フォン・ホルレーベンの影響力が大きいことを指摘した。それは、ホルレーベンは日本人の政治家から助言を求められただけでなく、多くのドイツ人の専門家を日本政府に紹介したお陰であった。明治日本におけるドイツ文化の影響が最も大きいのは政治、法律、そして医学であった。政治的な影響に関しては、モールが言うには、ドイツ、とりわけプロイセンが日本の近代化の一番よい模範となっていた理由は、日本の封建体制とドイツ連邦制、そして日本の天皇制とドイツの君主制とがよく類似していたということであった。日本の政治家たちは日本の近代化を進めるのに当たって、ドイツを「発見」して、ドイツの次の特徴に非常な感銘を示した。日本人がドイツを尊敬していたのは、まず、ドイツでは学問や芸術が盛んであり、国家行政と宮廷が立派に機能し、軍事力が優れているということであった。そして、ドイツ人はその勤勉、誠実、公正ゆえに名声が高いという評判があって、日本人も見習うべきところがあると考えられていた。もっと具体的には、ドイツが政治的に統一され、工業化によって近代国家、軍事・経済大国として動き出したのは、1870年代から、つまり明治維新と大体同じ頃であったから、近代化・工業化・強兵政策を進めている日本にとって参考になるところが多かった。たとえば、



もともと遅れていたドイツの海外貿易と海軍増設もイギリスとの競争にも拘らず順調に発展してきていることは、200年もの鎖国状態を脱皮しようとしている日本の状況によく似ていた (*Am jap. Hofe*, 7-8)。

あるいはまた、ドイツの憲法は君主制主義によって特徴付けられており、統帥・外交・議会の開閉・法律の公布・宰相の任免などの権利を持っていた皇帝中心のドイツ帝国の政治構造は、伊藤博文が目指していた天皇中心の政治体制と合致していた。さらに1871年のドイツ帝国の成立まで政治的に分立していたドイツで様々な独立した国が並存し、一つの帝国に統一されたことには、大名の支配下の日本と類似し、日本の国家統一において参考になることが多い。このようにして、日本の近代化の具体策を考えていた日本人の政治家たちは当初、日本が封建国家から法治国家への発展に関してはフランス革命のような急進的な道しかなかったと考えがちであったが、ドイツのことを知って、もう一つの可能性があることを知るようになったのである (*am jap. Hofe*, 9-10)。

以上のことからモールがドイツ文化の優秀性を主張していたことがわかるが、モールによると、日本政府も米国、イギリスやフランスの顧問よりもドイツ人の学者、官僚、将校の方が適切であると認めていたので、日本の近代化の人材を確保するためにベルリン駐在日本公使や東京駐在ドイツ公使を通して、直接にドイツ政府に依頼した。そしてモールは日本へ招聘された数人のドイツ人の名前を挙げ、その功績について誇りをもって述べている<sup>13)</sup>。たとえば、ドイツ風の医学と大学制度を日本に紹介したプロイセンの軍医少佐ミュラー博士 (Müller)、東京医科大学教授・宮中顧問官のベルツ博士 (Bälz)、そして東京大学へ招請されたスクリーバ教授 (Scriba)。このドイツ人の医者・教授たちが東京医科大学の設立と発展に大いに貢献したことは日本でも認められ、評価されている<sup>14)</sup>。また、モールが指摘しているように、19世紀はじめごろ長崎のオランダ商館の医者で活躍していたシーボルト (Philip Franz von Siebold) の息子アレクサンダー・フォン・シーボルト (Alexander von Siebold) の影響も大きかった。彼は日本とヨーロッパの仲介者として日本外務省公使官参事官と特別使節を務め、不平等条約の修正の交渉にも携わっていた。そのほかに、法律家や経済学者として政府の各省と内閣の顧問としてモッセ (Mosse)、ルードルフ (Rudorff)、マエット (Mayet)、フォン・ヤスマント (von Jasmund) という人が活躍しており、大学講師としては、ラートゲン (Rathgen)、ミヒャエリス (Michaelis)、二人のデルブリュック (die beiden Delbrücks)、ハウスクネヒト (Hausknecht)、ヴァイプレヒト (Weiprecht)、エッゲルト (Eggert) という人が活躍していた。また、ヘーン (Höhn) という人は、警察顧問として警察の再編成に貢献したし、メッケル (Meckel) 少佐やフォン・グルートシュライバー (von Grutschreiber) 男爵は、プロイセンの参謀将校として、日本の陸軍組織の基礎を築いた。モールによると、ドイツ人の軍人顧問の成

果は日清戦争で日本軍が中国の勢力を破り、全世界を驚かせたことによって示された。また、これでドイツ軍制の優秀性が認められ、徳川幕府と関係が深かったフランスの軍事的影響力が減っていくことになった（*Am jap. Hofe*, 10-11）。

前述したように、日本の政治構造全体においては、フランスやイギリスよりもドイツが参考になったことはモールが指摘したところであったが、立法においてもドイツの優秀性が見られるとモールは見ていた。日本の法制の改革では、それまでに法典編纂者のフランス人法律学者ポアソナードによってナポレオンの法典とフランス流の法律の影響を受けていた日本の立法は、これからドイツ流の法律的考え方が取り入れられるようになった。ドイツ人の法律学者ヘルマン・レースラー（Hermann Rössler）によって、日本憲法の草案がドイツ流の手本に従って作られた。海軍の改革では主にイギリスやフランスのが影響が多かったが、後でドイツにも軍艦の造船の注文があったことはモールにとって喜ばしいことであった。明治時代の近代化にドイツやドイツ人が貢献することができたのは、モールによると、なによりも東京駐在ドイツ公使フォン・ホルレーベン公のお陰であった。モールはホルレーベンがドイツ人お雇いの官僚、将校、学者たちを積極的に支持したこと、特に自宅で歓迎したり、ドイツ皇帝の誕生日のお祝いを主催したりして、親睦を深めたことは外国に住んでいたドイツ人として誇らしげに評価していた（*Am jap. Hofe*, 12）。

## 6. 日本文化の保存の問題

前にも言及したように、モールは旅行や遠足が好きであった。そこで、モールは神社やお寺に参拝して、日本の伝統的な芸術作品や宝物を見学し、鑑賞する機会を得た。ところが、お寺や古い建物があまりよく保存されておらず、貴重な芸術作品がヨーロッパ人に買い取られ、外国に流出してしまうものが多かったことを残念に思っていた。

モールによると、日本の文化は伝統が古く、「聖なるもの」（*geheiligt*）であって、日本は、2500年もの長い伝統を持つ皇族と、1000年の歳月の宗教的な伝統によって浄化されたしきたりと慣わしをもっていた。そういうわけでモールは近現代の日本文化は尊敬すべきであると考えていたが、残念ながら現代の日本の政治家は仏教に対して偏見を持っており、仏教の芸術作品の価値を軽視しているので、仏教の芸術作品を保護しようとしているのは外国人であるという異例なことが起こっている、とモールは主張した。

また、モールは宮中の人たちと1877年7月23日から8月末まで東京から京都へ旅行をした。この旅行についてはかなり詳しく書き記しているが、旅の途中で特に古いお寺やその他の建物、そして日本文化一般の美しさを強調し、ヨーロッパ風のホテル、ダンス等は日本の建築や文化と比べものにならないと述べている（*Am jap. Hofe*, 78-80）。

奈良で宝物殿の中身を見せてもらった際、モールはその美しさに特に感銘を受けたそうである。というのは、奈良の建築は日本の建築技術の優秀性を示していると考えていたからである。また前述したように、モールにとって特に興味深かったのは、木造の建物には隙間とあそびがあるから、地震が起こっても、建物は揺れるが、崩れないということである。たとえば、東大寺は大地震になるとガタガタして、振動するが、崩壊しないで済むのである。洋風の石造りや煉瓦造りの建物であるならば、崩れてしまう。また、モールが言うには、1891年と1894年に東京で大地震が起こった時に、洋風の石造りの建物が倒壊したり、被害を受けたりしたが、伝統的な木造の建物は地震に耐えられた (*Am jap. Hofe*, 83)。

また、モールは京都の御所を見て、東京の宮中で見られないかつての古い日本の王朝の威厳を感じることができた。しかし宮廷が歴史の深い京都から去ってしまったことは残念だとモールは思った。もちろん宮廷が東京へ移動したのは政治的な理由があるので、その必要性を認めざるを得ないが、天皇皇后両陛下が少なくとも夏休みの間、京都を訪れることが望ましく推薦すべきだと考えた。モールは清水寺をはじめ、京都の寺の美しさに深く感心し、日本の伝統的な家内工業や手細工（陶器、絹織物工業）の製品はヨーロッパのどの美術館も歓迎するようなものとして高く評価した (*Am jap. Hofe*, 86-89)。

モールたちが京都から東京へ帰る途中で名古屋に寄っていったが、名古屋城などの建物や美術品についての記述も実に興味深い。まず名古屋城は封建時代の城のうち完全に残っている唯一の城として珍しいと述べている。そして、城の金の鯨が1873年のウィーン万国博覧会で展示されていたことにも触れながら、名古屋城が日本のバロック建築として、きわめて豊かな趣味をみせており、そのすばらしい木彫りの欄間、金色の襖、動物の絵のある壁紙、漆塗りの天井の美しいことの賞賛を惜しまなかった (*Am jap. Hofe*, 102)。

ところが、この美しい名古屋城は名古屋師団司令部の管理下で陸軍の事務所となっていたので、城とその美術作品の大切さが軽視され、大事にされていないことはモールにとって非常に残念なことであった。城を使用していた軍人らが、絵にインクのしみをつけたり、壁にくぎを打ち込んだりしていたことに驚いたモールは「まったく野蛮な使い方をしていた」 (... kurz, barbarisch dahin gehaust) という厳しい言葉で軍人の態度を批判した。そして、モールたちが東京へ帰ってから、この事情を関係当局に通告することにした。モールによれば、この報告で名古屋城の問題は東京でかなりの波紋を投げかけ、陸軍のために別の事務所を作り、歴史的・美術的な面から城を宮内省の管轄にしようという論議が引き起こされた (*Am jap. Hofe*, 103-104)。

日本の文化のなかでモールが尊重していたもう一つのは、宮廷音楽と舞踊(雅楽寮)であった。宮廷の近代化に伴う改革によって宮廷音楽が軽視されがちであったので、

モールはそれを保護すべきであると主張した。モールにとって、宮廷音楽はとても古くて、興味深かったものものであり、ヨーロッパ人の耳には快いものではなかったが、それでも日本の古い文化として保存すべきだ、と考えていた。しかし、宮廷の音楽は近代化と革新を推し進めていた日本の政治家たちから疑問視されていた。彼らはこの伝統的な宮廷音楽の演奏をヨーロッパ人に見せ聞かせたら、きっと笑われるのではないかと、恐れていたようである。それに対して、モールはかえって、尊い伝統として残す必要を力説した。そして実際に、宮廷の祝祭に際して宮中音楽院が演奏されることとなった。モールはこうして古代日本文化の一部の保護に貢献することができたということを誇りにしていた（*Am jap. Hofe*, 65-66）。また、宮内省は新宮廷の完成と明治憲法発布・帝国議会開設の記念式典はどこで行なうかについて仮議事堂で挙行するという提案がなされた際、モールは記念式典を宮殿で行なうべきであるという反対提案をした（*Am jap. Hofe*, 219-220）。記念式典は結局モールの提案通りに宮殿で行なわれるようになり、宴会の後に伝統的な宮中雅楽の演奏があった。伝統的な衣装、踊り、音楽はすべて評判がとてもよくて特に外国の来賓を喜ばせた。外交団もこれまで経験したことのないようなすばらしい迫力を感じたという。モールは「なんとしても、今回の上演が大成功であっただけに、私としては、自分が宮中の雅楽、舞楽の保存育成のために努力してきたのをひそかに喜んだ」と述べている<sup>15)</sup>（*Am jap. Hofe*, 222-228）。

#### 7. 日本への批判：

今まで述べてきたことからわかるように、日本滞在がわずか2年間だけでも拘らず、モールは日本文化に深い興味を持って、かなりの理解を示していた。しかし、モールが日本のことをすべてそのまま受け入れ、評価していたわけではない。前に触れたように、モールは近代化の行き過ぎによって日本人が古くて尊い日本文化を捨ててしまう傾向をかなり批判した。日本の伝統的な宗教、衣装、芸術、音楽などを保護すべきであるという主張もかなり強かった。

また、近代化の内容だけではなく具体的なやり方においても問題があった、とモールは指摘した。一つの問題点はお雇い外国人に関する不当な扱いということであったが、これはモール自身が不当に扱われていたという気持ちがあったからかもしれない。モールの契約は2年間ということで、日本政府側は期限が切れたら契約を更新しない方針であるということを伝えられたモールは更新を望んでいた期待が外れたかのような印象を受ける。

明治時代の他のお雇い外国人が指摘していたように、外国人の顧問や専門家は一生懸命に務めを励んで、日本の近代化に貢献しているのに、日本人はその努力や功績を必ずしも正当に評価しないこともあった。そして、日本政府が外国人顧問を利用し尽

くしてしまってから、すぐに解任する傾向があったという批判の声もあった。しかし、1890年から1896年までの5年間半キリスト教宣教師として日本に活躍していたムンチンガー（Carl Munzinger, 1864-1937）がその著書 *Die Japaner* の中に書いているように、明治時代の近代化のために招聘された外国人顧問官の指導を受けて自分の独立性を脅かされると思っていた日本人が外国人に対して自己主張をするのは当然のことであろう<sup>16)</sup>。もちろん、フランス人の法律家ボアソナードやドイツの医者ベルツのように長年雇われた外国人専門家・顧問官もいたが、しかし、日本政府としては、お雇いの専門家の給料が余り高く、また日本への旅費と帰国の旅費や日本滞在中の宿泊費が余り高かったので、なるべく早く日本人の後継者を養成して、外国人の顧問・専門家を必要以上に雇わないということは基本政策であったのは決して不思議なことではない<sup>17)</sup>。また、モールが活躍していた1888-89年は不平等条約の問題や明治憲法の布告・帝国議会の設立と同時代であったが、このころは外国に対して日本の独立と法律上の平等の扱いを主張するような愛国的な雰囲気も強かったことから、ヨーロッパ人顧問制を廃止し、その仕事を日本人の式部官に任せようとするのは当然理解できることのように思われる。日本と日本人を尊敬し、日本の近代化に貢献しているという自負を持っていたモールにとって契約の更新がなかったことはきっと残念に思っていたにちがいないが、帰国の際、日本の瑞宝章という勲章や帰国費や天皇皇后両陛下のお別れの挨拶を頂いたことと歓送の晩餐会についてのモールの記述を見ている限り、モールが日本を去った時に宮内省や日本に対して悪い印象をもっていたとは思えない（*Am jap. Hofe*, 231-235）。

### III 結び

この論文でお雇い式部官モールの日本の近代化・欧化に関する考え方について見てきた。そこでモールの考え方にはある意味では二面性があるということが言えるのではないだろうか。すなわち、モールは一方では宮廷の近代化と欧化の必要性は認めたが、他方では西洋の文化や制度等の導入と普及によって伝統的な日本文化が失われることを残念に思ったのである。特に宮廷の衣装問題で伊藤博文と意見の相違で衝突したことは日本の近代化に対するモールの態度の二面性をもっとよく表していると思われる。

また、もう一つ大事なものは、日本の近代化と欧化を考えるときにヨーロッパ人の日本観と日本人のヨーロッパ観のそれぞれの相違点である。明治時代の日本人の多くにとっては、日本がヨーロッパ人の目にどのように映っているのかということがかなりの関心事であった。そして、ヨーロッパ人にわかってもらえないからと言って、日本の伝統的な文化を捨て、技術的に進んでいるヨーロッパの文化、服装や食べ物まで取

り入れようとした。しかしそれに対して、モールは、日本の独特の文化を評価して、それを大事にしなければならないと主張した。その点においては、モールの日本に対する積極的な評価は、日本の文化を蔑視して、日本の近代化や欧化を表面的なものに過ぎないと批判した、Max v. Brandtのような人と意見がはっきり異なっていた。モールの日本滞在はわずか二年間だけであったが、日本人と日本の文化をよく理解し、尊敬していたということが言える。そして、日本の近代化・欧化が目覚ましい速度で押し進められていた中、日本の伝統的な文化を保護すべきだという彼の力説は時勢に逆らうものとして注意すべきであると言えるのではないだろうか。

この論文は、2000年11月8日に南山大学ヨーロッパ研究センター定例研究会で行なわれた発表に基づいたものである。

#### 注

- 1) H. J. Jones, *Live Machines: Hired Foreigners and Meiji Japan* (Tenterden, Kent: Paul Norbury Publications, 1980), pp. 6-11. その他、雇い外国人一般については梅溪昇『お雇い外国人①概説』鹿島研究所出版会(昭和43年)やArdath W. Burks, ed. *The Modernizers: Overseas Students, Foreign Employees and Meiji Japan* (Boulder and London: Westview Press, 1985)を参照。
- 2) ドイツ人のお雇い等については、Japanisches Kulturinstitut Köln (Hrsg.) *Kulturvermittler zwischen Japan und Deutschland. Biographische Skizzen aus vier Jahrhunderten* (Frankfurt/New York: Campus, 1990) 参照。
- 3) Ottmar von Mohl. *Am japanischen Hofe*. Berlin: Dietrich Reimer, 1904 (和訳：金森誠也訳『ドイツ貴族の明治宮廷記』新人物往来社 昭和63年)。
- 4) Mohl, *Am japanischen Hofe*, S. ix. モールの著書からの引用は本文中の( )内に記入する。尚、特に指示がない場合、引用はドイツ語の原文に従っている。
- 5) Lamar Cecil, *The German Diplomatic Service, 1871-1914* (Princeton University Press, 1976), pp. 21-27.
- 6) Ottmar von Mohl. *Fünzig Jahre Reichsdienst. Lebenserinnerungen* (Leipzig, Paul List Verlag, 1921), S. 11-13. これはモールの約50年間の外交官としての人生を描く回想録である。
- 7) 同上, S. 14.
- 8) 同上, S. 20-21, 33, 42, 112-114, 158-159, 172.
- 9) 同上, S. 19.
- 10) 翻訳の対象となったのは次のものであった。*Das königlich preußische Hof- und Staatshandbuch* 「プロイセン王国の宮廷と国家についてのハンドブック」、Stillfried 著の *Zeremonienbuch des preußischen Hofes* 「プロイセン宮廷の儀式要覧」、Malortie 著の *Der Hofmarschall* 「侍従」、Hermann Schulze 著の *Die Hausgesetze der deutschen Fürstenthümer* 「ドイツ王侯格家の親族法」Mohl.
- 11) Toku Baelz, ed. *Awakening Japan. The Diary of German Doctor: Erwin Baelz*. Bloomin-

- gton, Indiana: Indiana University Press, 1974, p. 239.
- 12) Max von Brandt, "Lafcadio Hearn. Volksglaube und Volkssitte in Japan," *Deutsche Rundschau*, 105 (Mai 1900), S. 70-72。ブランドの批判的な日本観については, Richard F. Szimpl, "End of the Century Japan through German Eyes: Max von Brandt and Japan, 1894-1914," *German History*, 9 (1991), 308-326.
  - 13) 「お雇いドイツ人」を含め, 日本で活躍していたドイツ人一般については, Kurt Meissner, *Deutsche in Japan 1639-1960* (Tokyo: Deutsche Gesellschaft für Natur-und Völkerkunde Ostasiens, 1961), Otto Schmiedel, *Die Deutschen in Japan* (Leipzig: Verlag von K. F. Koehler, 1920) を参照。
  - 14) 石橋長英・小山鼎三著『お雇い外国人』鹿島出版会 1969年, 安井広著『ベルツの生涯——近代医学導入の父』思文閣出版(1995年)を参照。
  - 15) 金森誠也訳『ドイツ貴族の明治宮廷記』新人物往来社(昭和63年)194頁。
  - 16) Carl Munzinger, *Die Japaner. Wanderungen durch das geistige, soziale und religiöse Leben des japanischen Volkes* (Berlin: Druck und Verlag A. Haack, 1898), S. 116-17. 日本語訳もある: C. ムンチンガー著・生熊文訳『ドイツ宣教師の見た明治社会』新人物往来社 昭和62年。尚, この著書に見られるムンチンガーの日本観については, リチャード・ジップル「明治時代のドイツ人宣教師の日本観—C. ムンチンガー著 *Die Japaner* 『日本人』についての一考察」『アカデミア』文学・語学編 64号 1998年3月, 225-251頁を参照。
  - 17) お雇いの人事費の問題については, Jones, *Live Machines*, pp. 11-14 を参照。

## 人文主義法学と海上消費貸借の利息

——シャルル・デュムラン (1500-1566) 『利息論』覚書\*——

田 中 実

### 1. はじめに

ルネサンスに対応する人文主義の動きの中で、ヴェネツィアの貴族エルモラオ・バルバロ (1454-1493) は、1世紀のコルメッラの『農業論』から、古代ローマでの利息(制限)の表現 *usura(e) centesima(e)* の正しい意味を発見する。『ローマ法大全』の解釈の基準となったアックルシウスの標準註釈からもわかるように、中世法学は、このケンテシマ (*centesima*) を年利 100%つまり 1年で利息が元本と同額になるものという意味していると誤解していた。実際には、月に 1%年利 12%を意味していたのであり、100番目の月に利息の総額が元本に達するものであった。このことはシエナの法学者バルトロメオ・ソチーニ (1436-1507) のローマ法注解書にも紹介され、法律家にも広く知られていく。こうしてケンテシマを年利 100%であると誤解していたために、その意味するところが理解できなかった難解法文が解決される一方で、これまでそれなりに説明・納得されていた法文が新たな検討を迫られることになった。前者の例としては、国家に毎年一定額を支払うという遺贈義務は、自然人の場合のように受遺者の平均余命を想定できないために、何年間の負担として計算すべきかを論じた D. 35. 2. 3. 2 が最も重要である。後者の例としては、履行遅滞の場合の違約罰としての利息を 100デナリウスにつき 1デナリウスと問答契約で定めたケースが、上限の年利 12%を超えてしまう「25日ごとに」ではなく「30日ごとに」の誤記であったことが発見される D. 12. 1. 40 などがある。しかし、その内容の理解をめぐる人文主義法学者の間でとりわけ議論がなされたのは、海上消費貸借の利息を扱うパウルス法文 D. 22. 2. 4 であり、この法文については、16世紀の短い間に、語順の変更、項の区切り方の変更の提案がなされた。大まかな流れは、すでに別稿で述べているので<sup>1)</sup>、本稿では、当時この問題を最も詳しく論じたと思われるフランスの人文主義法学者シャルル・デュムラン (1500-1566) の『利息論』<sup>2)</sup> の中から、D. 22. 2. 4 の解釈を展開する部分を紹介することにしたい<sup>3)</sup>。利息徴収そのものに関する考え方、古代に関する博識の披露、定期金の扱いなど、デュムランの浩瀚な利息論を検討する際に本来は中心となるべきテーマ



を扱うのではなく、ローマ法の個別法文についての彼のアプローチを比較的詳しく見ることによって、伝えられたわずかなテキストの積義学のあり方について、具体的なイメージを得ることが本稿の目的である。海上消費貸借についてのデュムランの議論については、すでに Troje の紹介があり基本的な事項は知ることができるもの<sup>4)</sup>、彼は、デュムランが節の区切りに関して traditionell な立場をとったことを論述の中心にすえており、しかも、その紹介の仕方は、やや断片的であり、結局、デュムランが、法文の内容を全体としてどのように把握し、また個々の文言についてどのように分析したか、必ずしもわかりやすいものではない。この点、より忠実にデュムランの述べているところについて覚書を公にすることにも意味があると思われる。デュムランのこの箇所は、人文主義運動による新たな知見により、著名な法学者たちが、新たな解釈提案を試みた様を、臨場感あふれる形で我々に伝えてくれる非常に興味深いものである。拙い覚書ではあるが、ヨーロッパの人文主義を理解する上での具体例の紹介として、ヨーロッパに関する社会科学と人文学との学際的な議論の架け橋である本センター報への掲載をお許しいただけるものとする。

## 2. D. 22. 2. 4 の流布本の理解と新たな変更提案

まずは D. 22. 2. 4 を中世の流布本の区切り方で見よう<sup>5)</sup>。流布本では、項に数字が付されていないが、便宜上、今日の例に倣い、数字で項目を付け、この切り方での引用には、冒頭に vulg. を付すことにし、今日の校訂版は、通例の引用法で示すことにする<sup>6)</sup>。

vulg. D. 22. 2. 4. パピニアヌス『解答録』第3巻

(首項) 海上消費貸借金が、債権者が危険を引き受けずに受領されたか、一定の期日後または一定の条件成就後に危険が債権者の負担でなくなったのかに違いはない。[通常の上限＝中世の理解では年利 100%] 適法利息以上の利息債務は生じない。しかし最初のケースでは、常に「生じないの」であり、後のケースでは、危険が「債権者負担では」なくなっ  
てからである。

Nihil interest, traiecticia pecunia sine periculo creditoris accepta sit an post diem praestitutum et condicionem impletam periculum esse creditoris desierit. utrubique igitur maius legitima usura faenus non debetur, sed in priore quidem specie semper, in altera vero discusso periculo:

(1項) 海上消費貸借金の「返還の際に受領する」ために同伴させた奴隷の労務に対し、[後述のデュムランの解釈は別として、一般の解釈に従えば、それ以前は上限なく利息が徴収できるので、この労務についての取決めは不要ともいえるが、危険が債権者負担ではなくなくなってからについては]より大きな利息のために、質や抵当も設定されてはならない。  
Nec pignora vel hypothecae titulo maioris usurae tenebuntur, pro operis servi

traiecticiae pecuniae gratia secuti.

（2項）日割りで〔一般の利息制限についてなら「日割りで」、後にあげる校訂版のように、奴隷の労務についてと理解すれば、「日当で」と訳すこともできる〕問答契約がなされたものは、ケンテシマ〔中世の理解だと年利100%〕までで、ダブルを超えない債務となる。Quod in singulos dies in stipulatum deductum est, ad finem centesimae non ultra duplum debetur.

（3項）危険〔の移転〕の期日後の利息について、分離してなされた問答契約において適法利息に満たないものは、労務についての別の問答契約によって補充される。

In stipulatione faenoris post diem periculi separatim interposita quod in ea legitimae usurae deerit, per alteram stipulationem operarum supplebitur.

この法文は、3世紀初頭に死亡した、古代ローマの一流法学者パピニアヌスのもとに、ある契約をめぐる法律問題が持ち込まれ、それに対して彼が与えた解答の記録が、『ローマ法大全』の『学説彙纂』に採用されたものであると考えられる<sup>7)</sup>。そして、海上消費貸借において、債権者が難破や海賊などの危険を全面的に負担する代わりに、航海が成功裏に終わったときには、債権者は、制限を受けない利息を受け取ることができるとする古代の慣行を前提にしていると、一般的には理解できる。他の法文との関連を別にして、流布本の読み方で、中世の利息の理解に従えば、この法文は次のように理解できよう。

首項では、ある時点を境に債権者が危険を負担しない旨の取り決めがなされていたとき、その時点からは通常利息制限に服することになると述べている。1項では、債権者が自己の奴隷を航海に同伴させ、その奴隷の労務の対価としての給付を債務者に約束させ、それに対して担保を設定したとしても、やはり利息制限に服すと述べている。2項では、ケンテシマを年利100%とした中世の理解によれば、日割り計算で設定された利息債務は、元本まで、つまり1年間は進行するが、それを超えては利息債務は増えないことが述べられている。これを奴隷の労務とかわらせず、一般の利息設定の問題として読むこともできるわけである。3項では、奴隷の労務の対価としての名目で債務者が負担することになっていたとき、債権者が危険を負担しなくなって以後の、消費貸借金に対する利息債務と合わせて、ケンテシマを超えてはならないことを述べている。

要するに、海上消費貸借契約において、債権者が危険を負担しなくなる以上、利息は通常制限（年利100%以下）に服すること、航海に同伴させた債権者の奴隷の労務に対する担保の名目でも、その制限を超えることは許されないこと、奴隷の労務に対する対価については、一般の利息と合算して、年利100%の制限を超えない範囲でのみ請求できる、あるいはその制限に満たないものを補充する限度でのみ援用できる。これがパピニアヌスの解答の大筋であると理解できる。日割りの利息に対する制限という

一般論について述べている2項が、法文全体の脈絡からは把握しにくい、これについては後に述べよう。

いずれにせよ、ケンテシマが年利100%ではなく12%であると修正されたものの、このこと自体から、一見すると、大筋のところできく変更する必要はなさそうにも思われる。

しかし著名な人文主義者ギヨーム・ビュデ(1467-1540)は、新たな人文主義的な知見からローマ法の再解釈を提案する『パンデクテン注記』の初版でこの法文を取り上げ、2項の「日割りで問答契約がなされたものは、ケンテシマまでで、ダブルを超えない債務となる」(*ad finem centesimae non ultra duplum debetur*)の部分について語順を変更し、「ケンテシマのダブルを超えない債務となる」(*ad finem non ultra duplum centesimae debetur*)と読まなければならないとする。『注記』でのビュデの書き方は、主張を簡潔に述べるだけであり、その意味するところについても、また、なぜこのような語順変更の提案をしたのかも説明がなされておらず、それだけを読んだだけでは、理解が困難である。「ケンテシマのダブル」の意味は、年利24%のようにも思われるが、実はそうではない。後に見るように、デュムランもそのような理解をして後に修正したかのようにも見える。ビュデのその直後の叙述を見ると、ギリシア語の表現を用いながら、2度にわたって、つまり往路復路ともに、ケンテシマの利息債務が生じうるとしているだけであるとも読める<sup>8)</sup>。そうだとすると新しい利息の理解で、年利12%の制限に服するという事を変更しているのではなく、「ケンテシマまで」とは別の制限として書かれている「ダブルを超えない」を削除しただけのこととなる。では、なぜ削除する必要があったのか。これはフランソワ・オトマン(1524-1590)が書いているように、海上消費貸借金の危険を債務者が負担することになってからの年利12%の利息が、「ダブルを超える」には、100ヶ月つまり8年4ヶ月以上の航海、あるいは航海そのものではなくとも債権者の奴隷を引き連れての返済の遅滞が必要となるからである。古代の地中海で、債権者の奴隷を同伴させるこのような長期の航海や遅滞が想定できないのではないかという新たに生じた疑問を解消させるためのものであったのである<sup>9)</sup>。中世の年利100%の理解だと1年で利息の総額は元本に達するので、こうした疑問は生じなかったわけである。

さらに、これとは別に、デュムランが『利息論』の執筆を進める中、単語や節の区切りのないフィレンツェ写本の校訂版出版の作業を進める、レーリオ・トレッリ(1489-1576)による節の区切り方の変更提案が、弟子のアントニオ・アグスティン(1517-1586)から報告された<sup>10)</sup>。そしてこの新たな区切り方が、その後今日のモムゼン版にいたるまで採用されることになり、流布本とは違う法文の理解がなされることになった<sup>11)</sup>。法文は次のように区切って読まれることになったのである。

D. 22. 2. 4 パピニアヌス『解答録』第3巻

（首項）海上消費貸借金が、債権者が危険を引き受けずに受領されたか、一定の期日後または一定の条件成就後に危険が債権者の負担でなくなったかに違いはない。〔通常の上限＝年利12%〕適法利息以上の利息債務は生じない。しかし最初のケースでは、常に〔生じないの〕であり、後のケースでは、危険が〔債権者負担では〕なくなってからである。より大きな利息のために、質や抵当も設定されてはならない。

*Nihil interest, traiecticia pecunia sine periculo creditoris accepta sit an post diem praestitutum et condicionem impletam periculum esse creditoris desierit. utrobique igitur maius legitima usura faenus non debetur, sed in priore quidem specie semper, in altera vero discusso periculo: nec pignora vel hypothecae titulo maioris usurae tenebuntur.*

（1項）海上消費貸借金の〔返還の際に受領する〕ために同伴させた奴隷の労務に対し、日当で問答契約がなされたものは、ケンテシマまでで、ダブルを超えない債務となる。危険〔の移転〕の期日後の利息について、分離してなされた問答契約において適法利息に満たないものが、労務についての別の問答契約によって補充されるのである<sup>12)</sup>。

*Pro operis servi traiecticiae pecuniae gratia secuti quod in singulos dies in stipulatum deductum est, ad finem centesimae non ultra duplum debetur. in stipulatione faenoris post diem periculi separatim interposita quod in ea legitimae usurae deerit, per alteram stipulationem operarum supplebitur.*

首項の最初の部分および1項の最後の部分は、それぞれ流布本の首項全体および3項の全体に対応し、変更はない。変更されたのは、次の点である。一つは、「より大きな利息のために、質や抵当も設定されてはならない」について、流布本では奴隷の労務に結びつけられていたのを、そこから切断し、その前に述べられた利息制限が質や抵当についてもあてはまるという意味で、首項に組み込まれたことである。今一つは、奴隷の労務に対して「日当で」の支払いが問答契約されたとき、それはケンテシマまでで、ダブルを超えないという制限に服するというようにつなげられたことである。

### 3. デュムランの議論 (1) 質疑4 (quaestio quarta) の前提

デュムランの『利息論』の中で、D. 22. 2. 4が本格的に論じられるのは、質疑4、103節からである<sup>13)</sup>。しかし、まずは、それよりも前の節の叙述について、その質疑4の理解に直接必要な部分を手短に紹介しておこう。

彼は36節で、古代の諸民族においては、正規法 (lex communis) として、ケンテシマ (年利12%) を超える利息が許されていないとし、ビュデを介して古代の文献から、それを超えている例として、アテネでの嫁資返還遅滞の場合を挙げている<sup>14)</sup>。ローマでケンテシマを超えるケースとしては、海上消費貸借の例と、有責判決を受けた債

務者の猶予期間経過後に課されている利息の例があり<sup>15)</sup>、前者については、その上限は分からないが、若干超える程度のものであったとし、後者は、ダブルのケンテシマを課していたとする。前者は、危険の引受に対する補償的なウストラ(usura compensatoria)の意味での約定利息であり、後者については、猶予期間という法律上の利益を濫用したことに対する罰の意味での法定利息(usurae punitoria)であるので、ともに、利息に対する嫌悪を排除するような変則的なケース(singulares casus)、特段の正当事由があるケースである。ちなみに、ユスティニアヌス帝はこの2つの変則利息をケンテシマに引き下げている。そして、これ以外にケンテシマを超過する利息を許容した例は、ローマ古法においても見られないとする。そして40節では、ケンテシマを最高の利息であると表現しているローマ法文や<sup>16)</sup>、キケロの『アッティクス宛書簡集』に対する自身の解釈を挙げ<sup>17)</sup>、また41節では、本稿の最初に挙げた、ハロアンダーやフィレンツェ写本によって修正を受けるD. 12. 1. 40などを挙げて、ローマ人にとってもケンテシマは通常は許容できる最高利率であったことが強調されていく。加えて、ローマ人が太古において利息徴収そのものを嫌悪していたことを物語る古代の史料についての該博な知識が披露される。しかし、我々のテーマでは、とりわけ「確かに、C. 4. 32. 26以前では、法上、海上消費貸借においてはケンテシマを若干超えて問答契約することが許されていたのであり」というデュムランの認識が重要である。他の論者は、とりわけユ帝以前の法源『パウルス断案録』2巻14章を援用して、危険を債権者が負担する限りは、利息の制限を受けなかったというように考えているのに<sup>18)</sup>、これに反対しているからである。この独特な理解のために、彼の議論はこの基本的な点では後代には受容されていないと思われるが、それ以外の彼の立論は、今日から見ても、その豊かな知識と興味深い指摘ゆえに検討に値するものである。

46節では、「利息がダブルを超えない」という文節の意味が解説される。この場合のダブルとは元本を含めての表現であり、従って、この文節の意味は、利息が元本額を超えるのは許されないということである。そしてこの制限は、ウルピアヌス法文D. 12. 6. 26. 1から明らかである。〔流布本の切り方だと〕vulg. D. 22. 2. 4は、これが海上消費貸借の取引においても適用されることを宣言していた。しかしこの制限は、2つの勅法によって著しく緩和されてしまった。一つの緩和は、C. 4. 32. 4に収録されたセウェルス帝とアントニヌス帝の勅法である。デュムランによれば、この勅法によって、ダブルの制限は、質権が設定されたときには適用を受けなかったのであり、質物の価値まで進行する利息すべてを受領することになったというのである。これは新たな質物を追加請求することによって、利息の制限もない進行を許容することになった。これに対しては、ようやく529年のユ帝勅法C. 4. 32. 27によって、質権が設定されているときでも、ダブルを超えての利息徴収は許されないことが宣言された。

今一つの緩和は、C. 4. 32. 10に収録された、アントニヌス帝の勅法である。この勅

法は、ダブルをつまり元本を超えてはならない利息の総額の計算にあたって、計算に入れられるのは未払いの累積利息であって、既払いのものは計算に入れないことを宣言する。

C. 4. 32. 10

異なった時期に支払った利息は〔利息が複数回にわたって支払われたとしてもそれは〕、ダブルの計算について〔被告・債務者に〕利益とはならない。なぜなら、弁済の期日において、〔未払いの〕利息の全額がその計算を超えるときに、元本の額を超えては、利息は請求されないのであるから。

デュムランによれば、利息がわずか1年でダブルに達すると誤解していた中世法学にはこの法文は理解できなかったという<sup>19)</sup>。この勅法下では、利息を未払いのままにする債務者や、厳酷冷淡な債権者が有利な扱いを受けることになった。そして、これは新勅法 121 ひいては 138 で是正され、既払いの利息もダブルの計算に算入することが定められ、決着がつけられる<sup>20)</sup>。もっともこれらの新勅法は、註釈の知らない復元・非継受法文であった。このため、「註釈の認めなかった（認識しなかった）ものは法廷も認めない」という原則を受け入れているところでは、この是正が継受されなかったことになる<sup>21)</sup>。ダブルの制限の意味がこのように述べられている。49 節では、本稿冒頭で触れたような、ケンテシマが年利 100%ではなく、12%であることが解明され法律家にも知られていく過程が簡潔に述べられている。

#### 4. デュムランの議論 (2) 質疑 4 (quaestio quarta)

デュムランは、質疑 4、103 節から D. 22. 2. 4 の本格的な検討を始める。先に述べたように、vulg. D. 22. 2. 4. 1 をビュデの提案にかかる「ダブルのケンテシマ」と読むと、一見すると 24%とも理解でき、ローマ法においては、2つの例外を除いて、ケンテシマより重いウストラはないというデュムランの所見に反することにもなりかねない。古くからの通説の読み方だと、単にケンテシマであるが、デュムランによれば、利息の進行が最終的にダブルを超えることのないようにとも述べていないという。彼は、「ケンテシマにはほとんど生じないから」と述べているだけであるが、新たなケンテシマの理解だと 8年4ヶ月もかかってしまうことを念頭においていたと思われる。彼は、まず、ビュデに遡る語順変更について述べている。

「…しかしダブルのケンテシマについて明示されていると考える者もいる。ハロアンダーが読んでるように。彼は finem という単語の後にある centesimae という単語を、以前からの通説の箇所から、3つの単語〔non ultra duplum〕の後に移し、そ

して数や量を言い表すダブル (duplum) という単語にかけている。従って次のように読んでいる。「日割りで(日当で)問答契約がなされたものは、ケンテシマのダブルまで、[それを] 超える債務は生じない」と。『パンデクテン注記』でこのように読むべきであると初めて考えた我らが〔フランスの〕ビュデから、ハロアンダーはこの読み方を受け入れているのであるが<sup>22)</sup>、〔ハロアンダーは〕海上消費貸借の利息は、利息として2つのケンテシマにまで (ad duas centesimas lucri) 達すること、そしてそうだとすると結局は〔元本も入れて〕トリプル〔3倍〕になることができる、そういう意味であると考えてのことである<sup>23)</sup>。

ハロアンダー版自体では、何の脚注もコメントも付されずに法文修正がなされているので<sup>24)</sup>、最後の考えは彼の他の著作からとったのか、あるいはデュムラン自身のハロアンダー解釈であるかは不明である。いずれにせよ、ケンテシマのダブルという表現が不明瞭であることには変わりはない。

「この読み方は新しく、最近になって精巧に作られたものであり、〔『学説彙纂』の〕他の古い版とも新しい版とも異なっているが、余はそのように従うべきであるとは決して考えないのであり、その新たなニュールンベルク〔ハロアンダー〕版を除き、パリ版やすべてのものが従っている、古くからの通説の読み方を維持すべきであると考え。それが信頼できるものであることと、他の法文と調和していることのためである。新たな読み方は、この調和に反していたのである。海上消費貸借の利息は、ケンテシマまでで評価された。ケンテシマは〔勅法によって制限がなされるよりも前の〕学説彙纂の法においてさえ、最大で最も重い利息であったのである。先に40節で示されたように〔すでに指摘したように、この解釈はデュムランに独特なものである〕。学説彙纂の法において許容されていたことはありそうもなく、まして、この項で、ダブルのケンテシマなど認められていることはありそうもない<sup>25)</sup>。

ここまでは、デュムランは、ダブルのケンテシマを年利24%と考えていたように思われる。そして追加分が次のように続き、ビュデの正確な理解が紹介されている<sup>26)</sup>。

「D. 22. 2. 1は抵触しない。なぜなら、ビュデがD. 22. 2. 4〔の注記〕で何を述べたにせよ、その法文では、2つのケンテシマはなく、同時にでもなければ、まずは往路、そして復路であるように、2つの行き来(往来)としてであるかのように、別々にでもないからである。なぜなら、往復の利息についてさえ、ダブルのケンテシマではありえず、1つのケンテシマだけであるから。金銭またはそれに代位する商品が、往路だけについて、債権者の危険にあるなら、その時までだけ、往路だけのケンテシマの利息が進行する。しかしもし復路についても債権者が危険を負担するなら、その経過で、ダブルのではなく、同じ単額のケンテシマが続くのであり、それは決してダブルを超えることはありえないのであり、ハロアンダーは、ビュデに従いつつ、迂闊な誤りをおかしていたのである<sup>27)</sup>。

このようにして、ビュデの言うダブルのケンテシマは、年利24%を意味するものではないこと、従って、ケンテシマを超える利息ではないことが確認される。そしてC. 4. 32. 26以前、ケンテシマを超過する海上消費貸借の利息が認められていたという証拠が『ローマ法大全』には残っていないと考える。その後、104節では、最初にハロアンダーへの称賛がなされているが、再び本題に入り、たとえビュデやハロアンダーの読み方に従っても同じことになることが再び確認される。

「しかし本題に戻ろう。加えて、余は述べる。たとえハロアンダーの読み方が、この点で正しく誤りでないとしても、我々の判断解釈に反する結論には大した意味はない。なぜなら、この新しい〔語順での〕法文が述べているのは、ダブルのケンテシマ〔年利24%〕ではなく、ケンテシマのダブル〔年利12%がダブル、2回〕ということであるから。そして、単額を含んでいるダブルについて、このように理解しなければならないのであり、古い通説の読み方と同じことになるのである。そしてこのことが是認されるのは、一つには、それは、ほかの法文から逸脱するような何らかのことが、黙示的に引き出されることのないようにということであり、今一つには、通例は、法においては、単額が、ダブルの中に入っているからである。46節のように。そしてこのようにケンテシマのダブルという文言は、それを、他動詞的に〔ケンテシマをダブルにすると〕理解しようとも、自動詞的に〔ケンテシマがダブルになると〕理解しようとも、ダブルのケンテシマという結論ではなく、単にケンテシマだけの結論である。これは結局、元本と一緒に、ダブルになるのであり、それ以上は増えないのである。新しい読み方は、我々の判断解釈と反対であることはなく、むしろ、その判断を確認するものである。たとえ日割りであれ、他の通例の仕方であれ通例でない仕方であれ、利息の問答契約がなされるにせよ、区別なくである。すぐに述べるように。にもかかわらず〔余は〕通説の読み方をよしとする」<sup>28)</sup>。

そして、この語順変更の提案者を誤解してはいるが、アルチャートもこの変更自体を非難したことを報告している。

「これらが書かれ、出版の準備がなされている中、アルチャート『パレルゴン7巻』が世に出た<sup>29)</sup>。彼は、6巻15章で、我々と同じ考えで、通説の読み方に従い、アックルシウスの語の移動を非難した。この語の位置をずらすことを行うのは、決してアックルシウスではなく、ビュデと、彼に従ったハロアンダーである。それ故、それは書き誤りであり、アルチャートも、アックルシウスではなくハロアンダーについて考えており書いたのだと余は考える。最近、アントニオ・アグスティンの非常に博学な作品が出版された<sup>30)</sup>。彼は、その1巻9章で、通説の読み方を擁護している。従って、この項の古くからの正しい通説の読み方が保持されるとすると、不明瞭な点は、ただ、ad finem という用語ゆえに生じているだけである」<sup>31)</sup>。

こうしてデュムランはad finemについて立ち入って考察する。まず、彼は、105節



で、利息について言われる、ギリシア人の言うアクメーつまり最大限というのには、一定の期間内の最高利率の場合と、そうではなく、ダブルつまり元本と同額までという利息の堆積量の限度額の場合があるとする。そしてC. 12. 37. 16. 1 aには、軍隊の必需品調達書記 (actuarius) が兵士に金銭消費貸借を行うときの特別な規制が定められ、「1ソリドゥスにつき、1年または2年で3分の1よりも少ないだけを約束する」という表現がなされている。中世の標準註釈は、上限利率であるケンテシマを年利100%と考えていたので、この表現を、3分の1ソリドゥスよりも少ない利息であると理解した。これだと1年なら33.3...%，2年なら16.6...%の利率となったわけである。しかし、ケンテシマが年利12%であることが判明した人文主義法学時代には、これだと12%を超過してしまうことになるので、この註釈は維持できなくなってしまった。そこでデュムランは、1ソリドゥスあたり、期間がどれだけであれ、利息の全額が、その3分の1を超過しては進行しないという意味であると説明し直すのである。このように、利率ではなく利息の総額に対する制限の別の例が追加されるわけである。ちなみに、この彼の説明は、ゴドフロワ注記にも詳しく記されることになる<sup>32)</sup>。そして106節で、我々の検討する項に戻って説明する。以下は、「終わり」を意味する複数のラテン語の単語で説明されており、巧みに対応させた日本語訳ができていない拙訳である。

「さて、我々は、この項での *ad finem centesimae* がいかなる終わり (*finis*) つまり最後 (*terminus*) を述べているのかを見よう。期間の経過中に進行し増えていく〔だんだんと堆積していく量の〕最高を述べていないことは明らかである。なぜなら、ケンテシマという用語がこのことを十分に明白に導いているから。従って、まさに、終止符 (ピリオド *periodus*) 自体と進行の終わり、つまりまさに終わりである、限度 (*terminus terminans*) について述べているのである。なぜならこのときにはすべての利息は進行をやめるからである。そしてこの法文は、ダブルのケンテシマではなく、単にケンテシマの消費貸借の利息を述べているというのが明々白々な意味である。ケンテシマのこの進行の最後 (*finis*) は何かを問うている。いくらでも、終わるまで、つまり進行しなくなる額まで上がるのか。そしてパピニアヌスは、ダブルが終わり・限度であると解答しているのである」<sup>33)</sup>。

「*finis* という表現 (*vox*) もここでは、通常理解されるように、終わる期間 (*terminus finiens*) とか、期間が終わった (*terminus finitus*) とかではなく、量や程度 (利率) として (*pro quantitate, vel modo*) 理解できる。例えば、D. 24. 3. 42. 1 においては、*ad finem superflui* とは、「残るものの量 (超過額) まで」であり、D. 34. 4. 25 において *ad eum finem* は、「同じ額まで」即ち、程度や割合として〔ということである〕。そしてこのように、ここでの問題は、日の、つまり日割りで、しかしケンテシマの割合で把握された、ケンテシマの問答契約についてである」<sup>34)</sup>。

「そしてこのように、最後 (finis) という表現は、いずれのようにも理解できるが、全く同じ意味である。この項の真意は、たとえ海上消費貸借であっても、問答契約が月決めであれ日割りであれ、その他の仕方になされたのであれ、ダブルを超えて進行してはならないということを一般に定めることである。これが、この項の正しいそして真実の理解（解釈）であり、文言や真意やほかの法文やルール（原則）にも一致する。これに対して、ダブルのケンテシマについての一般の理解（解釈）は、この項の真意や文言に反しており、残りのすべての法文やルール（原則）にも反している」<sup>35)</sup>。

この箇所は理解が難しいが、引用の二つ目の追加分を中心に考えると、ad finem は、「まで」「を限度として」ということを表現しており、ビュデの提案する語順変更に従って、それだけを独立させて意味を探る必要はないということを述べているように思われる。その後、ここでも後からの追加の箇所であるが、フランソワ・デュアラン (1509-1559) が、海上消費貸借において利息が制限を受けなかったとしていることを非難している。デュアランは例の『パウルス断案録』を挙げているが、デュムランは、これは、学説彙纂編纂にあたってのユ帝の最初の勅法で改廃されているとする<sup>36)</sup>。加えて、プルタルクス『英雄伝』が、カトーの海上消費貸借のテクニックを非難している箇所を論拠に、無制限の利息が認められていたわけではないとする。もっとも、後者の論拠は、無制限の利息が認められていたからこそ非難されていたとも読めること<sup>37)</sup>、前者の論拠に対しては、『ローマ法大全』を整合的な法典と捉えればそうであるが、古代のローマ法が歴史的にどうであったかの知識から、問題の法文にアプローチすることを難なく放棄してよいのかの問題は残るであろう。

次の 107 節は、アグスティンの節の区切り、句読点の打ち方の変更提案の衝撃と、それに対するデュムランの法文への取り組みが述べられている興味深い重要な箇所である。

「このように議論がなされ、刊行の準備がなされているときに、スペインのアントニオ・アグスティンという極めて博学な者の、エレガントで非常に有益な書物が私の手許に届いた<sup>38)</sup>。彼は、すでに我々が述べたように、D. 22. 2. 4 における通説の読み方には何の瑕疵もなく、瑕疵があるのは、句点の打ち方だけであると述べている。この打ち方については、レーリオ・トレッリの注意に基づき次のように修正しなければならないと考えている。つまり、すべての刊本が通例考えているようには、この quod in singulos はそれ自体が一つの項をなしていないというのである。pro operis は同じ文であり、そこから始めなければならない、終止符〔節の区切り〕は一つだけであり、以下のように読まねばならないというのである。つまり「海上消費貸借金の〔返還の際に受け取る〕ために同伴させた奴隷の労務に対し、日当で問答契約がなされたものは、ケンテシマまでで、ダブルを超えない債務となる」と。利息は決して日割りで約束されず、月割りまたは航海ごとで約束されたことから、このように点を打って読ま

ねばならないと考えており、それ以外の理由を挙げてはいない。なるほど師レーリオ・トレッリのこの注意を、余は、喜んで痛快に読んだ。我々の法源を再び清めるにあたっての、彼と先のアントニオの勉強や勤勉ぶりを、余は最高に評価するのであり、最高の称賛と報償に値すると考える。しかし、もし、特に法源について、非常に正確な判断がなされねばならないなら、あれこれのもっともらしいこと (verisimile) から判断してはならず、法を全体として把握する (πλήρωσις) だけでなく、さらに、一つ一つ分けて、逆に、同時に、分析をする (ἀναλυτικώς) 必要がある。全く同じ意味であるときは、前者 (の作業) については、いずれの読み方がより真実であるか、多くの者には議論する必要はないにもかかわらずである」<sup>39)</sup>。

ここでデュムランは、ローマ法文を検討するにあたって、要は全体として何を問題にして何を言っているのかが重要であるが、たとえ同じ意味になるとしても、テキストの解釈としては、テキストの文言一つ一つを分析して疑問のないようにしなければならぬということを強調している。そして、彼は、今日でも採用されている新しい節の切り方ではなく、流布本の節の切り方をよしとするのである。これは結局、同じ内容になるなら伝統を尊重しようというだけではなく、デュムランにとっては、個々の部分の検討によってパピニアヌスの法文をより説得的に説明できる読み方を選択することであった。

「流布本の通説の読み方によれば、quod in singulos 項まで続く nec pignora の項において (vulg. D. 22. 2. 4. 2), 一つの意味があるので、海上消費貸借金の (返還を受領する) ために、そして航海を行う債務者と一緒に、派遣した債権者の奴隷の労務を口実としても、適法利息以上の利息の債務が生じることがないことは自明であるが、しかし、もしそれよりも少ない利息が問答契約されていたなら、そのときは適法な上限利息に足りない分だけ、それを超えない分だけ、先の奴隷の労務の問答契約は有効となるのである (vulg. D. 22. 2. 4. 3)」<sup>40)</sup>。

法文が問題としているのは、奴隷の労務に対する対価として、つまり利息以外の名目で、債務者に何らかの給付を請求することにより、実質的に適法利率を超えることになるような脱法行為は許されないのであり、その給付に対して質権を設定していても同様であるということである。デュムランは続ける。

「…利得について合意した高利貸しには、策略や口実を用いて、何らかのものを、[利息以]外から控除することが許されていない。つまり、中間の利息の、法律によってなされた評価のほかには、何らかの費用やその他の負担によって課すことが、債務者に対して金銭の使用を対価として負担を課すことが許されていないのである。例えば、債務者を信用できない債権者が、自分の奴隷の一人を債務者に同伴で送り、その間に彼が使用できない、その奴隷の労務に対して、何らかの問答契約がなされることを意図したとしても、(すでに)最高の適法利息を問答契約していたときには、債権者

にはそれはできないのである。このことは、vulg. D. 22. 2. 4. 1で、たとえ、債権者が同じ物に対して質権なり抵当権を取得したとしても、ときちんと付け加えられていたわけである。古法や学説彙纂の法においては、質物を受け取り、あるいは留置によって、さもなければ許されなかったような何らかのことを、高利貸しに認めていたので、疑義がなされていたのである（C. 4. 32. 4）（C. 4. 32. 27）」<sup>41)</sup>。

このように債権者が奴隷を同伴させる意味をはっきりさせる。そして、なぜ法文が、質権設定のケースを加えているのかについて説明する。彼は利息債務の規制について、質権設定により利息債務につき別段の間答契約を不要とする特別のルールに対して、その質権が当初想定されていなかった後の大きな利息債務には及ばないとする勅法 C. 4. 32. 4 を挙げて、ここでも質権設定のケースについて疑義が生じたから、解答がなされたとする。そしてさらに、債権者の奴隷が航海に同伴するケースを別に検討する。

「第一の理由は、（何らかの）原因で利率が超えて、法律で定められた利率を超えて債務者が負担を負うことのないように、しかも、債権者が、（それ〔元本の受領〕以外には役に立たない）奴隷の、〔主人である債権者のもとにいれば主人の負担となるはずの〕食糧と、〔日当を設定することによる〕労務の利益をその間に得ないようにである。第二の理由は、債権者が、この奴隷を送ったのは、債務者のためではなく、自らだけのためであり、それ故、これは、債務者ではなく、債権者の費用でなされなければならないからである。その奴隷の食費はどうなるのか。法文は何も言及していないが、それはもっともである。というのも奴隷がその間に仕事を何もしないのではなく、債務者に仕えるという黙示的な合意がなされていると見られるからであり、奴隷の食糧は安価であるので、奴隷の若干の労務と相殺されないほどに普通は多くありえない。しかし、奴隷が全く役に立たず、あるいは、債権者が、運んでほかで売る〔債務者について運んで売ってもらう〕ことを欲していたなら、その時は、奴隷の運搬費や食費も利息から差し引かねばならず、〔それらの費用は〕債権者が支払うものとしなければならないと余は考えていた。但し、あくまで、それらの費用が利息と合わせると、適法利率を超える限りでということである。さもなければ、より少ない利息を約束した債権者は、適法利息に足りないところまでだけ、債務者に何か別の負担を課すことができる。そして、債権者に対して課されていたすべての負担を差し引いた後に、利率の点でも、単額を含むダブルを最終的に超えることはできないから、利息の総計の点でも、それより超えてはできない。利息の間答契約が、日割りであれいかなる仕方になされたのであれである。新たに我々が証明したように」<sup>42)</sup>。

こうして全体としての法文の大筋の意味が述べられた後、デュムランは、こうした意味内容は、新たな句読点に変更しても、全く変わらないとする。

「これが、D. 22. 2. 4 の nec pignora 節の ad finem まで（vulg. D. 22. 2. 4. 1, 2）

の明々白々で完全な意味である。いかなる読み方によっても、古くからの、確立している句読点の打ち方によってもである。この法文については、アントニオ・アグスティンの新たな句読点の打ち方からは全く何も変更されないことは明白である。なぜなら、彼に従えば、言葉使い(oratio)は同じであり、先の述べたことのいずれも同じく是認されるからである。つまり、第一に、債務者は、適法利息を超えては、何らの負担も何らの費用も、金貸し(foenerator)によって課されることはありえないという通説に従っているのであり、第二に、いかなる方式や仕方で問答契約がなされたにせよ、学説彙纂においてさえ、海上消費貸借において、利息はダブルを超えることができないという、新たな我々の正しい、通説に反する判断に有利にかなっているものである。それ故、法文の意味と、ケースの判断には、いずれの句読点の打ち方が正しいかは関係がないので、異議をとらえてはならず、すでに確固としていて何世紀にもわたってどこでも受け入れられた句読点を維持しなければならない。(最も敬虔に崇めるべきと余が考える) フィレンツェ写本の学説彙纂は、この種の区切りで区別されておらず、ほかの正しい条理や効用の要請もないので、伝統的な読み方や句読点の打ち方から離れる必要はないということになる。この打ち方は、衡平で適切なものと長らく考えられてきたものである(D. 1. 4. 2)<sup>43)</sup>。

第二の点については、この法文の範囲に限っていうと、ダブル(元本額)まででそれ以上進行しないことを、債権者が危険を負担しなくなってからの奴隷の労務の問答契約による支払いに限定することが、今日の区切り方の理解であり、デュムランはそれを海上消費貸借の利息規制一般へと広げているので、この意味では、節の区切り方によって大きな違いがある。この点で彼の見解は受け入れがたい。そして、108節では、通説の切り方を擁護する根拠が積極的に提示される。

「何らの根拠もなく権威だけに支えられていると人に思われることがないように、我々の刊本に句読点がなかったとしても、我々の句読点の打ち方が、トレッリやアントニオの新しいものよりも、よりよくより選択しうるものであったろうことを余はおそらく証明できる。このことが明らかなのは、まず次の理由による。つまり、新たな読み方によるとすれば、pro operis 節(D. 22. 2. 4. 1)において、パピニアヌスの解答は、奴隷の労務が適法利息を超えて問答契約されることが許されるかどうかという、主要な問題に関して、不明瞭であり不完全になってしまうであろうからである。なぜなら、ダブルに達するまで利息が進行するならダブルを超えることに関しては、その解答は、十分に否定しているものの、[主要な問題には]何も判断しておらず、ダブル以内で、つまり進行する利息がダブルを超えない限りは、上述の労務が問答契約されうることを、明白に否定もしていないことになるから。例えば、こちら側の時間で[ダブルにならない期間内に]、船が戻り利息の進行が止まるのだからという場合である。すべての法学者の中でもっとも鋭敏なパピニアヌスの解答が、彼のやり方や、特異な

才能、弁論の巧みに反して、何か不明瞭または不完全なことが残ってしまうように、このような形で句読点がつけられることよりも馬鹿げたことがあろうか<sup>44)</sup>。

デュムランのこの叙述も難解ではあるが、おそらくは、新しい区切り方だと、労務の問答契約の問題において、倍額を超えない（*non ultra duplum*）という制限は明白ではあるが、利率については自由に設定できるのではないかとの疑問を生じさせるというのであろう。いずれにせよ、パピニアヌスという一流の法学者が不明瞭な文を残すはずがないという人文主義者に特徴的な、古典期法学者への高い尊敬が見てとれる。しかしこの部分は、常に *ad finem centesimae* と *non ultra duplum* を2つの要件であると解するのが素直であろう<sup>45)</sup>。奴隷の労務と遮断された日割りの一般的な海上消費貸借の利息の規制であると読む必要があるのだろうか。そのことを別にしても、そもそも D. 22. 2. 4 の『解答録』という文献類型からして、パピニアヌスに具体的な事件つまり海上消費貸借契約が提示され、紛争解決が求められたこと、そして、奴隷の労務について日当として支払いが契約されていた場合に対する彼の解答であることを想定すれば、解決できる問題であろう。学説彙纂に収録されている法文の出典文献の種類の違いを解釈に反映させる手法は、今日では通例であるが、こうした見方はこの問題を扱うデュムランには明確な形では見られないと思われる。彼はさらに今一つの理由を挙げている。

「第二の理由はこうである。これによれば、*nec pignora* というその前の節が余計になるので。というのも、適法な利率を超えないことが問題となっているその前に関係しているとするなら、何の意味があったらうと余は問う。もし主たる債務が成立しないなら、質権も法上当然に成立しないことも疑いはない。利息の問題について、さもないと認められないようなことが、質権やその留置によって認められることについて、何らかの疑義がありえたと言うことによっても、逃げられない（C. 4. 32. 4）（C. 4. 32. 27）。そして、この疑いはここでは除去される。なぜなら、質権または留置によって、適法利率までしか、決して受け入れられていなかったので、法文は、適法利率を超えるものを、完全に不法であり、質も有効ではないと明白に述べているからである（D. 13. 7. 11. 3）。従って、D. 22. 2. 4 pr. は、適法利率を超える利息を禁じているだけであり、このように否認されており完全に不法であるので、「質を設定したときにも」、〔わざわざ〕拡張することは余計であつたらう。なぜなら〔特に非常に鋭敏なパピニアヌスの〕法文は、疑いのないことについてや決着されないままにされることについてであるはずはなく（D. 37. 10. 9）、最終的に法文の文言が二通りに句点を打つことができるときには、疑わしいケースを論じ、疑義に決着をつけることになるように、句読点を打たねばならない。…しかし、汝が、*nec pignora* という文言を、その次に関係させて、*quod in singulos* 節までで一つの終止符をおくようにすると〔流布本の切り方〕、その時には、疑いをえないことについてというわけではなく、また、前述

のことによって、新たな独特な判断がないわけでもない。しかも、nec pignora 節にも、それにすぐ続く quod in singulos 節についても、不明瞭または不完全なものは何もなく、すべて適切に区別され、明瞭、明白となろう」<sup>46)</sup>。

このように、新しい提案の切り方だと、明白すぎることについてパピニアヌスが解答していることになってしまうので、より疑義として提示された可能性の高い、その意味では難しい読み方(lectio difficior)となるように節を区切るべきであり、しかもこの法文の場合、そのことについて明確な解答が用意されているというのである。しかし、先に援用していた2つの勅法をこの問題では意味のないものとして退けることを別としても、ウルピアヌス法文(D. 13. 7. 11. 3)からあるルールが自明であるという理由を挙げて、具体的な契約や事件を前にした助言なり解答においても、そのルールが言及されるはずがないと断定するのは、直ちには承認しがたい推測である。

「日割り計算」を、海上消費貸借の利息一般についてと理解する流布本の読み方に対して、トレッリヤグスティンは、古代の利息設定の慣行はまさにケンテシマにあらわれているように「月」あるいは「年」であったとして新たな区切り方を提案していたのであるが、これに対してもデュムランは反論を用意している。

「[日割りという、流布本の切り方での] quod in singulos 節の判断なら、尋常でないことになるというのは反論にならない。なぜなら、ポルックス『航海用語8巻』が説いているように、一つには、ギリシア人が、ヘテロブルムの利息と呼ぶ片道だけのものであるときもあれば、アンポテロブルムの利息と呼ぶ、往復の航海両方についてのものであるときもあり、月または航海ごとで海上消費貸借の利息が問答契約されるのがより頻繁であったとしても(D. 45. 1. 122. 1)、少なくとも海上消費貸借においては、いかなる時でも日割り計算の問答契約はなされないということにはならないからである。全月を通じてとか全航海を通じてとかではなく、一定の期日〔何月何日〕までだけ、危険が債権者負担であるとの合意がなされた〔これは、日割りを想定できることにつながる〕(D. 22. 2. 3)。なぜならパピニアヌスは、この項で、危険は債権者負担であったとしても、問答契約の方式が通例のものであろうとなかろうと、海上消費貸借でも、ダブルを超えることはないことを、特に明示的に判断しようとしたのであるから。これらのことから、通説の伝統的な句読点の打ち方がよりよく、より適切であり、全面的に維持しなければならないと我々は結論する」<sup>47)</sup>。

## 5. おわりに

以上が、デュムラン『利息論』質疑4に見られるD. 22. 2. 4の解釈である。彼の基本的な主張は後の時代には受容されてはいない。彼は、海上消費貸借の利息について、古典期でも無制限に許されたのではなく、ケンテシマを若干超えることが許されたに

すぎないとしている。なるほど、仮に、法典としての『ローマ法大全』の体系的解釈ということから、『パウルス断案録』を無視することを承認するにせよ、債権者が危険を負担することと、無制限の利息を許容していたこととの関係を否定することに成功しているとは思われない。危険の負担と利息との結びつきを前の叙述で述べておきながら、後に否定していることも不明瞭であることや、D. 22. 2. 4 だけでなく、同じ章の冒頭法文 D. 22. 2. 1 が、海上消費貸借において債権者が危険を負担することを強調していることからしてもである。デュムランが、ケンテシマを年利 100% ではなく 12% であるとしても、流布本による節の区切り方を擁護している論拠には、古典期法学者をより尊敬するという立場でローマ法文を解釈し直すという人文主義法学に特徴的な作業が見て取れる。もっとも、法文の由来する文献類型を配慮するという発想は見られなかった。しかし、例えば、債権者が危険を負担しなくなってからであるとしても、利息の総額が元本と同額になるのは、上限の年利 12% であっても、また、アントニヌス帝の勅法 C. 4. 32. 10 以前の、またはユスティニアヌス帝の勅法 C. 4. 32. 29 以後の規制下であるとしても、8 年 4 ヶ月の航海を想定しなければならない。航海は終結していて、返済が滞っているだけだとしても、長期にわたって、債権者の奴隷が債務者に同伴していることも想定しにくい。そうだとすると、この問題を明言していないものの、節の変更以前にビュデが語順変更を提案したことは、この点では巧みなものであったと言える。この海上消費貸借利息の法文については、その後、オランダ典雅法学のノートが詳しい解説を行うことになるが、しかし、この問題に対する人文主義法学時代の様々なアプローチを見ても、ローマ法の解釈学の手法として後の時代に新たな整理や新たな方法が必要とされたことが理解できる。

## 注

\*本稿は、拙稿「人文主義法学のローマ法文解釈と市場原理」（加藤哲美編『市場の法文化（仮題）』国際書院・刊行準備中・所収）の海上消費貸借についての叙述の、いわば続編である。そこでは、デュムランについては脚注で触れた程度であるが、前提となる知識については重なる論述もある。本稿のテーマについて、人文主義法学者の取り組み一般については、ヨーロッパ研究センター月例研究会（2002 年 1 月 24 日）で、重要法文とデュムラン『利息論』については、ローマ法研究会（2002 年 3 月 2 日、京都大学）で報告させていただき、参加者から貴重なご教示・ご助言をいただいた。記して感謝したい。

1) 前注\* を見よ。

2) 利用した全集所収の正式な書名は、Carolus Molinaeus, Tractatus contractuum et usurarum, reditumque pecunia constitutorum, Opera, Tom. II, Parisiis, 1681, Bad Feilnbach, 1995, pp. 1-330 である。ほかにも、デュムランの死後に単行本として出版されている 2 つの『利息論』の刊本（1576 年ヴェネツィア版 1606 年ケルン版、ともに一橋大学社会科学古典資料センター所蔵）を利用した。後に指摘するように、全集所収版には、[ ] で追加部分が挿入されているが、これは 2



つの単行本には掲載されていない。

- 3) 利息論一般についての文献は、拙稿「人文主義法学」(前注\*)を参照。普通法学の文献で、D. 22. 2. 4 について、概観を得るのに筆者に役に立ったのは、Gerardus Noodt, *De foenore et usuris libri tres*, lib. 2. cap. 7, Opera, Tom. I, Lugduni Batavorum, 1760, C. F. Glück, *Ausführliche Erläuterung der Pandecten*, 21. Theil, Erlangen, 1820, S. 196-200 である。D. 22. 2. 4 については、Jacobus Cuiacius, *Commentaria in Lib. III. Responsorum Aemilii Papiniani. Ad L. IV. de Naut. foen.*, Opera, Tom. IV, Neapoli, 1758, col. 952-955, J. Cuiacius, *Recitationes solemnes ad Tit. II. Lib. XXII. De nautico foenore*, Opera, Tom. VII, Neapoli, 1758, col. 863-865 も見よ。
- 4) H. E. Troje, *Graeca leguntur*, Köln, Wien, 1971, S. 30-36.
- 5) 利用した流布本刊本は、1515年パリのRembolt版(Spangenberg, 112)および1518年リヨンのFradin版(Spangenberg, 118)(ともに南山大学図書館所蔵)である。
- 6) 法文については、その内容やデュムランの議論の理解のために、煩瑣ではあるが、[ ]で若干の解説を入れることがある。D. 22. 2. 4に限っては、語順や節の区切り方の変更が問題となるので、原文も付している。
- 7) 古典期法学者の中でも、とりわけパピニアヌスの高い資質を実証するものとして、ハンス・アックム(小川浩三訳)「パピニアヌス、意味不明の法律家か」北大法学44巻2号1頁以下を見よ。
- 8) 「この法文は、ケンテシマの利息は(1年で)元本と同じだと考えていたアックルシウスや他の者たちによって逆にされていた[まさに1年で倍になるから]。彼らの考えは、随分以前に、エルモラオの注意深い研究によって論駁されている。従って、余はこの箇所を、「ケンテシマのダブルまでで、(それを)超える(債務は生じない)」(*Ad finem non ultra duplum centesimae*)と読む。海上消費貸借金は、2つのケンテシマを(*duas centesimas*)超えて取得されえない、という意味で、2つのケンテシマの(利息)債務は、往復、つまり金銭を(海を越えて)持っていくことと、その金銭で買われた商品を逆に持って帰ってくることに對して、課すことができたのである。この章の第一法文にあるように。それ故、[ユリウス・]ボルックス第8巻は、2種類の海上消費貸借の利息、つまりヘテロブルム[片道の航海のもの]とアンボテロブルム[往復の航海のもの]を想定している。高利貸しが行きの危険だけを引き受けるのが、ヘテロブルムである。帰りの危険も引き受けるのが、アンボテロブルムである」。Troje, *Graeca*, supra note 4では叙述全体が紹介されていない。筆者が利用したのは初版のGulielmus Budaeus, *Annotationes in quattuor et viginti Pandectarum libros*, Parisiis, 1508, fol. 142r. -142v. および復刻版の全集G. Budaeus, *Opera* Tom. III, in quo *Annotationes in pandectas tam priores quam posteriores comprehenduntur*,... Basileae, 1557, Hants, 1966, pp. 275-276 である。他に1551年リヨン版では *Ad finem non, ultra...* とあり、句点の有無の違いがあるが、本稿では立ち入らない。ギリシア語文献の知識を駆使して西欧の古典学の進歩に多大な貢献をなしたとされるビュデの、ギリシア語を習得にあたっての面白いエピソードについて、リュシアン・フェーヴル『フランス・ルネサンスの文明』(二宮敬訳、ちくま学芸文庫)87-88頁の訳注を見よ。
- 9) ケヴィン・グリーン『ローマ経済の考古学』(池口守他訳、平凡社)58頁以下参照。オトマンについては、例えば、Franciscus Hotmanus, *Observationes et emendationes*, lib. 5. cap. 17, *Emendata l. quarta, §. primo*, D. de naut. foen. (D. 22. 2. 4. 1), Opera, Tom. I, Lugduni, 1599, col. 254-255 を参照した。
- 10) アグスティンの『修正と見解』は、1543年ヴェネツィア、1544年リヨンで出版されている。利

用したのは、Antonius Augustinus, *Emendationes et opiniones*, in: E. Otto (curat), *Thesaurus iuris romani continens rariora meliorum interpretum opuscula*, Tom. III, Basileae, 1744 である。アグスティンがトレッリからフィレンツェ写本の扱いについて注意を受けていることから、弟子と表現した。彼は、トレッリのことを師(dominus)と呼んでいるが、この表現の一般的な意味については、エルンスト・カントロヴィッチ「法学の影響下での王権」『祖国のために死ぬこと』（甚野尚志訳、みすず書房）67頁179頁原注9参照。

- 11) そのため、註釈付き『ローマ法大全』の復刻版（1627年リヨン版）では、新しい節の区切り方に従った法文に、流布本の切り方を前提とした註釈や事案解説(casus)が付されているので、注意を要する。この法文について、流布本から節の区切り方が変更されたことについて、後の主要な刊本では記載されていないように思われる。
- 12) 1529年のハロアンダー版は、さらに、末尾について、「労務についての…問答契約」(stipulationem operarum)を「利息についての…問答契約」(stipulationem usurarum)と変更している。
- 13) 103節の表記は全集所収のものにはないが、1576年1606年版では表記されている。
- 14) 援用箇所は、全集では、G. Budaeus, *De asse et partibus eius, liber primus*, Opera, supra not. 8, Tom. II. p. 42にあたる。この時代の作品は、それぞれの版により改説がなされていくため、厳密な調査が必要ではあるが、本稿ではそうした問題には深入りしていない。
- 15) 猶予期間について、デュムランは『テオドシウス法典』CT. 4. 19を援用して、4ヶ月としているが、ジャック・ゴドフロワ版では2ヶ月となっている。Codex Theodosius cum perpetuis commentariis Iacobi Gothofredi, Lipsiae, 1736, Hildesheim, New York, 1975, Tom. I, p. 441を見よ。
- 16) トリポニヌス法文D. 3. 5. 37 (38)とウルピヤヌス法文D. 26. 7. 7が挙げられている。
- 17) 彼が引用している箇所は、『アッティクス宛書簡集』6巻書簡1の部分である。『キケロ選集13』（川崎義和訳、岩波書店）326-327頁を見よ。
- 18) 『パウルス断案録』2巻14章、例えばFIRA, pars altera, Florentiae, 1940, p. 342やAntonius Schultingius (rec.), *Jurisprudentia vetus ante-Justiniana, editio nova*, Lipsiae, 1737, p. 288を見よ。
- 19) おそらくそのため、ウィウアヌスの事案解説(casus)は、中世法学の想定した最高利率ではなく、100の消費貸借金に対して年に20を利息として10年間支払い続けたケースを述べているのである。
- 20) これらの新勅法の他にも、C. 4. 32. 29, 30がこの是正を確認する。この2つの勅法は、ビザンツ法源からの復元であり、近世の刊本〔ゴドフロワ、ゲバウアー、クレーゲル版〕には掲載されていたが、今日の校訂版には収録されていないものである。Glück, *Pandecten, oben Anm. 3, 21*. Theil, S. 104-115も参照。
- 21) この「註釈の認めなかった…」という原則については、拙稿「人文主義法学時代の分割所有権論の一端（一）」南山法学20巻3・4合併号34頁注(17)でも簡単に触れた。そこでは筆者のミスによってnonが欠落している。この原則を適用するかどうかは、ここでは、利息規制について、ヨリ自由主義的な契約観をとるかどうかの問題に繋がる可能性をはらんでいた。
- 22) Glück, *Pandecten, oben Anm. 3, 12*. Theil, S. 199は、ハロアンダーがビュデをそそのかしたとしているが、ビュデの修正提案は、『注記』初版である1508年パリ版でも確認でき、1529年ハロアンダー版以前であるから、これは逆であろう。前注8および後注24を見よ。

- 23) Molinaeus, Tractatus de usuris, 103: 《... Sed de duplici centesima expressum videtur, prout Haloander legit, qui verbum (*centesimae*) a situ suo veteri et communi, qui est post verbum, *finem*, transponit post tria verba, et subiicit nomini illi numerali, et quotitativo duplum. Sic enim legit, *Quod in singulos dies in stipulatum deductum est, ad finem non ultra duplum centesimae debetur*. [Quam lectionem accepit Haloander a Budaeo nostro, qui primus in Annotation. ad Pandectas ita legendum censuit, putans sensum esse, usuram nauticam, seu traiectionem ascendere posse ad duas centesimas lucri: et sic in summa triplum conficere.]》
- 24) Digestorum seu pandectarum libri quinquaginta... Editi Norembergae per Gregorium Haloandrum,..Anno M. D. XXIX. p. 801.
- 25) Molinaeus, Tractatus de usuris, 103: 《Quae lectio ut nova est, noviter fabrefacta, et ab aliis et veteribus et novis exemplaribus dissentiens, ita minime sequendam puto, sed veterem et communem lectionem, quam litera Parisiensis, et omnes, praeter novam illam Noricam sequuntur, retinendam, tum propter eius fidem, tum propter aliarum legum consonantiam, cui nova lectio obstrepit. Nauticum enim foenus taxatum ad centesimam, quae etiam iure digestorum summa et gravissima erat usura, ut ostensum est *supra numero 40*. Et sic non est verisimile, iure digestorum toleratam et multo minus approbatam in hoc §. duplicem centesimam.》
- 26) 追加部分は、利用した全集では、[ ]で示されている。この追加部分は、前注2で指摘したように死後出版の2つの版にも掲載されていない。
- 27) Molinaeus, Tractatus de usuris, 103: 《[Non obstat *l. 1. De naut. foen.* Quia quicquid dicat Bud. in *d. l.* nihil interest, non sunt in *d. l.* duae centesimae, nec simul, nec seorsim, quasi pro duobus comitatibus, prima pro traiectione, secunda pro reditu; quia etiam in foenore Amphitropo non potest esse duplex centesima, sed una tantum: si enim pecunia, vel merces eius loco subrogatae sunt periculo creditoris pro traiectione tantum, eoque tantum currit heteroplum foenus centesimae: Quod si etiam in remeatu stet periculo creditoris, continuatur eadem centesima, simplex, et non dupla in suo cursu, et quae duplum numquam excedere poterit, et erravit Haloander inconsulte sequendo Budaeum.]》
- 28) Molinaeus, Tractatus de usuris, 104: 《... Sed ad rem. Plus dico, quod etiamsi lectio Haloandri in hoc esset vera, et non adulterina, nihil adhuc concluderet contra sententiam nostram: quia adhuc textus ille novus non loqueretur de dupla centesima, sed de duplo centesimae. Et sic deberet intelligi de duplo in quo inest simplum, quod in idem cum veteri et communi lectione recidit: et probatur, tum ne quid exorbitans a caeteris iuribus tacite inducatur: tum quia regulariter in iure duplo inest simplum, ut *supra numero 46*. Et sic ea verba duplum centesimae, sive transitive, sive intransitive intelligantur, non concludent esse duplam centesimam, sed unam duntaxat centesimam, quae in sui fine duplum cum sorte conficit, nec ultra progredi potest. Et sic tantum abest, ut ea nova lectio sententiae nostrae adversetur, ut eam magis confirmet, et extendat procedere indistincte, etiamsi in dies singulos, aut alia quavis solita vel insolita formula concipiatur usurarum stipulatio, ut mox dicam. Nihilominus placet communis litera.》
- 29) デュムランは1544年リヨン版7巻を利用したとされる。Troje, Graeca, oben Anm. 4, S. 32-33.

- 30) 『修正と見解』は1543年にヴェネツィアで出版されている。前注10を参照。
- 31) Molinaeus, Tractatus de usuris, 104: 《His scriptis, editionique paratis, prodierunt in lucem libri septem *Parergôn* Alciat. qui lib. 6. cap. 15. nobiscum sentit, communemque literam sequitur, et Accursii transpositionem reprehendit; quam tamen Accurs. numquam fecit, sed Budaeus, et post eum Haloander. Quare puto ibi mendum esse, et Alciatum non de Accursio, sed de Haloandro cogitasse et scripsisse. Novissime quoque editi sunt doctissimi libri emendat. Anton. Augustini, qui *lib. 1. cap. 9.* communem literam tuetur. Retenta igitur veteri vera et communi litera huius §. tota obscuritas oritur propter verbum, *ad finem.*》
- 32) Corpus iuris civilis romani,... cum notis integris Dionysii Gothofredi,... Tomus secundus. Coloniae Munatiana 1756, p. 478. Not. *actuário* ad C. 12. 37. 16. 1a.
- 33) Molinaeus, Tractatus de usuris, 106: 《Nunc videamus de quo fine seu termino loquatur hic §. *ibi ad fi. centesimae.* et clarum est quod non loquitur de summitate successiva et progressiva in cursu temporis, quia hoc satis clare importat verbum centesimae. Loquitur ergo de ipsa periodo et fine cursus, seu termino terminante, qui proprie finis est: quia tunc usura omnis desinit currere. Et sic sensus est clarissimus, quod hic tex. non loquatur de duplici, sed de una tantum centesima traiecitia: et quaerit, quis sit finis cursus huius centesimae, sive usuque ad quantam summam possit ascendere, donec finiatur, hoc est, desinat currere. Et respondet Papin. quod finis est duplum.》
- 34) 以下は、注2で述べたように、後の追加分である。Molinaeus, Tractatus de usuris, 106: 《[Potest etiam vox *finis*, hic accipi, non pro termino finiente, vel finito, ut regulariter capitur, sed pro quantitate, vel modo, ut *l. in insulam. §. 1. in fin. ibi ad finem superflui*, id est, usque ad quantitatem residui. *ff. soluto matri.* et in *l. alteri. de adim. leg.* *ibi, ad eum finem* id est, usuque ad eandem quantitatem, vel pro modo, seu rata; et sic hic est quaestio, de stipulatione centesimae, diurna, sive in dies singulos concepta, sed ad ratam centesimae.】
- 35) Molinaeus, Tractatus de usuris, 106: 《Et sic utro modo accipiatur vox, *finis*, idem omnino sensus est: Et mens huius §. est generaliter definire, nunquam deberi nec currere ultra duplum, etiam in foenore traiecitio, sive in menses, sive in dies singulos, sive aliter concipiatur stipulatio. Hic est verus *καὶ γνήσιος* intellectus huius §. verbis, mentique, et caeteris legibus et regulis conformis: contra vero communis intellectus de duplici centesima est contra mentem et verba huius §. et contra reliquas omnes leges et regulas.》
- 36) ドュアランは、『パウルス断案録』の有名な箇所を挙げて、債権者が危険を負担する海上消費貸借においては、無制限に利息が設定できたことを明言するが、流布本の切り方を念頭において、vulg. D. 22. 2. 4. 2を独立した一般的な海上消費貸借の利息の問題と考え、そこでの「ケンテシマまで」という制限は、それ以上も可能であったが、パピニアヌスに提示された事件では、ケンテシマまでが許されていたのであり、これが一般的な慣行であったと解釈している。Franciscus Duarenus, Commentarii in D. 22. 2, Opera, Lugduni, 1584, p. 1340-1341.
- 37) 彼の援用しているプルタルクス『英雄伝・カト』21-6には、「また金貸しの中でも最も非難される海上消費貸借を次のような方法で行った（*Ἐχρήσατο δὲ καὶ τῷ διαβεβλημένῳ μάλιστα τῶν δανεισμῶν ἐπὶ ναυτικῶν τῶν τρόπων τοῦτον.*）とあり、無制限であったからこそ、最も非難されたと読めなくもない。例えば、仏対訳 Plutarque, Vies V, (R. Flachelière, E. Chambry), Paris, 1969, p. 102. 『プルタルコス英雄伝（中）』（村川堅太郎訳 ちくま学芸文庫）286頁を見よ。

38) 前注9参照。

39) Molinaeus, Tractatus de usuris, 107: 《His ut (supra) elaboratis, editionique paratis, venerunt in manus meas elegantes et perutiles libri emendati doctissimi viri Anto. Augustin. Hispani: qui *lib. 1. c. 9.* dicit non esse vitium in communi litera *l. d. nihil interest*, prout iam diximus: sed solum in interpunctionibus, quas ita emendandas ex animadversione Laelii Taurelli censet, ut iste §. *quod in singulos*, non sit §. per se, ut vulgo omnes libri habent: sed ut cum *versic. pro operis*, a quo incipere debet, sit eadem oratio, et unica periodus, legendo ut sequitur, Pro operis servi traiectionis pecuniae gratia secuti, quod in singulos dies in stipulatum deductum est, ad finem centesimae, non ultra duplum debetur. Ita autem punctuandum et legendum ex eo censet, quod nunquam in singulos dies usurae promitterentur, sed in menses aut navigationem: nec aliam praeterea rationem adducit. Ego quidem libenter et iucundissime legi hanc animadversionem Do. Laelii Taurelli, cuius et praefati Anto. studium et industriam in repurgandis iuris nostri fontibus summe probo, maximisque laudibus et praemiis dignam duco. Si tamen unquam, maxime in his, iudicium exactissimum adhibendum est, nec ex uno aut altero verisimili decernendum, sed ipsa iuris *πλήρωσις* in consilium adhibenda et singula singulatim, et rursus ad invicem et simul *ἀναλυτικῶς* expendenda. Quanquam in hoc primo art. non opus est multis contendere, ultra lectio sincerior sit: quandoquidem utriusque idem omnino sensus sit.》

40) Molinaeus, Tractatus de usuris, 107: 《Patet, quia secundum vulgatam et communem lectionem sensus est in *versi. nec pignora.* continuato usuque ad §. *quod in singulos.* quod etiam praetextu operum servi creditoris, causa traiectionis pecuniae missi, simulque cum debitore navigantis, non potest deberi maior usura quam legitima. Sed si minor usura stipulata fuerit, tunc stipulatio operum praedicti servi potest valere usque ad id quod legitimae, totique usurae deerat duntaxat, non ultra, ut in §. *in stipulatione.* in eadem. *l. nihil interest. in fi.*》

41) Molinaeus, Tractatus de usuris, 107: 《ita nullo ingenio, nullo praetextu licet foeneratori qui de quaestu paciscitur, aliquid extrinsecus detrahare, seu aliquo sumptu vel onere extrinseco et adventitio gravare vel onerare debitorem pro usu pecuniae, ultra aestimationem interusurii legibus, taxatam, quocunque praetextu vel colore quaesito. Puta si creditor diffidens debitori mittat cum eo unum de servis suis, et velit aliquid stipulari pro operis servi sui, quibus interim carebit, non potest, si summam legitimam usuram stipulatus sit: quod in *d. §. nec pignora,* pulchre ampliatur, etiamsi creditor in eam rem pignora vel hypothecas acceperit. Dubium autem faciebat, quia iure veteri et digestorum licebat aliquid foeneratori, pignore accepto, vel per viam retentionis, quod alias non licebat, *l. per retentionem. l. pen. in fin. Cod. de usur.*》

42) Molinaeus, Tractatus de usuris, 107: 《Prima, ne qua occasione modus usurae excedatur, et debitores ultra modum legibus taxatum graventur: creditores autem servi (alioquin sorte inutilis) et alimenta et operas alioqui nullas interim lucentur. Secunda, quia quod creditor mittit hunc servum, non debitoris sed suiipsius tantum gratia facit, nec inde debitor in aliquo relevatur: igitur hoc sumptibus creditoris, non debitoris fieri debet. Quid ergo alimentis eiusdem servi? Text. non meminit, et merito, quia tacite videtur actum quod servus interim non stabit otiosus, sed serviet debitori: et sic cum alimenta servi sint vilia, non possunt

communiter tanti esse, quin compensentur cum tantulo servitio. Si vero servus erat prorsus inutilis, vel forte transvehere et alibi distrahere volebat creditor, tunc etiam vecturam et alimenta servi putaverim deducenda de usuris, et creditori adscribenda, quatenus hic sumptus simul cum usura legitimum modum excedit, aliuquin creditor qui minorem usuram stipulatur, potest aliquod aliud onus debitori imponere, usque ad id quod legitimae usurae deest, non ultra, tam respectu cursus quam respectu cumuli seu periodi, quia non potest duplum in quo inest simplum, in fine excedi, omni onere a creditore imposito deducto, quocunque modo, vel in dies singulos concipiatur usurarum stipulatio, ut nove evicimus.》

- 43) Molinaeus, Tractatus de usuris, 107: 《Hic est clarissimus et perfectus sensus *d. l. nihil interest. in versi. nec pignora*, ad finem usque, etiam secundum omnem literam, et veterem et solidam punctuationem, de qua clarum est, nihil omnino immutari ex nova punctuatione Anton. Augus. quia secundum eum, eadem oratione utrunque praedictorum aequè probatur: videlicet primum, secundum communem sententiam, quod nullo onere, nullo sumptu potest debitor per foeneratorem gravari ultra legitimam usuram. Secundum pro nova nostra et vera sententia contra communem, quod etiam iure digestorum in traiectionibus non poterit usura crescere ultra duplum, quacunque forma vel arte stipulatio conciperetur. Cum igitur ad sensum legis et decisionem casuum non referat utra punctuatio verior sit, non est contendendum, omnino veteri iam solitae, et iam multis seculis adusque receptae punctuationi standum.》 108.: 《Cum enim Pandectae Florentinae (quas religiosissime colendas censeo) nullis huiusmodi distinguantur intervallis, nec ulla alia iusta ratio aut utilitas exigat, sequitur non esse a recepta lectione, et punctuatione recedendum, quae tandiu aequa et apta visa est. et *est l. in rebus novis. de constit. prin.*》
- 44) Molinaeus, Tractatus de usuris, 108: 《Et ne quibusdam forte sola autoritate citra aliam rationem niti videar, fortius probare queam, quod etiam si adusque libri nostri punctis caruissent, punctuatio nostra melior et eligibilior esset, quam nova Taurelli, et Anton. Patet, primo, quia secundum novam in §. *pro operis*, responsum Papiniani esset obscurum et imperfectum, quantum ad principalem quaestionem, quae est, An ultra legitimam usuram liceat operas servi stipulari. Licet enim id satis neget quantum ad excessum dupli, si eousque perserveret usura, ut duplum attingat: tamen nihil decideret, nec clare negaret dictas operas licere stipulari infra duplum, id est, quandiu usura currens non est excessura duplum: ut quia citeriori tempore navis redit et desinit cursus usurae. Quid autem absurdius, quam Papinian. acutissimi omnium Iurisconsulti responsum ita puncturari, ut contra morem suum, et peculiarem ingenii et orationis dexteritatem, aliquid obscuri vel imperfecti subsideat:》
- 45) ノート『利息論』2巻7章の、「海上消費貸借金の〔返還の際に受け取る〕ために随伴された奴隷の労務に対し、日当で問答契約がなされたものは、ケンテシマまでで、それを超えない債務となる」。あるいは、「2倍」の文言を保存したいなら、余は、「ケンテシマまでで、かつ (nec) 倍額を超えない債務となる」と読むであろう」《*Pro operis servi traiectionis pecuniae gratia secuti quod in singulos dies in stipulatum deductum est, ab finem centesimae, non ultra debetur.* vel, si quis tueri malit verbum, *duplum, legerim, ad finem centesimae, nec ultra duplum debetur.*》はこの意味で理解できる。G Noodt, De foenore, supra not. 3, pp. 183-184.
- 46) Molinaeus, Tractatus de usuris, 108: 《Secundo, quia secundum hoc, versic. praecedens, ib.

*nec pignora*, superflueret: si enim ad praecedentia referatur, ubi de legitimo usurarum modo non excedendo agitur: rogo quid operabitur? Nec enim dubium est ipso iure non tenere pignora, si principalis obligatio non teneat. Nec elabi licet, dicendo, quod aliquale dubium esse poterat, quoniam in materia usuraria toleratur aliquid via pignoris et retentionis, quod alias non toleraretur, *l. per retentionem l. pen. Cod. de usur.* quodque hoc dubium ibi tollitur, quia illud per pignus vel per retentionem numquam fuit receptum, nisi infra legitimum modum: ut patet in *dd. ll.* supra vero legitimum modum diserte ait lex, penitus illicitum esse, nec ullum pignus valere. *l. solutum. §. si in sortem, in fin. de pignor. action.* Cum igitur principium *d. l. nihil interest*, tantum prohibeat foenus excedens legitimum modum, et sic improbum et penitus illicitum, superfluum esset extendere etiam datis pignoribus: quia *l.* (praesertim Papin. acutissimi) non debet esse de indubitabili. *l. quod Labeo de Carbon. edict.* et interminis, quando litera legis dupliciter puncturari potest: ita punctuanda est, ut operetur et decidat casum dubitabilem,... Sed si referas verba, nec pignora, ad sequentia, ut sit una periodus usque ad §. *quod in singulos*, tunc non erit ita de indubitabili, nec absque nova et singulari decisione per praedicta: nihilque obscurum, aut imperfectum erit in *d. versic. §. nec pignora*, nec etiam in §. *quod in singul.* immediate sequenti: sed omnia erunt apte distincta, clara et perspicua.》

- 47) Molinaeus, Tractatus de usuris, 108: 《Non obstat, quod decisio *d. §. quod in singul.* erit super insolito, tum quia etiam si frequentius stipularentur nauticas usuras in menses aut navigationem: quandoque in alteram tantum, quod foenus Graeci Heteroplum: quandoque in utramque navigationem sive in comteatum et remeatum, quod Amphoteroplum foenus vocabant, ut tradit Pollux *de vocab. naut. lib. 8.* et exemplum est in *l. qui Romae §. Calimachus. de verb. oblig.* Tamen non sequitur quin quandoque stipularentur in dies singulos, saltem in traiecitia. Quando (ut plurimum) fiebat pactum, quod periculum non spectaret ad creditorem per certos totos menses, vel per totam navigationem, sed usque ad certos dies duntaxat: ut *l. in nautica l. foenerator, de naut. foeno.* Tum quia Papinian. in eo. §. specialiter et expressim decidere voluit, non posse duplum excedi, nec in traiecitia quidem, licet periculum sit creditoris, et quacunque formula solita vel insolita concipiatur stipulatio. Ex quibus concludimus, communem et receptam punctuationem meliorem et aptiorem esse, et omnino retinendam.》

# スコットランド自治運動

## ——その背景と過程——

富田理恵

### 1. はじめに

スコットランド議会設立の提案は、ウェストミンスター議会でなくエディンバラで立案され、これを野党勢力が公約とし、1997年ブレア率いる労働党の勝利と住民投票の賛成によって実現の見通しが開け、1999年7月のスコットランド議会の成立に至った。もっとも、スコットランド自治を制度的に確立しようとする動きは、1885年のスコットランド担当官<sup>1)</sup> (The Secretary for Scotland) の設置と、加えて翌年のスコットランド自治協会 (Scottish Home Rule Association) の設立に淵源を持つ。したがって1999年のスコットランド議会の成立は、世紀をわたる息の長い運動の結実といえよう。

そのうち本稿は、1979年における自治成立の失敗から筆を起し、当事者のインタビューを添えて、自治成立の背景と過程を書いていきたい<sup>2)</sup>。EUの統合が進む今日、民主主義が地域に開かれた形で再生することが模索されている。そうしたなかで、ナショナリズムの運動でありながら「より民主的な説明責任とよりよき統治<sup>3)</sup>」という普遍的な理念を掲げたスコットランド<sup>4)</sup> の自治<sup>5)</sup> 運動は、21世紀のヨーロッパ政治の展望を開く一例と考えられるからである。

### 2. 1979年の挫折

脱植民地化、経済停滞、EEC加盟、石油危機、北海油田の操業開始といった新たな展開に、1970年代の連合王国（以下UKと表記）とスコットランドは対応を模索し苦闘を続けた。独立を掲げるSNP (Scottish National Party) の躍進も、その応答の一つであった。同党は、1974年の2月の総選挙で21.9%の得票率でスコットランドの71議席中7議席、同年10月の選挙で30.4%の得票率、11議席を得る<sup>6)</sup>。

独立志向に見えるスコットランド票をつなぎ止める必要から、ウィルソン労働党内閣は、1975年11月に『変わりゆく民主主義』(Our Changing Democracy) と題する



政府白書を刊行した。その内容は、巨大な権限を持つスコットランド相と、立法権とスコットランドの予算枠の裁量権を持つ142議席（1選挙区から2人選出）の自治議会（Assembly）とを提案するものであった。次いで、ウィルソンから交代したキャラハン労働党首班のもと、1976年12月にスコットランド・ウェールズ法案が上程された<sup>7)</sup>。しかし自治のための法案は極度に難航し修正を重ね、ウェールズと分離されたスコットランド法案は、ようやく1978年の2月に下院を通過した。難産の理由は、労働党内部が自治をめぐる大きく割れていた事実に戻る。もとより自治推進の意図の中には、SNPの進撃をくい止めるという後ろ向きの動機も存在した。一方、スコットランド経済の不振に対応するためには中央政府のリーダーシップが欠かせないとの見方や、権限委譲に対する特にロンドン周辺からの選出議員の反発もあり、さらに権限委譲がUKの解体を招くという危惧からの反対意見も根強かった<sup>8)</sup>。これら反対派による法案の修正は、自治の命運を大きく左右する。まず法案の発効のため、住民投票での賛成が必要とされたばかりでなく、さらに全有権者の40%以上の賛成というハードルが加わったのである。

翌79年の3月1日、悪天の中での投票結果は、投票率63.6%、全有権者に占める賛成票の割合は、32.85%、反対票30.78%という結果となった。賛成票が投票総数の過半数を越えたものの、全有権者数の40%には届かず、スコットランド法は無効となった<sup>9)</sup>。ストの相次いだ1978-79年の冬は「不満の冬」として悪名高い。ごみは放置され病院にスタッフは不在となり、一時は死体の埋葬も滞った。労働組合も与党議員も制御できない政府と労働党に、有権者のうち自治への関心の低い人々を動かす力はなかったのである。SNPも賛成の陣営にいたものの、自治実現のため党派を越えた賛成キャンペーンはなかった。一方、野党保守党は反対の主張で結束していた<sup>10)</sup>。けれども、賛成票の実数は反対票を上回っており通常の住民投票であれば成立したはずである。40%の罫にはまっけての不成立は、推進派にとって後味の悪い結末であった。この住民投票直後の3月に、SNPが内閣不信任案を上程し可決された。続く総選挙は全国レベルでサッチャー率いる保守党が圧勝し、SNPは11議席中9議席を失った。続く保守党政権下では、政策課題として自治が顧みられることはなかった。一方、80年代から再出発する自治推進派は、70年代の失敗から教訓を学んだ。ロンドンでなくエディンバラで自治運動が組織され、自治案が練られた。70年代には越えられなかった党派の壁も、80年代の運動は乗り越えることができた。

1978年のスコットランド法を1998年の同名の法と比較してみよう。78年法は、中央政府が保留する権限を明記した98年法と異なり、明記されたのは委譲される権限であった<sup>11)</sup>。この書式自体、限定的な自治権が付与されるにすぎない点を印象づける。さらに、98年法に議会の権能として含まれている、税率の変更権<sup>12)</sup>、経済開発、産業の育成を図る権能、大学、職業訓練、一部の交通・運輸の政策遂行、警察や刑事訴追の

システムに対する権限<sup>13)</sup>が、78年法に欠けていた点も指摘しておきたい。

### 3. 保守党政権下のスコットランド——政治、経済、文化——

1979年の後味の悪い敗北のために、自治実現の夢は無限の彼方に遠のいたようにみえた。それを引き寄せたのは、一エドワード1世以来彼女ほどスコットランドで嫌悪された人物は滅多ないといわれた<sup>14)</sup>一サッチャー首相その人であったかもしれない。自治運動を推進したスコットランド国制会議の執行委員会委員長ケニオン・ライトも、「サッチャーは目的をもって新たに築かれたスコットランドのコミュニティの、意図せざる産婆であった<sup>15)</sup>」と断言する。

サッチャー首相が逆説的な形で自治を引き寄せたとは、具体的にどのような意味なのか、ここで簡単に述べたい。スコットランドにおいて、1987年以来保守党への支持が凋落した。その結果、議席に表されたスコットランドとイングランドとの政治的意思は、大きく乖離することになる。すなわち、1979年から97年までのサッチャー、メイジャー政権期に、保守党は全国レベルで過半数を保持するにもかかわらず、スコットランドの72選挙区（完全小選挙区制）において、83年の総選挙で当選した保守党の議席は21、87年の総選挙で10、92年の総選挙で11、97年の総選挙ではついに0となった<sup>16)</sup>。したがって、スコットランド人から見れば、サッチャー、メイジャー政権を、自ら選んだ政権とは思えなかった。そのような“よそのイングランドの”政府ではなく、自らの議会と内閣を持つことが、90年代の政治の中で「スコットランドの人々の確定的な意志」（故スミス労働党前党首）<sup>17)</sup>へと固まっていったのである。

それではなぜ、保守党政権がかくも不人気であったのか。1979年の総選挙の時点でイングランドの有権者は大勢として、サッチャーによる福祉国家批判を受け入れたが、スコットランドの有権者はそうでなかったのである。多くのスコットランド人（90年代後半で労働人口の4人に1人）が公共部門で職を得ており、福祉国家の理念と、教育の階級格差を是正しようとした総合制中等教育は、スコットランドでは強い支持を得ていた。すなわち1945年以降、福祉国家の理念と恩恵にスコットランド人はユニオンの意義を見いだしてきたのである。サッチャー主義は、こうしたスコットランド人の考え方に対するあからさまな挑戦であった。また、サッチャー首相はスコットランドには独自の政治意識や経済状況があり、その実情にあわせた政策配慮を行う必要がある点を理解しなかった。むしろ、なぜスコットランド人が、自分のすばらしい政策を支持しないのか、不思議に思っていたのである。加えて、人頭税（正式にはコミュニティ・チャージ）問題がおこってきた。スコットランド人の憤激の的となったのは、支払い能力の有無に配慮しない均等負担の課税方式ばかりでない。結局サッチャー首相の命取りとなったこの危険な政策を、イングランドより一年前の1989年にスコット

ランドに導入し、スコットランドを実験台にしたと考えられた点である。反対の大合唱にもかかわらず、この課税は実施された<sup>18)</sup>。一方人事面でも、たとえば1987年にスコットランド庁 (the Scottish Office) の教育・保健相となったマイケル・フォサイスは、庁内の委員会や諮問機関のメンバーにサッチャー主義者を指名していったのである。このような80年代後半の状況から、サッチャー主義の当否以上の問題が明らかになってきた。すなわちウェストミンスター議会は絶対の主権を持ち、その多数を握ればどのような専制政治も可能である点である。スコットランドの行政を司るスコットランド庁も、ロンドン政府の下請けの官僚機構に過ぎず民意を反映するしくみも説明責任もない。この閉鎖的なスコットランド庁を民主的にチェックしようというのが、80年代後半から本格化する自治運動の、一義的な目的となった点を強調したい。79年まではコンセンサス重視の政治手法が守られてきたため、このような国制上の欠陥は見えなかったものの、サッチャー首相の強引さによって、スコットランド人は自らの意思や利害を守る政治のシステムが不在であることを痛感したのである。メイジャー首相は、1296年にエドワード1世によって略取されウェストミンスター寺院に置かれていたスコットランド王位の象徴スクーンの石を、700年目にスコットランドに返還するなど、スコットランドの感情に配慮する素振りを見せた。しかし、高まる自治要求には、UKの解体を招きスコットランド人に重税となると論じて、一切耳を貸さなかった<sup>19)</sup>。1997年の総選挙における保守党候補全員の落選は、この政権に対するスコットランド人の復讐であったといえよう。

次にスコットランドの労働党とSNPについて見ていきたい。スコットランドの労働党は第一次ブレア内閣に、優秀な人材を輩出した。スコットランド相ドナルド・デュワーは勿論のこと、他にゴードン・ブラウン蔵相、ロビン・クック外相、ジョージ・ロバートソン国防相などである。自身もスコットランド人であったジョン・スミス前党首は、生前次のように語っていた。「労働党はスコットランドの人々に大きな恩義を感じている。私たち [スコットランドの労働党] は転ばぬための重りであり、私たちは地盤を持っていた。労働党が困難に直面していた年月に、それは必要な地盤であった」と。80年代前半もスコットランドの労働党は、穏健な現実路線でまとまっており、サッチャー政権の批判票の受け皿となった。その結果、83年の総選挙で72議席中41、87年に50、92年に49、97年に56議席を確保し、後に閣僚として活躍する政策通を育てたのである。またキノック党首の下で従来の国有化路線と決別した結果、労働党による自治反対の根拠も消滅した点をつけ加えておきたい<sup>20)</sup>。

SNPも変化した。1988年の党大会で「ヨーロッパ内での独立」路線が圧倒的多数で採択された。独立したスコットランドのECへの加盟方針は、小国に必要なとされる安定的な政治的、経済的な枠組みを与えるものとして、提示されたのである。この路線転換によってSNPは、分離主義者とのレッテル貼りに有効に反駁し、近代的かつ国際

的、進歩的なイメージを得た。また人頭税反対など中道左派路線に針路を取り、90年には党首として若く实际的なアレックス・サモンド（Alex Salmond）を立てた。彼は1992年1月スコットランドの将来について、スコットランドの4つの政党のリーダーと討論し、優れた説得力を発揮する。95年には、独立に次ぐ二番目の選択肢として自治を念頭に置き、そのために他政党とも協同する可能性を語った。こうしてSNPは党のイメージの刷新に成功した<sup>21)</sup>。その結果、小党に不利な単純小選挙区制のなかで、83年の総選挙で2、87年で3、92年で3、97年に6議席を得ている<sup>22)</sup>。

次に経済に着目したい。まず20世紀末現在のスコットランドの姿を統計から把握していこう。総人口は1997年現在512万人でUK全体に占めるスコットランドの人口は11%である。96年における一人あたりのGDPは、スコットランドが10,822ポンド、スコットランドを除くUKが12,212ポンドであって、スコットランドの額は13%低い<sup>23)</sup>。スコットランドの豊かさをUK内の他地域と比較してみると、北アイルランド、ウェールズ、イングランド北部より富裕で、イングランド中部と同等、イングランド南部ほど豊かではない。失業率については、1995年にはグレート・ブリテンとスコットランドが同率の8.3%<sup>24)</sup>である。ところで富の再配分という機能を持つ国家予算は、豊かでない地域に優先的に配分される。スコットランド人一人あたりに配分される予算額も、全国の一人当たりの額より97年において19%大きい<sup>25)</sup>。この事実は大きな政治的意味を持った。スコットランドの相対的な貧しさと、自治や独立を推進する勢力が社会民主主義的性格を持つことから、保守党は、この進路は必然的にスコットランド人に高い税金を課すと論じ、これを「タータン・タックス」と名づけて宣伝した。したがって、政治的な自治を掲げても財政的に中央政府に依存している事実は、自治推進派に重くのしかかった。自治と財源、自治と経済的繁栄への関心や不安は、自治をめぐる論議の通奏低音となったのである。

さて、80年代から90年代にかけてスコットランドの産業は、大規模な構造転換を経験する。しかもそれには大きな犠牲が伴った。そのプロセスを追ってみよう。サッチャー政権は、就任直後からポンド高、高金利政策に出た。これがスコットランドの製造業を直撃したのである。79年から81年の間に製造業は11%の減産となり、その労働者の5分の1が失職する。76年から87年までの間に製造業の生産能力は全国的に落ち込んだが、スコットランドのマイナス30.8%は最悪であった。中でも深刻な打撃を受けたのは、伝統産業の繊維、石炭、造船、鉄鋼である。事実この分野の工場閉鎖が相次いだ。鉄鋼業の中心として象徴的な意味を持っていたブリティッシュ・スチール・コーポレーションのラヴェンスクレイグ（Ravenscraig）工場ですら、同会社の民営化にともない、93年に閉鎖された。製造業の不振は、短期的にはサッチャー政権の経済政策が原因であり政権の不人気の一因となったが、長期的に見れば、すでに伝統産業は弱体化していたといえる<sup>26)</sup>。さらに85-86年には企業買収のブームがお

こり、スコットランドの製造業の全資本47億ポンドのうち、24億ポンドがロンドンに移っている<sup>27)</sup>。

スコットランドには北海油田がある。70年代のナショナリズムに火をつけた石油生産は、80年代のスコットランド経済の苦境を救ったであろうか。確かに採掘用の設備の建設はスコットランド各地で行われ、また石油生産によって雇用は確保された。したがってグランピアンと呼ばれるスコットランド北東部は、UKでもっとも豊かな地域の一つとなる。けれども採掘権は、実績のある多国籍企業が占め、スコットランドの企業が採掘の技術を発展させるチャンスは来なかった。さらに原油価格の低迷のため、90年代前半は生産が落ち込んだ<sup>28)</sup>。石油生産が経済再生の切り札になりうるかとの問いに対しては、不況の更なる深刻化を防いだものの、スコットランドに技術導入のない石油生産は安定的で将来性のある産業となりえないという答が、ここ20年の間に見えてきたのである。

スコットランドにシリコン・グレンと呼ばれる地域がある。UK政府の熱心な誘致と英語圏の有利さから、米国、日本(沖電気、NEC)、アジアの新興工業国の資本が、ヨーロッパ市場をにらんで投資した結果、エアシャからダンディーまでの一帯に、電子工業が興隆した。具体的な数字を挙げてみると、ヨーロッパで生産されるパソコンの35%、世界の現金自動支払機の25%、半導体の12%がスコットランドで生産されている。この繁栄が伝統主要産業の落ち込みからスコットランドの製造業を救った。しかし進出企業には、スコットランドの安い労働力が魅力の一つである<sup>29)</sup>。したがって、もしさらに安い労働力が見つければ、あるいはポンドがユーロに対し高すぎれば、多国籍企業はスコットランドの工場を閉鎖してしまう可能性がある。

90年代のスコットランドは、産業の構造転換の嵐をくぐり抜けて小春日和を見た。1993年から94年にかけて、失業率はイングランドをわずかながら下回り、一人当たりの可処分所得は、スコットランドで9,100ポンド、イングランドで9,140ポンドとなった。しかしこの構造転換の中で、特に電子工業を中心に女性のパート労働の比重が高まったのも事実である。転換の嵐の中で、失業した者には失業手当が給付されグラスゴーなどの不況地域には地域振興が図られた。保守党政府はその表看板にもかかわらず、セーフティネットとしての国家の役割を機能させたのである<sup>30)</sup>。

90年代のスコットランドをめぐる状況の好転は、流入、流出人口の動向にも示されている。1980年代人口はほぼ毎年1万人以上流出していった。その頂点は1987-88年で、流出人口が24,900人上回った。しかし1989年で潮目が変わる。これ以後流入人口が上回るようになり、1993-94年では9,800人のプラスとなった。職やよりよい生活水準を求めて故国を去る人の流れが変わったのである<sup>31)</sup>。80年代には工場閉鎖が相次ぎスコットランドに未来はないように思われた。しかし90年代には、新しい産業の将来に不安定要因も大きいものの、スコットランドの魅力や住みやすさが再発見され、

人々を惹きつけ始めたとはいえないだろうか。

1980年から、スコットランドの文化が新たな展開を見せた。それは、1970年代の自治運動の高まりとその敗北を契機に、スコットランド人とは何か、どこから来てどこへ行くのか、との問いに答を求める動きであるといえよう<sup>32)</sup>。特にスコットランド史の分野では、その業績は質量ともに飛躍的に高まった。アッシュ（M. Ash）が『スコットランド史の奇妙な死』（*The Strange Death of Scottish History*, Edinburgh）を1980年に出版したその翌年に、J・ワーモルドが編集する8巻の『新スコットランド史』（*The New History of Scotland*, London）の出版が始まった。84年で完結するこのシリーズは、1970年代までの研究成果を総合し、スコットランド史研究の新たな土台となったのである。これに継いで、1760年以降を扱った三巻本の『スコットランドの人々と社会』（*People and Society in Scotland*, Edinburgh, 1988-92）は、スコットランド社会史研究の金字塔となった。さらにジョン・ドナルド社、タックウェル・プレス社など、スコットランド史の学術出版を手がけるスコットランドの出版社が輩出した。

ここに紹介したスコットランド史研究の興隆は、80年代に花開いたスコットランドの文化の一局面に過ぎない。俊才たちの活躍が小説、詩、演劇、絵画の分野で見られた。たとえばアーヴィン・ウェルシュ（Irvine Welsh）の『トレイン・スポッティング』（*Trainspotting*, London, 1994）は、エディンバラの若者文化を描いた作品である。映画化されてさらに話題を呼んだ<sup>33)</sup>。政治、経済、文化はそれぞれに人々の意識に影響を及ぼしながら歴史を作っていく。以上に述べてきた保守党政権下のスコットランドの中で、新たな自治運動が育まれてきたのである。

#### 4. スコットランド国制会議（SCC）の成立——1980-89年——

1980-90年代の自治運動は、スコットランド国制会議（The Scottish Constitutional Convention 以下 SCC と略）が担った。本節は、その SCC の成立を扱う。

1980年3月に自治の火を消さぬため、労働党の草の根活動家ジム・ボヤック（Jim Boyack）を議長（Convener）にスコットランド自治議会運動（The Campaign for a Scottish Assembly 以下 CSA と略）が発足した<sup>34)</sup>。この市民運動が、19年後に実を結ぶ国制の変革へのささやかな第一歩となった。CSA は、79年時に自治の賛成派が政党の枠組みを越えて運動することのなかった教訓を踏まえて「スコットランドの自治に賛成する幅広い党派を結集し」ようと考えた<sup>35)</sup>。スコットランドで保守党が議席を半減させたにもかかわらず、全国的には圧勝した1987年の総選挙ののち、CSA は、自治運動の方法について19人（2人の辞退者により実質17人）の委員を指名して検討を委ねた。委員長は、都市計画家で公務に携わった経験を持つサー・ロバート・グリー

ヴ（Sir Robert Grieve）教授で、委員は政界を除くスコットランドの各界（教会、労働界、実業界、学界）で活躍する著名人が選ばれた。セクレタリとして報告をまとめたのは、スコットランド庁の職員を退職したジム・ロス（Jim Ross）である。彼は79年法作成の実務を担当した経歴を生かして貢献する。この委員会の結論は1988年7月に『スコットランドの権利の要求』（*A Claim of Right for Scotland*）として発表された<sup>36</sup>。同文書は、選挙で選ばれた現職の政治家、政党のうち自治に賛同する勢力を傘下に収め具体的な自治提案を行う団体としてのスコットランド国制会議のあり方を提案した。

CSA は、『スコットランドの権利の要求』を受けて、各政党に国制会議への参加を呼びかけた。保守党にはべもなかった。自由民主党（the Liberal Democrats）<sup>37</sup> は参加を表明した。同党は自由党時代以来、自治を一世紀以上標榜してきたからである。そこでスコットランド最大の政党、労働党の去就が注目される。影のスコットランド相でスコットランドの労働党のリーダーも務めるドナルド・デュワーは、1988年の初秋に国制会議への参加を決断し、10月のスターリング大学での講演会<sup>38</sup> で決意を公にした。その翌11月の補欠選挙で労働党の地盤グラスゴウのゴヴァン（Govan）で労働党の候補がSNPのジム・シラズ（Jim Sillars）に屈辱的な敗北を喫する。この結果は、スコットランド人の不満の受け皿として労働党があてにされなくなる危険を警告したと受け取られた。国制会議への参加はすでに決定されていたものの、この敗北は、決定の重要性と緊急性とを労働党議員に認識させることとなった。一方SNPは、CSAの主催する89年1月の準備会合に出席したものの、国制会議への参加を見送る。SNPにとって、自治を標榜する団体に加入しておきながら総選挙で独立を訴えるのは、困難であった。また、スコットランドにおいて真に競合するのは、労働党とSNPである点に双方が気づいていた。数に優る労働党とともにテーブルにつく場合SNPは、自党の不利な立場を予想し、ゴヴァンでの結果を受けて独自路線に舵をきいたのである<sup>39</sup>。

1989年3月30日にエディンバラのアセンブリ・ホールにおいて、スコットランド国制会議の設立総会が開かれた。SCCの共同議長（joint chair）として、76年に自由党党首となり89年当時自由民主党の国会議員であったサー・デイヴィッド・スティール（Sir David Steel）と、74-79年にスコットランド庁の権限委譲相を務め89年当時も労働党国会議員であったハリー・ユーイング（Harry Ewing）に決定した<sup>40</sup>。国会議員の両者のもとで自治草案作成の実務を担当することになったのは、SCCの実行委員会委員長（Chair of Executive Committee）ケニオン・ライト（Canon Kenyon Wright）である。彼はメソヂストの牧師で、ミショナリとしてインドに行き、国教会の聖職者としてとコヴェントリで牧会したのち、81年よりスコットランドの教派を越えた協力を進める団体のジェネラル・セクレタリとなっていた。グリーヴ教授の委員会のメ

ンバーに指名されてから、彼は非政党人として自治運動に大きく関わっていくこととなる<sup>41)</sup>。

さて設立総会では、『スコットランドの権利の要求』と題する短い宣言文に、SCCに参加を表明した政治家個人やスコットランドの諸団体が列をなして署名した。労働党、自由民主党を主体とするスコットランド選出の国会議員と欧州議会議員、その他諸政党として緑の党、共産党、諸団体としてスコットランド労働組合会議(STUC)、ほとんどの地方自治体、スコットランドの主要な諸教会、自営および中小企業全国連盟(The National Federation of Self-Employed & Small Business)のスコットランド部門、スコットランド女性会議(The Scottish Convention of Women)、少数民族の組織の代表、ゲール語地域の団体が参加した。オブザーバとしての参加は、スコットランド開発・産業協議会、大学学長委員会、地方の商工会議所、そしてCSAなどである<sup>42)</sup>。設立総会で実行委員長のライトは次のように述べ喝采を浴びた。「私たちがあまりによく知っている、[サッチャー首相の]一声が[この自治運動に対して]『私たちはNOという。私たちは国家(the state)である』と返すならば、どうしたら良いだろうか。ならばこう答えよう、『私たちはYESという。私たちは THE PEOPLEだ』と」<sup>43)</sup>。事実この時から97年まで、NOという保守党政府に対し、SCCはYESと言い続けたのである。

さて次に、『スコットランドの権利の要求』と題する長短二種類の文書(1988年、89年)の内容を概観しよう。まず文書の名称に着目する。スコットランド史上に「権利の要求」と命名された文書は二つあり、最初の文書は当時から約300年前の1689年に、スコットランド議会で採択されている。同議会は、イングランドの名誉革命の直後に「権利の宣言」以上に急進的な、「ジェイムズは王位を没収された」とする革命文書「権利の要求」を発したのである<sup>44)</sup>。1842年にも同名の文書が作成され、スコットランド教会の教会総会が、高等民事裁判所による教会の独立の侵害を抗議した内容となっている<sup>45)</sup>。このような歴史的事実を踏まえて、1988年の文書の作成者は自らの宣言文書を「権利の要求」と命名し、当時のスコットランドが1689年と1842年に匹敵する重大な国制上の危機にあるという認識を訴えようとしたのである。

まずA5版で45頁にわたる『スコットランドの権利の要求』をみていこう。これは1988年7月にグリーヴ教授の委員会が作成した文書である。プロローグ、第一部・スコットランドの統治が変革されねばならぬ必要、第二部・スコットランド統治への道、第三部・機能する国制会議、エピローグという構成となっている。まず、1707年のユニオン条約が保障したスコットランドの独自性が侵害されてきた事実と、ウェストミンスター議会在が完全な主権を持つというイングランドの国制の欠陥を指摘し、それゆえ自治議会が必要である、と論じる。第二部では、アメリカ独立戦争時やフランス革命期、戦後の西ドイツや北アイルランドで機能したConstitutional Conventionを参考



に、国制的な変化をもたらすための運動体としての国制会議の構成について提案する。選挙で選ばれた政治家からなるという案と、スコットランド社会に影響力を持つあらゆる団体が参加する案が提示される。とはいえ国制会議が現実の政党を巻き込み政治力を持つ必要を強調する。第三部では、国制会議による自治議会の計画案作成、世論の動員、政府との交渉、国制会議のスタッフや費用についての提案が示されている<sup>46)</sup>。同文書は、大胆な国制批判によって反体制的な雰囲気濃厚に持ちながらも、緻密な論理展開により目標達成のための現実的な道筋を描いたといえる。当時自治運動は院外活動として進めざるをえない状況にあった。その一方で、国制会議の結論がなんの正統性もない紙切れでは意味がない。作成者が苦労したのは、おそらくこの矛盾であったと考えられる。実際の SCC には、スコットランドの諸団体が広く加入したものの、スコットランドの労働党と自由民主党の貢献こそ成功を保障したといえる。ところで、同文書中では国制会議の意思決定として票決も想定されていたが、実際には票決は行われずすべてコンセンサスの形成によって意思決定された。

一方、89年3月の SCC 設立総会で署名された『スコットランドの権利の要求』と題する短い宣言文については、ここに全訳を示したい。

「スコットランド国制会議として集まった私たちは、スコットランドの人々の必要に最も適合した統治のあり方を決定することのできる、スコットランドの人々の主権者としての権利 (the sovereign right) をここに認め、あらゆる私たちの行動と議論において、彼らの利益が至上のものとなることをここに宣言し誓約する。さらに私たちの行動と議論が以下の目的のために注がれることを宣言し誓約する。それは、スコットランドの議会 (an Assembly or Parliament) のための計画案に同意すること、スコットランドの世論を動かし、計画案へのスコットランドの人々の賛成を確かなものとする、そして計画案の実施を確実にするためスコットランドの人々の権利を主張することである」<sup>47)</sup>。

以上は、SCC の意図と目的を簡潔に表現した内容といえよう。ただし、文中の“主権者としての権利”とは独立も示唆する微妙な言い回しである。その可能性も匂わせながら目的を議会の設立とする宣言文を、独立派も引き込もうとする優れた政治的配慮とるか、狡猾にも二兎を追おうとしていると見るかは、評価の分かれるところであろう。

以上、CSA の発足から SCC の成立までをみてきた。最初は小さな市民運動に過ぎなかった CSA が、まず政界外の指導的な立場の人々を引き入れて国制会議を構想させ、その会議に今度は政治家を参加させて、議会の設立への具体的な道筋をつけようとした。みごとな手腕といえる。しかし別の見方をすれば、CSA の小さなパン種が短期間に大きくふくらんだ事実こそ、80年代後半のスコットランドの疎外状況の深刻さを示しているといえよう。ただしスコットランドのエリート層は、こうした危機感を

バネに具体的な行動を起こした。そこに彼らの政治意識の鋭さをみることができる。

## 5. 自治議会成立へ——1990-1999年——

SCCは、発足後すぐに自治の計画案の作成にとりかかった。最初の難関は自治議会の選挙制度であった。自由民主党は小党に不利な現行の完全小選挙区制に換えて、比例制の導入をSCCからの脱会をかけて主張した。一方スコットランドにおいて42.4%の得票で69%の議席を得ていた（1987年総選挙）労働党は、比例制に乗り気でなかった。しかし労働党は譲歩する。労働党の支持基盤であるスコットランド中心部(the Central belt)の外に住む人々の支持と関心を、新しい自治議会につなぎ止めておく必要を感じたからである。もとより自由民主党がSCCから出ていけば、SCCは実質的に労働党の単独支配となり、かえって自治運動の支持基盤を弱体化させる点を懸念したのである。

これで最初の難関は越えた。SCCは設立以来20か月の討議の後、1990年11月30日、スコットランドの守護聖人聖アンデレの祝日に、A4版で20頁の『スコットランドの議会に向けて』*Towards Scotland's Parliament* [本稿ではT. S. P. と略] をグラスゴウのロイヤル・コンサートホールで発表した。この文書については、やや抽象的な内容で財源についての提案が複雑すぎるなどの問題が、後に認識された。しかし野党勢力や自治に賛同する諸団体が、合意文書の作成という生産的な一步を標すことによって、自治をめぐるスコットランドの世論の焦点を作ることに成功したのである。SCCは11月30日の総会において、自治の実現を一般の人々に呼びかけていくよう決議した。さらにSCCの92年2月の総会では、そのワーキンググループが提案した選挙制度や男女比、自治議会の運営方法を了承した。1992年の総選挙直前の世論調査では野党の優勢が予測されており、政権交代によって自治の実現される日が近いとの期待も高まった。

しかし4月の総選挙結果は予測を裏切った。全国的には、90年11月サッチャーに代わって保守党を率いたメイジャー首相は善戦し、政権交代の期待は水泡に帰す。膨らんだ期待が失望に終わった衝撃ばかりでなく、スコットランドでの多数党とウェストミンスターでの政権与党が異なり、スコットランド人がいくら野党に投票しても何も変わらないという絶望感がスコットランドを襲ったのである。SCCの方法の有効性にも疑問符が打たれて、総選挙後の一年の間、SCCの運動は凝集力を欠く。代わって前面に立ったのは、より大衆的な形の自治運動である。「連帯するスコットランド」(Scotland United)は、選挙の数日後にグラスゴウのジョージ・スクエアで集会を持ち、独立か自治か現状維持かの住民投票を呼びかけた。さらにEU首脳会議が開かれていた92年12月のエディンバラで三万人が“スコットランドの民主主義”のためのデモに参加

した。これらの運動は、不満を代弁し自治への希望を喚起する象徴的な役割を演じた。けれども自治の実現に、現実政治の熟練は欠かせない。総選挙を機に労働党、自由民主党に人事の刷新があり、新しいメンバーが自治の計画案を再び練り直すことになった。自身も熱心な自治論者であったジョン・スミス労働党新党首のもと、93年秋には影のスコットランド相にジョージ・ロバートソン（2000年現在 NATO 事務総長）が着任し、92年総選挙時の自治案をより精密にする必要を説く。スコットランドの自由民主党のリーダーには、ジム・ウォリスが就任した。

SCCも態勢を立て直した。93年4月 SCCの実行委員会は、スコットランド議会の選挙と代表（選挙制度と男女同数規定）のあり方、自治議会の国制上の含み、ウェストミンスターでのスコットランド代表についての勧告や提案を得るために、SCC外の委員からなる国制委員会（the Constitutional Committee）の設立を決定した。国制委員会は94年10月に報告書を提出し、選挙制度については具体的な議席数まで提案をしたものの、男女比の問題にはSCC参加の政党に努力義務を課すという提案に留まった<sup>48)</sup>。確かにこれらは、SCCに参加した政治家がその責任で決断せねばならぬ事柄といえよう<sup>49)</sup>。

新議会への比例制度の導入と男女同数議席の提案は、ブリテン<sup>50)</sup>の政治史上画期的な試みであり、それゆえ自治案作成過程における最大の論点となった。94年から95年にSCCの内外で論議して下した結論が直接98年の制定法の内容となった関係上、その経緯についてここで言及しておきたい。

90年の *T. S. P.* は、新選挙制度の必要条件として、得票に比例して議席数が決定されること、男女同数が選出されるよう積極的な行動をとり、またマイノリティが公平に代表されるよう促すこと、議員と選挙区との絆を保つこと、わかりやすいこと、過疎地域も適切に代表されること、選挙民の手に最大の決定権を与えること<sup>51)</sup>を述べたに留まった。92年の総選挙前にSCCは、得票数と議席とを忠実に比例させること、ブロック<sup>52)</sup>の得票によってこれを実現すること、男女同数に法的義務を課すことを了承していた<sup>53)</sup>。しかし、上記の合意を前提として国制委員会に審議を委ねる際（93年10-11月）に、自由民主党から最後の法的義務について強い反対があり、これを前提としないことになる<sup>54)</sup>。さて国制委員会の報告は、日本でいう小選挙区比例代表併用制を採用する内容であった。有権者は二票持ち一方に小選挙区の立候補者の名を書き、他方に党名を書く。国会議員を選ぶスコットランドの選挙区72はそのまま新議会の小選挙区となり、一位の得票者が当選する。他方比例ブロックは、スコットランドに8つ設定されている欧州議会選挙区の区割りを用いる。ブロック内の小選挙区での当選者と比例ブロックからの当選者が、ブロック内の党名票の分布に比例する形とするのである。報告書は比例ブロックの定員を5人と定め、したがって議員定数を112と設定した。また男女比の問題に対しては、女性の進出を妨げている社会的、経済的、文化

的障害を取り除き、女性の比率が40%以上とするよう政党に努力義務を課すことを勧告した<sup>55)</sup>。提案された選挙制度は民意の分布を忠実に議席に移すことを意図した制度であり、民意集約的な日本の並立制と対照をなす。また論議の多い区割りのプロセスを省略し現行の区割りを利用する点で、実際的な案といえよう。

この勧告のうち、議席数についてはSCCのメンバーから異論が続出した。まさに政治的利害の関わる問題だからである。労働党は国制委員会の112を受け入れたものの、自由民主党は145を主張した。両者の相違点は比例ブロックの総定数で、この割合が高いほど正確な比例となり小党に有利となる。労働組合会議は、男女同数を制度的に実現する別案を作成し215を主張した。一年近く三すくみの状況が続く。この行き詰りを解いたのが、労働党と自由民主党のリーダー、ロバートスンとウォリスによる95年9月の会談である。この会談で総定数は129に決着した。小選挙区72のうち、過疎地域への配慮からオークニ・シェトランド選挙区をそれぞれ独立させ小選挙区総定数を73とし、また1ブロック内の定員を7名とした結果である(73+7×8)。特に労働組合は強く反発したが、上記の案がSCCの案に確定した。男女同数議席の問題については、政党が同意文書を交わすことで下からの合意形成が醸成されていた。95年11月23日労働党のローナ・ブランキン(Rhona Brankin)、ジョージ・ロバートスン、自由民主党のマリリン・A・マクラレン(Marilyne A. MacLaren)、ジム・ウォリスの間で「選挙合意」(Electoral Agreement)が署名された。男女同数議席の原則に同意し、当選可能性も考慮しながら小選挙区と比例ブロックにおける男女同数の候補者設定にコミットする内容である<sup>56)</sup>。

1999年5月に実施された新議会選挙は、連立政権を誕生させた。しかし、厳格な比例制の導入はあらかじめ連立政権の成立を念頭に置いていたのである。すなわちSCCは、連立政治によってコンセンサス重視の政治手法をスコットランドとブリテンに定着させることをねらっていた。また、男女同数の原則については、目標実現のために選挙民の意志を積極的に修正すべきか否かが論議され、結局選挙民の意志を優先する結論となった。ふたを開いてみると、新議会の129議席のうち女性は49人となり、97年総選挙の659議席中120名を比率において上回る。努力義務の効果はあったといえよう。労働党の当選者は男女まったく同数の28名、SNPも19人の男性と16人の女性選ばれた<sup>57)</sup>。

「選挙合意」の一週間後の95年11月30日、聖アンデレの祝日にSCCの総会がアセンブリ・ホールで開かれ、『スコットランドの議会、スコットランドの権利』(Scotland's Parliament. Scotland's Right.) [本稿ではS. P. S. R. と略]と題するA4版で35頁の自治案が公式に採択された。上述した選挙制度以外の提案も具体化し詳細となった。また労働党の政権復帰が射程に入ってくる中で、自治案は現実的となった。

ところで、SCCは政権交代によって即、SCCの自治案を原案とした立法化が、ウェ

ストミンスタ議会で始まると考えていた。しかし、突然高いハードルが設定された。96年6月労働党は、自治成立のために、立法化の前に住民投票が必要と言いだめたのである。突然の政策変更には、94年5月心臓発作でなくなったスミス党首の後継者、トニー・ブレア党首と影のスコットランド相ロバートスンが当事者として関わっていたらしい。提案された住民投票は、最初にスコットランド議会で賛成か否か、二番目にその議会在税率変更権を持つことに同意するか否か、を問う内容であった。SCCにとって寝耳に水の出来事であったことや、住民投票は79年の悪夢を思い出させたこと、自治の財源をめぐる二番目の問いにより自治案を葬る意図であると解釈されたことによって、労働党の突然の政策変更は、SCCの他の主要な構成メンバーの自由民主党、労働組合、そして何よりも労働党内部から猛反発を浴びた。ブレアとロバートスンは、住民投票はウェストミンスタの立法化を迅速に進め、スコットランド法の基盤を揺るぎないものにするためであり、スコットランド自治への自らのコミットは決して変わらないと強調し、ようやく9月上旬に反発の嵐もおさめ、住民投票を公約とした<sup>58)</sup>。後の展開は、たしかにブレアとロバートスンのシナリオ通りに運んだのである。

1997年5月ブレア率いる労働党が政権に復帰し、SCCの案を基礎に政権交代後一年以内に立法化する<sup>59)</sup>、という労働党の公約の実現が待たれた。新内閣のスコットランド相には、88年影のスコットランド相としてSCC参加を決断したドナルド・デュワーが就任した。早くも5月15日に新政権は、住民投票法案(スコットランドとウェールズ)を上程する。さらに住民投票前にスコットランド自治についての政府白書を刊行すると決定し、編集作業に入った。スコットランド庁が率先した作業は迅速に進み、『スコットランドの議会』(*Scotland's Parliament*)<sup>60)</sup> [本稿では*S. P.*と略]と題するA4版で41頁の政府白書は、7月24日に刊行された。新議会の立法権、選挙制度や財政などSCC案(*S. P. S. R.*)の骨格は尊重された。ただし、白書は中央政府の立場が貫かれており、エディンバラから自治を求めた*S. P. S. R.*とのニュアンスの違いは明白である。7月31日に住民投票法が成立し、投票日は9月11日に設定された。住民投票には公約通り二つの問いがなされる。第一問は「スコットランド議会の設置に賛成するか」、第二問は「スコットランド議会が、所得税の3%の範囲内で税率変更権を持つことに賛成するか」である。自治に反対する保守党の「タータン・タックス」宣伝からも明らかなように、財源問題は重要な論点であった。多くの先進国の地方政府が課税権を持っており、自治推進派は、もし第二問が否決されれば自治の実質が損なわれる点を懸念した。

今まで自治運動と一線を画してきたSNPは、8月1日に第一問と第二問の双方に賛成しその賛成キャンペーンに参加すると決定した。賛成キャンペーンは「スコットランド・フォワード」(*Scotland Forward*)という超党派の組織が前面に立ち、SNP支持の大物俳優ジョン・コネリも動員する。労働党と自由民主党が賛成陣営である

のはいうまでもない。党派を越えた賛成キャンペーンが成立しなかった79年時の教訓を生かしたといえよう。一方保守党を中心とする反対派は、自治議会の設立はやがてUKを解体させる、自治は必然的に重税となると論じて「考え直そう」(Think Twice)キャンペーンを張った。しかしビジネス界の大勢は中立ないし沈黙を守った。ダイアナ妃の事故死で運動は一時中断するものの、9月11日一救国の英雄ウォリスによるスターリング・ブリッジの勝利のまさしく700年後に一自治は圧倒的多数で支持された。投票率は60.4%、第一問への賛成票が74.3%、第二問への賛成が63.5%との結果に終わったのである<sup>61)</sup>。

S. P. に基づいて作成されたスコットランド法案は、97年12月に上程された。116の条項を含む4万語の法案は、厳かに *There shall be a Scottish Parliament.* と始まる。上下両院での審議時間は約193時間に及ぶ。圧倒的な自治への支持を背景に、小修正はあっても紛糾はなく「スコットランド法」(*Scotland Act*) [本稿は S. A. と略]<sup>62)</sup> は、98年11月19日女王の裁可を得て成立した。一方スコットランド庁は、スコットランドの政党の代表と SCC や市民団体の代表、学者からなる議会運営審議会 (The Consultative Steering Group on the Scottish Parliament) を98年1月13日に設置し、議会運営の規則について98年末までに報告するよう求めた。SCC が開かれた民主主義の実現を新議会に託した経緯から、そのルール作りは大切なプロセスである。この審議会は、99年1月15日に『スコットランド議会のかたち』(*Shaping Scotland's Parliament*) [本稿では CSGreport と略]<sup>63)</sup> と題する A 4 版で176頁の報告書を刊行した<sup>64)</sup>。

99年5月6日ついに新議会選挙の投票日が到来した。投票率は59%、一党で過半数は無理との予測通り、129議席のうち労働党が56、SNP 36、保守党18、自由民主党17、緑の党1、スコットランド社会党 (Scottish Socialist Party) 1、無所属1となった。スコットランド議会も議院内閣制である。過半数の基盤を持った内閣の成立のため、第一党の労働党とそれに最も政策的に近い自由民主党とが政策協議に入ったが、両党の政策の相違点のうち大学の授業料徴収問題は紛糾した。労働党は導入を主張し自由民主党は廃止を公約していたからである。しかし13日授業料問題は「見直し」で決着し両党の連立合意が成立した。前日の12日には新議会の議長 (Presiding Officer 原語がUKの制度名と異なることに注意) に SCC の共同議長を務めた自由民主党のデイヴィッド・スティールが選出されている。自由民主党の支持を得て13日スコットランド初代の首相 (First Minister) に選ばれたのは、ドナルド・デュワー (労働党 前スコットランド相) である。11名の内閣 (Executive) にスコットランドの自由民主党からは党首で副首相となったジム・ウォリスと他一名が加わった。7月1日には女王夫妻臨席の下、スコットランド議会の開会式が盛大に行われる。新議会の議事堂には、恒久的な議事堂がホルロード宮殿の正面に完成するまで、アセンブリ・ホールがあて

られた<sup>65)</sup>。

不思議にもアセンブリ・ホールは、スコットランドという想像の共同体を具現化するフォーラムとして歴史を刻んできたのである。かつてはスコットランド教会の教会総会（General Assembly）の議場となり、さらに SCC が発足し最終自治案が採択された会場となった。そのフォーラムは、ついに 1999 年 7 月 1 日に公式のスコットランド議会を迎え入れたのであった。

## 6. SCC の実行委員長ケニオン・ライトへのインタビュー

SCC の実行委員長として実質的に自治運動のリーダーシップを取ったケニオン・ライトに、筆者は 2000 年 8 月 21 日にダンブレインのスコッティッシュ・チャーチズ・ハウスで面会した。一面識もない外国人の筆者に対し、ライトは一時間をかけてていねいに応答した。記して感謝したい。「スコットランド自治は、自家製である（Home rule is home made.）」とする自信に満ちた口調と達成感が印象に残る。このインタビューでの主なやりとりは以下の通りである。

筆者—スコットランド自治の重要性を特に強く意識したのは、いつごろか。

ライト—サッチャー政権の時から。サッチャーの強引な手法により、本来立憲的に可能でないはずの事柄が、目の前で起こっていたためである。

筆者—『スコットランドの権利の要求』と題する短い宣言文は、誰が作成したか。

ライト—SCC の設立総会のための準備会合において、私を中心となって作成した。

筆者—グリーヴ委員会による『スコットランドの権利の要求』においては、SCC の意思決定の方法として多数決も考慮されていた。しかし実際にはコンセンサスの成立によって意思決定された。これは、どのような経緯によるのか。

ライト—スコットランドにおいて多数を占めるのは、労働党である。もし多数決でいけば労働党の決定が SCC の方針となってしまう。これでは少数者を疎外し望ましくないので、コンセンサス作りを大切にした。また、SNP が SCC に加わらなかったため、コンセンサスが成立しえたという面もある。SNP は最初から独立という結論が固定しているからである。

筆者—SCC の共同議長のスティールとユーイングは、国会議員であった。エディンバラでの SCC の会合に出席するのに、不便は生じなかったか。

ライト—実質的な話し合いの場に両議長が出席するのはまれであった。むしろ重要な話し合いはエディンバラでなされ私が実務を担当した。その意味においてスコットランド自治は、自家製である（Home rule is home made.）。

筆者—SCC が直面した困難のうち、最大のものは何だったか。

ライトー1992年の総選挙での労働党の敗北と、新議会での選挙制度作り、とくに総議席数や選挙区と比例区の議席配分、男女比をめぐる紛糾である。

筆者ー新議会の成立をいつ確信したか。

ライトー1997年の5月1日、労働党による総選挙勝利の時である。

筆者ー政府の白書やスコットランド法は、SCCの文書とニュアンスが異なり内容的にも小さな相違がある。あなたは、この結果に満足しているか。

ライトー満足している。ブレアがスコットランドはUKの中にとどまると強調しているのは、彼がUKの首相であり、イングランドの有権者を納得させる義務があるからだ。

筆者ーどのような意図から、あなたは新議会議員選挙に立候補したか。

ライトー私はSCCでの経験を生かし、参加型の民主主義をさらにスコットランドに根づかせようと考えたからである。プロセス重視の政治手法を、新議会で生かしたかった。しかし落選という結果となり残念だった。私は一線を退き、再立候補の意志はない。

筆者ースコットランドに議会が成立したことの意味を、一般の人々に対して一層明らかにするために、議会は何をすべきか。

ライトー議会運営の5原則（筆者注：説明責任、応答性、開示性、アクセスしやすいこと、機会の平等）を守ること。プロセスが正しければ、良い結論が導き出される。また場当たりの政策でなく、戦略的に問題を解決する発想が大切である。

筆者ースコットランド議会が発足し、スコットランドは変わったか。

ライトー変わった。人々は自信を持つようになり、経済も好調である。人々はスコットランド議会のことを、真剣に受け止めその可能性に注目するようになった。

## 7. おわりに

20世紀後半のスコットランドは、逆境にあったといえる。1960年代から伝統産業の競争力不足は明らかとなっていた。最初の住民投票の年1979年には、さまざまな潮流が相互にぶつかりあって、スコットランド人は進むべき針路が見いだせずいたといえよう。たしかに経済は不振の度を深めていた。しかし、世界大に広がる植民地を喪失(1960年)してからまだ時は浅く、「帝国意識」の余韻からか、ロンドンでなくエディンバラを自らの政治の場とするまでには意識を転換できなかった。また北海の「石油」も魅力的であったが、国家による経済振興の期待もあった。

よくも悪くも80年代のサッチャー主義は、こうしたスコットランド人の迷いをふっきったのである。フォークランド戦争で露出されたサッチャー首相の「帝国意識」に、スコットランド人の共感はなかった。それどころか、エディンバラのアセンブリ・ホー



ルでの「世の中にあるのは、国家と個人であって社会など存在しない」との彼女の言説、信条、政策、手法のすべてが、スコットランド人一般の反発を招いた。しかもこれを投票で意趣返しすることもできなかった。総選挙で全国的には保守党が勝ち続けたからである。

保守党政権の18年は、スコットランドの野党支持者や自治推進派にとって、長い月日であった。しかし、スコットランドの知識人や国会議員たちは、その年月をただ無力感の中に空費していたのではなく、SCCを立ち上げそこで自治案を練りあげていったのである。実際スコットランド議会の設立にSCCは大きく貢献した。これは新議会の陣容からも明らかである。SCCの共同議長の一人スティールが新議長に選出された。初代首相のデュワーこそ、89年スコットランドの労働党を率いてSCC参加を決定した当事者である。またコンセンサスを重んじたSCCの方法は、労働党の文化を変えたとの指摘がある<sup>66)</sup>。SCCでの経験があって始めて、労働党と自由民主党は新議会で連立できたといえよう。さらに政権を待機する野党は何をすべきかという点においても、両党から学ぶ点は多い。

自治議会の成立が、しかし諸矛盾をすべて解決するのではない。むしろ矛盾は今までとは別次元で噴き出す可能性がある。たとえばUK政府とエディンバラの内閣の間に係争が起こったら、誰がどう解決するのだろうか。両政府の政権政党が異なったらどうなるか、また財政をめぐる紛争が起きないか、心配の種は尽きない。その問題の根源は、国家(state)でも一地方(region)でもない、今までは人々の意識の中のみ存在したスコットランドというネイションが、自治権を持つという点にある。すなわちスコットランドは、議会を持つことによって王国の中の、しかも実体を持ったネイションという中途半端な状況に立ち至ったのである。ただし、こうした曖昧さは、自治反対派やSNPにより論じ尽くされてきた。もし中途半端を嫌うならば、97年以前の現状維持か独立かの選択肢しかない。筆者は、SCCの参加者も97年に賛成票を投じた人々も、自治の持つ曖昧さと困難とを認識のうえで、現状を改善するという意図を持ち敢えてスコットランド固有の政治空間を作り出す決断をしたのだと、考えている。スコットランドという共同体は、この重い決断によって、アセンブリ・ホールの中に形を与えられ、政治的共同体として歩き始めたのである。

## 註

- 1) 1926年このSecretaryは閣僚となったので以降スコットランド相と訳した。
- 2) 20世紀末における主権国家連合王国をめぐる状況については、一條都子「イギリスの解体？」西川、宮島前掲書 234-251頁。また、本稿より政治学的な観点からの新議会の権限と構造については、弥久保 宏「現地報告 スコットランド議会の権限と構造」『議会政治研究』53号 2000年

- 2月 39-46頁。
- 3) The Scottish Constitutional Convention, *Towards Scotland's Parliament*, [以下 T. S. P. と略] Edinburgh, 1990, p. 18.
  - 4) スコットランドの歴史については、邦語の通史として R・ミチスン編、富田理恵、家入葉子訳『スコットランド史—その意義と可能性—』未来社 1998年。
  - 5) 自治 (Home rule) と権限委譲 (Devolution) という言葉については、前者は、国家の枠組みの中でスコットランドの領域内の事柄がスコットランド人によって治められるという意味であり、後者は、中央政府が保持していたスコットランド領域内の事柄の決定権をスコットランドに委譲するという意味である。したがって両者は主体とニュアンスが異なっているものの、結果として生じる内容は同じであり、英文中では文脈に応じて互換的に用いられている。本稿でもこれに準じ、文脈に応じて互換的に使用する。またスコットランド人を、本稿の性格上「スコットランド内で選挙権を持つ人々」と定義する。
  - 6) J. Mitchell, *Strategies for Self-government*, Edinburgh, 1996, pp. 316-317.
  - 7) C. Harvie, *No Gods and Precious Few Heroes: Twentieth-Century Scotland*, Edinburgh, 1998, 3rd edition, p. 162.
  - 8) T. M. Devine, *The Scottish Nation: A History 1700-2000*, New York, USA, 1999, pp. 586-588.
  - 9) Harvie, *op. cit.*, p. 164.
  - 10) Devine, *op. cit.*, p. 589.
  - 11) L. Paterson, ed., *A Diverse Assembly: The Debate on a Scottish Parliament*, Edinburgh, 1998, p. 75.
  - 12) J. McFadden & M. Lazarowicz, *The Scottish Parliament: An Introduction*, Edinburgh, 1999, p. 6.
  - 13) G. Hassan, ed., *A Guide to the Scottish Parliament*, Edinburgh, 1999, p. 32.
  - 14) C. Harvie, *Scotland and Nationalism: Scottish Society and Politics 1707-1994*, London, 2nd edition, 1994, p. 203.
  - 15) K. Wright, *The People Say Yes: The Making of Scotland's Parliament*, Argyll, 1997, p. 140.
  - 16) Harvie, *No Gods and Precious Few Heroes*, p. 193.
  - 17) Wright, *op. cit.*, p. 195.
  - 18) R. J. Finlay, *A Partnership for Good?: Scottish Politics and the Union Since 1880*, Edinburgh, 1997, pp. 161-163; J. Mitchell, "Scotland in the Union, 1945-95: The Changing Nature of the Union State", p. 98, in T. M. Devine & R. J. Finlay, ed., *Scotland in the 20th Century*, Edinburgh, 1996, pp. 85-101.
  - 19) Devine, *op. cit.*, pp. 606, 612-614; Finlay, *op. cit.*, p. 164.
  - 20) Devine, *op. cit.*, pp. 602, 608. 議席数の動向は, A. Brown, D. McCrone & L. Paterson, *Politics and Society in Scotland*, London, 2nd edition, 1998, p. 8.
  - 21) Mitchell, *Strategies for Self-government*, pp. 233-234, 245-246, 292.
  - 22) Brown, *op. cit.*, p. 8.
  - 23) J. Peat & S. Boyle, "Scotland in Overview", pp. 22-23, in B. Jamieson, ed., *An Illustrated Guide to the Scottish Economy*, London, 1999, pp. 10, 20.
  - 24) Brown, *op. cit.*, p. 84.

- 25) Hassan, *op. cit.*, p. 75.
- 26) Devine, *op. cit.*, pp. 592-594.
- 27) Harvie, *No Gods and Precious Few Heroes*, p. 169.
- 28) Devine, *op. cit.*, p. 596.
- 29) Harvie, *No Gods and Precious Few Heroes*, p. 171; Devine, *op. cit.*, p. 596-597.
- 30) Devine, *op. cit.*, pp. 598-599, 614.
- 31) Jemieson, *op. cit.*, pp. 8-33.
- 32) Harvie, *No Gods and Precious Few Heroes*, pp. 176-177; Devine, *op. cit.*, pp. 608-609.
- 33) Harvie, *No Gods and Precious Few Heroes*, p. 177.
- 34) Wright, *op. cit.*, p. 23.
- 35) B. Taylor, *The Scottish Parliament*, Edinburgh, 1999, p. 32.
- 36) Wright *op. cit.*, pp. 30-31; Taylor, *op. cit.*, pp. 33-34; O. D. Edwards, ed., *A Claim of Right for Scotland*, Edinburgh, 1989, pp. 1-2.
- 37) 同党には第1章で言及しなかったためここで議席数を記しておく。72議席中83年の総選挙で8, 87年9, 92年9, 97年10と推移した。Alice, *op. cit.*, p. 9.
- 38) Paterson, *op. cit.*, pp. 169-173.
- 39) Wright, *op. cit.*, pp. 39-47; Taylor, *op. cit.*, pp. 36-44.
- 40) Taylor, *op. cit.*, p. 46; Scottish Parliament, *Scottish Parliament Opening Ceremony: Official Souvenir Brochure*, Edinburgh, 1999, p. 35.
- 41) Wright, *op. cit.*, pp. 59-104.
- 42) *T. S. P.*, pp. 19-20; Taylor, *op. cit.*, p. 45. 以後 SCC 参加の諸政党, 特に労働党や自由民主党について, 限定をつけない場合, それは SCC に参加したスコットランドの労働党, 自由民主党を指すものとする。
- 43) Wright, *op. cit.*, p. 52.
- 44) この革命については, 富田理恵「スコットランドと『1688-90の革命』—ダンディとその周辺農村からみて—」『史学雑誌』第101編 第6号 1992年 75-96頁参照。
- 45) N, M. de S. Cameron, ed., *Dictionary of Scottish Church History and Theology*, Edinburgh, 1993, p. 188.
- 46) Edwards, *op. cit.*, pp. 9-53.
- 47) *T. S. P.*, p. 1.
- 48) The Scottish Constitutional Commission, *Further Steps: Towards a Scheme for Scotland's Parliament*, [以下 F. S. と略] 1994.
- 49) Taylor, *op. cit.*, pp. 49-64; Wright, *op. cit.*, pp. 124-202.
- 50) 北アイルランドではすでに比例制が導入されている。
- 51) *T. S. P.*, p. 12.
- 52) 原語では Additional Member System で, 日本での概念は, ブロックに相当する。
- 53) Wright, *op. cit.*, p. 156.
- 54) *Ibid.*, pp. 184-188.
- 55) *F. S.*, pp. 5-21.
- 56) Taylor, *op. cit.*, pp. 57-59, 64-65; Wright, *op. cit.*, pp. 209-215; SCC, *Scotland's Parliament. Scotland's Right.*, Edinburgh, 1999, p. 23;

スコットランド自治運動（富田理恵）

- 57) Scotsman, 8 May 1999. T. Austin, ed., *Guide to the House of Commons May 1997*, London, 1997, pp. 300-301.
- 58) Taylor, *op. cit.*, pp. 69-81; Wright, *op. cit.*, pp. 239-256.
- 59) Austin, *op. cit.*, pp. 326-327.
- 60) Scottish Office, *Scotland's Parliament*, Edinburgh, 1997.
- 61) Taylor, *op. cit.*, pp. 82-139.
- 62) *Scotland Act*, The Stationary Office, London, 1998. A 4 版で 109 頁の冊子となっている。
- 63) The Consultative Steering Group, *Shaping Scotland's Parliament*, The Scottish Office, Edinburgh, 1999.
- 64) Taylor, *op. cit.*, pp. 138-142; Hassan, *op. cit.*, pp. 9-11.
- 65) Taylor, *op. cit.*, pp. 1-11; Scotsman, 2 July 1999.
- 66) Hassan, *op. cit.*, p. 28.

## サッチャー主義と近代国家の変貌

### ——英国—EC 関係を手がかりに——

友 岡 敏 明

#### はじめに

エドワード・ヒース首相によって実現した英国の EC 加盟（1973年1月1日、ただし、加盟を有効とする国内法＝「1972年ヨーロッパ共同体法」の成立は1972年10月17日）は、英国にとってまさに歴史的偉業の名に値した<sup>1)</sup>。それは、ヨーロッパを舞台に民族国家が存亡を競った時代に英国が得意とした大陸政策との永遠の訣別を意味したからである。ハロルド・マクミラン首相によって EEC 加盟交渉担当の無任所大臣に指名（1960年7月27日）されて以来、その職務のために奔走すること12年であった。

しかし、「グレート・ブリテンと英連邦、強力な米国、そしてきっとソ連もまた、と私は信頼するが、これらの国々が新生ヨーロッパの友人でありスポンサーでなければならぬ」と、戦後間もない時期にヨーロッパのあり方についてウィンストン・チャーチルがチューリッヒ演説（1946年9月19日）で訴えた時に、すでにヨーロッパは英国の操作の対象であることを止めていた。時は、ヨーロッパを分断する「バルト海のシュテッテンからアドリア海のトリエステにいたる大陸に下ろされた鉄のカーテン」を指摘した有名なフルトン演説（1946年3月5日）の半年後、また、共通経済問題に対する多面的関係の樹立を条件とした大規模なヨーロッパ復興援助のためのマーシャル・プランの発表（1947年6月5日）に先立つ9ヶ月前のことで、ちょうど悲劇の舞台となったヨーロッパをどうするか思案する時期にあたっていた。ナショナリスティックな相克の発生源となったヨーロッパ、そしてそれに引きずられた英国や世界が二度と奈落の底に落ちない道は、とチャーチルはなおも深い思いやりをヨーロッパに示した。

「〔それは、〕ヨーロッパ・ファミリー（The European Family）を再創造することである。……われわれは一種のヨーロッパ合衆国（a kind of United States of Europe）を建設しなければならない。……ヨーロッパ・ファミリーの再創造の第一歩は、フランスとドイツの間のパートナーシップでなければならない。このようにしてのみフランスがヨーロッパの道徳的リーダーシップを回復することができる。精神的に偉大なフランスと精神的に偉大なドイツがなければヨーロッパの再生はありえない。ヨーロッパ合衆国の構造がしっかり

と真の意味で打建てられた暁には、個々の国家の物質的力はこれまでほどには重要でなくなる。小国は大国と同じ重要性を持ち、共同の大義に向かっての貢献によって名誉を手中にするのである<sup>2)</sup>。

そのようなヨーロッパ・ファミリーに加盟交渉（公式加盟申請は1961年8月18日）に奔走中のヒースは、BBCからの情報の提供によって、この演説の録音された肉声を聞いたのであるが<sup>3)</sup>、奇しくもマクミランの加盟申請がド・ゴールの「ノン」（1963年1月14日）によって実らなかった年のことであった。古いナショナリズムと頑迷な国家主権といった悲惨な戦争の元凶との訣別の呼びかけは、ヒースにしては聞きなれた往年の声に乗ったものであっただけ、彼に「爽快な気分」（feelings of exhilaration）を与えたことは、当然以外のものではなかった<sup>4)</sup>。しかし、ヒースは、同時に、英国および英連邦は「ヨーロッパ合衆国」の協力者にすぎず、「ヨーロッパ・ファミリー」の圏外にある別個の存在とされたことの限界をも知っていたのである。だからこそ、ヒースは「布教的情熱」（missionary zeal）をもって畢生の仕事として加盟交渉に奔走し、その奉られたあだ名は「ミスター・ヨーロッパ」であった<sup>5)</sup>。同時に、そうしたチャーチルの限界は、偉大なチャーチルにして英国を圏外に置く「20年間にわたるフランスと英国の誤った政策」<sup>6)</sup>に荷担したことになる。これを逆に言うならば、英国の遅れ馳せながらのEC加盟は、その「誤った政策を修復した」<sup>7)</sup>ものであったとの位置づけを得るのである<sup>8)</sup>。

加盟交渉は、時間をかけて出来上がった原加盟6カ国の共通の立場に踏みこんだ分、英国は「要求の多い国」（demandeur）、「共同体に共感しない国」（non-communautaire）、の汚名を甘受せざるをえなかった<sup>9)</sup>。そして、加盟後の汚名は、「気の乗らない仲間」（reluctant partner）であった<sup>10)</sup>。問題は、この「気の乗らない仲間」が単なる一方的な利得の要求に由来するのではなく、根本問題としての客観的条件の産物でもあったことである。英国特有の政体（constitution＝国柄）としての主権的機関＝議会の存在、ルール・オブ・ロー、プラグマティズム、そして政治的主権者たる英国民に巣くう極めて消極的な世論である<sup>11)</sup>。特に、マーガレット・サッチャーの登場が政権党内で対ヨーロッパ熱を冷まし、ヨーロッパ関心の優先順位を下げたと指摘される<sup>12)</sup>。しかし、英国の主権を守る伝統に訴える根拠をサッチャーに提供したのが他でもないヒースの英国議会への言質であったのである。

「われわれは、発展しつつある共同体の枠組みの中でナショナル・ステートのアイデンティティを維持すべきことにはっきりと同意したのである。これはつまり次のことを意味するに他ならない。すなわち、〔超大型政府の執行的官僚組織たる〕ヨーロッパ委員会のこれまでの、そして今後における貢献は貴重ではあるが、〔各国政府を代表する立場に立つ者が構成する〕閣僚理事会が重要事項の決定を行う討議の場であり続けるべきだということ

とである……。このことは……共同体への加盟がナショナル・アイデンティティーの喪失とか本質的な国民主権の侵食を伴うものではないことを明瞭に保証するものである」<sup>13)</sup>。

これが、サッチャーが継承した英国の伝統であった。「サッチャーはヒースが持つヨーロッパの理想に対する共感をまったく持たなかった」<sup>14)</sup> とは、単純化された反サッチャリズムである。確かに、サッチャーが節操を曲げることなくこの伝統に忠実であったことが政治的争点化されて、やがてサッチャーの失脚を招くことになるのであるが、問題は、サッチャーが持たなかったとされる「共感」の中身である。それはサッチャーが継承した英国の伝統と深い関係を持つものである。対ヨーロッパ関係で示した彼女の政治的認識とその影響力を具体的に追うことによって、サッチャーが共感的でなかったことの内容を明らかにし、もってヒースやマイケル・ヘゼルタインのような「EC 共感派」(pro-EC)<sup>15)</sup> の場合以上に、EC/EU が移行しつつある「人工的巨国家」(artificial mega-state)<sup>16)</sup> と苦闘する英国の姿を浮き彫りにすることができる。それは、ポスト近代国家の時代にあっても未だに歴史的役割りを果たし終えないで残る近代的主権国家の姿である。以下、EC から EU への進行過程という具体的な文脈の中にサッチャーの評言を埋めこむことによって、作業を進めることにする<sup>17)</sup>。

## 第1章 「単一ヨーロッパ市場」の夢

保守党の1979年選挙用マニフェスト(公約集)は、「次の保守党政府はECの成功に取り組む気構えを加盟国仲間に本物だと確信させることによって英国の影響力を回復するであろう」と謳っていた<sup>18)</sup>。しかし、首相就任(1979年5月4日)早々にサッチャーに課せられた任務は、EC予算の分担問題を解決することであった。そして、これをめぐって採った彼女の対EC姿勢が対決のそれであったことによって<sup>19)</sup>、サッチャーに帰せられる芳しくない評価は、

「あの女性はヨーロッパの理想に対する共感の念を持たないオールド・ファッションのナショナリストである。彼女は必要とされる広い政治的ヴィジョンではなく会計の点からだけで計算する。……パリから見ていると、英国政府は共同体の制度を発展させる必要性があるとの信念をほとんど表明することがないようである」

であった<sup>20)</sup>。それは、執拗に問題を提起しEC首脳とEC委員会を辟易させたいいわゆる「英国問題」(British Problem)であった。しかし、フォンテンヌブローEC首脳会議(1984年6月25/26日)にいたって、英国は主張を認められて、この「問題」は落ち着いた<sup>21)</sup>。この解決を祝して、同会議参加の首脳たちは異口同音に「共同市場の歴史的瞬間」とか議長国「フランス大統領にとって大きな成功」と称え合った<sup>22)</sup>。しかし、フォンテンヌブロー会議が称えられるべきは、分担問題という消極面での問題解決だけではな

く、ECの将来を構築する積極面へのEC挙げての取組みの端緒、英国のそれへの積極参加という変化であった。

その“変身”ぶりは、首脳会議用にサッチャーが用意した「ヨーロッパーその未来」と題するディスカッション・ペーパーに現れている<sup>23)</sup>。そこに盛られた提言の骨子は、未来の幸福の基礎となる経済的・社会的・政治的な成長を促進するための政策遂行に向けた本体的な部分と、この政策遂行に際しての手續に関する現実的な提言の部分とからなっていた。本体的部分の骨子は次のようであった。

〈共同体の強化に向けて〉

- ① 産品と役務の「真正の共同市場」(the genuine common market in goods and services)の創設
- ② 通商にとっての域内通商障害の除去による「全面的に統合された共同市場」(fully integrated common market)のダイナミックな効果の普及
- ③ 規格の統一(harmonize standards)と迅速で効率的な通関(more rapid and better coordinated customs procedures)
- ④ 通関および出入国手續の簡素化(simplify and speed up customs and other formalities)とこれによる市民の域内移動の自由の確保
- ⑤ 従来の共同体農業政策(CAP)への一定の評価と無駄な出費のカット
- ⑥ 10年かけて効率的で活力ある産業部門のための基礎作り
- ⑦ 科学的分析と証明と産業の費用および効率へのしかるべき尊敬とを基礎とした環境問題の解決
- ⑧ 加盟国の言語の学習と文化交流の促進
- ⑨ さまざまなセクターにおける優先性と政策を洗い直して政治的方向付け(political direction)を行うこと

〈世界におけるヨーロッパ〉

- ⑩ 以上の共通通商政策を超えた共通外交政策のための政治的協力の必要性
- ⑪ ヨーロッパの安全保障にとっての米国の中心的役割
- ⑫ ヨーロッパの貿易慣行の自由化とガットの強化

〈機構改革〉

- ⑬ 17名構成のEC委員会規模を縮小し、歴代委員長が協力することの必要性
- ⑭ EC理事会の表決については、全会一致と多数決を原条約の遵守。極めて重要な国益がかかっている案件では、理由の十分な開陳を条件に合意に至るまでの徹底的な討論。
- ⑮ EC理事会は年2回(3回の開催の場合は、1回は非公式)
- ⑯ EC議会に加盟国民の関心と希望を反映する工夫
- ⑰ 議会への十分な情報提供



以上の項目が、サッチャリズムの属性である市場の自由化、規制緩和、競争導入をまだ明示的に含んでいない点、また未だ浮上しない主権問題への言及がない点で、後出の「ブルージュ演説」とは異なることには注目しておいてよい。しかし、英国の得意とする EC 規模での経済的活性化を中心とし、「全面的に統合された共同市場」も経済的レベルの EC を前提としていた点は、「ブルージュ演説」の枠内である。

EC はすでに、ミッテランから「再出発」(re-launch) の号令を受けて、コールもこれに魅了されていた<sup>24)</sup>。ブリュッセル EC 首脳会議は(1984年3月19/20日)、そのような方向と軌を一にして、「新政策」(new policies) に合意し、その中には「真正の経済的統合」(genuine economic union) を視野においた新しい経済活性化や共同体の進化を発揮するための「域内市場の強化」(strengthening of the internal market) が含まれていた。さらに、これを実現するフレームワーク・プログラムとして「共同体内通商のための手続きの決定的な簡素化」(a decisive simplification of formalities in trade within the Community), 「競争条件の標準化」(harmonize conditions of competition), 特に保険・運輸等の「サービス業種の漸進的な自由化」(progressively liberalize trade in services) などが打出されていた<sup>25)</sup>。英国の提言は、このような「再出発」の潮流に乗って<sup>26)</sup>、英国の積極的参与・推進のメッセージとなった意味において、EC 各国政府からの受けも良かったのは、当然であった<sup>27)</sup>。

「再出発」は、「域内市場を完成する」と題する EC 委員会の報告書——サッチャーが任命した EC 委員会委員アーサー・コックフィールド卿の手になる——「ホワイト・ペーパー」に先ず現れた(1985年6月)<sup>28)</sup>。報告書は、理念に関わる沿革を扱う「序」、身体的障害の除去を扱った「第1部」、技術的障害の除去を扱った「第2部」、財政的障害を扱った「第3部」、および個別分野ごとの1992年までの行程表を付した「補遺」からなっていた。この報告書のユニークさは、域内市場の完成の必要性が夙に認められながらも手つかずのままになっていた最終目標時期(target date)と障害除去の詳細な行程表(detailed programme)を盛りこんだ点にあった<sup>29)</sup>。目標に向かって計画表の達成が絶えずモニターされていく<sup>30)</sup> EC 運営のリゴリズムの始まりがここにあった。サッチャーは、ホワイト・ペーパーの作者となったコックフィールドにつき、「偉大な才能をもった生まれつきのテクノクラート」だが「政体の主権(constitutional sovereignty)、国民感情、自由への刺激といった、より大きな政治的問題を無視する傾向があった」と評価して、彼を次期(1989年)委員として起用しなかった<sup>31)</sup>。すでに、リゴリズムの始まりとともに、EC 委員会にサッチャーとの軌轢の幼芽があったのである。ただ、こうした目標を定めて驀進する冷徹な新しい運営方針も、過去数年次にわたる EC 首脳会議における確認に基づく提言を受けていたし<sup>32)</sup>、さらに、

「原条約は、そもそもの出発から、製品の移動に対する規制のない統合された単一域内市

場の創設，人，役務および資本の自由移動に対する障害の排除，共同市場内の競争が歪められないようにするためのシステムの確立，共同市場の適正な作動のために必要な法制の接近，共同市場の利益となる間接税制の接近，を構想していたことは明らかである」<sup>33)</sup>。

と，そのレジティマシーを確認することを忘れなかった。続けて，

「ヨーロッパは十字路の立っている。われわれは決議・決定を推し進めるか，さもなくて凡庸なヨーロッパに墮すかのいずれかである。われわれはヨーロッパの経済統合を完成する決意をするか，または必要とされる膨大な仕事に立ち向かう政治的意志を欠くために，ヨーロッパが単に1つの自由貿易地域に進化することを認めてしまうかのいずれかである。……ちょうど関税同盟が経済統合に先行せざるを得なかったように，経済統合はヨーロッパ連合に先行するのである。したがって，この白書が提案するのは，原条約が明確に描いた道に沿って共同体が前進するよう時を移さず歩を進めることである」<sup>34)</sup>。

ホワイト・ペーパーの提出を受けたミラノ EC 首脳会議（1985年6月28/29日）は，これを裏書きし，同時に，機構改革（特に，首脳会議の全会一致方式から多数決方式をできるだけ多く取り入れようとする意思決定方式）に関する，アイルランド代表 Dooge を責任者とするアド・ホック委員会の答申<sup>35)</sup> に基づく討議と，条約改正の審議のための政府代表者会議（Intergovernmental Conference）（以下，IGC）を開催することを決定した（定期的首脳会議で十分として英国，デンマーク，ギリシアは反対）<sup>36)</sup>。ルクセンブルグ第1回（9月9日）および第2回（10月21日）の IGC を経て，ルクセンブルグ EC 首脳会議（1985年12月2/3日）においては，単なる関税同盟の域を脱した，いわゆるヒト・モノ・カネの自由移動を実現する自由経済圏の確立とそれに合目的な意思決定方式を盛りこんだ「単一ヨーロッパ議定書」（Single European Act）（以下，「議定書」）の骨子が同意された。さらにブリュッセル IGC（1985年12月16/17日）における最終文面の確定，ルクセンブルグにおける調印式（1986年2月17日，27日）を経て，同「議定書」が発効した（1987年7月1日）<sup>37)</sup>。

さて，「共同体は1992年12月31日をもって満了する期間内に漸進的に域内市場を確立することを目的とした政策を採用することとした」と高らかに謳った<sup>38)</sup>「議定書」は，EC「再出発」の成果であるとすれば，サッチャーのビジョンの結実でもあった。サッチャーは，「議定書」の骨子を討議・決定したルクセンブルグ EC 首脳会議後の深夜の記者会見において，本会議において「達成されたことに私は満足である」と述べ，また振り返っても，「単一ヨーロッパ議定書と称されるようになるものの最初の果実は英国にとってよいものであった。ついに，共同体は，わが国産業にとってあらゆる好機となる巨大市場としての役割りに徹する本来のその軌道に戻った，と私は感じた」と確認の言葉を残している<sup>39)</sup>。英国（したがってサッチャー）と EC が一体となって EEC 設立の原条約に謳う「より緊密な統合」（a closer union）へ進展しようとした，そして

「気の乗らない加盟者」のイメージを払拭しようとした、いわばハネムーンの時期であったのである。それは、後のロンドン EC 首脳会議（1986年12月5/6日）が、サッチャー議長の下で、「EC 首脳会議は過去1年の域内市場の進展が着実に加速していることを歓迎し、単一ヨーロッパ議定書が発効すればこの進捗がさらに増すことを期待する」と展望したことにも現れていた<sup>40)</sup>。また、サッチャーは、後年（1993年）になっても、「私は単一ヨーロッパ市場を欲するから、単一ヨーロッパ議定書に調印したことは正しかったと未だに信じている」と回顧し<sup>41)</sup>。「われわれが経済的利益をともなった単一市場を達成するために払わなければならなかった犠牲」として「共同体における多数決の増加」を見たが<sup>42)</sup>、これととも、拒否権の発動によって自由主義に基づく市場統合が妨害を受けるくらいなら、多数決制が拒否権に取って代わることの方がよしとしたからであった<sup>43)</sup>。

むしろ、「議定書」についてのサッチャーの唯一とも思える気がかりは、EC委員会の権限・役割の強化であった。特に、「理事会は、委員会の提案に基づいて、特別多数によって、関連するすべての部門におけるバランスのとれた進展を確保するために必要なガイドラインや条件を決定しなければならない」といった追加条項に示されるような<sup>44)</sup> EC委員会のイニシアチブの拡大は、「説明責任を持たない新種の政治家」（a new breed of unaccountable politicians）<sup>45)</sup> の出現をもたらす土壌となりえたからであった。はたして「単一ヨーロッパ議定書は私の意図や当時下された公式の作業についての理解とは反対に、EC委員会や欧州裁判所が中央集権化の方向ににじり寄るための展望を与えた」<sup>46)</sup> とサッチャー自身が述懐したように、このハネムーンが霧消し、彼女の足元をすくうようになる事態が単一市場に向けた驀進中に生まれてきたのであった。

## 第2章 対決の温床

サッチャーの述懐のうち、EC委員会との関連で生じた“期待に反した”動向を3点指摘することができる<sup>47)</sup>。しかも、それらはすべて、EU条約に流れこむ要素であった。

### 【I】社会的考慮

第1は、経済活性化を狙った単一市場の追求に併行して、EC規模での均一な労働者の地位・権利の確立へ向けた併行運動である。「ドロール委員会」の設置に少し先立って、EC委員会は、「経済的考慮と社会的考慮の均衡をとり、単一統合市場がもたらし得る社会的影響に関して労働組合が表明する正当な懸念に対して回答が与えられることを可能とする仕方で、域内市場を完成することを目的とした」社会政策の指針を打出した（1988年2月24日）<sup>48)</sup>。この「社会的考慮」（social considerations）が競争を可

能ならしめる経済・通貨統合と並んで、歴代の首脳会議やIGCを通じて、EU条約の構成要素たる「社会政策に関する付属議定書」および「英国を除くEC加盟諸国間で締結された協定書」となった社会政策文書に仕上げられていくものである。これは、労働組合が牛耳る英国社会を解放し、規制緩和と競争原理を旗印にしてきた社会の再生を図ったサッチャリズムを逆なでする政策であったため、サッチャーはこれを嫌い、メジャーもマーストリヒトにおける交渉で受入免除を承認させた。

## 【II】経済・通貨統合

第2は、発効後1年を待たないで、ハノーヴァーEC首脳会議(1988年6月27/28日)によって、単一市場確定とその永続化のためのより集中的、効果的な政策調整を探る「ドロール委員会」(正式名称=「経済と通貨の統合に関する研究委員会」(Committee for the Study of Economics and Monetary Union))が設置され、ここから生まれた「経済と通貨の統合」(Economic and Monetary Union) (以下、EMU)の政策である。この政策の根拠は、「議定書」の「第1章：経済と通貨の政策における協力(経済と通貨の統合)」で、「議定書」が確認する諸目的を実現するという文脈で、EMUは経済統合の度を増す結果としての企業活動のダイナミズムに有利な競争環境を後押し、域内市場の効果を強化することであった<sup>49)</sup>。

「ドロール委員会」の報告書、「ECにおける経済と通貨の統合に関する研究委員会報告書」(Report of the Committee for the Study of Economic and Monetary Union in the EC)——いわゆる「ドロール報告」(1989年4月)——は、3部構成を採り、第1部で経済・通貨の統合の経緯と現状を扱い、第2部でEMUの特徴と意味について述べ、第3部ではEMU設立にいたる具体的な段取りを提唱した<sup>50)</sup>。特に、第3部は報告書の心臓部分で、先のホワイト・ペーパーのエートスを引き継いだ目標設定主義に基づき政策をリードする実践的原理部分であるだけに、サッチャーの反発が強く出る部分であった。これを整理すれば下表のようになる。

|      |   |
|------|---|
| 第1段階 | EMU創設の始動期で、答申時期と1990年7月との間に始める。資本移動の自由化および加盟国間のより緊密な通貨協力とマクロ経済協力の確立を内容とする。  |
| 第2段階 | 各国通貨政策を監視・調整するためのヨーロッパ中央銀行体系(European System of Central Banks=ESCB)を樹立する。これは新条約の締結以降だが、国家レベルから共同体レベルへの全面的権限移譲に先立つ練習グラウンドとされる。 |
| 第3段階 | 交換レート比率を不可逆的に固定し、経済・通貨政策に関する全権限をESCBをはじめとするヨーロッパ機関に移行させる。   |

「ドロール報告」は、以後、のEU条約の調印(1992年2月7日)に向けて一気呵成の疾駆<sup>51)</sup>を開始し、その進度に沿ってEC委員会とサッチャーの軋轢は露骨の度を加

えていくことになる。

### 【III】政治的統合

第3は、ミッテラン、コールの提案とベルギー政府提出の文書に関する討議から、「政治的統合へのコミットメント」(commitments to political union)の確認であった(1990年4月28日)<sup>52)</sup>。この独・仏枢軸のイニシアチブは、単一市場の進展という状況への対処というレゾン・デートルを持ち、市場が統合され単一化されれば「単一共同体」が進むという新しい状況に見合った域内の各制度のあり方と域外に対する政策調整のメカニズムを検討することは、時代の推移からして整合的であった。そうした検討課題への取組みはいったん外相会議に委ねられたが<sup>53)</sup>、ダブリン EC 首脳会議(1990年6月25/26日)における「広範な意見交換」の後、1990年12月14日のローマにおけるIGCでEMUをも含めた総合的条約改正の準備をすることが決定された<sup>54)</sup>。しかし、後に見るように、ローマ臨時 EC 首脳会議(1990年10月27/28日)の際に、議長国イタリアのアンドレオッティ首相は、IGCの討議結果を待つことなく、政治的統合を議題とした。しかも、その意見集約の内容が、EC委員会が公開した政治的統合部分の条約改正に関する「委員会見解」(Commission Opinion)に沿ったものであっただけ、サッチャーの反発が強かったのは、やがて見る通りである。この「委員会見解」は、ECが一体的な政治圏となったときの運営原理を明確にし、かつアンドレオッティの誤った采配によったにしろ EU 条約までの筋道を作った重要なドキュメントであった。

「委員会見解」は、単一共同体の運営原理を「効率と民主主義」の調和とし、この観点での解決すべき問題につき、次のように提言した<sup>55)</sup>。

- ① 「プールされた主権」(pooled sovereignty)の共同行使
- ② 「連邦制タイプの組織」(federal-typed organization)
- ③ 「ヨーロッパ市民」(European citizenship)概念
- ④ 「人民主権」(popular sovereignty)とその第一の代表者としてのヨーロッパ議会(立法機関化、EC委員会委員の任命、EC行政の監視等)
- ⑤ 「補助性」(subsidiarity)の範囲の問題
- ⑥ 迅速な決定のためのより広い多数決制の活用——「政体的問題」(constitutional question)や課税、社会保障、域外人の身分等に関わる問題は除外——
- ⑦ EC委員会は「諮問」(advisory)機関か「執行」(management)機関か
- ⑧ 武力攻撃に対する双務的軍事同盟と共通安全保障政策策定のワク組

### 【IV】もう1つのヨーロッパ

こうした、「単一市場」の追求の中で生えてきた、サッチャーにとってはいわば鬼子と

なる発展、の中心にいた人物は、「議定書」作成にかかる1985年からEU条約の成立を見守った1994年までの長期にわたってEC委員長を務めたジャック・ドロールであった。EC舞台に初登場時のドロールからその後の活躍時期まで見通したサッチャーの回顧にいわく、

「当時、私が知っていたことといえば、ドロール氏が非常に知的で、エネルギーであること、そしてフランスの大蔵大臣としてミッテラン政権の当初の社会主義左派的な政策を旋回させ、フランス財政を健全な土台に置いた手腕が評価されていたということだけであった。フランスの社会主義者は、まったく手ごわい種族である。彼らは高い教育を受け、自信に溢れ、統制経済的な伝統に育まれた政治文化のおかげで心の底から計画経済主義者 (dirigiste) であった。ドロール氏とは、このような人物であった」<sup>56)</sup>。

実際、ドロールの存在は、サッチャーにとって、「議定書」成立後2年間におけるEC運営の「底深いところでの変化」(profound shift)と一体となっていった。「以前から中央に集中した権力を欲しがっていたEC委員会は、今や、強靱で有能なヨーロッパ連邦主義者に率いられるにいたった」とは、サッチャーの辛らつな今1つの回想であった<sup>57)</sup>。勿論、サッチャーは、共同体全体の動向の底に「自らのアジェンダをもつ仏・独ブロック」の存在があると見抜いていたが<sup>58)</sup>、首脳会議の原案提出機能を持つ委員会に批判の矛先が向くのは当然であった。その流れの中で正体を現したドロール構想を視界に捉え、これに「もう1つのヨーロッパ」像をぶつけることによって構想レベルでの反撃を試みたのが、サッチャーの「ブルージュ演説」(1988年9月20日)<sup>59)</sup>であった。

「ドロール委員会」が設置されて間もなく、ドロールは、2つの刺激的な演説を行った。1つは、1988年のEC議会の7月セッションにおける講演である。それは、「10年以内に経済規制、社会規制、ひょっとして税制の70%あるいはそれ以上がブリュッセルに発することになる」といった趣旨のものであった。いま1つは英国に乗り込んで同年9月8日に南英の町ブライトンで開催中の労働総同盟(TUC)大会で行った、「域内市場の完成は労働者の生活レベルや労働条件の増進を伴うようなEC規模の社会的立法が必要がある」といった趣旨のものであった<sup>60)</sup>。これらは、説明責任を持たない官僚が牛耳る、社会主義のバイアスのかかった施策で彩られていた人工国家 (identikit state)、超大型国家(super-state)、加盟各国を州に落としてしまう連邦主義(federalism)と、サッチャーに映ったのである<sup>61)</sup>。それは、まさに「現代版カロリング帝国」(a modern equivalent of the Carolingian Empire)の再創造であった<sup>62)</sup>。そこで、この流れに棹を差すための「もう1つのヨーロッパ」像に訴えたのが「ブルージュ演説」であり、そこにおける「もう1つのヨーロッパ」像を支えたのは、次の原理であった。すなわち、

- ① 主権的独立国間の意欲的で積極的な協力 (willing and active co-operation between independent sovereign states)<sup>63)</sup>

- ② 実際的な政策（非現実的な余剰産品への補助金を地域政策や職業訓練に回す等）
- ③ 規制緩和による企業奨励（国家管理より法の枠内での自由活動，ヨーロッパ中央銀行のような規制機関を考えるよりも，先ず「議定書」の定めるヒト，モノ，カネ，サービスの移動の自由の実施）
- ④ ヨーロッパ保護主義の終焉（世界に開かれたヨーロッパ）
- ⑤ 米国と共同の安全保障

これら原理は，ヨーロッパ規模での規制緩和，公正な自由競争による経済発展のための主権国家間協力といった「ヨーロッパ版サッチャリズム」（European Thatcherism）<sup>64）</sup>とも呼ばれるものであった。

「ブルージュ演説」は，さまざまに反響を呼んだ。保守党副党首ジェフリー・ハウは，ドロールに対するサッチャーの過剰反応に眉をひそめた<sup>65）</sup>。「いにしへの帝国主義的スローガンへの逆戻り」（hark back to the old imperialist slogans）<sup>66）</sup>としたのは，労働党のPro-EC陣営であった。ECの心臓部ブリュッセルからは「とんでもなく無謀で仮借なく消極的」（outrageous and unrelentingly negative）<sup>67）</sup>との批判が出た。要するに，サッチャーに言わせれば，「気絶させるような荒れ狂う反応」（reaction of stunned outrage）を引き起こしたのである<sup>68）</sup>。他方，演説は，「ヨーロッパ懐疑派」（Euro-sceptics）陣営にとって，今もって反ユーロ，反ヨーロッパ中央銀行運動において一定の世論形成力を持つブルージュ・グループ（Bruges Group）のバイブルとなるといった成果もあった。

ともあれ，上記5原理のうち最も核心的な主権国家の概念は，「委員会意見」における「プールされた主権」や「連邦制」と真っ向から衝突するものであった。また，EMUや中央集権を引きずりながらの民主主義の欠損（deficit of democracy）とも正面衝突すること，必定であった。この対立は，すでに2年後のローマ臨時首脳会議におけるサッチャーの対応を予想させるものであった。ローマ臨時首脳会議における「ノー」は，「IGCの議論を先取りできない」（prefer not to pre-empt the debate in the IGC）との表現で，アンドレオッティの手續違反を理由に，形式的には決定に応じない“留保”であったが，そのうちのあるものは実質的には「反対」の意思表示に等しかった。サッチャーが留保した項目とは<sup>69）</sup>，

- ① 共同体のヨーロッパ連合への変容の確認
- ② 連合の民主主義的レジティマシーを支え立法機能と監視機能を有する議会の強化
- ③ 加盟各国国民に加えたヨーロッパ市民の定義
- ④ 国際社会における共同体のアイデンティティーを確保するための共通の外交・安全保障政策の目的に関するコンセンサスの記録
- ⑤ 安全保障に関しては現在の限界を超えることにコンセンサスがあったことに

#### ついでに留意

であった。特に、②は来るべきEUを1つの巨大国家「スーパー・ステート」とすることの系としてある属性に他ならなかったため、サッチャーの「ノー」は否定すべくもない。こうした“留保”に、サッチャーが明確な反対を表明した「首脳会議の討論の中心となった」EMU<sup>70)</sup>に関する提案が加わった<sup>71)</sup>。かくて、「ドロール報告」や「委員会意見」からローマ臨時首脳会議にいたるECの未来へ向けた大河が流れていたとすれば、サッチャー側において「ブルージュ演説」からローマ臨時首脳会議までの彼女の思想の流れが存在したのである。ローマ臨時首脳会議は「オフィシャルなヨーロッパ」と「もう1つのヨーロッパ」の大きな決戦場であった。もしサッチャーが党首選に勝利していたならば、EUは日の目を見なかったか、かなりの遅延を免れなかったであろう。

#### 【V】退陣

ローマより帰国早々にサッチャーを見舞ったのは、先ずは、今やPro-ECに変じた野党労働党がてぐすね引く英国議会(重要な国際会議後に報告会を開く慣例)における討論であった。野党党首ニール・キノックは、

「首相は1985年に単一ヨーロッパ議定書を党議拘束と審議打切りによって庶民院を通過させたこと、1989年6月にマドリッドで他国の首脳と経済的・通貨的統合の漸次的な実現を達成することに正式に同意したこと、そして本年度のダブリン首脳会議において経済・通貨・政治の分野でのヨーロッパ連合の過程を速めることに同意したことを思い出さないだろうか。」<sup>72)</sup>。

と責めた。この“矛盾”を衝く手法は、労働党に限らずサッチャーを追及する者たちの常套手段であった。ヒースしかり、ヘゼルタインしかり、ハウしかり、またジョン・メージャーしかりであった<sup>73)</sup>。これに対して、サッチャーは、「議定書」とEMUの断絶を理由としてローマ首脳会議における反対を正当化した。

「EMUに関するドロール報告が出たとき、メージャー外務大臣(当時)から即座に出てきた言葉は、これは本当のところ通貨政策というよりは、連邦制ヨーロッパへの裏口(a back door to a federal Europe)ということであった。民主的に選ばれた機関から多くの民主的な権限を奪い、それを非選機関に与えてしまう。私は、誠にその通りだと信じる。これがEMUの定義などとの関係を持たない理由である」<sup>74)</sup>。

この民主的根拠を持たない非選機関の突出に対する戦いのみならずヨーロッパ議会の立法機関化に対する反対もまた、ECの連邦制に反対し、個別国家のアイデンティティーを守るためであった。議会答弁における有名なくだりは、次のようになっている。



「その通り、EC 委員会は権力を欲しがらる。そう、EC 委員会は非選機関(non-elected body)であって、私は EC 委員会が英国議会を犠牲にして権力を増すことに反対する。当然、私たちの意見は違う。先日の記者会見で、EC 委員会委員長ドロール氏は、ヨーロッパ議会を共同体の民主的機関〔立法と行政監視の機関〕にしたい、委員会を行政機関に、そして閣僚理事会を上院にしたいと語った。ノー、ノー、ノー」<sup>75)</sup>。

党内からも、野党にまさる破壊的な反応が起きた。国内政治において蔵相としてサッチャーの推進役を担い、そして外相としてサッチャーを補佐したハウが、ヨーロッパ版サッチャーリズムと袂を分かって辞任し(1990年11月1日)、のみならず党首に反旗を翻したのである。そこには、国家主権にこだわるサッチャーの立場を容認するか否かがかかっていた。彼は、庶民院において発せられた、かつてなく「破壊的な演説」(devastating speech) (1990年11月13日)<sup>76)</sup>——サッチャー支持者から見れば「怨恨と不満を党首に面と向かってぶつけた」(vent his bitterness and his frustration upon his leader personally) 不忠な辞任演説<sup>77)</sup>——において、次のように述べた。

「われわれは、“独立の主権的国家間の協力”という硬直化した道と“中央集権化した連邦的巨大国家(super-state)”という、これまた荒削りに表現された第2の道との間の、過度に単純化された選択肢、誤ったアンチテーゼ、ありもしないインチキなディレンマを、あたかもそれら2者の中間の道がないかのように、提示することを2度と行ってはならない。主権を“移譲する”といった用語で四六時中語ったり、2週間前に首相〔サッチャー〕が行ったように〔主権を〕“十分移譲した”と、いつともなしに執拗に放言することは、深刻な誤りである」<sup>78)</sup>。

サッチャーは、これを評して、辞任理由たる政策の違いの説明に失敗したとした<sup>79)</sup>。しかし、彼女が不屈の戦いを挑んだ「ヨーロッパの連邦制への流れ」(Europe's drift to federalism) に対抗する原理的な議論をハウが許容できなかったこと<sup>80)</sup>、その限りでハウがサッチャーの政策を否定したことは、歴然としている。この原理的な点において、ハウは、「EMU への参加で取り残されれば、厳しい危険がある。……ヨーロッパの発展に組するか、しないのか、勝手な線をもしわれわれが引くならば、わが国の財政制度や産業力のみならず、若い世代の希望にとっても悲劇であろう」として<sup>81)</sup>、もはやサッチャーは国益にとって有害であるとさえ位置づけることへ踏み切ったのである。「首相への忠誠と国民の真の利益と私が考えるものへの忠誠との間」の「悲劇的な板ばさみ」を「政府の内側から解消するのが不可能」な中、「誰かこれに立ち向かう者が出てくる時がきた」(The time has come for others to consider their own response to the tragic conflict of loyalties)<sup>82)</sup>、と“倒閣”の呼びかけまで行ったのである。

この呼びかけに間髪を入れず応じたのは、「4回目の選挙勝利に明るい展望を持つことができる」と自負した<sup>83)</sup>ヘゼルタインであった(1990年11月14日)。「サッチャー首

相はヨーロッパに対して厳しい見方 (strong view) をするが、そのような見方は内閣の閣僚の見解を反映していないと信じる。……もししかるべき対話を行って、他のすべての人間がコミットし続けているヨーロッパ政策について閣僚と合意していれば、何の問題もなかっただろう<sup>84)</sup>、と。対ヨーロッパという重要政策において閣内の統一を図りえず、私見を優先させて国策を誤ったとされたサッチャーは、「もし飛び出しておいて「兄弟たちよ、私は合意を信じます」と言ったならば、偉大な哲学も宗教もなかったであろう。合意とは意見の一致に達しないときの表現形式であって、人が違えばことがらも違うことを意味している。……私が揺らぐか、その場しのぎの簡易な道を採用すれば、現在享受しているような成功も国際的な名声もわれわれにはないであろう」、と反撃した。こうしたリーダーシップのあり方の確信に立って、ヨーロッパを「基本的に違った文化を縛り上げるためのシステム」ではなく「交渉のフォーラム」に食い止めようとしてきた、というのがサッチャーの自己認識であった<sup>85)</sup> のである。

しかし、「女帝落つ」<sup>86)</sup> (An Empress Falls) の時期は迫ってきた。改良型人头税 (コミュニティ・チャージ) 問題と並んでサッチャーの対 EC 政策は、近づく総選挙でのサッチャー率いる保守党は不利との世論調査の結果を生んでいた。その雰囲気の中で動揺する議員心理は大きな要素であった<sup>87)</sup>。1990年11月20日行われた投票で、サッチャーはヘゼルタインに52票差をつけたものの(204対152, 無効票16)、ルールにより第2回投票が必要となった<sup>88)</sup>。サッチャーが、党首継続に必要な威信と吸引力を勘案し、第2回投票への不出馬つまり首相辞任を決断したのは、その翌日であった(11月21日)。

### 第3章 抵抗の継承

サッチャーは、次期庶民院総選挙(1992年4月10日)に立候補せず、庶民院を去った。ウォルター・バジヨットというところの「効率的部分」たる内閣が主導する庶民院から「威厳的部分」を下支えする貴族院に籍を移したのは、サッチャーが首相の座を降りて1年半後のことであった。その間、サッチャーの後見下で首相の座についたメージャーは、EMUを欲する EC 多数派の首脳たちとの妥協に動いた。しかも、サッチャーの理解が追いつかないくらい、その転換のスピードは速かった<sup>89)</sup>。そうした状況で、サッチャーは「英国の未来の方向や主権国家としての英国の地位」が関わる問題では、従前に劣らず発言もした。フーヴァー財団の招きで行った演説(1991年3月8日)は、その彼女の関心の継続をごく顕著に示したものであった。

「ヨーロッパ諸国はこれ〔アメリカ合衆国〕と同じではないし、そういうことはあり得ない。ヨーロッパ諸国は、哲学の産物ではなく、歴史の産物である。国家を理念の上に建

てることはできるが、理念の土台にもう一度作り直すことはできない。……超大型国家ヨーロッパを創造しようとする試みもこれに照らして考えてみるべきである。そのような大望をもつキッカケには高貴なものあれば、ひねくれたものもあれば、ただ天真爛漫なものもある。しかし、ユートピアを追いかけるだけでは、安定した政体はできない。政治制度は、じっと我慢して時間をかけなければできない。政治制度は、進化しなければならないし、その下で生活する人間の愛情、忠誠、尊敬が不可欠である。われわれが待ち望む……ヨーロッパは、そうでないヨーロッパと比べて、幻想的でなく、はるかに实际的である。われわれのヨーロッパ、それは、それぞれ国民のアイデンティティーを誇りに思い、自由な企業活動もたらす繁栄、開放的通商、民主主義、自由への力を理解し、自由が守られ拡張される世界の方に目が向いている」<sup>90)</sup>。

メージャーは、個別事項としては、社会憲章と EMU の第 3 段階(単一通貨とヨーロッパ中央銀行)への参加を留保することによって、またヨーロッパが自己の防衛において NATO のプライマシーを確認することによって<sup>91)</sup>、サッチャー政権の方針を継承した。そして、困難な交渉の末、遂に「マーストリヒトで要求したものをすべて勝ち取った」と報じられさえた<sup>92)</sup>。彼は、サッチャーから「素晴らしく」(brilliantly)働いたと評される地点にたどり着いたのである(1991年12月10日——マーストリヒト EC 首脳会議最終日——、ただし、調印は翌年の2月7日)<sup>93)</sup>。しかし、サッチャーは、メージャーの労をねぎらいはしたけれども、EU 条約自体に賛成したわけではなかった。

「この条約によって締約国は自らのうちに今後“連合”(the Union)と呼ばれるヨーロッパ連合を打建てたのである。この条約は、ヨーロッパの諸国民(the peoples of Europe)の間によりいっそう緊密な統合(ever closer union)を創出する過程で新しい段階を記した。そこにおいて、諸決定は〔連合〕国民(the citizen)に可能な限り緊密に行われるであろう。……しかも、条約の B 条においてこの“連合”の目的を単一通貨をはじめとする経済・通貨統合を確立することであると明瞭に規定している。……コール首相が次のようにコメントしたのもうなずける。すなわち、“マーストリヒトにおいてヨーロッパ連合の礎が置かれた。EU 条約は数年後に……ヨーロッパ合衆国の創造にいたるであろう。条約は、ヨーロッパ統合の過程における決定的な新段階を画したのである”，と」<sup>94)</sup>。

ここに、ドローール委員会の下で進行してきた各国の主権を吸い上げる巨大国家への着実な歩みの前では、個別事項の得点稼ぎは吹き飛んでしまった、とサッチャーには映ったのである。「私をよく知る人たちは私なら究極のところマーストリヒトと行を共にしえなかったことを知っているであろう。私ならばそのような条約に調印することができなかったであろう」<sup>95)</sup>と、サッチャーが語ったのは、この進行に根拠をおいていたのである。そして、これが EU 条約批准議会で露出したサッチャリズムとメージャリズムの対立のメルクマールであり、保守党内の大亀裂の源泉であった。政権を降り、権力のルツボである庶民院を去りながら、なおサッチャーのこの立場は、強固な反対

グループ、ヒースのいわゆる「アンチ・マーストリヒト・マフィア」<sup>96)</sup>、「ヨーロッパ懐疑派のウィールス」としてメジャーを悩ました「嫌な奴ら」(The 'Bastards')<sup>97)</sup>のうち政治的根を残していたのである。

特に、この“マフィア”は、批准審議の第1の大きな節目、「ヨーロッパ共同体法(修正)案」(European Communities (Amendment) Bill)——正確には、「1992年2月7日にマーストリヒトにおいて調印されたヨーロッパ連合条約を有効ならしめるための法案」という——の「第2読会」(1992年5月22日)において批准反対票を投じ、その数22名であったところから、結束の固い決死的な「ダイハード22人衆」(the 22 diehards)と呼ばれた<sup>98)</sup>。法案は、370対92の大差(244票)で委員会ステージへと通過せしめられた<sup>99)</sup>。しかし、彼らは、その後の庶民院審議において、ウィリアム・キャッシュを核とする「おぞましい塹壕戦」<sup>100)</sup> (gruesome trench warfare)——メジャーの言——を展開した。それは、庶民院「第3読会」終了までの間に、本条僅か3か条規模の法案に対して600回を超える修正提案があったうち<sup>101)</sup>、およそ250回がキャッシュのものであったこと<sup>102)</sup>、審議の過程において政府に「戸惑うUターン」を次から次へと強いたこと<sup>103)</sup>、さらに後に触れるように危うくメジャーの失脚を招きかけたことに現れていた。

「第3読会」は、「ダイハード22人衆」(中21名)の反対にもかかわらず、292対112という「第2読会」に次ぐ大差(180票)で終了した(1993年5月20日)。これで形式としては「1993年ヨーロッパ共同体(修正)法」(European Communities (Amendment) Act 1993)は成立したが(1993年7月20日)、その発効には、なお、同法第7条によって、保守党が反対してきた“Social Chapter”を組みこんだヨーロッパ連合条約付属議定書の1つ“Protocol on Social Policy”への参加か不参加につき議会決定を行う手続が残っていた<sup>104)</sup>。法案成立後2日目(7月22日)の同付属議定書には不参加とする旨の政府提案<sup>105)</sup>に対して、労働党は「本院の見解により、女王陛下の政府は、同政府が社会政策に関する付属議定書に付された協定を採択する意図がある旨をヨーロッパ共同体に通告するまではヨーロッパ連合条約批准書を供託しないものとする」という修正案を提出した<sup>106)</sup>。この修正案の採決は、賛否同数(317対317)で、議長の決するところにより否決され、続く本案の政府案の採決も賛成316票、反対324票でその原案が否決された。

こうした事態を招いた責任の多くは、「ダイハード22人衆」にあった。修正案について「ダイハード22人衆」中10名(保守党全体で15名)が賛成、7名が反対、5名(保守党全体で8名中)が棄権、そして政府案について「ダイハード22人衆」中7名が賛成で、14名(保守党23名中4名がダイハード)が反対、1名(海外滞在中)が棄権であったからである<sup>107)</sup>。メジャーは最後の賭けを信任投票に求めた。すなわち、本案、修正案とも否決されたことによる最終確認投票は、信任投票として、可決されれば政府

の信任と政府提出案の承認を得たことになり、批准が成立するとし、逆に、否決されれば、議会を解散して国民の信を問う、としたのである<sup>108)</sup>。

信任投票の結果は、339 対 299 の 40 票差をもって政府は信任され、同時に、付属議定書の受容なしの条約批准が成立した。「ダイハード 22 人衆」の投票行動は、活動の主眼は条約批准阻止にあり、「10 倍も悪い野党政権」の実現に手を貸すことはしないと<sup>109)</sup>、帰国に間に合わなかった 1 名を除いて、全員、信任側に回った。ただ、この投票において、信任票 339 票の中身が保守党議席数 336 中 4 名（ダイハードの 1 名は除く）が棄権し（これで保守党員による信任票は 331 票）、これに UUP の 8 票<sup>110)</sup> を加えたものからなっていたのに対し、労働党、自由民主党、その他の政党の不信任票は合計 299 票であったわけだから、もし「ダイハード 22 人衆」が倒閣ベースで動いていれば、21 票の出入で、信任 318 票、不信任 320 票と、信任と不信任が逆転するという可能性も存在したのである。しかし、「ダイハード」はサッチャー主義者として、出身選挙区の理解と出世に対する恬淡さによって反条約批准を貫いてきたが、究極的には保守党支持者（党内統一を要求）への回答として信任に回り、これにより担当大臣ハード外相が全審議の締括り発言において、保守党の亀裂が治癒した旨を表明し<sup>111)</sup>、また党執行部もこの反乱者群に対する報復は行わないことを宣言したのである<sup>112)</sup>。

しかし、これで問題が収束したのではなかった。薄氷を踏む思いもただならなかった条約批准劇は、完全に主流/非主流とところを変えたとはいえ、凝縮したサッチャーの影響力の強さを示すものであり、その強さがメジャー政権の不信任ではなく、トニー・ブレアのもとで面目を一新した新生労働党を前にして、選挙によるメジャーの追放を生んだのである。野に下った保守党は、ウィリアム・ヘイグ、アイアン・ダンカン・スミスといった、サッチャーが鼓吹する巨大官僚制国家に対する警戒を掲げる保守党執行部を生み続けている。「私は、トニーバンディー子爵の根本的な前提、つまりヨーロッパ連合という、これまで経験したことのない新しい政治体に向かってわれわれに峰を越えさせるのがこの EU 条約であるという前提に、同意する。これ以前には、われわれは、このような道を歩んだことなく、したがって十分の主権 (quite a bit of sovereignty) を保持していたのである。われわれが今失う危険に瀕しているのはその最後の主権の部分 (the last lot) である」<sup>113)</sup>、と威厳のある場所から叫んだサッチャーの精神は、効率の部分にいる保守党のうちに、なおこだましている。キャッシュの次の表現は、その確認である。「すべての問題は未だ続く。なぜならば、マーストリヒトが描いた風景が実際に機能することができるのか英国国民は見守っていかなければならないからである」<sup>114)</sup>、と。

## さいごに

「政治家がメディアのおかげで公的なイメージをいったん作られると、それを洗い落とすことはほとんど不可能である。政治家としての生涯の重要な節目ごとにそのイメージが公衆と政治家の間に割って入る」<sup>115)</sup>、とサッチャーは述懐した。「狭い、ノスタルジックなナショナリスト」のイメージが帰せられるのが通常であった彼女には<sup>116)</sup>、万感の思いがこもっているといっている。実際、サッチャーは、英国人である限り、英国人であるヒースやヘゼルタインとの共通点も持っていた。ヨーロッパ統合は「長い伝統と期待と希望と、そして抜きがたい偏見をもった古来の民族国家(nation states)」を前提として、「経済問題でますます緊密に協働し、より広い経済的統一が必要とする他の諸制度を徐々に創り上げていく」「典型的にプラグマティックで英国的なアプローチ」に基づくのをよしとするヒースの思想も<sup>117)</sup>、「ECの諸制度は〔機械的に作るのではなく自然的に〕成長すべきであり、その成長は強制されるべきではない。例えわずかな主権でもそれを要求する圧倒的な根拠がある場合にのみ上位の権威に移譲されるべきである」というヘゼルタインの思想も<sup>118)</sup>、サッチャーのそれとして立派に通用する。ただ、分水嶺は、「物事のわかる英国人にしてドロール報告に同意できない内容はほとんどない」とし、単一通貨制、中央銀行制、資本移動の自由はすべて単一市場の本質的な構成要素であり、どれも「健全な保守党の原則」に基礎を置いているとするヒース<sup>119)</sup>と、そして「ハノーヴァー-EC首脳会議の決定に参加した」以上、「ヨーロッパ中央銀行の果たしえる役割と、いっそうの通貨統合のオプションを検討したドロール委員会についての英国の遅疑逡巡に根拠はない」とするヘゼルタイン<sup>120)</sup>と、ヨーロッパを抽象的の巨大人工国家に導いた推進役＝ドロールとするサッチャーとの間にある。しかし、彼女自身は、国粹主義者というには国際主義的であり、ただ、中央集権のメガステートから英国の議会主権とルール・オブ・ローからなる伝統を保守し、同時にブロック化によるヨーロッパの世界的孤立を防ごうとして、ブリュッセルと戦ったのである。サッチャーは、ECを英国存続の不可欠の絆としていた。「英国が加盟したヨーロッパを持ちたい」、英国は「われわれが建設するに至った協力関係をネーション・ステートとして継続するであろう」と言ったのは<sup>121)</sup>、ほかならぬ彼女であった。

サッチャーは、政権の晩年において、「われわれは議会の権力と責任の何がしかを共同体に譲ったし、私の考えでは十分に譲った」<sup>122)</sup>と硬直的に断言した。しかし、これは、金輪際、英国が変化しないということではなかった。英国の議会制とルール・オブ・ローが育んだ自由と多元主義を近代英国の至宝の伝統として、EUが中央集権化された(個別国家の権力を中央にプールした)官僚的の巨大国家への大河と彼女の目に映る限り、この流れからこの伝統を守るという限りでのサッチャーの、情念に駆られたの

ではない、覚めたナショナリズムであった。それは、サッチャーが「主権の最大の表現であるスターリング・ポンド」の行方を「未来の世代の国民、そして未来の議会が決定すべき問題である」<sup>123)</sup>として、自然の成熟を待つべしと柔軟性を示したこととの関連で捉えられるべきものである。サッチャーの EC/EU の動向に対する歴史的洞察がどの程度に正鵠を得ているかは別途の検討対象であるが、少なくとも彼女の認識を前提としたとき、主権的判断に基づきつつ主権を越えざるを得ない協力体制(公正とギブ・アンド・テーク)の必要性を主張するのは、時代錯誤でも後進性でもない。ヨーロッパを基準点にして言えば、それは、アシュフォード流に「情熱的ヨーロッパ人」(enthusiastic European)ではないにしても、冷静に計算した「確信的ヨーロッパ人」(convinced European)の像を示すものであった<sup>124)</sup>。

#### 注

- 1) Cf. John Campbell, *Edward Heath, a biography* (London: PIMLICO, 1993), p. 363.
- 2) Adopted in David Cannadine (ed.), *The Speeches of Winston Churchill* (Penguin Books, 1989), pp. 310-4.
- 3) Edward Heath, *Old World, New Horizons: Britain, Europe, and the Atlantic Alliance* (Oxford: the University Press, 1970), p. 14.
- 4) *Ibid.*
- 5) Cf. J. Campbell, *op. cit.*, pp. 762 et 119.
- 6) メージャー政権の外相ダグラス・ハードの言葉。Cited in J. Campbell, *op. cit.*, p. 363.
- 7) 同じくハードの言葉。 *Ibid.*
- 8) 同じ趣旨の言葉は、サッチャーと袂を分かったジェフリー・ハウからも聞かれる。「マクミランの見解があと10年早く1950年代にもっと明確に受け取られなかったのは、残念なことである。もし受け取られていたならば、そしてもしもっと早い段階で“何がしかの主権を移譲する”と、ごく簡単な言葉で述べる用意があったならば、EC加入の出発点から20年間われわれが共同体で目撃した闘争の随分多くのは経験せずすんだであろう」(*Parliamentary Debates*, 13 November 1990, col. 463)。
- 9) Cf. J. Campbell, *op. cit.*, pp. 122-3.
- 10) Stephen George, *An Awkward Partner, Britain in the European Community* (Oxford: the University Press, 1990).
- 11) 1970年時点の英国世論調査で加盟支持が調査対象の18%であった。また、英国が加盟したとして、共同市場が「ヨーロッパ合衆国」のようなものへと政治的に進化することについての賛否は、ルクセンブルグで75%、西ドイツで69%、フランスで67%、オランダで64%、ベルギーとイタリアで60%、それぞれ賛成を表明した。これに対して英国の賛成者はわずか30%であった。Cf. Michael Franklin and Marc Wilke, *Britain's Future in Europe* (London: The Royal Institute of International Affairs, 1990), p. 124.
- 12) Cf. Nigel Ashford, “The Political Parties”, in Stephen George (ed.), *Britain and the European Community, the politics of semi-detachment* (Oxford: the University Press, 1992),

- p. 123: “The election of Mrs. Thatcher as leader in 1975... led [the Conservative Party] to less enthusiasm and a lower priority for the EC.”
- 13) *Parliamentary Debates (House of Commons)*, 10 October 1990, col. 877.
- 14) Eric J. Evans, *Thatcher and Thatcherism* (London: Routledge, 1997), p. 82.
- 15) ヒースはいわゆる「ウェット派」(Wets) —国内的には世論の動向に敏感で政府の役割りを重視し、対外的には「EC 強度共感派」(strongly pro-EC) —の頭目、ヘゼルタインは「ダンプ派」(Damps) —「ウェット派」ほど反政府ではないが世論を気にし、「EC 共感派」(pro-EC)である —のリーダー格。Cf. Philip Norton, “‘The Lady’s not for Turning’ but What about the Rest? Margaret Thatcher and the Conservative Party, 1979–89”, *Parliamentary Affairs*, vol. 43, no. 1 (1990), pp. 49–50, 54.
- 16) Margaret Thatcher, *The Downing Street Years* (London: HarperCollins Publishers, 1993), p. 728.
- 17) これによって浮上するのは、EC 研究を専門とする研究者の一般的な傾向といわれる「より統合された共同体への英国の加担への応援」とは異なった姿であろう、ことを予め断っておきたい。Cf. Jim Bullpitt, “Conservative Leaders and the ‘Euro-Ratchet’: Five Doses of Scepticism”, *Political Quarterly*, vol. 63, no. 3 (Jul.–Sept., 1992), p. 264. 例えば、原資料を丹念に押えた緻密で優れた宮本光雄教授の論文(「イギリスと欧州統合の将来」、『成蹊法学』第45号, 139–162頁)も基調を超主権的国家連合においている。
- 18) Iain Dale (ed.), *Conservative Party General Election Manifestos, 1900–1997* (London: Politico’s, 2000), p. 281.
- 19) 就任早々サッチャーは、ルクセンブルグを訪れて、「長期的な問題だが、私が深く憂慮している問題は、共通農業政策 (Common Agricultural Policy) (以下, CAP) に要する費用である。……英国は共同体の中核的政策としての CAP を受け容れる。しかし, CAP が現在のような調子で将来とも推移することはできない。したがって, 私は, 余剰農業産物に対する補助金の無駄な支給をカットする加盟各国政府の決意が固まりつつあるのを歓迎する。……無駄な余剰産物はなくなればならない。……主婦が支払う何分の1かの破格の安値でロシアにバターを売る手助けをしなければならないか, 主婦に説明するのはたやすいことではない」と演説している。Diana Ellis, “Foreign Policy of Thatcher Government”, in Kenneth Minogue (ed.), *Thatcherism: Personality and Politics* (London: Macmillan Press, 1987), p. 101.
- 20) E. J. Evans, *op. cit.*, p. 81.
- 21) 英国は, 1984年に総額10億 ECU の補償を受け, 分担金と還流金(英国用政策費)の差額の66%の払い戻しを受ける (cf. *EC Bulletin*, 6–1984, point 1. 1. 3)。ただし, サッチャーによれば, 完全解決とはいかず, さまざまな問題が延引して, その後も存在し続けた (cf. M. Thatcher, *Downing Street*, pp. 728 ff.)。
- 22) *EC Bulletin*, 6–1984, 1. 1. 10.
- 23) M. Thatcher, “Europe—the Future”, *Journal of Common Market Studies*, vol. 23, no. 1 (1984), pp. 73–81. この原稿は, その多くの部分を当時の外相ジェフリー・ハウが草したといわれる (N. Ashford, loc. cit, p. 124)。しかし, サッチャーが自ら詳細にわたって校閲を加えたものであって (S. George, *op. cit.*, p. 176), サッチャー自身の思想を反映したものと考えてよい。また, サッチャー自身も, 「[EC の運営でコール首相を誘いこむようなミッテラン大統領の新しい動きが明るみに出たので] 来るべき [フォンテンヌブロー] 首脳会議に備えて共同体の未来に関する



- るわれわれ自身の演説原稿を作成するときに、**共同体好みの用語** (*communautaire phrases*) をふんだんに散りばめることに同意した」と言っている。M. Thatcher, *Downing Street* p. 540.
- 24) Cf. M. Thatcher, *Downing Street*, p. 540.
- 25) *EC Bulletin*, 6-1984, points 1. 1. 6.
- 26) Cf. M. Thatcher, *Downing Street*, p. 540. ただ、英国の提言は、こうした統合達成の手段として「柔軟性のあるヨーロッパ」(a flexible Europe) と題した次の一節を含んでいた。すなわち、「しかし、方法において一定の柔軟性が必要である。……[多様な加盟国の増加や国情の違等の] 実際的な理由によって、時には、新企画への参加を選択的(optional)とすることには意味がある。参加の異なったグループ間に厳格な線を引かないようにすべきである。そのような線を引くことは、民主主義的で親和的な共同体への加盟をあてにした新参国にとっては特に幻滅であろう。参加国が多くない企画を加盟国が打ち上げるとき、その企画には他の加盟国がいつでも、可能な仕方方で、参加できるように開放的にしておくべきである。……ヨーロッパ統合 (European integration) に関連するそのような作業の進展は、モニターされ、しかるべき高レベルのフォーラムでの議論を排除してはならない」と (M. Thatcher, “Europe”, p. 76)。こうした英国的なプラグマティックで漸進的な思想は、やがて出現する「ミッテランードロール」コンビが象徴する、サッチャーのいわゆる統制主義的計画経済 (*dirigisme*) (M. Thatcher, *Downing Street*, p. 547) によって傍らに押しやられてしまい、サッチャー辞任の遠因の1つとなる。
- 27) Cf. M. Franklin et al, *op. cit.*, p. 121; Geoffrey Howe, *Conflict of Loyalty* (London: Macmillan, 1995), p. 457.
- 28) COM (85) 310 final: “Completing the Internal Market”, White Paper from the Commission to the European Council (Milan, 28 and 29 June 1985).
- 29) *EC Bulletin*, 6-1985, point 1. 3. 1.
- 30) 「域内市場が最終的な形をとり始めつつある」と評価されたのは、1989年末であった (*EC Bulletin*, 12-1989, 1. 1. 4)。この直後の1990年評価報告書は、単一市場完成目標のデッド・ラインである1992年を目前にして、「ここ数ヶ月の進展は不可逆性と不安[EC理事会への期待]を特徴とする」と総評し、全会一致を要する分野での提案についてEC理事会の積極的な決定待ちのものもあるが、「単一市場はすでに共同体内通商においてダイナミックな効果を発揮しつつある」と明るい積極的評価を表明した。Cf. COM (90) 90 final: “Fifth Report of the Commission to the Council and the European Parliament concerning the Implementation of the White Paper on the Completion of the Internal Market”, e. g., Articles 7, 12 et 27.
- 31) Cf. M. Thatcher, *Downing Street*, p. 574.
- 32) “Completing the Internal Market”, pp. 3 et 7.
- 33) *Ibid*, p. 4.
- 34) *Ibid*, p. 55.
- 35) *EC Bulletin*, 3-1985, points 1. 2. 1 et 3. 5. 1 f. このレファレンス中、後者は「報告書」の内容。
- 36) *EC Bulletin*, 6-1985, points 1. 2. 2.
- 37) この経過は、次を参照。*EC Bulletin*, 9-1985, point 1. 1. 1; 11-1985, point 1. 1. 1; 12-1985, point 1. 1. 3; 2-1986.
- 38) *EC Bulletin*, 11-1985, point 1. 1. 1: “Texts from the European Council”, Internal Market, Article 1. ただ、この期限には法的義務違反を問われない旨の記録を会議録に残した (“Statements for inclusion in the record of the Conference”, Re Article 1)。条約案として作成する段

階で、Article 1 は少し表現を変えて(ただし、意味は不変)Article 8 A に配された(*EC Bulletin: Supplement*, S 2/86, p. 11)。

- 39) M. Thatcher, *Downing Street*, pp. 555 f.  
 40) Cf. *EC Bulletin*, 12-1986, point 1. 1. 6.  
 41) M. Thatcher, *Downing Street*, p. 557.  
 42) M. Thatcher, *Downing Street*, p. 553.  
 43) Cf. *ibid.* 多数決の市場統合にとっての有利さは、例えば、単一市場を生む効果的な意思決定手段となる。原条約の 70 (1) 条に次を修正追加する場合である。「理事会は、この目的のために、特別多数によって指令を発する。理事会は、最高度に可能な程度の自由化を達成するよう努めなければならない。資本移動の自由化に関して退歩を含む措置を取る場合は、全会一致を要する」(“Single European Act”, Article 28, 4: *EC Bulletin: Supplement*, S 2/86, p. 11) に現れている。  
 44) “Single European Act”, Article 28, 4: *EC Bulletin: Supplement*, S 2/86, p. 11.  
 45) M. Thatcher, *Downing Street*, p. 558.  
 46) Margaret Thatcher, *The Path to Power* (London: HarperCollins Publishers, 1995), p. 473.  
 47) 3点以外にもヒト・モノ・カネの自由移動と関係が深いのは、国境・国籍を越えた EC 全域を舞台にしたヨーロッパ国籍人の創設である。これへの始動は「単一ヨーロッパ議定書」より一步先じていて、「再出発」の雰囲気の中でフォンテヌブロー EC 首脳会議からのマンデートがアド・ホック委員会に出されたことに始まる。同委員会は、ブリュッセル EC 首脳会議(1985年3月29/30日)に「1つの国民のヨーロッパ」(A People's Europe)と題する報告書を提出した。首脳会議は、テロリズム防止と両立する限りでの国境検問の廃止を行う等の即時措置が可能な部分の実施を決定するとともに、他の長期を要する分野に関して引き続き検討し、ミラノ EC 首脳会議(同年6月28/29日)に報告書を提出するよう要請した。報告を受けた同会議は、継続した検討を行わないものの、議長国首相の書簡という形で、この報告の定めた「目標を達成し、ヨーロッパ統合(European union)へ至る道に沿って前進することに効果的な貢献をする」と述べた。Cf. *EC Bulletin, Supplement*, 7/85: “A People's Europe”, passim. これには、教育、健康等、社会的次元(social dimension)の問題として引き継がれていく項目も含まれていたし、EU条約で実現するヨーロッパ市民権の問題も残ったが、これらの検討過程は、このサッチャーの期待に反する動向には含めなかった。  
 48) Cf. *EC Bulletin*, 2-1988, point 1. 2. 1.  
 49) Cf. *EC Bulletin*, 6-1988, point 3. 4. 1; COM (90) 90 final, Articles 16 et 17.  
 50) Cf. *EC Bulletin*, 4-1989, points 1. 1. 1 to 1. 1. 5.  
 51) EMS を扱った次の EC 首脳会議のリストから明らかである。

| 首脳会議名                       | EMU に関して扱った内容  |
|-----------------------------|--|
| マドリッド会議<br>(1989年6月26/27日)  | 「ドロール報告」を「以後の作業の基礎を示す」として採択。経済と通貨の統合にいたるプロセスを「発進させた」。同報告にいう「第1段階」を「1990年7月1日に始まる」とした。Cf. <i>EC Bulletin</i> , 6-1989, point 1. 1. 1.                         |
| ストラスブール会議<br>(1989年12月8/9日) | 「第2段階」と「第3段階」を実現するのに、EC条約第236条によって必要とされる条約改正のための IGC を1990年の末までに議長国イタリアの下で開催することを多数決で決定(英国は反対)。Cf. <i>EC Bulletin</i> , 12-1989, points 1. 1. 1 et 1. 1. 11. |

|   |   |
|---|---|
| <p>ダブリン臨時 EC 会議<br/>(1990年4月28日)</p>  | <p>ドイツ統一問題を主題としながらも、域内国境なき単一市場の確立に向けた「進展」を確認し、EMU 確立の作業を「迅速に終結させ」、<br/>「1992 年末までの批准の目標」(the objective of ratification. . . before the end of 1992)を確認した。Cf. <i>EC Bulletin</i>, 4-1990, point 1. 7.</p>  |
| <p>ダブリン会議<br/>(1990年6月25/26日)</p>   | <p>共同体のダイナミックな発展を実現する決意をもって、「加盟諸国間の一体的な関係をヨーロッパ連合に変容させる過程を強化する」<br/>(intensify the process of transforming relations as a whole among Member States into a European union) ことに合意。このヨーロッパ連合の創設にとって根本的な前提が「単一ヨーロッパ議定書」の実現であり、そこに実現する市場単一化に「EMU が建設されなければならない」と確認した。Cf. <i>EC Bulletin</i>, 6-1990, points I-2 et I-5.</p>   |
| <p>ローマ臨時会議<br/>(1990年10月27/28日)</p>   | <p>① 「第1段階」開始決定から新条約批准にいたる日程の決定に続いた過程で重要な発展があったことに「満足を持って留意し」<br/>(notes with satisfaction),<br/>② 「第2段階」は、単一市場プログラムの達成、新条約の批准、等が実現する「1994年1月1日に開始する」ことを決定し、<br/>③ 通貨政策を全面的に管轄する、加盟各国の中央銀行と中央機関を包摂した「新通貨制度を創設すること」(creation of a new monetary institution) を決定し、<br/>④ 「第3段階」において、「共同体は強力で安定した ECU を持つ」ことを決定した。英国は②～④におけるこのプロセスの承認を拒否した。Cf. <i>EC Bulletin</i>, 10-1990, point I-5.</p>                       |
| <p>ローマ会議<br/>(1990年12月14/15日)</p>   | <p>この時から英国代表はジョン・メージャー首相。単一市場の「期限である1993年1月1日」が遵守されるよう「あらゆる有効なイニシアティブ」をとることとし、EC 委員会の EMU 条約草案を受理し、IGC の検討に委ねた。Cf. <i>EC Bulletin</i>, 12-1990, points I-10 to I-11.</p>  |
| <p>ルクセンブルグ会議<br/>(1991年6月28/29日)<br/><br/>マーストリヒト会議<br/>(1991年12月9/10日)</p> | <p>来る12月のマーストリヒト会議において、ローマでの英国の不承認に留意しつつ「EMU 合意が最終確定される」(an agreement on economic and monetary union could be finalized) との確信を表明した。Cf. <i>EC Bulletin</i>, 6-1991, points I-1 et I-12.<br/>分野ごとの IGC 最終合意を統合した「ヨーロッパ連合条約草案」(Draft Treaty on European Union) に合意。EMU は「今や不可逆的かつ漸次的で、堅固なコミットメント」(now an irreversible, gradual and firm commitment) となった、とした。Cf. <i>EC Bulletin</i>, 12-1991, point 1. 1. 1.</p> |

52) Cf. *EC Bulletin*, 4-1990, point I. 12.

53) Cf. *ibid.*

54) Cf. *EC Bulletin*, 6-1990, point I. 11.

55) Cf. COM (90) 600 final (Brussels, 23 October 1990): "Commission Opinion of 21 October 1990 on the Proposal for Amendment of the Treaty Establishing the EEC with a View to Political Union".

56) M. Thatcher, *Downing Street*, p. 546.

- 57) Cf. *ibid.*, pp. 558-9.
- 58) Cf. *ibid.*
- 59) "Speech at the College of Europe, Bruges, 20 September 1988", in Robin Harris (ed.), *The Collected Speeches of Margaret Thatcher* (London: Harper Collins Publishers, 1997), pp. 315-25. ブルージュ演説の原則の普及を目指して結成されたブルージュ・グループの理論についての優れた分析は、佐々木雄太「サッチャーの対外政策と反ヨーロッパ連邦主義」、『法政論集』第150号(1993年10月)、特に38~51頁参照。
- 60) ドロールの2つの演説について、cf. *ibid.*, p. 742; S. George, *op. cit.* (note 19), p. 193; E. J. Evans, *op. cit.* (note 11), pp. 84-5.
- 61) Cf. S. George, *op. cit.*, p. 194. 実際、ドロールのリードするECは労働党を親ECへと転換させていった。なお、ヘゼルタインは労働党の転換を1988年というが、1987年マニフェストで政策転換していた。Cf. Michael Heseltine, *The Challenge of Europe, can Britain win?* (London: Weidenfeld & Nelson, 1989), p. 214; Iain Dale (ed.), *Labour Party General Election Manifestos, 1900-1997* (London: Politico's, 2000), p. 280: "EEC. .. was never devised to suit us" et p. 309: "Labour's aim is to work constructively with our EEC partners".
- 62) M. Thatcher, *The Path to Power*, p. 506.
- 63) "Bruges Speech", p. 319
- 64) *The Times*, 21 September 1988: the title of the lead.
- 65) G. Howe, *op. cit.*, pp. 536-8.
- 66) *Parliamentary Debates (House of Commons)*, 6 December 1990, cols. 535-6.
- 67) *The Times*, 21 September 1988.
- 68) M. Thatcher, *Downing Street*, p. 746.
- 69) Cf. *EC Bulletin*, 10-1990, points I. 4 et seq.
- 70) M. Thatcher, *Downing Street*, p. 726. また、サッチャーは、直前の記者会見で、「拒否権を使用する」と告げていた。Cf. G. Howe, *op. cit.*, 643.
- 71) *EC Bulletin*, 10-1990, points I. 5. 「経済・通貨統合の最終局面のために、11カ国は条約の修正作業は以下の諸点に向けられると考える」とアンドレオッティが総括したように、英国は環の外であった。
- 72) *Parliamentary Debates (House of Commons)*, 30 October 1990, col. 871.
- 73) Cf. J. Campbell, *op. cit.*, pp. 768-9; M. Heseltine, *op. cit.*, pp. 22 f. ; J. Howe, *op. cit.*, pp. 405-6 et 456; John Major, *The Autobiography* (London: Harper Collins Publishers, 1999), pp. 174 et 345.
- 74) *Parliamentary Debates (House of Commons)*, 30 October 1990, col. 882.
- 75) *Parliamentary Debates (House of Commons)*, 30 October 1990, col. 873.
- 76) Nigel Lawson, *The View from No. 11: memoirs of a Tory radical* (London: Bantam Press), p. 1000; J. Major, *op. cit.*, p. 179.
- 77) Nicholas Ridley, *My Style of Government: the Thatcher years* (London: Hutchinson, 1991). p. 235
- 78) *Parliamentary Debates (House of Commons)*, 13 November 1990, col. 463.
- 79) Cf. M. Thatcher, *Downing Street*, p. 839.
- 80) Cf. *ibid.*

- 81) “Howe’s Resignation Letter to Thatcher”, *The Times*, 2 November 1990.
- 82) *Parliamentary Debates (House of Commons)*, 13 November 1990, col. 465.
- 83) Cf. J. Major, *op. cit.*, p. 181.
- 84) *The Times*, November 15, 1990, p. 16: “Why I Challenge Thatcher”.
- 85) *The Times*, November 19, 1990, p. 14: “I have not finished yet”.
- 86) メージャーの表現。J. Major, *op. cit.*, chapter 8, pp. 167ff.
- 87) Cf. N. Ridley, *op. cit.*, pp. 242-5.
- 88) 最多得票者と第2位多数得票者の差が15%以上でなければ(この場合、4票不足)、2回目の投票が必要であった。
- 89) M. Thatcher, *The Path to Power*, p. 475.
- 90) “Speech at a Lunch Sponsored by the Hoover Institution... Washington DC, 8 March 1991”, in Robin Harris (ed.), *op. cit.*, 472.,
- 91) *Parliamentary Debates (House of Commons)*, 18 December 1991, col. 285.
- 92) Cf. J. Major, *op. cit.*, p. 288.
- 93) Cf. M. Thatcher, *The Path to Power*, p. 480.
- 94) *Ibid.*, p. 481.
- 95) M. Thatcher, *The Path to Power*, p. 480.
- 96) *Parliamentary Debates (House of Commons)*, 4 November 1992, col. 309.
- 97) Cf. J. Major, *op. cit.*, Chapter 15 (342 ff.), esp. p. 349.
- 98) Cf. David Baker, Andrew Gamble and Steve Ludlam, “Whips or Scorpions? The Maastricht Vote and the Conservative Party”, *Parliamentary Affairs*, vol. 46, no. 2 (1993), p. 155. 議員名については、cf. loc. cit, 165.
- 99) 労働党以外の政党の対ヨーロッパ統合に対する各政党の方針は、政府案への賛否では明らかである。労働党は倒閣が常に念頭にあるため、マーストリヒト条約の批准に賛成であっても、反政府の投票行動になる。こうした労働党の存在と次に述べる「ダイハード22人衆」の策動がメージャーの頭痛の種になる。下表に見る「第2読会」における政党ごとの投票行動が、この頭痛の背景を示している。なお、賛成票は、公式記録で336票と記されているが、賛成議員を筆者が個々に積算したところ337票を得た。Cf. *Parliamentary Debates (House of Commons)*, 21 May 1992,

| 政党名                           | 議席数 | 終了賛成 | 終了反対 |
|-------------------------------|-----|------|------|
| 保守党 (Con)                     | 336 | 307  | 22   |
| 労働党 (Lab)                     | 271 | 2    | 59   |
| 自由民主党 (LD)                    | 20  | 16   | 0    |
| スコティッシュ・ナショナリスト党 (SNP)        | 3   | 3    | 0    |
| ブラッド・キムルー党 (ウェールズ) (PC)       | 4   | 4    | 0    |
| アルスター・ユニオニスト党 (北アイルランド) (UUP) | 9   | 0    | 8    |
| 社会民主労働党 (北アイルランド) (SDLP)      | 4   | 4    | 0    |
| 民主ユニオニスト党 (北アイルランド) (DUP)     | 3   | 0    | 3    |
| アルスター人民党 (北アイルランド) (Pop U)    | 1   | 1    | 0    |
| 計                             | 651 | 337  | 92   |

cols. 597-600.

- 100) John Major, *op. cit.*, p. 342.
- 101) Cf. David Barker, Andrew Gamble and Steve Ludlam, "The Parliamentary Siege of Maastricht 1993: Conservative Division and British Ratification", *Parliamentary Affairs*, vol. 47. no. (1994), p. 39.
- 102) Cf. David Baker et al, "Whips or Scorpions?" p. 154.
- 103) Cf. David Barker et al, "The Parliamentary Siege", (*op. cit.*), p. 56.
- 104) 「1993年ヨーロッパ共同体(修正)法」第7条は、「社会政策に関する付属議定書の問題につき担当大臣が提出する動議にしたがって各院が何らかの決定に至るまでは、本法律は発効しないものとする」と規定していた。
- 105) 付属議定書への参加か不参加かは、「1993年ヨーロッパ共同体(修正)法」第1条第2項で「承認された」(approved)ので条約批准に影響はないものの、敗北すればメジャー政権そのものの否認となる。
- 106) *Parliamentary Debates (House of Commons)*, 22 July 1993, col. 531.
- 107) Cf. *Parliamentary Debates (House of Commons)*, 22 July 1993, cols. 604-612; *The Financial Times*, 23 July 1993, p. 1.
- 108) 「本院は、社会政策に関する付属議定書の採択に関する女王陛下の政府の政策を信任する、との動議を提出します。……討議の暁には、政府が信任を得て……その政策を遂行できるか、政府が敗北し議会の解散を求めるかが待っています」(*Parliamentary Debates (House of Commons)*, 23 July 1993, col. 627)。
- 109) *The Financial Times*, 24 July 1993.
- 110) スコットランドやウェールズと異なって北アイルランドのプロテスタント政党は英国保守党との連携が強く、EC関係においてもECの介入を嫌う傾向にある。ヨーロッパへのいっそうのコミットを示す条約の批准が案件ではあるが、「第2読会」とは異なり信任投票においては、労働党よりは許容できる政党の政権との判断があった。なお、DUPの3名は棄権に回っている。
- 111) 「わが党内でこれまで繰り返された激烈な乱闘に、暫時、言及したい。オールド・ベックスリー・アンド・ヒドキャップ選出のわが党議員(ヒース元首相)の極めて自制された穏やかな物言いに習った言葉遣いをしたい。条約、したがってまた[今回の]立法措置に対する反対の議論が、難攻不落のグループによって、ここ何ヶ月にもわたって——それは何年にもわたるとすら感じれたが——、執拗に展開されてきた。その反対論は、保守党の伝統と彼らが確信する解釈に基づくものであった。私は、心の底から、彼らとは意見を異にするものである。彼らがどこかにいっってしまうか、静かに就寝することを願ったこともしばしばであった。しかしながら、彼らの闘争と議論が議会内紛争の記録に記されるであろうことを疑っていない。私は、本日、批准論議が政府案にそって終止符を打つであろうと信じる。本日以後は、われわれすべては未来に立ち向かわなければならない」(*Parliamentary Debates (House of Commons)*, 23 July 1993, col. 715)。
- 112) Cf. David Barker et al, "The Parliamentary Siege" p. 45. 「ヨーロッパ連合条約」批准が英国のEC政策をめぐる国論の分裂、保守党内亀裂を克服したことを意味しなかったことについて、梅川正美「ECと英国政治」、『日本政治学会年報・政治学1993年』, 89~102頁参照。
- 113) *Parliamentary Debates (House of Lords)*, 7 June 1993, col.
- 114) *The Financial Times*, 24 July 1993. サッチャーの「かたくななEC政策」, 「サッチャーの遺産から解放された」かに見えた「メジャー首相の独自の対応が期待される」こともあった(武

サッチャー主義と近代国家の変貌（友岡敏明）

田美智代「英国と EC 統合——政党の政策から見た統合の軌跡」、『レファレンス』497号（1992年6月）、64～65頁）。しかし、なお時代は、一瀾千里の勢いの連邦型統合と伝統的主権国家の衝突のアウトフヘーベンを許すには至っていなかった。

115) M. Thatcher, *The Path to Power*, p. 470.

116) *Ibid.*

117) ヒースが西ドイツ外相フォン・ブレンターノの言に、それを英国的と賛意を表したものである。Cf. Heath, *op. cit.*, pp. 56-7.

118) M. Heseltine, *op. cit.*, p. 90.

119) Cf. J. Campbell, *op. cit.*, p. 768. Margaret Thatcher, *The Path to Power* (London: HarperCollins Publishers, 1995), p. 473

120) Cf. M. Heseltine, *op. cit.*, pp. 88-9.

121) *Parliamentary Debates (House of Commons)*, 10 October 1990, cols. 877 et 882.

122) *Parliamentary Debates (House of Commons)*, 30 October 1990, col. 881.

123) *Parliamentary Debates (House of Commons)*, 30 October 1990, col. 874.

124) Cf. N. Ashford, *loc. cit.*